

# 上関町地域防災計画

## 本 編

〈令和6年3月改訂〉

上関町防災会議



# 目次

## 第1編 総則

第1章 計画の方針	3
第1節 目的	3
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の用語	4
第4節 計画の前提となる災害	4
第5節 防災に関する組織及び実施責任	5
第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び住民・事業所のとるべき措置	7
第2章 町の概況	14
第1節 町の地勢	14
第2節 気候と自然災害	16
第3節 事故災害	17

## 第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発	21
第1節 自主防災思想の普及啓発	21
第2節 防災知識の普及啓発	22
第3節 災害教訓の伝承	24
第2章 防災活動の促進	25
第1節 消防団（水防団）の育成強化	25
第2節 自主防災組織の育成	26
第3節 自主防犯組織の育成	29
第4節 企業防災活動の促進	29
第5節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	29
第3章 防災訓練の実施	30
第1節 町の行う防災訓練等	31
第2節 事業所、自主防災組織及び住民の行う防災訓練	33
第4章 自然災害に強いまちの形成	34
第1節 まちの現況と保全対策	35
第2節 災害危険区域の把握	36
第3節 危険家屋移転促進対策	39
第4節 孤立危険区域対策	39
第5章 災害情報の収集・連絡体制の整備	40
第1節 情報通信体制の確保	41
第2節 被災者等への的確な情報伝達	43
第6章 災害応急体制の整備	44
第1節 職員の体制	45

第2節	防災関係機関相互の連携体制.....	47
第3節	防災中枢機能の確保、充実.....	49
第4節	水防資機材の整備.....	49
第5節	複合災害への対応.....	50
<b>第7章</b>	<b>避難予防対策</b> .....	<b>51</b>
第1節	町の避難計画.....	52
第2節	学校その他防災上重要な施設の避難計画.....	60
第3節	応急仮設住宅の建設及び住宅の提供.....	60
<b>第8章</b>	<b>救助・救急、医療活動</b> .....	<b>61</b>
第1節	救助・救急活動.....	61
第2節	医療活動.....	62
<b>第9章</b>	<b>要配慮者対策</b> .....	<b>64</b>
第1節	社会福祉施設、病院等の対策.....	65
第2節	在宅要配慮者対策.....	67
第3節	避難行動要支援者対策.....	68
第4節	防災知識の普及啓発及び訓練.....	71
第5節	避難所対策.....	72
<b>第10章</b>	<b>緊急輸送活動</b> .....	<b>73</b>
第1節	緊急輸送ネットワークの整備.....	73
第2節	道路交通管理体制の整備.....	74
第3節	道路啓開.....	74
第4節	緊急輸送車両等の確保.....	75
<b>第11章</b>	<b>災害救助物資の確保、災害対策基金計画</b> .....	<b>76</b>
第1節	災害救助物資確保計画.....	76
第2節	災害対策基金計画.....	79
<b>第12章</b>	<b>ボランティア活動の環境整備</b> .....	<b>80</b>
第1節	ボランティアの位置付け.....	81
第2節	ボランティアの育成.....	82
第3節	ボランティアの登録.....	82
第4節	ボランティア支援体制の整備.....	82
<b>第13章</b>	<b>施設・設備等の応急復旧体制</b> .....	<b>83</b>
第1節	公共施設等の応急復旧体制.....	83
第2節	ライフライン施設の応急復旧体制.....	84
<b>第14章</b>	<b>火災予防対策</b> .....	<b>85</b>
第1節	一般火災予防計画.....	86
第2節	林野火災予防計画.....	93
<b>第15章</b>	<b>交通災害予防対策</b> .....	<b>97</b>
第1節	海上災害予防計画.....	97
第2節	道路交通災害予防計画.....	101
<b>第16章</b>	<b>産業災害予防対策</b> .....	<b>102</b>

第1節	危険物等災害予防計画.....	102
第2節	営農災害予防計画.....	104
第3節	地下埋設物災害予防計画.....	105

### 第3編 災害応急対策計画

<b>第1章</b>	<b>応急活動計画.....</b>	<b>109</b>
第1節	活動体制の確立.....	110
第2節	組織体制.....	111
第3節	動員配備計画.....	118
第4節	災害対策総合連絡本部.....	121
<b>第2章</b>	<b>災害情報の収集・伝達計画.....</b>	<b>122</b>
第1節	気象予警報等の収集・伝達計画.....	123
第2節	被害情報収集・伝達計画.....	134
第3節	通信運用計画.....	139
第4節	災害時の放送.....	143
第5節	広報計画.....	145
<b>第3章</b>	<b>事前措置及び応急公用負担計画.....</b>	<b>150</b>
第1節	事前措置計画.....	151
第2節	応急公用負担計画.....	153
<b>第4章</b>	<b>救助・救急、医療等活動計画.....</b>	<b>157</b>
第1節	救助・救急計画.....	158
第2節	医療等活動計画.....	161
<b>第5章</b>	<b>避難計画.....</b>	<b>176</b>
第1節	避難指示等.....	177
第2節	避難所の設置運営.....	183
<b>第6章</b>	<b>応援要請計画.....</b>	<b>187</b>
第1節	相互応援協力計画.....	188
第2節	自衛隊災害派遣要請計画.....	198
第3節	消防防災ヘリコプター応援要請計画.....	205
第4節	緊急消防援助隊受援計画.....	207
第5節	広域応援・受援体制の整備.....	209
<b>第7章</b>	<b>緊急輸送計画.....</b>	<b>210</b>
第1節	緊急道路啓開.....	211
第2節	緊急輸送体制の確立.....	212
第3節	交通規制.....	215
第4節	臨時ヘリポート設定計画.....	219
<b>第8章</b>	<b>災害救助法の適用計画.....</b>	<b>222</b>
第1節	災害救助法の適用.....	222
第2節	賃金職員等の雇い上げ計画.....	228

<b>第9章</b>	<b>食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画</b>	<b>230</b>
第1節	食料供給計画	230
第2節	飲料水供給計画	234
第3節	生活必需品等の供給計画	238
<b>第10章</b>	<b>保健衛生・動物愛護管理計画</b>	<b>242</b>
第1節	防疫及び食品衛生監視	243
第2節	遺体の処理計画	246
第3節	清掃計画	251
第4節	動物愛護管理	258
<b>第11章</b>	<b>応急住宅計画</b>	<b>259</b>
第1節	応急仮設住宅の供与	259
第2節	被災住宅の応急修理支援	263
<b>第12章</b>	<b>水防計画</b>	<b>264</b>
第1節	計画の目的及び性格	266
第2節	町及び住民等の責務	266
第3節	職員の配備体制及び所掌事務	267
第4節	水防用備蓄器具、資材の整備、確保	269
第5節	気象状況等の連絡系統	270
第6節	雨量、水位等の連絡系統	271
第7節	水防警報	273
第8節	水防活動	275
第9節	公用負担	279
第10節	水防標識・身分証票・水防信号	280
第11節	水防訓練	282
第12節	水防協力団体	282
<b>第13章</b>	<b>災害警備計画</b>	<b>283</b>
第1節	陸上警備対策	283
第2節	海上警備対策	283
<b>第14章</b>	<b>要配慮者支援計画</b>	<b>284</b>
第1節	避難誘導・避難所の管理等	284
第2節	保健・福祉対策	287
<b>第15章</b>	<b>ボランティア活動支援計画</b>	<b>290</b>
第1節	一般ボランティアの支援体制	290
第2節	専門ボランティアの支援体制	292
第3節	他市町の災害救援活動への支援	292
<b>第16章</b>	<b>応急教育計画</b>	<b>293</b>
第1節	文教対策	293
第2節	災害応急活動	302
<b>第17章</b>	<b>ライフライン施設の応急復旧計画</b>	<b>303</b>
第1節	電力施設	303

第2節	ガス施設	304
第3節	水道施設	305
第4節	電気通信設備	308
<b>第18章</b>	<b>公共施設等の応急復旧計画</b>	<b>309</b>
第1節	公共土木施設	310
第2節	公共施設	314
<b>第19章</b>	<b>火災対策計画</b>	<b>316</b>
第1節	火災防ぎょ計画	317
第2節	林野火災対策	325
<b>第20章</b>	<b>交通災害対策計画</b>	<b>333</b>
第1節	海上災害対策計画	334
第2節	航空災害対策計画	342
第3節	陸上交通災害対策計画	344
<b>第21章</b>	<b>産業災害対策計画</b>	<b>345</b>
第1節	危険物等災害対策計画	345
第2節	農産物対策計画	349
第3節	家畜管理計画	352

## **第4編 復旧・復興計画**

<b>第1章</b>	<b>公共施設の災害復旧・復興計画</b>	<b>357</b>
第1節	町の活動体制	358
第2節	公共施設災害復旧の基本方針	358
第3節	災害復旧事業の推進	358
第4節	計画的な復興	363
<b>第2章</b>	<b>被災者の生活再建計画</b>	<b>364</b>
第1節	被災者の生活確保	365
第2節	義援金及び見舞品の受入れ・配分	379
<b>第3章</b>	<b>被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画</b>	<b>381</b>
第1節	被災中小企業者の援助措置	381
第2節	被災農林水産業関係者の援助措置	382



---

# 第 1 編 総 則

---





# 第1章 計画の方針

## 第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を礎に、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、上関町（以下「町」という。）において防災上必要と思料される諸施策について、上関町防災会議が作成する計画である町域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、町、山口県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び住民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、住民がその有する全機能を有効に発揮して、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の性格

- 1 この計画は、国の防災基本計画及び県の地域防災計画に基づき、町域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。  
したがって、他の計画等で定める防災に関する部分はこの計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。  
また、指定行政機関、指定公共機関等の防災業務計画に抵触するものではない。
- 2 この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災関係機関の災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。
- 3 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努める。
- 4 計画の具体的実施に当たっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努める。

### 第3節 計画の用語

この計画における用語は、次のとおりとする。

- |            |   |
|------------|---|
| 1 災対法      | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）   |
| 2 救助法      | 災害救助法（昭和22年法律第118号）   |
| 3 町防災計画    | 上関町地域防災計画   |
| 4 町本部      | 上関町災害対策本部   |
| 5 県防災計画    | 山口県地域防災計画   |
| 6 県本部      | 山口県災害対策本部   |
| 7 要配慮者     | 高齢者、障害者、乳幼児、難病患者、妊産婦、外国人その他の特に配慮を要する者   |
| 8 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者 |

### 第4節 計画の前提となる災害

#### 1 自然災害

暴風、竜巻、豪雨、地すべり、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、豪雪、その他異常な自然現象（地震、津波を除く。）

#### 2 事故災害

大規模な火災若しくは爆発、可燃物・有害物等の大量流出、海上災害、航空災害、陸上交通災害、産業災害その他の大規模な人為的事故

## 第5節 防災に関する組織及び実施責任

### 第1項 上関町防災会議

町は、上関町防災会議条例（昭和38年条例第139号）の規定により、防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るほか、町長の諮問に応じて町域に係る防災に関する重要事項を審議し、意見を述べることなどを主な任務とする上関町防災会議を設置する。

#### 1 会長

上関町長

#### 2 委員

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 3人
- (2) 山口県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 6人
- (3) 山口県警察官のうちから町長が任命する者 1人
- (4) 町長が部内の職員のうちから指名する者 11人
- (5) 柳井広域消防組合職員のうちから町長が任命する者 1人
- (6) 指定公共機関の職員のうちから町長が任命する者 5人以内
- (7) 教育長
- (8) 消防団長
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 3人以内

### 第2項 実施責任

#### (1) 上関町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的公共団体として、町域並びに住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

#### (2) 山口県

県は、市町を包括する広域的な地方公共団体として、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

#### (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力し、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

#### (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、町及び県

の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共団体及び住民・事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。

また、町その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

住民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努める。

## 第 6 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 及び住民・事業所のとるべき措置

町、県及び町域を管轄し、又は区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等が防災に関して処理する事務又は業務及び住民・事業所のとるべき措置は、おおむね次のとおりである。

### 第 1 項 上関町

機関名	事務又は業務の大綱
上関町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町防災会議及び町災害対策本部に関すること。</li> <li>2 住民に対する防災思想の普及啓発及び訓練の実施に関すること。</li> <li>3 防災に関する物資及び資機材の備蓄整備及び供給に関すること。</li> <li>4 防災に関する施設又は設備の整備に関すること。</li> <li>5 町が管理する建築物、土木施設の災害予防に関すること。</li> <li>6 防災に関する情報通信・伝達体制の整備及び管理運営に関すること。</li> <li>7 住民への気象情報、災害情報の伝達に関すること。</li> <li>8 被害情報の収集及び県、防災関係機関への伝達及び報告に関すること。</li> <li>9 消防、水防その他の応急措置に関すること。</li> <li>10 避難の指示等及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。</li> <li>11 被災者の救助及び救護措置に関すること。</li> <li>12 保健衛生、文教、治安対策に関すること。</li> <li>13 施設・設備の応急復旧に関すること。</li> <li>14 緊急輸送の確保に関すること。</li> <li>15 関係団体、防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関すること。</li> <li>16 地域内の公共的団体及び住民等を対象にした自主防災組織の育成指導に関すること。</li> <li>17 その他災害発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること。</li> <li>18 災害広報に関すること。</li> <li>19 ボランティアの活動支援に関すること。</li> <li>20 義援金品の受入れ・配分に関すること。</li> </ol>

### 第 2 項 消防機関

機関名	事務又は業務の大綱
柳井地区広域消防組合 消防本部 柳井消防署南出張所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災に関する訓練の計画・立案の指導・助言及び訓練の実施に関すること。</li> <li>2 防災に関する施設・設備の調査に関すること。</li> <li>3 災害に関する情報等の収集・伝達に関すること。</li> <li>4 被災者の救難・救助に関すること。</li> <li>5 避難・誘導活動に関すること。</li> </ol>
上関町消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集・伝達及び被害実態の把握に関すること。</li> <li>2 住民の避難誘導等に関すること。</li> </ol>

### 第3項 県及び県の機関

機関名	事務又は業務の大綱
山口県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県防災会議及び県災害対策本部に関すること。</li> <li>2 町及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること。</li> <li>3 防災に関する調査、研究に関すること。</li> <li>4 県土保全事業等に関すること。</li> <li>5 防災に関する組織の整備に関すること。</li> <li>6 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること。</li> <li>7 防災に関する物資等の備蓄に関すること。</li> <li>8 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること。</li> <li>9 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること。</li> <li>10 災害時の広報に関すること。</li> <li>11 災害の防ぎよと被害拡大の防止のための応急措置に関すること。</li> <li>12 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること。</li> <li>13 防疫その他保健衛生に関すること。</li> <li>14 被災県有施設及び設備の応急措置に関すること。</li> <li>15 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。</li> <li>16 要配慮者対策に関すること。</li> <li>17 ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること。</li> <li>18 女性の視点を踏まえた防災対策の推進に関すること。</li> <li>19 自衛隊の災害派遣に関すること。</li> <li>20 他の都道府県との相互応援に関すること。</li> <li>21 救助法に関すること。</li> <li>22 災害時の文教対策に関すること。</li> <li>23 文化財の防災対策及び復旧に関すること。</li> <li>24 災害時の公安警備対策に関すること。</li> <li>25 災害復旧・復興の実施に関すること。</li> <li>26 その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。</li> </ol>
県警察本部 柳井警察署 上関駐在所 室津駐在所 祝島駐在所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集・伝達及び被害実態の把握に関すること。</li> <li>2 被災者の救出・救護に関すること。</li> <li>3 避難の指示及び誘導に関すること。</li> <li>4 緊急交通路の確保に関すること。</li> <li>5 信号機等交通安全施設の保全に関すること。</li> <li>6 遺体の検視に関すること。</li> <li>7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序の維持等に関すること。</li> <li>8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。</li> <li>9 危険物等の大量流出時における防除活動に関すること。</li> </ol>

機関名	事務又は業務の大綱
柳井土木建築事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設関係の被害状況の取りまとめに関する事。</li> <li>2 河川、海岸保全、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の整備及び災害防止対策に関する事。</li> <li>3 港湾等の整備及び災害防止に関する事。</li> <li>4 道路、橋梁、公園等の整備及び災害防止対策に関する事。</li> <li>5 被災公共土木施設の応急復旧に関する事。</li> <li>6 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関する事。</li> <li>7 応急仮設住宅の建設に関する事。</li> <li>8 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興融資に関する事。</li> <li>9 公営住宅の被災状況調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>10 宅地開発に伴う防災に関する事。</li> <li>11 警察と連携した緊急輸送路の確保に関する事。</li> <li>12 応急復旧に必要な資機材の調達、確保並びに建設業者等の連絡調整に関する事。</li> </ol>
柳井農林水産事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産業関係の被害状況の取りまとめに関する事。</li> <li>2 漁港、海岸保全施設の被害状況の取りまとめに関する事。</li> <li>3 農林業用施設の消防、水防及び応急復旧に関する事。</li> <li>4 農林水産業関係の金融対策に関する事。</li> <li>5 応急仮設住宅用木材の確保に関する事。</li> <li>6 農産物の病虫害防除対策に関する事。</li> <li>7 家畜の管理、防疫に関する事。</li> <li>8 災害対策用船舶（漁船）のあっせんに関する事。</li> <li>9 災害救助用鮮魚類及び冷蔵食品の確保措置に関する事。</li> <li>10 漁港関係施設の整備、及び災害防止対策に関する事。</li> <li>11 漁港関係施設の応急復旧に関する事。</li> </ol>
柳井健康福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境衛生施設に係る被害状況の調査報告に関する事。</li> <li>2 給水の確保、あっせんに関する事。</li> <li>3 被災地における食品衛生及び環境衛生（ごみ、がれき処理、清掃）に関する事。</li> <li>4 一般被災関係及び社会福祉施設の被害状況の調査報告に関する事。</li> <li>5 現地における災害救助関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>6 災害救助法に基づく救助の実施に関する事。</li> <li>7 町の救助業務の指導及び連絡調整に関する事。</li> <li>8 救助物資の現地配分、配送に関する事。</li> <li>9 その他災害救助部長が指示する事務又は業務</li> <li>10 医療施設に係る被害状況の調査報告に関する事。</li> <li>11 被災者の救助、医療救護に関する事。</li> <li>12 地区医師会、医療機関との連絡調整及び県本部との間の調整に関する事。</li> <li>13 医療に関して町の指導及び応援に関する事。</li> <li>14 被災者の健康管理、保健相談に関する事。</li> <li>15 保健、防疫に関して町の指導及び応援に関する事。</li> <li>16 医療品及び衛生器材の確保に関する事。</li> <li>17 毒物、劇物等の保安対策の指導、応急対策に関する事。</li> </ol>
山口県漁業協同組合 光熊毛統括支店	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 組合員の被災状況調査及び援護に関する事。</li> <li>2 水産物の被災応急対策の指導に関する事。</li> <li>3 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する事。</li> <li>4 飲食物の摂取制限等の実施に関する事。</li> <li>5 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事。</li> </ol>

#### 第4項 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務の大綱
中国四国農政局 山口地域センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関する事。</li> <li>2 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設の防護に関する事。</li> <li>3 自ら管理又は運営する施設設備の整備に関する事。</li> <li>4 農林関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関する事。</li> <li>5 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関する事。</li> <li>6 営農資材の供給、病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握に関する事。</li> <li>7 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設について災害復旧計画の樹立に関する事。</li> <li>8 被災農林漁業者に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく経営資金等、農林漁業金融公庫の資金等の融資に関する事。</li> <li>9 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。</li> </ol>
徳山海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関する事。</li> <li>2 航路標識の施設の保全に関する事。</li> <li>3 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関する事。</li> <li>4 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等の輸送の協力に関する事。</li> <li>5 警報等の伝達、避難の勧告及びその誘導に関する事。</li> <li>6 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関する事。</li> <li>7 災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等に関する事。</li> </ol>
福岡管区気象台 下関地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。</li> <li>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事。</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。</li> </ol>
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>2 電波の監理及び電気通信の確保に関する事。</li> <li>3 災害時における非常通信の運用監督に関する事。</li> <li>4 非常通信協議会の指導育成に関する事。</li> <li>5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関する事。</li> </ol>
山口労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工場等、事業場における安全衛生管理に関する事。</li> <li>2 災害復旧事業実施に伴って発生が危惧される労働災害の防止の指導、監督に関する事。</li> <li>3 労働者災害補償保険の給付に関する事。</li> <li>4 失業者の雇用確保、雇用保険の給付に関する事。</li> <li>5 被災地の復興に必要な労務の確保に関する事。</li> </ol>

機関名	事務又は業務の大綱
中国地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関すること。</li> <li>2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の支援に関すること。</li> <li>3 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への助言に関すること。</li> <li>4 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。</li> <li>6 災害時における交通確保に関すること。</li> <li>7 海洋汚染の防除に関すること。</li> <li>8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣。</li> <li>9 その他、緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切な応急措置の実施に関すること。</li> </ol>

## 第5項 自衛隊

機関名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第17普通科連隊 海上自衛隊 第31航空群 航空自衛隊 第12飛行教育団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣の準備に関すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集</li> <li>(2) 災害派遣計画の作成</li> <li>(3) 防災に関する教育訓練の実施</li> </ol> </li> <li>2 災害派遣の実施に関すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施</li> <li>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与</li> </ol> </li> </ol>

## 第6項 指定公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 山口県支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関すること。</li> <li>2 輸血用血液の確保、供給に関すること。</li> <li>3 被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関すること。</li> <li>4 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する自発的協力の連絡調整に関すること。</li> <li>5 義援金の受入れ・配分に関すること。</li> </ol>
日本放送協会 山口放送局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。</li> <li>2 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関すること。</li> <li>3 放送施設、設備の整備保守管理に関すること。</li> </ol>
西日本電信電話株式会社 山口支店	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信施設・設備の整備及び防災管理に関すること。</li> <li>2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。</li> <li>3 被災電気通信施設・設備の応急復旧に関すること。</li> </ol>
株式会社NTTドコモ 中国支社山口支店	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。</li> <li>2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。</li> <li>3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。</li> </ol>
中国電力株式会社 山口支店柳井営業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関すること。</li> <li>2 被災施設・設備の応急復旧に関すること。</li> </ol>

機関名	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 山口県支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関すること。</li> <li>2 輸血用血液の確保、供給に関すること。</li> <li>3 被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関すること。</li> <li>4 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する自発的協力の連絡調整に関すること。</li> <li>5 義援金の受入れ・配分に関すること。</li> </ol>
日本放送協会 山口放送局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。</li> <li>2 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関すること。</li> <li>3 放送施設、設備の整備保守管理に関すること。</li> </ol>
西日本旅客鉄道株式会社 柳井駅	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 列車の運転規制に関すること。</li> <li>2 旅客の避難、救護に関すること。</li> <li>3 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。</li> <li>4 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。</li> <li>5 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。</li> </ol>
日本郵便株式会社 上関郵便局 上関港郵便局 祝島郵便局 長島郵便局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持に関すること。</li> <li>2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除、被災地宛ての救助用郵便物の料金免除に関すること。</li> <li>3 かんぽ生命保険業務の非常取扱いに関すること。</li> <li>4 利用者の避難誘導に関すること。</li> </ol>
日本通運株式会社	災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。
独立行政法人国立病院機構 (中国四国グループ)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における国立病院機構の医療班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む）の派遣又は派遣準備に関すること。</li> <li>2 広域災害における国立病院機構からの医療班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む）の派遣に関すること。</li> <li>3 災害時における国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること。</li> </ol>

## 第7項 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
公益社団法人山口県バス協会 防長交通株式会社 平生営業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 旅客の安全確保に関すること。</li> <li>2 避難者、救助物資の輸送の協力に関すること。</li> <li>3 輸送施設・設備の防災対策及び復旧に関すること。</li> </ol>
山口放送株式会社 テレビ山口株式会社 株式会社エフエム山口 山口朝日放送株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。</li> <li>2 災害時における広報活動及び被害情報の速報に関すること。</li> <li>3 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること。</li> <li>4 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関すること。</li> </ol>
一般社団法人 山口県医師会 熊毛郡医師会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。</li> <li>2 負傷者の収容並びに看護に関すること。</li> </ol>
公益社団法人 山口県看護協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護活動 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 救急医療及び助産活動に関すること。</li> <li>(2) 負傷者の収容及び看護に関すること。</li> </ol> </li> <li>2 健康管理活動 避難所地域等における保健指導その他健康管理に関する必要な業務</li> </ol>

機関名	事務又は業務の大綱
一般社団法人 LPガス協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス施設の防災対策の実施及び管理に関すること。</li> <li>2 災害時におけるガスの供給確保に関すること。</li> <li>3 被災施設の応急対策及び復旧に関すること。</li> </ol>

## 第8項 公共的団体

機関名	事務又は業務の大綱
J A南すおう農業協同組合 上関支所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 組合員の被災状況調査及び援護に関すること。</li> <li>2 農作物の被害応急対策の指導に関わること。</li> <li>3 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する こと。</li> <li>4 飲食物の摂取制限等の実施に関すること。</li> </ol>
上関町商工会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災商工業者の援護に関すること。</li> <li>2 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する こと。</li> </ol>
社会福祉法人 上関町社会福祉協議会	被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関する こと。
上関町連合婦人会 各地区会長 上関町建設業協同組合	防災及び災害救助活動の協力に関すること。
公益社団法人 山口県歯科医師会 一般社団法人 山口県薬剤師会	災害時における緊急医療に関すること。

## 第9項 住民・事業所のとるべき措置

区 分	とるべき措置
住 民	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害を防止するため相互に協力するとともに、各々で実施可能な防災 対策を講じること。</li> <li>2 町及び県が行う防災事業に協力するよう努めること。</li> </ol>
防災上重要な施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 病院、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。</li> <li>(2) 利用者に対する避難の誘導、安全対策に関すること。</li> </ol> </li> <li>2 石油類等の貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。</li> <li>(2) 施設周辺の住民に対する安全対策に関すること。</li> </ol> </li> <li>3 社会福祉施設、学校等の管理者 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災対策及び被災施設の復旧に関すること。</li> <li>(2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること。</li> </ol> </li> </ol>
その他の企業	<p>町及び県等が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を 図るためおおむね次の事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設利用者及び従業員に対する避難誘導、安全対策の実施</li> <li>2 従業員に対する防災教育訓練の実施</li> <li>3 防災組織体制の整備</li> <li>4 施設の防災対策及び応急対策の実施</li> <li>5 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄</li> </ol>

## 第2章 町の概況

### 第1節 町の地勢

#### 第1項 位置・地形

上関町は、山口県の南東部に位置し、室津半島の先端とその南側に連なる長島、その西側の瀬戸内海に浮かぶ祝島及び南東側に位置する八島を中心に、半島部と島しょ部から成る山口県最南部の町である。

町域面積は34.69km<sup>2</sup>で、半島部の中央部に位置する標高526.7mの皇座山を最高峰に、半島部、島しょ部ともほとんど全域が山地丘陵によって占められ、平野部は極めて少ない。

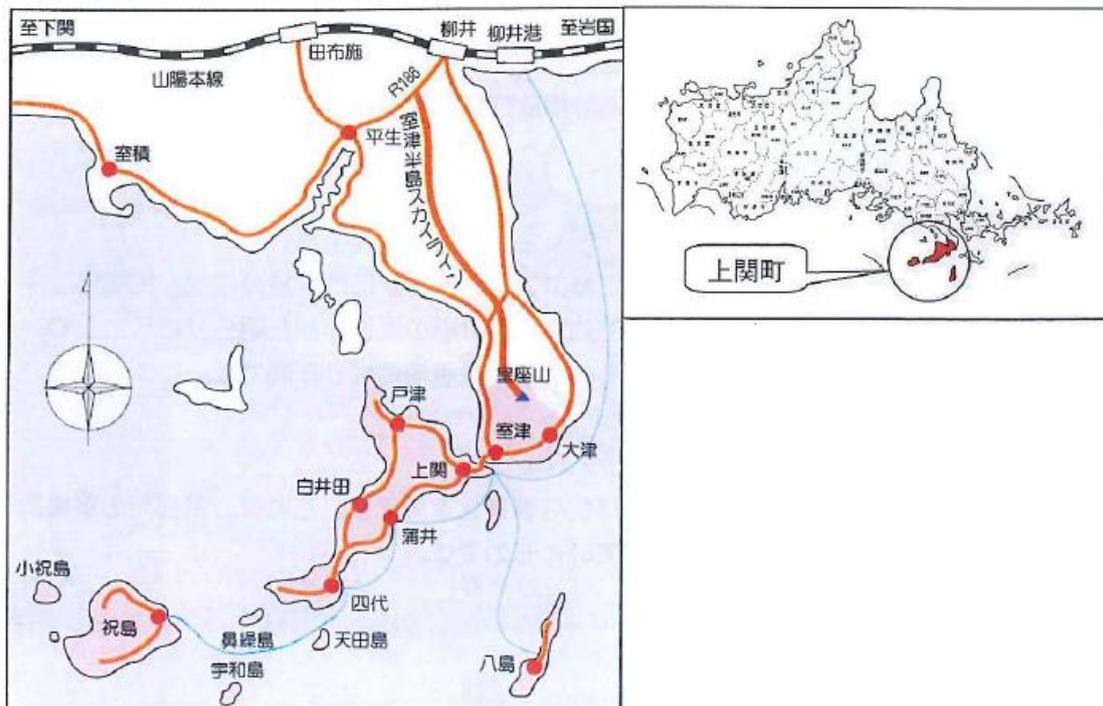
このため、地形が錯そうして急傾斜地が多く、地すべり、山崩れ、土石流等の発生要因を多く内包し、台風の常襲的な経路に当たっている。

また、海岸線の延長は88.9kmと長く、高潮や津波被害の危険性も有している。

#### 1 位置と地勢

位置		広さ		
東 経	131° 59' 60" ~132° 8' 20"	東 西	南 北	面 積
北 緯	33° 42' 60" ~33° 51' 60"	20.5km	16.5km	34.69km <sup>2</sup>

#### 2 上関町の位置



## 第2項 人口

令和2年の総人口は2,342人（国勢調査）で、減少傾向が続いている。

しかし、高齢者（65歳以上）が総人口に占める割合は著しい増加傾向にあり、令和2年における高齢者の総人口に対する割合は56.4%に達している。

このため、高齢者への対応が強く求められており、また、要配慮者に対する災害発生時における対応と配慮が重要な課題となっている。

### □ 人口の推移

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	a	4,307人	3,706人	3,332人	2,803	2,342
高齢者人口	b	1,872人	1,762人	1,628人	1,504	1,321
前期高齢者人口 (65～74歳)	c	979人	781人	623人	592	517
後期高齢者人口 (75歳以上)	d	893人	981人	1,005人	912	804
高齢者人口比率	(b/a)	43.5%	47.5%	48.9%	53.7%	56.4%
後期高齢者人口比率	(d/a)	20.7%	26.5%	30.2%	32.5%	34.3%

## 第3項 交通

幹線道路は、県道が光上関線、柳井上関線及び祝島線（祝島）の3路線で、道路網は、そのうちの県道光上関線を軸に町道が形成されるという構造になっている。町道については、1車線の離合しにくい道路が多い。

海上交通は、町営の連絡船が上関－室津－八島間を運行し、また、祝島－四代－蒲井－上関－室津及び柳井港（柳井市）間を民間の連絡船が運行している。

## 第2節 気候と自然災害

### 第1項 気 候

本町は、瀬戸内型気候区に属し、雨量が少なく、温暖な気候であり、平成29年から令和3年の間の5年間の平均気温は15.9℃、年平均降水量は1,793.9mmである。しかし、地形的に島しょ部と半島であるために、飲料水の確保には困難が伴う。

また、海に面する地形から、冬季は北西の季節風が強く、大規模火災に拡大する危険性もある。

### 第2項 台 風

台風は、海水温が低い場所や陸地などでは衰弱するため、町に接近する場合は、九州や四国に上陸した後に弱まっていることが多く、九州などに比べれば台風による被害は少ないと言える。しかし、台風は一般の低気圧と比べれば、猛烈な風と雨を伴っているので警戒を怠ることはできない。特に、勢力の強い台風が、九州の西海上を衰弱することなく北上して、対馬海峡を通過したときや長崎県に上陸した後北東に進んだ場合には、県内でも大きな災害が発生し、本町においても被害が発生している。令和2年7月豪雨では、道路の崩落等、町全域に被害が及んでいる。

#### 1 台風による風

台風の風は、海上では進行方向の右側で風が強い非対称な分布となる。しかし陸上では、地形により風向や風速が変わる。風向きにより地域に特有の強風域や弱風域が現れることが多いため、風が弱いからといっても警戒する必要がある。

#### 2 台風による雨

台風による雨は、多量の降水をもたらす。特に、強風を伴っているため、山岳によって強制上昇がおこるような地形では雨量が著しく増加し、時には、日雨量が300mmを超えるような雨を降らせることもある。

また、熱帯低気圧又は温帯低気圧に衰えた後でも大雨を降らせることがあるので警戒を怠ることはできない。

#### 3 台風による高潮

台風による高潮は、強風による海水の吹き寄せと、気圧低下による海水の吸い上げによって海面が異常に高くなる現象をいう。高潮が満潮時に重なると潮位は著しく高くなり、さらに高波がこれに加わる。河川の下流部では、降雨による水位の上昇が加わり被害を大きくすることがある。

### 第3項 大 雨

大雨による災害は、集中豪雨で起きることが多い。同じ場所で積乱雲の発生が繰り返される場合や同じ場所に積乱雲が次々に移動することにより長時間同じ場所で強い雨が続き、集中豪雨となる。集

中豪雨は梅雨前線付近や低気圧、台風、太平洋高気圧の周辺部などで発生しやすく、特に、梅雨前線が停滞したり、梅雨前線上を低気圧が通過する場合などに発生しやすい。

また、平坦地の少ない上関町では、大雨による土砂災害にも警戒が必要である。平成5年の7月には、大雨による土砂災害により室津で死者を含む被害が発生している。

#### **第4項 高潮災害**

周防灘沿岸は、古来より高潮災害の常襲地区であり、特に、満潮時に発達した台風が県内に上陸若しくは極めて近くを通過した場合、高潮が起こりやすく被害も大きくなる。平成3年の9月27日には、台風19号による浸水で、死者を含む被害が出ている。

このため、町の海岸では、高潮災害を防ぐために、過去最大の台風が最悪のコースで通過した場合を想定して、堤防の嵩上げ・補修が進められている。しかし、さらに想定外の台風が襲来する可能性もあり、被害を最小限に食い止めるため、常に注意しておく必要がある。

### **第3節 事故災害**

近年の社会・産業の高度化、複雑化、多様化を背景として、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁などの道路構造の大規模化に伴い、海上災害、航空災害、危険物等災害、大規模な火災、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についても一層の充実強化が求められている。



---

## 第2編 災害予防計画

---

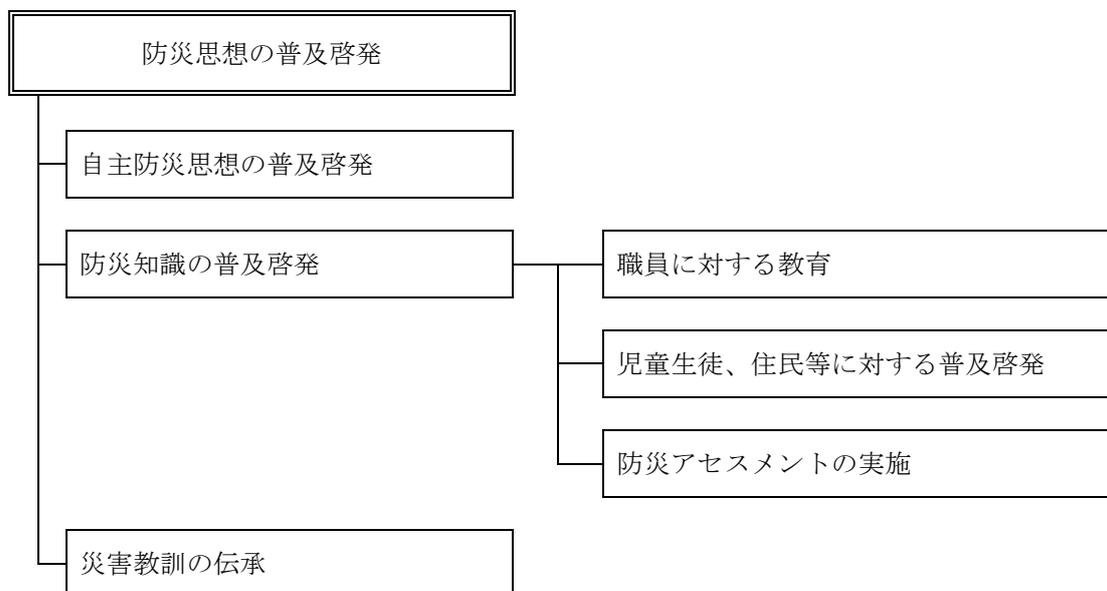


# 第1章 防災思想の普及啓発

## 基本的な考え方

災害による被害を最小限にとどめるためには、町、県及び防災関係機関による各種の災害対策の推進と、同時に、住民一人ひとりが、家庭や地域社会において、自らの生命と財産は自分で守る「自助」、あるいは、「共助」の心構え、行動が求められる。

このため、町は、住民に対し、災害に関する防災知識を啓発指導し、住民参加・体験型イベントを実施するなど、普及啓発を推進するとともに、県及び防災関係機関等と連携し、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「住民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る。



## 第1節 自主防災思想の普及啓発

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自分の身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の要配慮者を助ける、避難施設で自ら活動する、あるいは町、県その他防災関係機関が行っている防災活動に対する協力などが求められる。

このため、町等は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとし、そのために重点課題の設定や関係機関との連携等を戦略的に行う。その際、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮する。

## 第2節 防災知識の普及啓発

町は、防災対策を円滑に実施し、被害の拡大を防止するため、職員に対し、研修を行う。

また、学校教育、社会教育等における防災教育の充実を図るとともに、住民に対して、災害に対する正しい知識の普及啓発を図る。

### 第1項 職員に対する教育

地域における防災活動を率先して実施するため、職員に対し、必要な知識や心構えについて、研修会等を実施する。

実施する内容は、おおむね次の事項が考えられる。

- (1) 災害に対する基礎知識
- (2) 町防災計画に示す災害対策
- (3) 特別警報・警報・注意報発表時及び発災時に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達）
- (5) 家庭における災害対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 災害対策の課題その他必要な事項

上記のうち、(3)及び(4)については、年度当初に各所属において、十分周知を図る。

また、各所属において、所管する防災対策活動についての教育を行う。

### 第2項 児童生徒、住民等に対する普及啓発

#### 1 児童生徒に対する普及啓発

各学校に対し、児童生徒に対する防災教育に関する指導計画の作成と、その実施を指導する。

- (1) ホームルーム、学校行事等の教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識、災害発生時の対策等の指導を行う。
- (2) 避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階や立地条件等地域の特性に応じた指導を行う。
- (3) 中学校の生徒を対象に、応急手当の習得のための指導を行う。

#### 2 住民に対する普及啓発

避難情報発令時、特別警報・警報・注意報発表時及び発災時に、住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害についての正しい知識や防災対応について、イベント及び研修会・講演会等の開催、広報誌、パンフレット、ポスター、インターネット及び報道媒体を活用し、県と協力して次のことを普及啓発する。

なお、普及啓発に当たっては、防災週間、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じるほか、防災の日を設定し重点的な取組を行うとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活

用も図る。

(1) 家庭での予防・安全対策

- ア ハザードマップ等を用いた災害リスクの確認
- イ 災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確認
- ウ 2～3日分の食料、飲料水等の備蓄
- エ 非常持出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- オ 消火器の普及

(2) 防災気象情報、避難に関する情報、5段階の警戒レベルに対応したとるべき行動

(3) 避難場所での行動

(4) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

(5) 災害時の地域内の連絡体制の確保

(6) その他

- ア 自助・共助の重要性
- イ 災害の基礎的知識、町の災害発生状況
- ウ 町及び県の防災対策
- エ 浸水、災害危険区域の情報
- オ 避難地、避難路その他避難対策
- カ 応急手当等看護の知識
- キ 要配慮者への対応

### 3 各種団体等に対する普及啓発

- (1) 女性団体、PTA、青少年団体、高齢者団体、その他の団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及啓発を図る。

なお、啓発に当たっては、各団体の性格等を考慮し、内容に配慮して行う。

- (2) 各種団体が開催する研修会、講習会において、防災について取り入れるよう要請し、防災思想の普及啓発を促進する。

## 第3項 防災アセスメントの実施

地域の防災的見地から防災アセスメントを実施するとともに、防災マップ（各種ハザードマップ）を作成し、各戸に配布するほか、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアルを作成するなど、住民の安全確保に努める。

### 第3節 災害教訓の伝承

町は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう公開に努める。

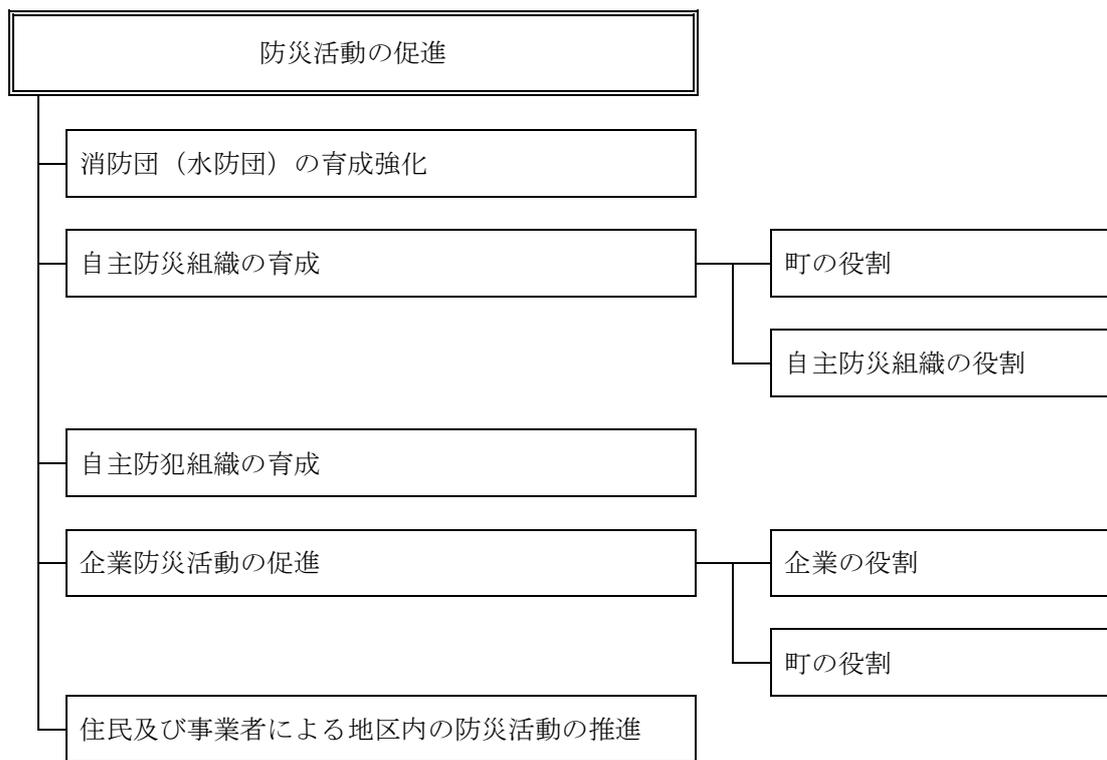
住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、町は県とともにその取組を支援する。

## 第2章 防災活動の促進

### 基本的な考え方

地域社会の安全確保は、町、県及び防災関係機関の活動だけでなく、地域の消防防災活動の中核となる消防団や地域住民による防災組織の体制整備が図られて、初めてその目的が達成できる。特に、大規模災害発生時においては、これらの防災組織と消防、警察、自衛隊等の救助活動部隊が一体となることにより、消火活動、救助活動、避難者の誘導、避難者への各種救援活動等に大きな成果が期待できる。

このため、町は、消防団及び自主防災組織等の育成強化を図る。



### 第1節 消防団（水防団）の育成強化

消防団は地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしており、発災時における初期対策等消防防災活動に大きな期待が寄せられている。

このため、町は、次のとおり、消防団（水防団）の活性化を推進し、その育成を図る。

- (1) 団員の確保のため、消防団への加入を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。
- (2) 消防団の施設、装備の充実を推進する。
- (3) 県消防学校において、各種訓練教育を受けるため、入校の促進を図る。

## 第2節 自主防災組織の育成

災害に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織が一体となって、総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが必要である。

このため、町は、住民の相互助け合いの精神に基づく地域住民による自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

### 第1項 町の役割

町は、災対法の規定に基づき、自主防災組織の設置育成を図るため、次の事項について定めるとともに、自主防災組織が実施する活動について、積極的に指導援助を行う。

#### 1 自主防災組織の意義

自主防災組織は地域住民で構成されており、住民一人ひとりの行動力の向上は自主防災組織の活動力の向上にも連動するところである。大規模災害を想定した場合に、常備消防や消防団と相互の連携体制を構築し、かつ、連携を円滑にしていくことが地域における防災力を高める上で重要である。そのため、住民一人ひとりがまず消防防災に関心を持ち、そしてその関心を行動にまで至らせるため、消防防災に関する知識及び技術を修得させていくことが大切である。

#### 2 自主防災組織の規模

地域住民を対象とする自主防災組織については、自治会、学校区単位等を基本として住民が無理なく活動できる規模での設置を推進する。

また、住民が、連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模、地理的状況、生活環境等からみて、住民の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模で組織する。

#### 3 自主防災組織の設置育成

##### (1) 自主防災組織づくりの促進

隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織の必要を認識させ、あわせて防災意識の高揚を図るための広報活動を実施し、町全域に自主防災組織が設置されるよう努める。

##### (2) 既存の組織の利用

住民が自主的、積極的にその組織に参加し、実効ある活動を行うため、住民が参加しているコミュニティ団体等の既存の組織を自主防災組織として育成する。

##### (3) 事業所等における自主防災体制の強化

大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している事業所等における自主防災体制の強化を図る。具体的には、学校、病院及び旅館等多数の者が利用する施設を対象とした防火管理体制の強化、危険物施設及び高圧ガス施設等を対象とした自衛消防組織の育成、多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望まれる施設を対象とした自主防災組織の育成を図る。

(4) 自主防災リーダーの育成

自主防災活動を活発にするためには、地域の要となる自主防災リーダーが必要であり、研修会等を実施し、この育成に努める。

4 自主防災組織に対する支援

(1) 防災知識の普及啓発

防災講演会等を実施し、住民の防災に対する関心を維持していくよう努める。

(2) 研修会等の実施

自主防災組織の活動に必要な研修会等を行い、住民の防災に関する知識の徹底を図る。

(3) 防災資機材等の整備促進

自主防災組織の活動に必要な防災資機材及び活動拠点等の整備を促進する。

5 関係団体との連携

消防団と自主防災組織は、災害時における役割分担を明確にした協力体制を構築していく組織同士の立場からも、連携への積極的な取組が必要である。常備消防や町、消防団そして自主防災組織が三位一体となった協力関係が構築され地域の消防力を高めていくために、消防団が中心となって防災ネットワークを形成していく。

## 第2項 自主防災組織の役割

自主防災組織は、平常時、災害時において地域の実情に応じた効果的な防災活動を行うよう努める。

1 自主防災組織の活動

また、防災活動のみに限定することなく、平常時の活動についても工夫し、自主防災組織の形骸化防止に努める。

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

イ 防災訓練の実施

ウ 火気使用設備器具等の点検

エ 防災用資機材等の整備

(2) 災害時の活動

ア 災害情報の収集及び伝達

イ 初期消火等の実施

ウ 救出・救護の実施及び協力

エ 避難誘導の実施

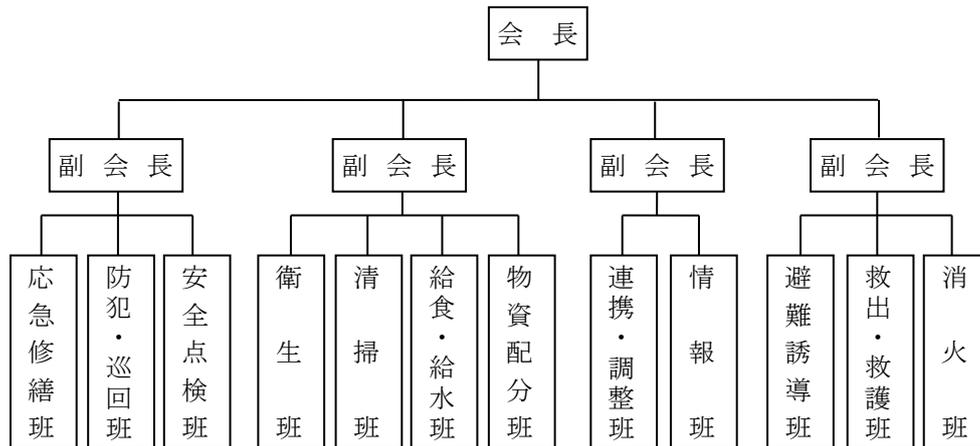
オ 炊き出し、救助物資の配布に対する協力

2 自主防災組織の編成

自主防災組織の編成については、地域の実情に応じたものとするが、おおむね次のような編成が

考えられる。

□ 自主防衛組織の編成例



### 3 自主防災組織の防災計画

自主防災組織の継続的な活動の実践と、災害発生時の被害を最小限に抑え、その拡大を防止することを目的として、平常時及び災害発生時における防災活動を具体的に定めた防災計画を作成する。計画に定める事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練に関する事。
- (5) 情報の収集・伝達に関する事。
- (6) 避難に関する事。
- (7) 出火防止、初期消火に関する事。
- (8) 救出・救護に関する事。
- (9) 給食・給水に関する事。
- (10) 要配慮者対策に関する事。
- (11) 他組織との連携に関する事。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事。

### 第3節 自主防犯組織の育成

町は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織の育成を図るとともに、訓練の実施、資機材等に関し、助成その他の支援を行う。

### 第4節 企業防災活動の促進

#### 第1項 企業の役割

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める。

#### 第2項 町の役割

##### 1 企業との連携による条件整備

町は、企業の防災に対する取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

また、災害時においては、企業が、町、県、関係機関等と連携、協力して、迅速かつ的確な防災対応を行うことができるよう、平常時からの連絡体制の整備に努める。

##### 2 企業の防災意識の高揚

町は、企業の防災意識の高揚を図るため、様々な機会をとらえ企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行う。

また、優良企業の表彰を行うなどして、企業の防災意識の高揚を図る。

### 第5節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

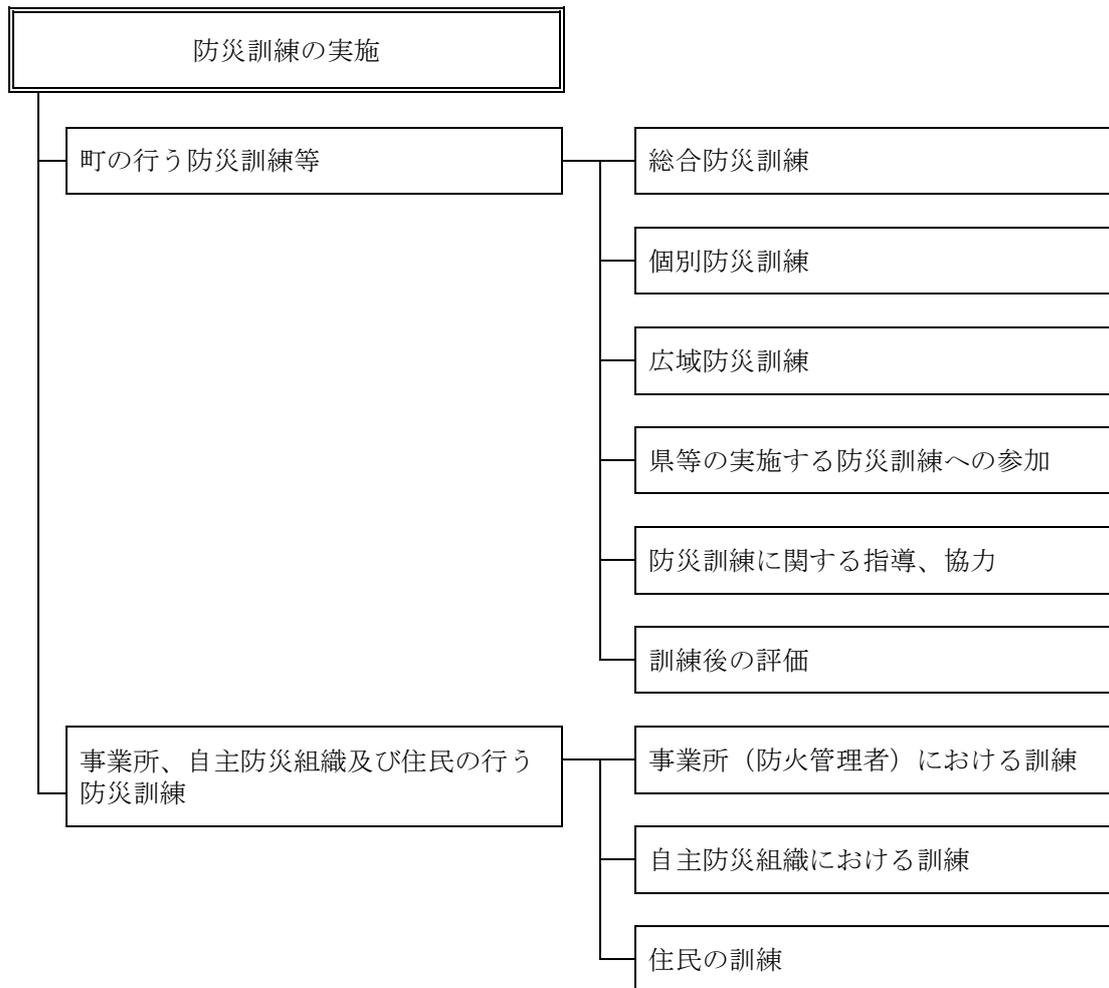
上関町防災会議は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。

# 第3章 防災訓練の実施

## 基本的な考え方

災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、地方公共団体、防災関係機関、住民それぞれが、発災時にとるべき行動を想定した実践的訓練が重要となる。

防災訓練は、防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連携体制の確立、防災関係機関と住民との間の協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、町防災計画の検証等副次的な効果も高いため、町は、防災関係機関のほか、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を継続的に実施する。その際、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するように努める。



## 第1節 町の行う防災訓練等

町は、国、県、他の市町、自衛隊及び防災関係機関と連携の下、共同して又は単独で訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とする。

### 第1項 総合防災訓練

- 1 大規模災害の発生を想定し、災害発生後における町、県及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など町防災計画の検証を行う。
- 2 訓練内容としては、地域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とし、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）に配慮する。
- 3 訓練の実施に当たっては、災害及び被害想定等を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。

町及び県	防災関係機関	自主防災組織・住民
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策本部設置運営</li> <li>○ 情報の収集・伝達、広報</li> <li>○ 避難誘導避難指示等の発令及び警戒区域の設定</li> <li>○ 要配慮者安全確保等（避難支援）</li> <li>○ 消防、水防活動</li> <li>○ 救助・救急活動</li> <li>○ 食料・飲料水、医療その他の救援活動</li> <li>○ 避難所・救護所設置運営</li> <li>○ 応援受入れ</li> <li>○ 緊急交通路の確保（道路啓開、交通規則）</li> <li>○ 自主防災組織等の活動支援</li> <li>○ ボランティアの活動体制の確立</li> <li>○ 広域応援協定に基づく広域合同訓練等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報伝達・広報等</li> <li>○ 消火活動</li> <li>○ 救助・救急</li> <li>○ 医療救護</li> <li>○ ライフライン施設応急復旧</li> <li>○ 救援物資輸送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 初期消火</li> <li>○ 応急救護</li> <li>○ 炊き出し</li> <li>○ 避難・避難誘導</li> <li>○ 要配慮者安全確保等（避難支援）</li> </ul>

## 第2項 個別防災訓練

町は、総合防災訓練のほか、必要に応じ次のような個別訓練の実施に努める。

訓練種別	内 容
情報の収集・伝達訓練	大規模災害発生時を想定し、県及び防災関係機関等と協力した被災地の被害状況の早期把握及び伝達
職員の参集訓練	大規模災害を想定した災害関係課・担当者の非常招集
避難訓練	避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の開設、防疫、給水、給食等を折りこんだ訓練
図上訓練	各種災害の発生を想定した図上による訓練
通信訓練	防災行政無線（地上系・衛星系）等を使用した気象予警報等の伝達を主体とした通信訓練

## 第3項 広域防災訓練

広域応援協定をより実効性のあるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するため、広域防災訓練の実施に努める。

## 第4項 県等の実施する防災訓練への参加

県、近隣市町及びその他防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、相互の連絡を密にするよう努める。

## 第5項 防災訓練に関する指導、協力

自主防災組織等が実施する防災訓練について、必要な助言、指導を行うとともに、職員も積極的に参加する。

## 第6項 訓練後の評価

訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、以後の活動に反映する。

## 第2節 事業所、自主防災組織及び住民の行う防災訓練

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、住民等の協力が必要不可欠である。

このため、町は、住民等に対し災害時に的確な行動がとれるよう様々な機会を捉えて訓練の実施又は参加の推進に努める。

### 第1項 事業所（防火管理者）における訓練

学校（保育園、小学校、中学校等）、病院、社会福祉施設、工場及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として町、消防本部及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

### 第2項 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、町及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

訓練内容は、避難、初期消火、応急救護、要配慮者の安全確保、避難所運営等について実施する。

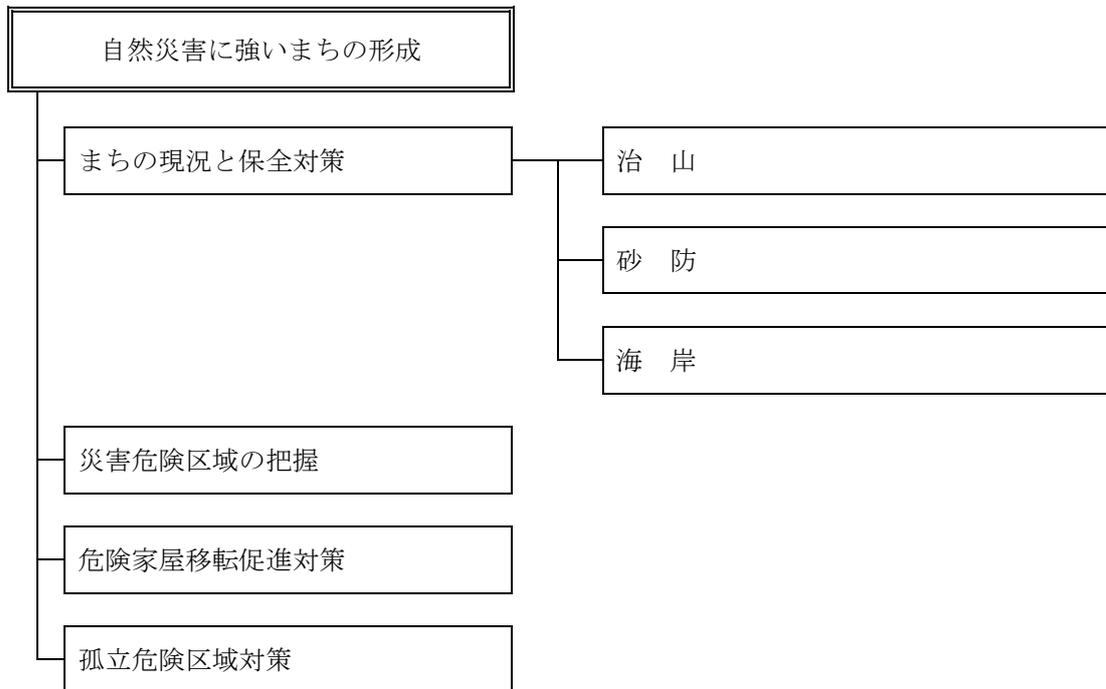
### 第3項 住民の訓練

町は、住民一人ひとりの災害時の行動の重要性を十分に認識し、町、県及び防災関係機関が実施する防災訓練への参加を求め、防災行動の習熟、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

## 第4章 自然災害に強いまちの形成

### 基本的な考え方

町は、大雨、洪水、高潮等の自然災害から住民の生命、身体、財産を保護するため、様々な保全対策を実施するとともに、各種法令等に基づき災害危険区域を設定し、計画的な予防対策事業の執行を図る。



## 第1節 まちの現況と保全対策

### 第1項 治 山

#### 1 現 況

本町の森林面積は、令和2年2月1日現在、2,221haで、総土地面積3,469haの64%を占めており、山地災害の未然防止を図るためには、森林の防災機能を高めることが重要である。

#### 2 対 策

林業は経営意欲の減退により労働力の不足と高齢化の問題が一層厳しさを増しているが、森林は防災、水源かん養といった保安機能の面でも重要である。町は、防災機能に優れた災害に強い森林を整備する防災の視点からの森林づくりを進めるため、地域住民自らが森林整備に参加する仕組みづくりなどの取組を、県及び地域住民等と連携を図りながら、それぞれの役割に応じて推進する。

### 第2項 砂 防

#### 1 現 況

本町は、半島部、島しょ部ともにほとんど全域が山地丘陵によって占められ、平坦地は極めて少ない。急傾斜地が多いため、地すべり、山崩れ、土石流等の発生要因を多く内包している。

#### 2 対 策

町は、砂防事業、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊対策事業について、危険度の高い地区から順次実施していくよう県に要請する。

### 第3項 海 岸

#### 1 現 況

本町は、室津半島の先端とその南側に連なる長島、その西側の祝島及び東南側の八島、その他11の島々から成っている。そのため、海岸線の延長が88.9kmと長く、高潮や津波被害の危険性も有している。

#### 2 対 策

海岸保全施設の整備は、まちの保全と住民生活の安定上極めて重要である。

このため、町は、県の協力を得て後背地の重要性に対応した保全施設の整備充実を図る。

また、既存施設は、日頃から保守点検を行い維持管理及び改良に努めるとともに、緊急時における円滑な操作体制を確保する。

## 第2節 災害危険区域の把握

町は、河川、海岸その他土地の状況により、洪水、高潮、地すべり、山崩れ、火災その他異常な現象により災害の発生するおそれがある地域について、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐための必要な対策及び事前措置を的確に実施するため、次の区分による危険区域を把握する。

区 分	設定の基準
災害による 孤立危険地区	<p>災害を受けた場合、次に該当する地区</p> <p>(1) 道路、橋梁が決壊すると迂回路がない地区</p> <p>(2) 長時間通信連絡、交通が途絶することが予想される地区</p>
山地災害 危険地区	<p>山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区から流出する土石による危害が人家1戸以上又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区で危険度によりA、B、Cに区分</p> <p>(1) 山腹崩壊危険地区 崩壊が発生し、又は崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区</p> <p>(2) 崩壊土砂流出危険地区 溪流において、山腹崩壊又は地すべりにより発生した土砂が土石流等となって流出するおそれがある地区</p> <p>(3) 地すべり危険地区 地すべり防止区域に指定された箇所又はそれ以外の箇所で指定基準に相当し、現に下流に被害を与え又は与えるおそれのある地区</p>
漁港区域関係	<p>背後に人家又は耕地等を有する海岸について、波浪・高潮・洪水等による災害予防のため、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 天然海岸の地盤高又は護岸天端高が既往最高潮位以下のところ</p> <p>(2) 護岸が老朽又は貧弱等で崩壊のおそれがあるところ</p>
河川海岸関係	<p>河川及び海岸について、洪水による災害予防に重点をおくべき区域として、次のいずれか1つの基準以上のもの</p> <p>(1) 河川又は海岸の堤防の決壊又は溢水箇所の延長が100m以上</p> <p>(2) 人的被害のあるもの</p> <p>(3) 耕地被害が10ha以上のもの</p>
道路橋梁部 事前規制区間	<p>異常気象時において主に大雨・強風により地すべり、土砂崩れ、河川の増水等が発生し、道路の通行が著しく危険であると予想される区間</p> <p>なお、時間雨量、連続雨量及び平均風速等により、区間ごとに通行規制が行われる。</p>
砂防指定地	<p>砂防法第2条に基づく砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地で国土交通大臣が指定したもの</p>

区 分	設定の基準
地すべり防止区域	<p>(1) 地すべり等防止法第3条に基づく地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きい地域の面積が5ha（市街化区域（市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域にあっては用途地域）にあっては2ha）以上で、次の各号のいずれか一つに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 多量の崩土が、溪流又は河川に流入し、下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの</li> <li>イ 鉄道、県道以上の道路又は迂回路のない市町道、その他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの</li> <li>ウ 官公署、学校、病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの</li> <li>エ 貯水量30,000m<sup>3</sup>以上のため池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は3利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの</li> <li>オ 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの</li> <li>カ 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの</li> </ul> <p>(2) 前項の基準に該当しないが、家屋の移転を行うため、特に必要がある場合</p>
急傾斜地崩壊危険区域	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第1条の2に基づく崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者の危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地で次の(1)、(2)のいずれにも該当するものを含む区域で知事が指定したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高さが5メートル以上であること。</li> <li>(2) その崩壊により、5戸以上の人家又は官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれがあること。</li> </ul>
土砂災害警戒区域	<p>知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として定める次の基準に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 急傾斜地の崩壊 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 傾斜度が30°以上で高さが5m以上の区域（急傾斜地）</li> <li>イ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域</li> <li>ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域</li> </ul> </li> <li>(2) 土石流 <ul style="list-style-type: none"> <li>土石流の発生のおそれがある溪流において、扇頂部から下流の部分及びこれに隣接する部分で勾配が2°以上の区域</li> </ul> </li> <li>(3) 地すべり <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域）</li> <li>イ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域</li> </ul> </li> </ul>

区 分	設定の基準
土砂災害特別警戒区域	<p>知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき区域として定める次の基準に該当するもの</p> <p>(1) 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積により建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域</p> <p>(2) 土石流により建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石流に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域</p> <p>(3) 地すべり地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により力が建築物に作用した時から30分間が経過したときにおいて建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域等</p>

## 第3節 危険家屋移転促進対策

町は、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある崖地近接危険住宅の移転を推進する。

### 1 事業の目的

崖地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅<sup>\*</sup>の移転を行う者に対して補助金を交付する地方公共団体に対して国が必要な助成を行い、急傾斜地崩壊防止対策とあいまって住民の生命の安全を確保することを目的とする。

#### ※危険住宅

崖地の崩壊、土石流、なだれ及び地すべりによる危険が著しいため、建築基準法第39条第1項の規定に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域又は同法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域（県建築基準条例第3条、第4条、第7条）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅

### 2 事業主体

町（特別の事情がある場合には県が実施することができる。）

### 3 移転の促進

町は、事業計画に従って危険住宅の移転を行う者に対して必要な援助、指導を行い、移転の促進を図る。

### 4 国の補助制度

次の各号に掲げる町が要する移転事業の費用について、予算の範囲内においてその2分の1を国より補助を受けることができる。

- (1) 危険住宅の除去等に要する経費
- (2) 危険住宅に代わる住宅の建設、購入に要する経費

### 5 県の補助制度

町が要する移転事業の費用について、予算の範囲内においてその4分の1を県より補助を受けることができる。

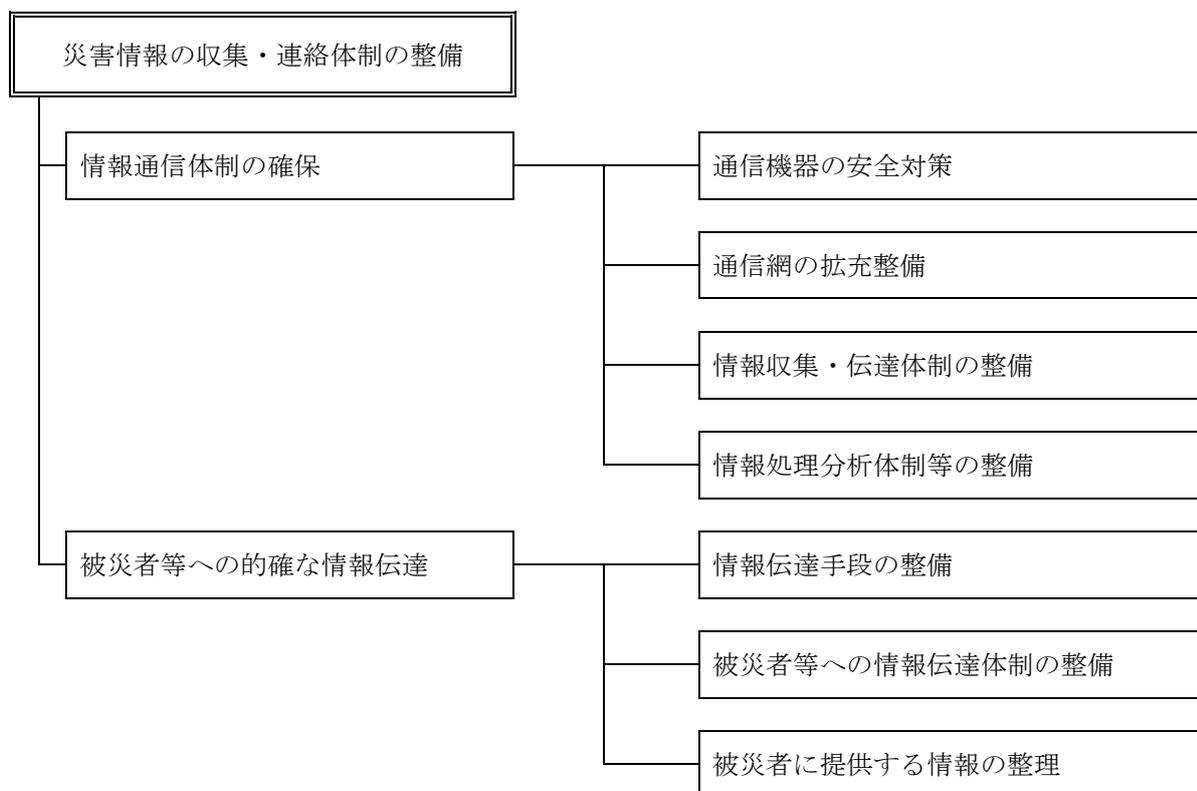
## 第4節 孤立危険区域対策

町は、大雨による山崩れ等により、孤立する危険のある区域に対し、山崩れの防止等に努めるほか、避難予定場所や通信施設の整備を図る。

## 第5章 災害情報の収集・連絡体制の整備

### 基本的な考え方

災害発生時に、的確な情報の収集が困難となれば、町、県及び防災関係機関が緊急対策、応急対策を迅速かつ的確に実施する上で支障をきたすため、町は、災害情報の収集・連絡体制の整備及び通信手段の整備拡充するとともに、被災者等への的確な情報を提供する体制及び施設・設備の整備を図る。



## 第1節 情報通信体制の確保

### 第1項 通信機器の安全対策

町は、災害時の災害情報の収集・伝達機能に支障をきたさないようにするため、通信設備に対し、次のような安全対策を講じる。

#### 1 通信路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、防災行政無線等を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図る。

#### 2 非常用電源の確保

自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。

また、通信施設のみならず庁舎全体の停電対策に配慮した整備を行う。

#### 3 非常通信の確保

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図る。

また、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、N T Tの事業所に対して非常通話又は非常電報の申込みを行う。

### 第2項 通信網の拡充整備

#### 1 通信設備の整備

町は、当該地域の被害状況等の把握、被災住民等への情報提供に必要な通信網の整備を進めてきているが、さらに整備充実を図る観点から、次のような対策を講じる。

##### (1) 町防災行政無線の整備

管内防災機関、応急対策実施機関等との間における町防災行政無線の整備、地域住民に対する災害情報伝達手段である同報系（無線系）の整備促進（個別受信機を含む。）及び携帯電話も含めた多様な通信手段の確保を図る。

##### (2) 職員参集システムの整備促進

町職員が迅速に参集できるよう、携帯電話のメール機能を活用した情報連絡体制を整備しており、今後の情勢に合わせて拡充を図る。

##### (3) 防災相互通信用無線の整備

地震災害等の大規模災害に備え、災害現場における消防、警察、海上保安庁等相互の被害情報等を交換できるよう無線通信の整備を図る。

#### 2 民間企業等の通信設備の活用

町は、多様な情報収集ルートを確認する観点から、民間企業等（タクシー等の業務用移動系、アマチュア無線等による移動系の活用）、報道機関、住民等からの情報収集ルートについても整備を

進める。

### **第3項 情報収集・伝達体制の整備**

町は、災害発生時に情報収集・伝達連絡業務に支障をきたさないようにするため、体制の整備確立に努める。その際、夜間、休日等においても適切に対処できる体制となるよう配慮する。

- 1 情報収集連絡窓口の明確化、責任者、担当者の指定
- 2 被災現場での情報収集担当地域及び担当者の指定、情報収集資機材の確保対策等
- 3 通信機器の運用計画（移動系の通信輻輳に関連して）
- 4 NTT優先電話の活用
- 5 車両等による機動的な情報収集活動ができるよう、関係防災機関で事前に調整するなどの体制整備

### **第4項 情報処理分析体制等の整備**

#### **1 災害情報データベースシステムの整備**

町は、日頃から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、防災マップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど、災害時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備に努める。

#### **2 情報の分析整理**

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用できるシステムづくりに努める。

## **第2節 被災者等への的確な情報伝達**

発災後において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等を図るためには、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に対して伝達することが必要となる。

このため、町は、情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実を図る。

### **第1項 情報伝達手段の整備**

避難地、避難場所等への防災行政無線（同報系）、地域防災無線の整備を推進する。

### **第2項 被災者等への情報伝達体制の整備**

被災者の情報ニーズの時系変化に的確に対応するために、放送事業者、広報車、自治会を含めた情報伝達体制の整備を検討する。

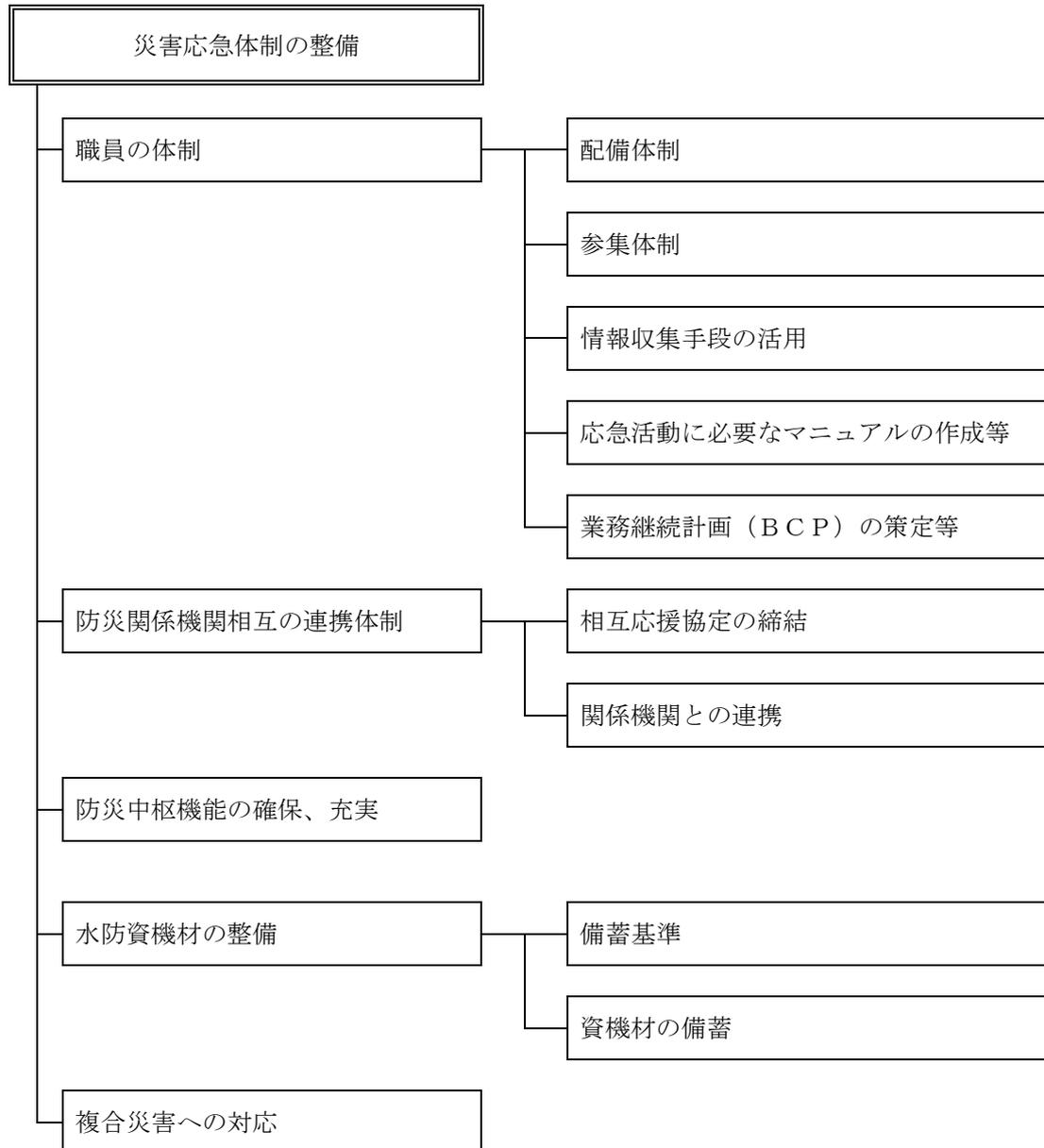
### **第3項 被災者に提供する情報の整理**

被災者等に提供すべき情報について整理し、住民からの問い合わせに対応できる体制を整備する。

## 第6章 災害応急体制の整備

### 基本的な考え方

町及び防災関係機関は、災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、災害応急体制を整備するとともに、防災関係機関相互の連携を強化する。



## 第1節 職員の体制

町は、災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合の対応を迅速かつ的確に実施するため、防災担当課（総務課）への専任職員の配置や増員、消防本部との人事交流等による連携など、組織の防災対応力の強化に努める。

また、災害の発生に備え、非常事態に即応できるよう職員配備等の体制の整備を図る。

### 第1項 配備体制

職員配備基準の明確化を図るため、配備課、配備者については、次のように定める。

種 別		配備体制	配備課
警戒 配備	第1警戒体制	・所属長が指名した職員による体制	・総務課 ～2名 ・土木建築課 ～2名
	第2警戒体制	・所属長が指名した職員による体制	・総務課 1～3名 ・土木建築課 1～3名 ・産業観光課 ～2名 ・住民課 ～2名 ・保健福祉課 ～2名 ・教育委員会 ～2名
非常 配備 ※	第3非常体制	・係長級以上の職員 ・所属長が指名した職員による体制	・全課
	第4非常体制	・全職員	・全職員

※災害の状況によって、町本部を設置

### 第2項 参集体制

- 1 第1・第2警戒体制については、所属長が指名した職員をもって配備に当たる。  
なお、各体制の配備課は当該体制における目安であり、状況に応じて配備課の調整を行う。
- 2 第3非常体制における参集職員は、係長級以上の職員及び所属長が指名した職員とする。
- 3 第4非常体制では全職員が参集する。
- 4 個別の事故災害対策において配備基準を別途定めている場合は、その基準による。
- 5 交通途絶等のため所定の課・所に参集することができない場合は、所属長にその旨を連絡するとともに、最寄りの町有施設に参集する。第3項 情報収集手段の活用  
職員の参集途上での情報収集・伝達手段について、職員参集メールの活用を進める。

### 第3項 応急活動に必要なマニュアルの作成等

必要に応じ、町本部の各対策部において、緊急初動活動、各応急活動等のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的に訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取扱いの習熟、他の

職員、関係機関等との連携等について徹底する。

#### **第4項 業務継続計画（BCP）の策定等**

大規模災害が発生し、町役場が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画（BCP）の策定を行っている。

## 第2節 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要となることから、町は、応急・復旧活動に関し、相互応援協定を締結するなどして、平常時から連携を強化する。

### 第1項 相互応援協定の締結

近隣及び県内の市町、姉妹都市、各種団体等と災害時における相互応援協定の締結を進める。

なお、本町が締結している災害応援協定については、資料編「資料1－4 災害応援協定等」を参照のこと。

### 第2項 関係機関との連携

#### 1 受入体制の整備

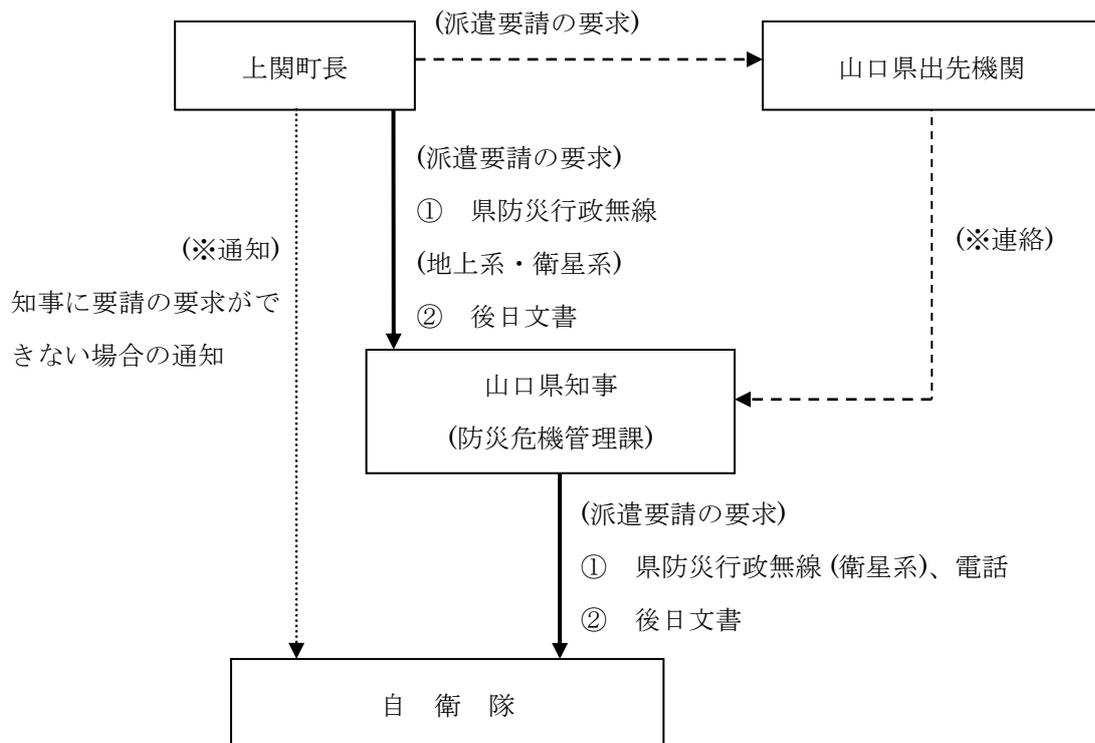
大規模災害が発生した場合は、必要に応じ、関係機関に対して町本部等への職員の派遣を要請し、被害状況等への共有化を図るとともに、災害現場における連携方法の調整、迅速な意志決定等の支援を求めることになるため、防災関係機関からの応援の受入窓口、指揮命令系統等に必要な体制を整備する。

また、救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努めるとともに、大規模災害時の多数の救助部隊の活動拠点を確保するため、災害類型等に対応した活動拠点の整理を行う。この際、高潮や津波被害を想定し、内陸部での活動を拠点を確保する必要があることに留意する。

#### 2 自衛隊との連携体制

自衛隊の災害応急活動が円滑に実施できるよう、次の事項等を定め必要な準備を整えておくとともに、いかなる状況においてどのような分野(偵察、消火、救助・救急等)について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行い、災害時に備える。

- (1) 要請の手順
- (2) 連絡調整窓口
- (3) 連絡方法
- (4) 連絡先



陸上自衛隊	第17普通科連隊	山口市	083-922-2281 県防災行政無線(衛星系)217
	第13旅団	広島県	082-822-3101
海上自衛隊	小月教育航空群	下関市	083-282-1180 県防災行政無線(衛星系)218
	第31航空群	岩国市	0827-22-3181
	下関基地隊	下関市	083-286-2323
航空自衛隊	第12飛行教育団	防府市	0835-22-1950 (内線231)
	航空教育隊	防府市	0835-22-1950

### 3 海上保安部との連携体制

災害時における海上での応急対策活動が円滑に実施できるよう、海上保安部との間の連携体制の強化を図る。

また、海上保安庁が洋上で救助した傷病者を迅速に医療機関まで搬送できるよう、ヘリコプター離着陸場等を確保する。

## 第3節 防災中枢機能の確保、充実

災害発生時において町が円滑に活動するためには、防災中枢機能の確保が前提となることから、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備等について、安全性の確保及び充実に努めることが望まれる。

このため、町は、次の対策を講じる。

- 1 既存の施設・設備にあつては、安全点検や耐震診断を行い、浸水対策等の強化を行う等、必要に応じて改修・補強工事を実施する。
- 2 町役場庁舎の防災中枢機能が被災した場合に備えた代替機能施設を上関中学校とし、防災中枢拠点機能の整備拡充に努める。
- 3 庁舎並びに医療機関等災害応急対策に係る機関が保有する施設・設備については、停電時への対応が可能となるよう、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。
- 4 資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。

## 第4節 水防資機材の整備

### 第1項 備蓄基準

町は、重要水防箇所を中心に、あらかじめ県水防計画（県防災計画第3編第13章）に定める基準による資材器具を準備する。

### 第2項 資機材の備蓄

#### 1 整備対策

町は、水防倉庫に水防用の資機材を備蓄する。

水防に必要な器具、資材及び設備を整備するに当たっては、県の水防施設費補助金交付規則（昭和26年山口県規則52号）の定めるところにより、水防施設費の3分の2以内を予算の範囲内において県の補助を受けることができる。

#### 2 危険箇所付近への対策

町は、危険箇所付近における土砂、竹木等の採取について、それらの所有者と事前に協議あるいは契約を締結することなどにより確保し、災害の発生に備える。

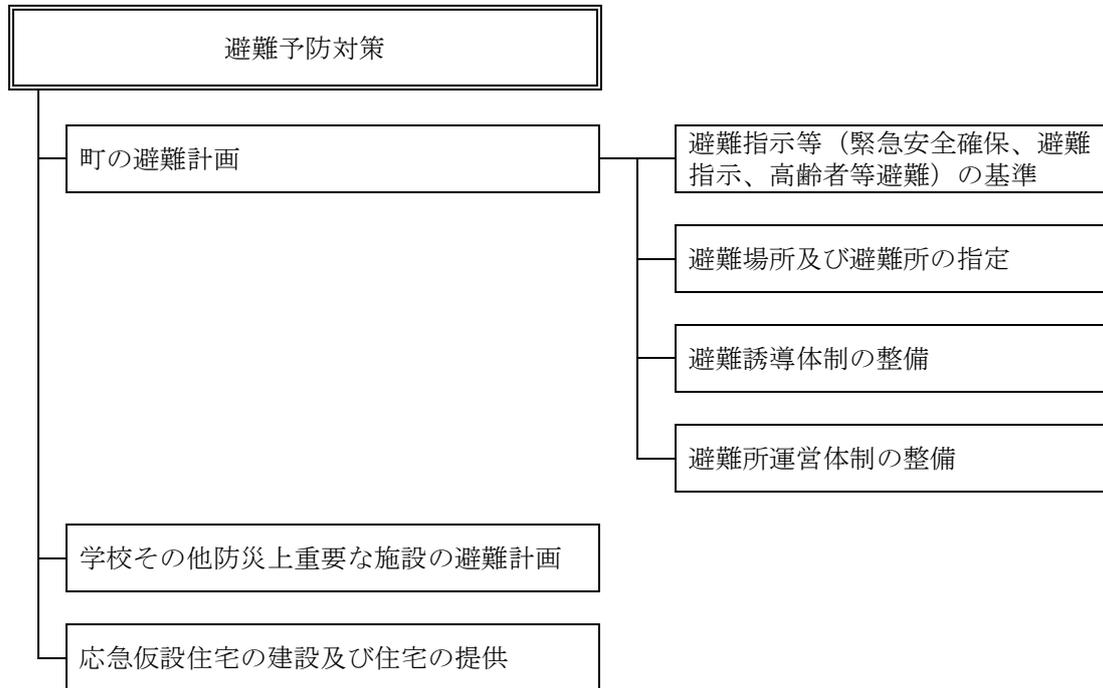
## 第5節 複合災害への対応

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

# 第7章 避難予防対策

## 基本的な考え方

災害時において、住民の生命、身体の安全、保護を図るためには的確な避難行動が不可欠であるため、町は、避難誘導、避難場所等について計画を策定し、避難体制の整備に努める。



## 第1節 町の避難計画

町は、次の事項に留意して避難計画を作成する。計画策定に当たっては、要配慮者に配慮した計画となるよう努めるとともに、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、避難路と併せて住民への周知徹底を図るとともに、離島やあらかじめ孤立が想定される地域に関しては、集団避難施設等を事前に検討しておくようにする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞りこむとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

### 第1項 避難指示等（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）の基準

町は、避難指示等の発令伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の判断基準や伝達方法等について取りまとめたマニュアル等を「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」等を参考に整備する。

なお、判断基準の策定に当たっては、洪水・土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や伝達方法を明確にするとともに、雨量、水位、土砂災害警戒情報の発表などの具体的な基準を定める。

#### 1 避難指示等の基準

区 分	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)	「災害のおそれあり」 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。	「危険な場所から高齢者等は避難」 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)	「災害のおそれ高い」 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況に	「危険な場所から全員避難」 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

区 分	発令時の状況	住民に求める行動
	<p>において、町長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。</p> <p>居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。</p>	
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)</p>	<p>「災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）」</p> <p>災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう町長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。</p> <p>ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は町長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、町は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、町は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。</p> <p>※切迫：災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況</p>	<p>「命の危険 直ちに安全確保！」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、直ちに安全を確保する。</li> </ul> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

※ 屋内安全確保：洪水等及び高潮に対し、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保する行動

【避難情報の実施責任者及び基準】

区 分	実施責任者	措 置	実施の基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	町長	高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する。	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難指示 (警戒レベル4)	町長 (災対法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。
	知事 (災対法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害の発生により、町がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災対法第61条)	立退き及び立退き先の指示	町長が避難のため立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき。町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
	町長 (災対法第60条)	高所への移動、近傍の堅固な建物への待避等緊急安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。

2 避難指示等の発令に関する事項

避難指示等の発令に当たっては、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定める。

(1) 避難指示等の発令者

- (2) 指示等の理由（避難を要する理由）
- (3) 対象地域の範囲
- (4) 避難の時期、誘導者
- (5) 避難場所、避難経路
- (6) 携帯品の制限等
- (7) その他災害の状況により必要となる事項

### 3 避難指示等の伝達手段

避難指示等を発令した場合の伝達手段等について、あらかじめ定めておくようにする。

地域住民に周知徹底するため、伝達に当たっては、町による対応だけでなく、警察、自衛隊、海上保安部、放送局等の協力による伝達体制を整備する。

また、夜間に避難指示等を発令した場合の伝達手段や聴覚障害者等の要配慮者への伝達体制についてもあらかじめ定めておくようにする。

- (1) 信号による伝達  
サイレン等の利用
- (2) 無線、電話、メール及び放送等による伝達  
町防災行政無線、電話、FAX、メール、有線放送等、テレビ、ラジオ（協力依頼体制の確立も含む。）
- (3) 広報車、伝達員による直接伝達  
災害時における通信途絶を想定し、消防団、自主防災組織の活用や地区ごとの連絡責任者を定めておくなど伝達員による伝達体制を整備する。

### 4 高齢者等避難

災害のおそれがある場合に、町長が、避難行動要支援者をはじめとする避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すため、高齢者等避難を伝達する必要がある。

このため、洪水・土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や伝達方法を明確にした高齢者等避難に関するマニュアルを作成することが重要であり、避難指示を含め、高齢者等避難の判断基準を策定する。

## 第2項 避難場所及び避難所の指定

町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、管理者の同意を得た上で指定し、住民への周知徹底を図る。

また、島しょ部等孤立が想定される地域に関しては、集団避難施設等を事前に検討する。

なお、本町における指定緊急避難場所及び指定避難所については、資料編「資料7-1 指定緊急避難場所・指定避難所」を参照のこと。

## 1 選定基準

### (1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、想定される災害に対して安全な構造を有する施設等又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

### (2) 指定避難所

指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとし、耐震性、耐火性も考慮する。

また、対象地区のすべての住民を収容できるよう配慮し、1人当たりの必要面積はおおむね2㎡とする。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

### (3) その他留意すべき事項

ア 火災の延焼が危惧される木造密集地以外のところとする。この場合、適切な施設が選定できない場合は、別に定める消防計画で特別消防警戒区域として定め、延焼防止対策を計画しておく。

イ 避難場所及び避難所の区分けの境界線は、自治会、小学校区単位等を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断しての避難とならないよう配慮した区分けとする。

ウ 各地区の住居地からの歩行距離、危険負担がなるべく均等となるよう配慮する。

エ 避難人口は、夜間人口によって算定する。

## 2 避難場所及び避難所の利用一覧表の作成

上記により選定した避難場所及び避難所について、利用一覧表を作成し、所要事項を整備する。

## 3 避難場所又は避難所となる施設管理者との事前協議

避難場所又は避難所となる施設については、あらかじめ施設管理者と次の事項について協議し、使用に当たっての契約等を取りかわしておくようにする。

### (1) 連絡方法及び連絡事項

### (2) 管理責任者

### (3) 食料、生活必需品等の調達方法、ライフラインが破損した場合の復旧及び確保方法、医療機関等との連絡方法

### 第3項 避難誘導体制の整備

町は、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮（地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導）した避難誘導体制の整備に努める。

#### 1 避難誘導体制

##### (1) 誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関、町職員、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、町職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選定する。

##### (2) 避難指示者（町長、警察官、海上保安官）と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関（者）は、異なる場合が多いと思われるため、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る。

##### (3) 避難誘導標識等の整備

避難誘導標識等の整備に努め、日頃から地域住民に避難場所及びその位置、避難経路の周知徹底を図る。

また、夜間照明、外国語表示の設置に努める。

#### 2 避難経路の選定

##### (1) 避難経路を選定し、住民への周知徹底を図る。

##### (2) 火災・爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。

##### (3) 住民の理解と協力を得て選定する。

#### 3 避難順位の一般的基準

##### (1) 病弱者、高齢者、障害者、傷病者、妊婦

##### (2) 乳幼児、学童

##### (3) 女性

##### (4) その他の者

##### (5) 防災従事者

#### 4 携帯品の制限の一般的基準

携帯品については、災害の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ定めておくようにする。

##### (1) 携帯品として認められるもの

貴重品（現金、預金通帳、印鑑、免許証・健康保険証（カード）・マイナンバーカード）、お薬手帳、常備薬（処方箋も含む。）、懐中電灯、携帯ラジオ、モバイルバッテリー

##### (2) 余裕がある場合

上記のほか、若干の食料品、日用品等

## 5 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

- (1) 土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域である。土砂災害警戒区域の指定を受けた区域については、土砂災害を防止する警戒避難体制を確立するため、土砂災害警戒区域ごとに避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。特に、土砂災害警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合には、施設利用者の円滑な警戒避難のための土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- (2) 土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じる。

## 第4項 避難所運営体制の整備

町は、地域団体、避難者、避難所の施設管理者等と連携した避難所運営に向け、体制を整備する。

また、災害種別により住民等の避難時期や避難形態が異なることから、災害種別に応じた避難所の整備及び支援体制の強化を図る。

### 1 避難所運営マニュアルの作成

町は、避難所における活動を円滑に実施するため、避難所の運営に関するマニュアル等を策定する。また、町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。なお、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供に配慮する。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

- (1) 管理運営体制の確立（避難所ごとの管理責任者、連絡員（災害対策本部、応急救護所、物資集積所等との連絡））
- (2) 避難者名簿（様式の作成）
- (3) 避難収容中の秩序保持（管理要領）  
集団生活に最低限必要な規律等
- (4) 災害情報等の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）
- (5) 各種相談業務（相談窓口の開設）

### 2 避難所開設に伴う被災者救援措置

- (1) 給水措置
- (2) 給食措置
- (3) 毛布、寝具等の支給

- (4) 衣料、日用品の支給
- (5) 負傷者に対する応急救護

### 3 避難所の整備に関する事項

- (1) 避難生活の環境を良好に保つための設備整備（換気、夜間照明を含む照明等）
- (2) 避難所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器、空調等）
- (3) 災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ、防災Wi-Fi、タブレット等）
- (4) 避難所での備蓄

食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、非常用電源等避難生活に必要な物資

### 4 避難場所及び避難所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発

- (1) 平常時における広報
  - ア 広報誌、掲示板、パンフレット、ハザードマップ等の作成及び配布
  - イ 住民に対する巡回指導
  - ウ 防災訓練等の実施
  - エ 案内標識等の設置
- (2) 災害時における広報
  - ア 広報車による周知
  - イ 避難誘導員による現地広報
  - ウ 自治会等自主防災組織を通じた広報

### 5 被災者支援

罹災認定、罹災証明書交付は、総務課において行い、被災者の支援体制の整備を図る。

## 第2節 学校その他防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、町、関係機関等と協議の上、避難計画を作成し関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期する。

- 1 学校及び幼児教育施設については、それぞれの地域の特性等を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項
- 2 病院については、患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生等に関する事項
- 3 福祉関係施設については、入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項
- 4 その他防災上重要な施設については、避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法等に関する事項

なお、学校においては、各学校長は、計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、地震・風水害等の基礎的な知識及び地震発生時の対策（各学校の防災計画）等の指導を行うとともに、平常時から登下校中の避難行動及び避難場所について、指導する。

また、学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、地域の避難場所となる場合に備えて、受入れ等に係る利用計画を作成し、町長と協議の上、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

## 第3節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

町は、県との連携の下、被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、次の事項に留意の上、必要な体制の整備に努める。

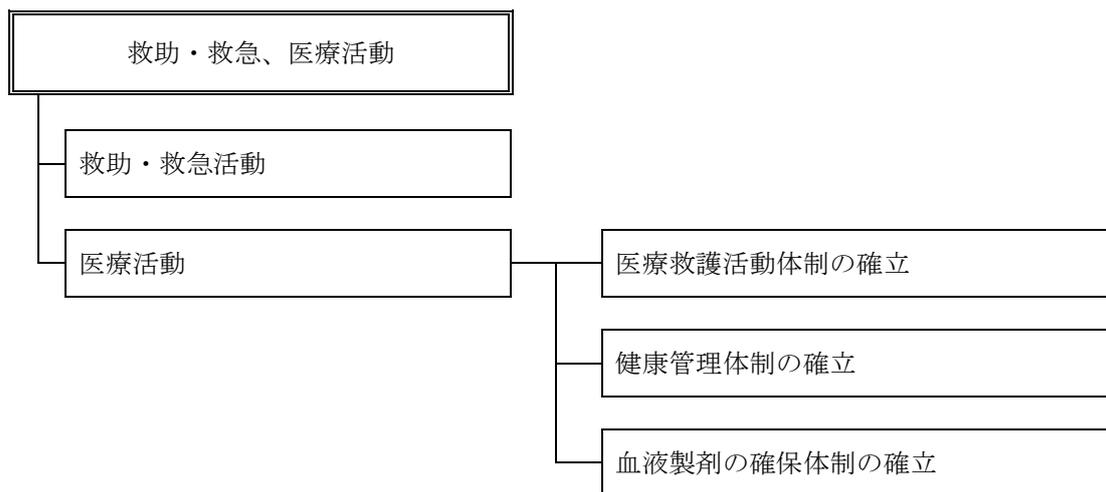
- 1 応急仮設住宅の建設可能な用地の把握
- 2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関する供給可能量の把握及び調達・供給体制
- 3 公営住宅及び民間賃貸住宅等の空き家状況の把握及び災害時における被災者への迅速な提供、入居に当たっての選考、入居手続き等
- 4 民間賃貸住宅の災害時の活用に関する業界団体との協定の締結

# 第8章 救助・救急、医療活動

## 基本的な考え方

大規模災害発生時には、救助・救急、医療活動を必要とする大量の負傷者の発生が予想される。発災当初における町、県及び防災関係機関の最も重要な活動は、一人でも多くの人命を救助することにある。

このため、町、県及び防災関係機関が一体となった活動が早期に実施できるよう、救助・救急、医療活動に係る初動体制の確立を図る。



## 第1節 救助・救急活動

町及び消防本部は、災害時における救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため、救助工作車、救急自動車、ファイバースコープ等救助・救急用資機材の整備充実に努めるとともに、訓練の実施等により救助・救急活動における技術等の高度化を図る。

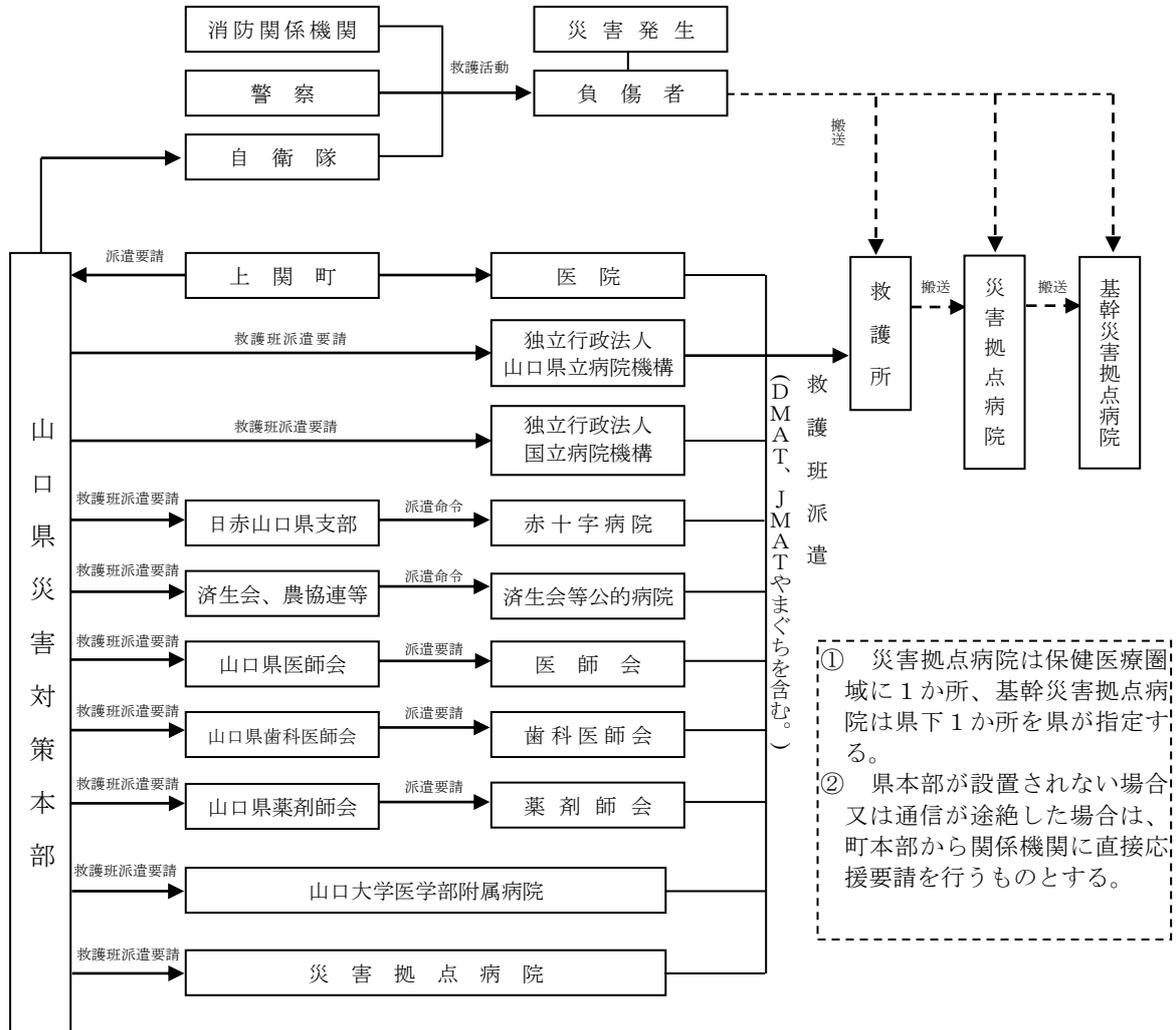
また、緊急かつ広域的な救助・救急が円滑に実施できるよう、応援協定の締結を推進するとともに、応援協定等に基づく応援者等の受入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう、受入窓口、活動体制の整備に努める。

## 第2節 医療活動

### 第1項 医療救護活動体制の確立

町は、災害時における医療救護活動体制を県及び関係機関と調整の上、確立する。

#### □ 医療救護活動体制



#### 1 町

(1) 医療救護所の指定及び整備をするとともに、住民へ周知する。

なお、設置場所は、原則として避難場所、避難所、災害現場とする。

(2) 県、医療機関と連携して救急法、家庭看護知識の普及に努める。

## 2 住 民

- (1) 軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医薬品を準備する。
- (2) 町、県、日赤山口県支部及び医療機関が実施する講習会等に参加し、応急手当等の技術の習得に努める。
- (3) 慢性疾患等のための常備薬については、その薬名をメモし、常に携帯する。

### 第2項 健康管理体制の確立

町は、被災者に対する巡回指導により、被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立しておくとともに、高齢者保健福祉センター、県精神保健福祉センターと連携を図り、メンタルヘルスケア体制（心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策）の整備に努める。

### 第3項 血液製剤の確保体制の確立

#### 1 輸送体制の確立

町は、災害時の血液製剤の輸送体制の確立を図る。

#### 2 献血の啓発

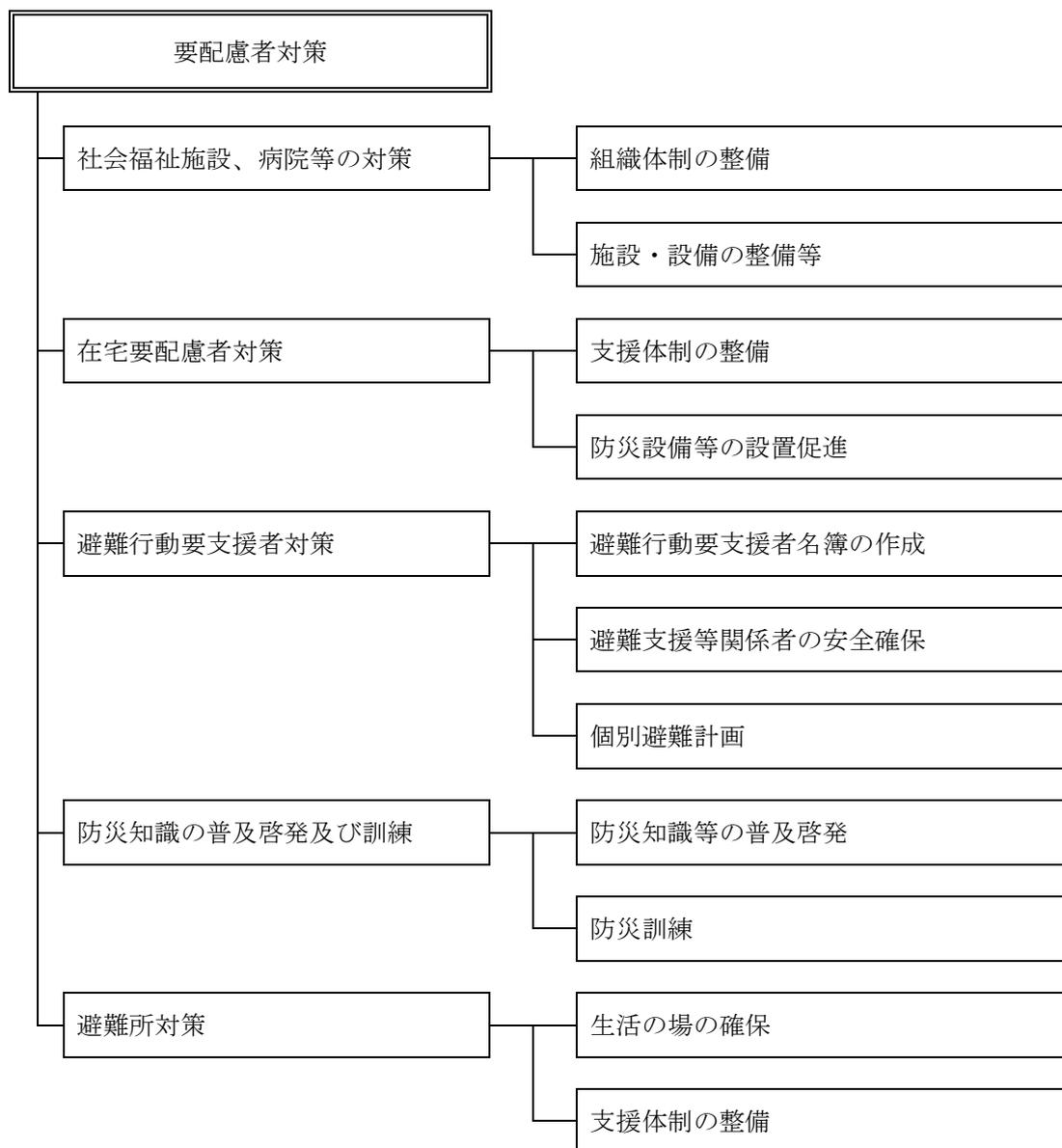
町は、災害時における血液不足に備え、住民に対して献血を啓発する。

# 第9章 要配慮者対策

## 基本的な考え方

高齢者、障害者、乳幼児等は、災害時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要となることから、町は平常時からこれらの人に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備しておく必要がある。

このため、町は、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、要配慮者の支援体制づくり、避難行動要支援者名簿の作成・管理、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。



## 第1節 社会福祉施設、病院等の対策

### 第1項 組織体制の整備

#### 1 町

町は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障害者等の入所者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。

また、自主防災組織や事業所防災組織等の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携・協力体制の整備を促進する。

さらに、社会福祉施設、病院等の防災共助マップの作成を通じた災害時の地域の協力体制の整備を支援するため、近隣施設や地域住民への協力の呼びかけや連絡協議会の設置など各種調整を行う。

#### 2 社会福祉施設、病院等の管理者

社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図る。

- (1) 災害時に備え、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画（防災マニュアル）を作成するなど、組織体制を整備する。特に、夜間や休日における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導に十分配慮する。
- (2) 施設、病院等の職員や入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的を実施する。
- (3) 町、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。
- (4) 高潮、土砂災害等による被害のおそれのある地域にある施設の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力を得るなど、万全を期す。
- (5) 要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定

「水防法」及び「土砂災害防止法」の規定に基づき、津波及び高潮等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者及び管理者は、以下の事項を定めた「避難確保計画」を作成するとともに「避難訓練」を実施する。

ア 防災体制

イ 避難誘導

ウ 施設の整備

エ 防災教育訓練の実施

オ 自衛水防組織の業務（※水防団とは別に水防法に基づく自営水防組織を置く場合）

カ そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

## 第2項 施設・設備の整備等

### 1 町

町は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における入所・入院者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入体制の整備を促進する。

また、要配慮者関連施設における土砂災害防止等の防災対策を進めるものとし、社会福祉施設、病院等のうち土砂災害警戒区域等に立地する入所・入院施設を把握する。

さらに、防災情報が確実に伝達できるよう、町防災行政無線やメールの一斉配信などの防災情報伝達手段の整備を進めるとともに、施設の避難状況などを把握するため、施設との交信手段の取り決め等、連絡体制の整備を図る。

### 2 社会福祉施設、病院等の管理者

社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、施設・設備等の整備に努める。

- (1) 入所・入院者等に対し継続してサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限り実施していくため、施設・設備の災害に対する安全性を確保するとともに、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄に努める。
- (2) 消防機関等への緊急通報設備や入院・入所者の避難誘導施設・設備の実態に応じた防災資機材の点検・整備を進める。

## 第2節 在宅要配慮者対策

### 第1項 支援体制の整備等

#### 1 要配慮者の事前把握

町は、次の事項に留意し要配慮者の事前把握に努める。

- (1) 必要な支援内容に応じ、登録制度の創設や避難支援に関する相談窓口の開設を行う。
- (2) 避難に際しての支援の必要性、地域の特性を考慮した把握を進める。
- (3) 把握した情報は、住民のプライバシーに十分な配慮を行った上で、本人の同意が得られた範囲で防災関係部局等との共有を図る。

#### 2 支援体制の整備

町は、次の事項に留意の上、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努める。

- (1) 要配慮者の迅速な避難を支援するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携の下に、平常時からの情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等に努める。
- (2) 要配慮者に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、福祉の輪づくり運動等を実施している社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努める。
- (3) 迅速な避難を支援するため、同報系無線等の整備を図るとともに、メール、FAX、電話等により要配慮者に配慮した防災情報伝達手段の整備に努める。
- (4) 災害救助関係業務に加え、要配慮者に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行うとともに、柳井健康福祉センター、児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備する。
- (5) 高潮、土砂災害等のおそれのある地域の在宅の要配慮者の避難対策について、近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。
- (6) 避難行動に時間を要する、避難行動要支援者をはじめとする要配慮者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める「避難準備情報」を発令するための基準策定に努める。

### 第2項 防災設備等の設置促進

町は、在宅のひとり暮らし高齢者、重度障害者等が、災害時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう緊急通報機器の普及を進めるとともに、災害時における出火を防止するため、火災警報器、過熱防止装置付コンロ、電磁調理器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送受信装置の普及にも努める。

## 第3節 避難行動要支援者対策

### 第1項 避難行動要支援者名簿の作成

町は、町内の要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者を把握する。

また、災対法第49条の10第1項に基づき、避難行動要支援者の避難の支援、安否の確認その他生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎たる避難行動要支援者名簿を作成する。

なお、避難行動要支援者名簿については、上関町災害時要援護者名簿を読み替える。

#### 1 避難行動要支援者の対象者

- (1) 要介護認定3～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）
- (2) 療育手帳Aを所持する知的障害者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (4) 65歳以上でひとり暮らしの者で登録を希望する者
- (5) 75歳以上のみで構成される世帯の者で登録を希望する者
- (6) 上記以外で町長が避難支援等の必要を認めた者

#### 2 名簿の記載事項

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 上記以外で、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

#### 3 名簿情報の入手方法

避難行動要支援者名簿に記載する個人情報の入手方法は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つようにする。

#### 4 避難支援等関係者との連携

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、町は、次の機関（避難支援等関係者）に協力を求め、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行う。

- (1) 消防機関（柳井地区広域消防組合消防本部、上関町消防団）

- (2) 県警察本部（柳井警察署）
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 町社会福祉協議会
- (5) 自治会長
- (6) 自主防災組織
- (7) その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

## 5 名簿情報の提供先

名簿の提供に当たっては、本人の同意を得ることとし、得られない場合は提供しない。ただし、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

なお、名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するため、名簿情報の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講じる。

- (1) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (2) 災対策に基づき、避難支援等関係者及び個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (3) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。
- (4) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- (6) 名簿情報の取扱状況を報告させる。

## 第2項 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が避難支援を行うに際し、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となる。

そのため、町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

## 第3項 個別避難計画

町は、地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者名簿の避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努める。

なお、個別避難計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 避難支援実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) その他避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

## 第4節 防災知識の普及啓発及び訓練

### 第1項 防災知識等の普及啓発

町は、要配慮者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域における災害時要配慮者支援の取組を促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、災害時要配慮者の支援方法等の普及啓発に努める。

### 第2項 防災訓練

町は、防災訓練の実施に当たって、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制を整備する。その際は、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

また、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

## 第5節 避難所対策

町は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。

### 第1項 生活の場の確保

- 1 要配慮者が必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定や、社会福祉施設、病院等のうち入所・入院施設から避難する際の施設専用避難所の指定に努める。

また、福祉避難所として指定する際には、必要に応じて受入れ対象者を特定して公示するものとし、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

- 2 避難所、避難路の指定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。

また、災害時において要配慮者が避難しやすいように、避難場所等の案内板の設置に努める。

なお、新たに住宅地等の開発を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について、避難所、避難路との位置関係を考慮する。

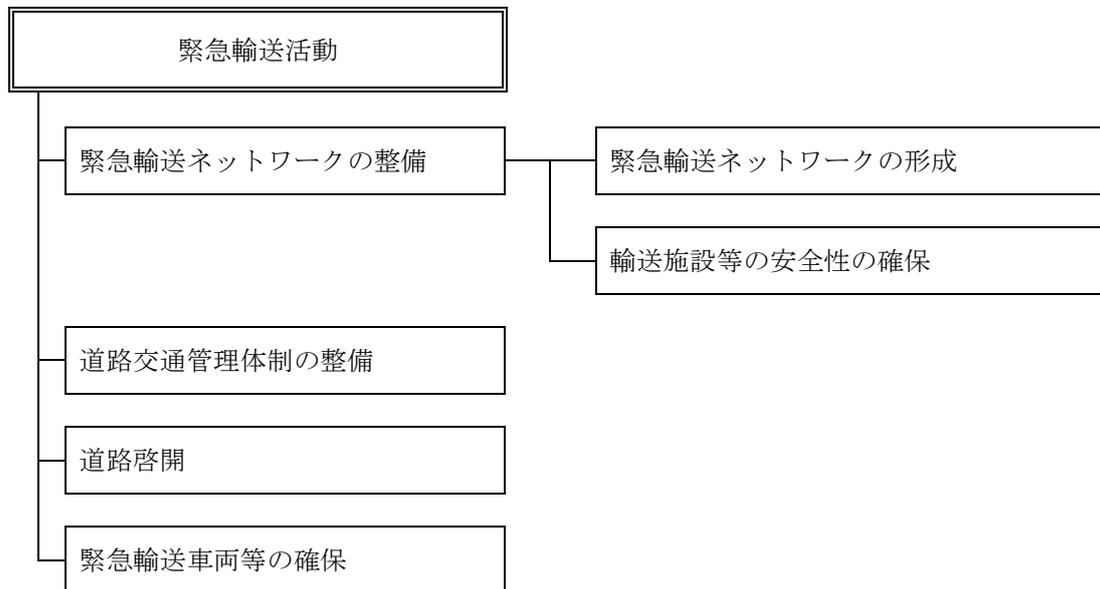
### 第2項 支援体制の整備

- 1 避難所における高齢者、障害者等の生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から、生活の場の確保対策として、宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市町、近隣県等の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。
- 2 避難所における高齢者、障害者等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。

# 第10章 緊急輸送活動

## 基本的な考え方

災害応急対策活動を円滑に実施する上で、緊急輸送路及び輸送手段の確保は極めて重要であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急輸送車両の確保が必要となる。



## 第1節 緊急輸送ネットワークの整備

### 第1項 緊急輸送ネットワークの形成

町は、災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点を指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

また、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポートを指定する。

なお、輸送施設及び輸送拠点施設の指定に当たっては、あらかじめ施設の管理者と災害時の利用形態等について協議しておくようにする。

#### 1 輸送施設等の整備

##### (1) 道路

県との連携により、一般県道光・上関線、柳井・上関線、祝島線の整備に合わせ、町道上関白井田線、白井田蒲井線、蒲井四代線等の幹線道路の整備を進め、近隣市町の中心部を結ぶ多重ネットワークの整備に努める。あわせて、集落間道路について、整備を進める。

本町における緊急輸送道路については、資料編「資料9-1 緊急輸送道路指定路線」を参

照のこと。

## (2) 港湾・漁港

陸路による交通が途絶した場合においては、海上輸送が有効であるため、緊急通行路ともアクセスできる海上緊急輸送基地となる上関漁港及びこれを補完する室津漁港及び室津港湾、また離島につき八島漁港及び祝島漁港について整備を行い、海上緊急輸送ネットワークの構築を図る。

## (3) ヘリポート等

迅速な輸送を必要とする場合においては、航空輸送が有効であるため、緊急通行路にアクセスできる臨時ヘリポートを整備する。

本町における臨時ヘリポートについては、資料編「資料 9-2 ヘリコプター臨時離着陸場」を参照のこと。

## 2 輸送拠点施設の整備

緊急物資等の受入れ、一時保管、避難所等への配送を行うための輸送拠点施設を指定する

本町における輸送拠点施設については、資料編「資料 9-3 輸送拠点施設」を参照のこと。

また、輸送拠点の整備に当たっては、地域の社会特性（人口、交通施設の整備状況、交通利便性等）や被害特性を考慮し、必要に応じ備蓄倉庫等の整備を進める。

## 3 関係機関・住民への周知

指定した施設については、広報誌等を通じて関係機関・住民に周知を図る。

## 第 2 項 輸送施設等の安全性の確保

町は、緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点施設について、緊急時における輸送の重要性から、災害に対する安全性の確保に努める。

### 第 2 節 道路交通管理体制の整備

町は、災害発生時の交通の混乱を防ぐため、管理する道路の道路交通関連施設の安全性の確保、車両の通行禁止又は制限等について、あらかじめ柳井警察署長と協議する。

### 第 3 節 道路啓開

町は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保を図るため、町内の建設業者、団体との間で協定を締結するなどし、体制の整備に努める。

## 第4節 緊急輸送車両等の確保

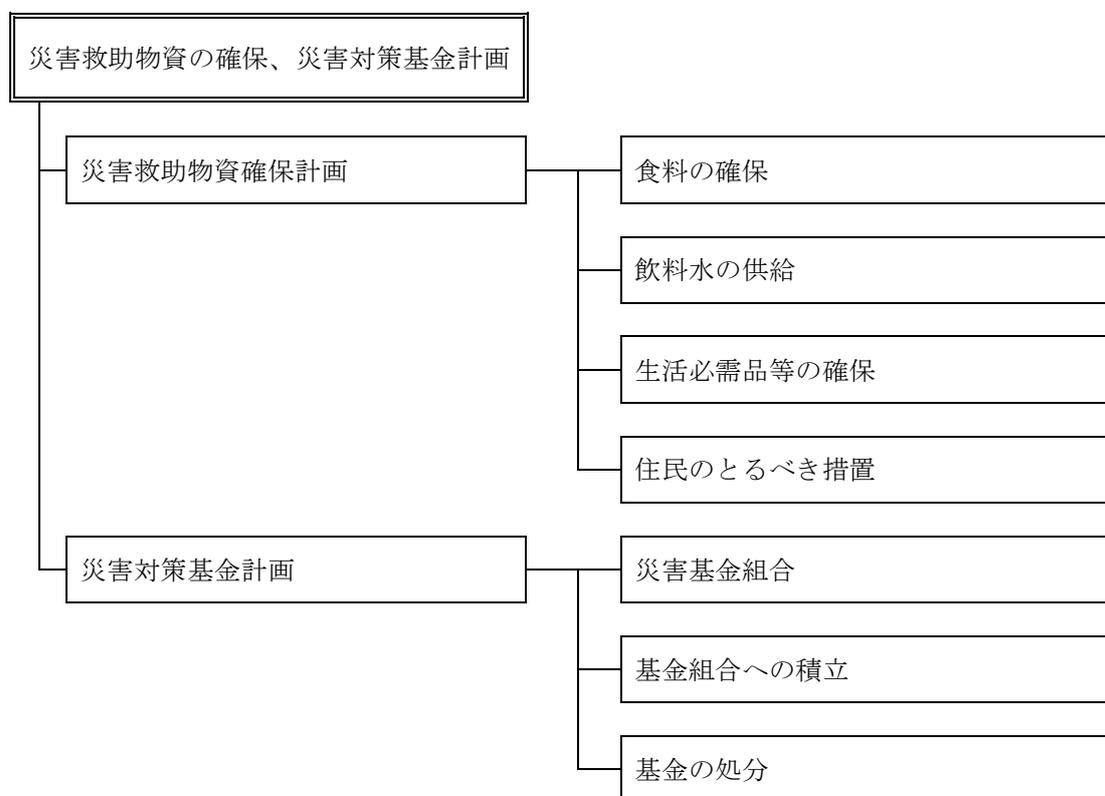
町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送事業者等と協定を締結するなどし、体制の整備に努める。

また、輸送車両等の運用計画又は調達計画を定め、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先の把握に努める。

# 第11章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画

## 基本的な考え方

大規模災害が発生した場合を想定し、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需品等について、備蓄及び調達体制の整備に努めるとともに、山口県市町災害基金組合格約に基づく基金の積み立てを行う。



## 第1節 災害救助物資確保計画

### 第1項 食料の確保

町は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給を円滑に実施するため、その調達・供給体制の整備に努める。

#### 1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

町は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものであり、その備蓄並びに調達、輸送及び配送体制の整備を図る。

また、近隣市町相互の応急用食料の調達・供給に関する広域的な応援体制の整備についても、十分留意する。

## 2 応急用食料の調達・供給体制の整備

- (1) 町は、主食系の米について、農林水産省等と連携し、災害が発生した場合、直ちに供給できるよう、体制を整備する。
- (2) 町は、次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し直ちに出荷要請を行うことができるよう十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて食料の調達に関する応援協定を締結するなど体制を整備し、これらの食料の調達可能量（流通在庫量又は製造能力）の把握に努める。

ア 精米

イ パン

ウ おにぎり

エ 弁当

オ 即席めん

カ 育児用調整粉乳

キ 缶詰等

## 第2項 飲料水の供給

町は、応急給水に係る給水拠点、給水基準、給水体制等、応急給水活動計画を定める。

### 1 給水拠点の整備

応急給水活動計画に定められた給水拠点となる場所について、災害時に給水活動が円滑に実施できるような体制を整備する。

### 2 飲料水の確保

#### (1) 必要量の確保

大規模災害が発生した場合の被害想定を行い、被害想定を参考に、1人当たり1日3リットルとして、最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量を目標に飲料水の確保に努める。

#### (2) 井戸水の活用

地域内の井戸の分布状況を把握し、井戸水を飲料水として活用する際の飲用方法等について指導するとともに、柳井健康福祉センターとの連携体制を整備する。

### 3 応急給水資機材の整備

町は、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等の必要な資機材の整備、備蓄に努める。

### 4 応急復旧体制の整備

町は、応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、直ちに復旧工事を行うことができるよう、近隣市町相互、民間業者団体等と十分協議し、応援協定を締結するなど、応急復旧体制の充実に努める。

### **第3項 生活必需品等の確保**

災害時には、建物の損壊及び交通機関の途絶等により生活必需品の確保が困難となることが予想される。

このため、町は、毛布、下着、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベ等の生活必需品について、流通業者、流通在庫量等の把握に努める。

また、近隣市町相互、民間業者団体等と十分協議し、応援協定を締結するなど、調達体制の整備に努めるとともに、より迅速な救助を実施できるよう、備蓄に努める。

### **第4項 住民のとりべき措置**

住民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という考えに基づき、自らの家庭内人数分の2～3日分の食料・飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努める。

## 第2節 災害対策基金計画

町は、災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、次のとおり、災害救助基金の積立を行う。

### 第1項 災害基金組合

県内の全市町をもって、山口県市町総合事務組合が設立されている。

### 第2項 基金組合への積立

平成3年度における基準財政需要額により算定された組合市町の納付目標額に達するまで、毎年度、前年度の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の100分の0.2に相当する金額（その金額が組合市町の当該平均額を超える場合にあっては、平均額を上限とする。）を組合に納付する。

### 第3項 基金の処分

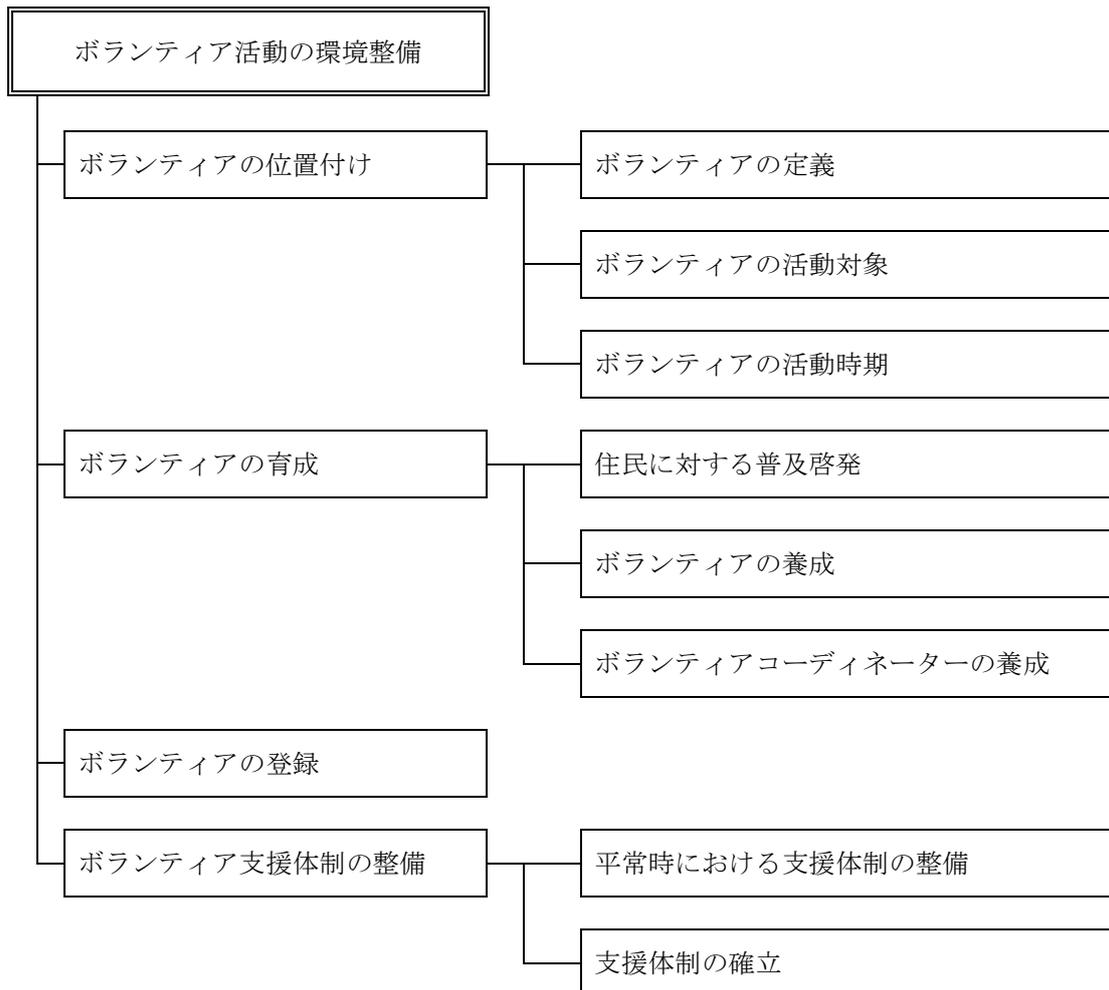
- (1) 基金の処分の対象となる災害は、次に掲げるものである。
  - ア 風 害
  - イ 水 害
  - ウ 雪 害
  - エ 地 震
  - オ 干 害
  - カ 火 災
  - キ その他議会の議決を経て定める災害
- (2) 次に掲げる事項に該当する場合にあっては、市町納付金の3倍以内の額を処分することができる。
  - ア 災害による減収補てんを要するとき。
  - イ 災害対策事業費の支出を要するとき。
  - ウ その他災害に伴う費用の支出を要するとき。
- (3) 上記事項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事業を行う場合、町は、納付金現在額の範囲内において、基金の処分を行うことができる。
  - ア 道路、河川その他の公の施設の保全整備又は災害防止対策等に関する事業
  - イ 災害等に係る自動車又は自動車に類し、道路以外の場所で用いる建設機械等の購入に関する事業
  - ウ その他組合長が必要と認めた事業

# 第12章 ボランティア活動の環境整備

## 基本的な考え方

大規模災害時には、町、県及び防災関係機関等の救助活動に併せ、ボランティア精神に基づく住民の救援活動への協力を必要とする。

このため、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの育成、登録、支援体制の整備など、平常時における環境整備を推進する。



## 第1節 ボランティアの位置付け

### 第1項 ボランティアの定義

町防災計画でいうボランティアは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いた者で、災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加する者をいう。

### 第2項 ボランティアの活動対象

災害時におけるボランティアは専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分され、その活動内容は、次のようなものである。

区 分	活動内容
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）</li><li>○ 建築物危険度判定（応急危険度判定士）</li><li>○ 土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士等）</li><li>○ 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）</li><li>○ 福祉（手話通訳、介護等）</li><li>○ 無線（アマチュア無線技士）</li><li>○ 特殊車両操作（大型重機等）</li><li>○ 通訳（語学）</li><li>○ 災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等）</li><li>○ その他特殊な技術を要する者</li><li>○ 災害復旧技術専門家派遣制度（災害復旧活動の支援・助言）</li></ul>
一般ボランティア	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 救援物資の整理、仕分け、配分</li><li>○ 避難所の運営補助</li><li>○ 炊き出し、配送</li><li>○ 清掃、防疫</li><li>○ 要配慮者等への生活支援</li><li>○ その他危険のない軽作業</li></ul>

### 第3項 ボランティアの活動時期

町防災計画に基づくボランティアの活動は、原則として町内の地域において災害救助法の適用を受ける程度の大規模災害が発生した場合とする。

## 第2節 ボランティアの育成

### 第1項 住民に対する普及啓発

町は、関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの住民の積極的な参加を呼びかけるための普及啓発に努める。

### 第2項 ボランティアの養成

町は、町社会福祉協議会及び関係団体と連携して、ボランティアが被災地で活動する上で必要となる知識や技術を習得できるよう、研修、訓練等を実施し、その養成を行う。

### 第3項 ボランティアコーディネーターの養成

ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、ボランティアの活動調整、指導等を行うコーディネーターの役割が重要であることから、町は、町社会福祉協議会及び関係団体と連携してその養成を図る。

## 第3節 ボランティアの登録

町社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信、建築物の被災度判定等の資格や技能を要する専門ボランティア及びボランティア団体を平常時から登録し、把握しておくとともに、災害時の対応に備える。

## 第4節 ボランティア支援体制の整備

### 第1項 平常時における支援体制の整備

町は、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援体制の整備に努める。

また、町社会福祉協議会は災害時のボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、広域的な支援体制の整備を含めたガイドライン等を作成し、町内の社会福祉協議会のみによる対応が困難な大規模災害等に備え、県及び近隣市町村との相互支援ネットワークの形成に努める。

### 第2項 支援体制の確立

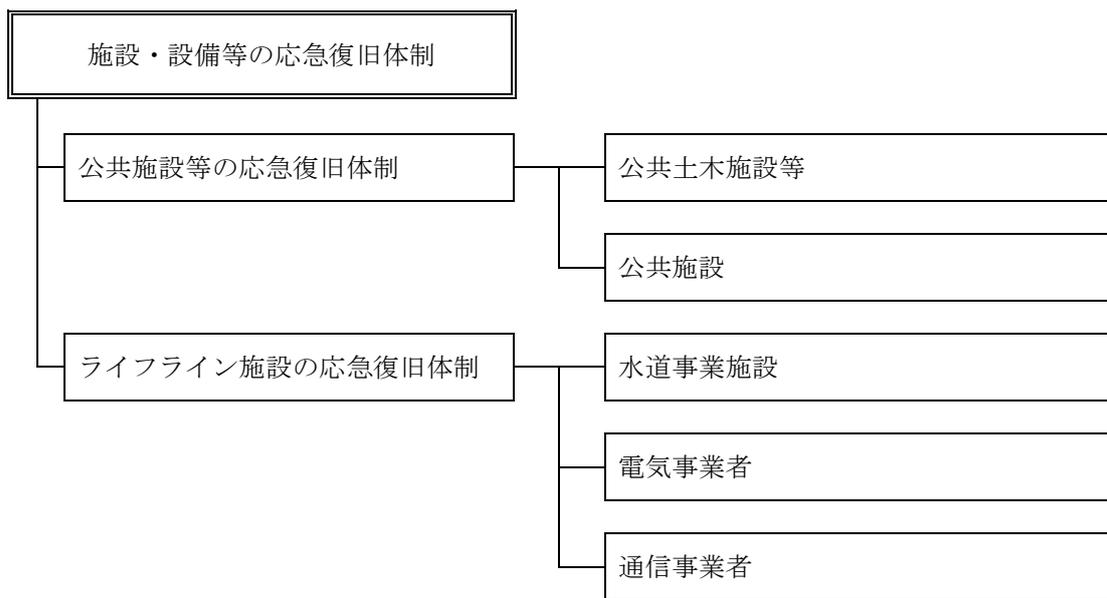
町及び町社会福祉協議会は、県ボランティアセンター及び近隣市町と協議して、柳井地区広域圏におけるボランティア支援拠点を定め、必要な連携体制等についての検討を行う。

# 第13章 施設・設備等の応急復旧体制

## 基本的な考え方

町、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、住民が日常生活を営む上で重要な役割を担っており、これが被災すると各種の緊急対策及び応急対策に重大な支障が生じることから、早期の応急復旧を講じる必要がある。

このため、各施設・設備等の管理者は、必要な体制を整備するとともに、復興の円滑化のために必要な各種データの総合的な整備保全等を図る。



## 第1節 公共施設等の応急復旧体制

### 第1項 公共土木施設等

- 1 町は、管理する施設の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制、活動体制の確立に努める。  
また、民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、協定等を締結するなどの措置を講じ、協力体制の整備を図る。
- 2 町は、応急復旧に必要な各種資機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じ、調達体制の整備に努める。

## 第2項 公共施設

災害発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は、平常時から、施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動及び救助等に係る体制を整備する。また、応急復旧のために民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定を締結するなど、体制の整備を図る。特に、学校、社会教育施設等は、児童生徒等が一日の大半を過ごす場であり、町教育委員会は、児童生徒等の生命身体の安全確保及び教育の確保に必要な施設・設備の整備に努めてきている。今後さらに、大規模地震等の災害による被害防止の観点から、学校施設の整備、耐震化の促進を計画的に進める。

社会教育施設等は、防災拠点としての機能を果たすことから、施設の耐震性の確保や防災機能の強化を図るため、計画的に耐震診断を行い、補強・改築等に努める。

## 第2節 ライフライン施設の応急復旧体制

### 第1項 水道事業施設

町は、災害時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、水道事業者相互間、関係業者団体等との応援協定などにより、応急復旧体制の充実に努める。

### 第2項 電気事業者

電気事業者は、電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ施設・設備の機能を維持する必要があることから、情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、同種の会社、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

### 第3項 通信事業者

通信事業者は、通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的な混乱を生むおそれがあるなどその影響が大きいことから、通信施設・設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

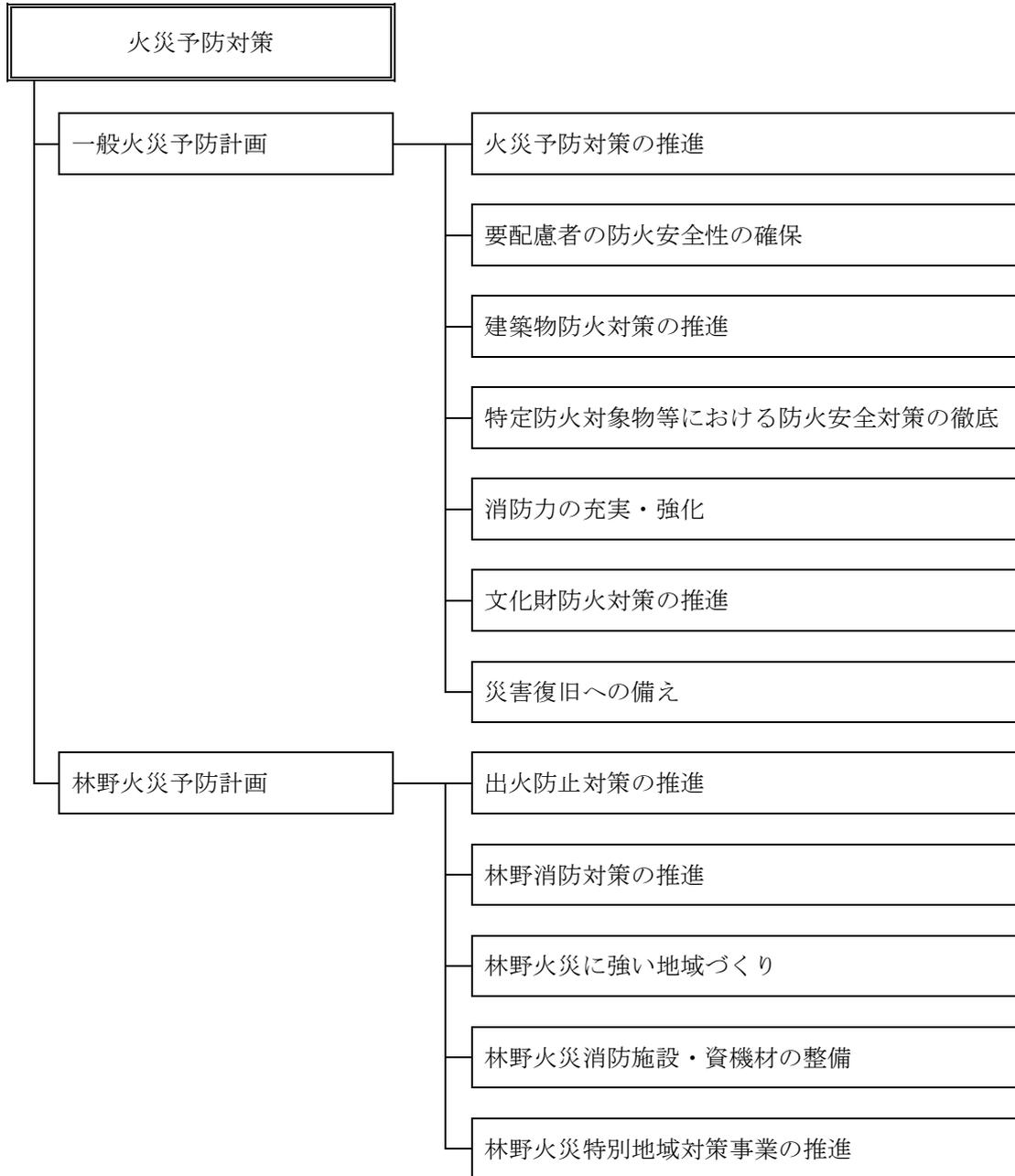
また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国（中国総合通信局）を通じて非常対策本部や町に協力を要請する。

# 第14章 火災予防対策

## 基本的な考え方

火災の発生を未然に防止し、火災による被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。



## 第1節 一般火災予防計画

### 第1項 火災予防対策の推進

#### 1 火災予防思想の普及啓発

町及び消防本部は、広報車による巡回広報、広報誌への掲載、町防災行政無線（同報系）の利用等あらゆる機会、手段を利用して火災予防思想の普及啓発活動を実施する。特に、春季・秋季の全国火災予防運動期間中には、講習会の開催、新聞・ラジオ等報道機関の利用等あらゆる機会をとらえ、火災を出さないための運動を展開する。

また、防火思想普及の徹底を図るため、広報用素材の充実、広報メディアの拡充、広報素材の有効活用等を図り、関係機関並びに団体と協力して防火対策の必要性を明確に伝える親しみやすい広報活動を展開する。

- (1) 街頭広報や報道機関を活用した啓発活動
- (2) イベント、集会等を利用した啓発活動
- (3) 巡回による啓発広報活動
- (4) 家庭訪問による防火指導
- (5) 学校、職場等における防火指導
- (6) 自主防災組織による啓発広報活動

#### 2 火を使用する設備・器具等の防火安全性の確保

町及び消防本部は、日常生活で用いる火を使用する設備・器具等からの出火を防止するため、これらの設備・器具等の設置及び取扱基準等を定めた条例（柳井地区広域消防組合火災予防条例）の周知徹底を図る。

- (1) 炉、ふろがま等の火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準
- (2) 調理器具、ストーブ等の火を使用する器具の取扱いの基準
- (3) 指定数量未満の危険物及び危険物に準ずる可燃性物品（指定可燃物）等の貯蔵又は取扱いの技術上の基準

#### 3 住宅防火対策の推進

町及び消防本部は、住宅の火災による死者の大幅な低減を図るため、県と連携の下、効果的な住宅防火対策を推進する。

- (1) 防火意識の高揚

住宅の防火意識の高揚を図るため、住宅防火の現状、住宅防火対策の必要性等の周知徹底を図る。

ア 住宅防火対策の必要性を明確に訴える親しみやすい広報活動を展開する。

イ 広報誌・地域のミニコミ誌、地域ローカルテレビ、CATV等の活用を図り、地域に密着した効果的な広報活動を推進する。

(2) 住宅防火診断の実施

消防本部等で実施している住宅防火診断について、対象者に理解しやすい診断に努めるとともに、各種イベント、展示会等を活用するなどして、診断対象の拡大を図る。

(3) 住宅防火設計の普及の推進

住宅設計の専門技術者のみならず、住宅を建設しようとしている建築主等の住宅設計に当たっての防火、避難上の留意事項等の理解を深めるため、住宅防火講習会の開催等を行う。

(4) 住宅防災機器等の普及

ア 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置、防災寝衣類等の性能、効果等の認識を深めるため、これらの住宅用防災機器等展示コーナーの設置促進等を図る。

イ 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置等の設置を支援する住宅金融支援機構の割増融資制度の周知を図るなどして、住宅用防災機器等の設置を促進する。

#### 4 地域における防火安全体制の充実

(1) 自主防災組織の整備充実

火災や災害から地域を守るには、住民一人ひとりの自覚と、近隣居住者相互の協力が不可欠となる。

このため、町は、地域の実情に応じて、自治会、管内事業者、女性・高齢者・社会活動団体等による自主防災組織の育成を図るとともに、防火クラブの活性化等についても一層推進する。

また、地域住民、自主防災組織等が火災等災害発生時において初期消火、救出・救助活動が迅速に取り組めるように必要資機材の整備を推進する。

(2) 防火（防災）教育の充実

町は、企業の自衛消防隊員、一般住民等の消防学校への入校を推進し、町全体としての防火防災知識・技術の向上に努める。

(3) 防火訓練の実施

消防機関、事業所等は、防火に関する技能の習得、啓発を図るため、防火訓練を定期的に行う。

訓練の実施に当たっては、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は実施団体に指導し、住民の火災発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

なお、訓練は形式的なものとならないよう、訓練実施者は具体的な訓練目標を定め効果的な訓練の実施に努める。

## 第2項 要配慮者の防火安全性の確保

町及び消防本部は、高齢者、障害者等の要配慮者の防火安全性の確保を図るため、以下の対策を推進する。

### 1 住宅防火対策（高齢者等の防火安全対策）の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占め、しかも65歳以上の高齢者や障害者が被災するケースが多いことから、高齢者・障害者住宅防火対策の効果的推進を図る。

- (1) 防火意識の高揚
- (2) 住宅用防災機器の普及
- (3) 住宅防火診断の実施

### 2 避難協力体制の確立

一人暮らしの高齢者、障害者等が適切に避難できるよう消防団、自治会、自主防災組織、事業所等を含めた地域が一体となった避難協力体制の確立に努める。

### 3 その他の安全確保対策の推進

- (1) 火災通報や救急通報等が迅速かつ効率的に行われるための自動通報（緊急通報システム）の普及促進を図る。
- (2) 高齢者、障害者等が入所している施設においては、的確に情報伝達や避難誘導が可能となる各種設備（閃光型警報装置、点滅型誘導灯等）の設置促進に努める。

## 第3項 建築物防火対策の推進

### 1 関係者への指導の強化

#### (1) 建築基準法に係る防火規制の徹底

町及び消防本部は、建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築物の許認可等により、防火規制の徹底及び適切な指導を推進する。

また、多数の人が利用する既存の特殊建築物等については、適正に維持管理され、防火性能が確保されるように、建築物の所有者・管理者に対し、建築基準法に基づく建築物の維持保全に関する計画書の作成、定期的な調査の実施及び保守状況の報告の指導を推進する。

#### (2) 消防同意制度の適切な運用

消防本部は、建築物の許認可に係る同意制度の効果的な運用により、建築物の防火安全性の確保を図る。

#### (3) 重点的・効果的な予防査察の実施

消防本部は、消防法に定める予防査察の実施に当たって、防火対象物定期点検結果報告、消防用設備等点検結果報告等の防火対象物関係者からの報告、届出等の結果あるいは、過去の指導状況等を踏まえ、法令遵守の状況が優良でない防火対象物及び火災予防上の必要性が高い防火対象

物を重点的に行うとともに、立入検査の実施項目の選択による効率的な予防査察を行い、火災の発生及び拡大の危険性の排除等火災予防上必要な措置について指導する。

## 2 消防用設備等の設置、維持の適正化

- (1) 消防本部は、消防法に定める防火対象物の消防用設備等の設置について、防火対象物の実態を踏まえ、基準に適合し、かつ効果的な設備の設置指導を行い、建築物の防火安全性の確保を図る。
- (2) 消防本部は、防火対象物の関係者に対し、消防法に定める消防用設備等の点検・報告制度の重要性を認識させ、定期点検の実施及び点検結果の報告を徹底させる。

## 3 防火管理の徹底

消防法に定める防火管理制度では、防火対象物に対する人的な規制で、収容人員が一定以上の対象物には一定の資格を有する者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせることとしている。

消防本部は、防火対象物の所有者等に対して防火管理者の選任、さらに、防火管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、火気管理等の防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、建築物の防火安全性の確保を図る。

# 第4項 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

多数の者が出入りするホテル・旅館、病院・社会福祉施設等の特定防火対象物については、火災により大きな被害が発生するおそれがあることから、消防本部は、前項の対策に加え次の事項を推進し、これらの特定防火対象物の防火安全性の確保を図る。

## 1 防火管理体制の充実

実態に応じた初期消火、通報及び避難等の訓練の実施についてきめ細かな指導及び検証を行う。特に、高齢者、身体障害者に対する火災情報の覚知、伝達に配慮した避難誘導体制の確立について指導を行う。病院、社会福祉施設等で自力避難が困難な者を多数収容している施設については、近隣住民や、ボランティア組織の応援、協力体制の確立を推進する。

## 2 防火対象物定期点検報告制度の適正な運用

消防法に定める「防火対象物定期点検報告制度」の対象となる防火対象物の防火管理等の状況について、点検報告により把握するとともに、その不備事項について早期改善を指導する。

## 3 避難施設・消防用設備等の維持管理の徹底

火災発生時の避難路となる通路、階段等の適正な管理がなされるよう指導を徹底するとともに、火災発生時において、煙の拡散及び延焼の拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図る。

また、防火対象物の関係者自らが、自主的に適正な維持管理をチェックする体制の整備を推進する。

#### 4 特定違反對象物及び小規模雑居ビルに対する是正措置の徹底

消防法令の違反により火災が発生した場合、人命危険が大であると予測される特定違反對象物、小規模雑居ビルについては、指示、警告、措置命令、告発・公表等の適切な違反処理により、法令違反の是正を図る。

#### 5 工場、倉庫等の防火安全対策の推進

工場、倉庫等の防火対象物においては、建築構造、収容物等の状況から、一旦火災が発生すると延焼速度が速いため大規模火災となる危険性が高く、甚大な人的、物的被害を生ずるおそれがある。

このため、これらの防火対象物について、消防用設備等の適正な維持管理等防火安全体制の徹底が図られるよう指導を行う。

### 第5項 消防力の充実・強化

火災の発生防止、被害の軽減を図るためには、町における消防力の充実・強化が求められることから、町及び消防本部は、相互に連携の下、国が定めた「消防力の整備指針」に基づく消防力（資機材、要員）の確保に努める。

#### 1 消防計画の整備

消防計画に基づき、計画的な火災予防対策の推進を図り、必要な組織の確立、消防資機材の整備、地域の実態を反映した警戒・防ぎよ活動の実施に努める。

#### 2 消防組織の充実

##### (1) 消防本部

予防要員、警防要員の確保に努め、予防業務、警防業務の万全を期する。

##### (2) 消防の広域化の推進

住宅や防火対象物等の火災予防や火災原因の調査、立入検査等を行う予防要員等の専門職員の増強を図るため、消防の広域化を推進する。

##### (3) 広域消防応援体制の整備

県内の市町及び各消防組合が締結した県内広域消防相互応援協定の円滑な対応が図れるよう、必要な運用体制の確立に努める。

##### (4) 消防団の活性化の推進

消防活動（防災活動）等において消防団が担う役割の重要性に鑑み、消防団員の確保、活性化に必要な対策を計画的に推進する。

##### (5) 消防組織の連携強化

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図る。

#### 3 消防教育・訓練の充実

複雑多様化する消防事象に対応できる消防団員の育成を図るため、消防団員が、県消防学校で容易に教育を受けることができる環境の整備に努める。

## 4 消防施設等の充実・強化

### (1) 消防施設等の整備

ア 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設及び消防通信施設等の整備について、年次計画を立てるなどして、その充実強化を図る。

イ 消防水利については、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に防火水槽や耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、河川やプールの活用等により消防水利の確保を図る。

ウ 消防水利の不足又は道路事情により消防活動が困難な地域については、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進する。

エ 自治会等自主防災組織による初期消火活動が円滑になされるよう軽可搬ポンプ等の消火機材の整備充実を図る。

### (2) 化学消火剤の備蓄

関係機関と連携の下、化学消火薬剤の整備充実に努める。

## 第6項 文化財防火対策の推進

本町における、文化財は、資料編「資料12-1 国・県・町指定文化財一覧表」のとおりであるが、文化財建造物は、木造の大規模な建築物であるとともに、その利用形態、建築物の構造等が異なるため、町は、文化財の特性に応じた防火管理体制、消防用設備の推進を図る。

### 1 予防対策実施責任者

所有者又は管理団体

### 2 文化財防火対策の推進

#### (1) 防火設備の整備充実

##### ア 消火設備の整備

消火器、消火用水槽等については、建造物の延面積に応じた能力の設備に整備する。

##### イ 警報設備の拡充

自動火災報知設備、漏電火災警報器等の整備拡充を図る。

##### ウ その他設備の拡充

避雷装置、消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁、防火井戸等の整備促進を図る。

#### (2) 予防対策指導の推進

ア 利用の形態、建築物の構造等を踏まえ、次の事項を内容とする予防計画を策定する。

##### (ア) 防火管理体制

##### (イ) 国、県及び町への災害通報体制

##### (ウ) 災害の起こりやすい箇所の点検、確認

- (エ) 自衛消防組織の確立
- (オ) その他、注意札、火気の使用禁止、浮浪者の侵入防止等

## 第7項 災害復旧への備え

町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくするとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

## 第2節 林野火災予防計画

町の土地の約64%を占める林野は、古くから木材その他の林産物の供給、土地の保全、水資源の確保、自然景観、健康保養の場として住民生活に大きく貢献している。

林野火災が一旦発生すると、これらの役割を担う森林資源を短時間のうちに焼失し、その回復には長い年月と多大の労力を費やし、社会的損失が極めて大きなものとなるおそれがある。

このため、町及び消防本部は、国、県及び森林関係者等と連携の下、林野火災発生防止について必要な予防対策を推進する。

### 第1項 出火防止対策の推進

林野火災は、2月から5月までの乾燥した季節に多く発生し、その原因としては、たばこ、たき火等人為による失火が大部分である。

林野は、広大に広がり、そこには不特定多数の者が自由に出入りすることができること及び林野の管理経営状態が多様であり、日常の防火管理が必ずしも十分でないことなどを踏まえ、町及び消防本部は、関係機関と相互に密接な連携を図り、林野火災に対する予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

#### 1 林野火災予防対策の推進

##### (1) 防火思想の啓発

住民の林野火災防止に対する認識のより一層の向上を図るため、防火思想の普及啓発に必要な対策を推進する。

##### ア 広報活動の推進

林野火災対策においては、その出火原因が人為によるものが大部分であること、また一旦発生するとその消火活動は困難を極める場合が多いことから出火防止の徹底が特に重要となる。

そのため、広報の時期、地域、対象者、媒体等について関連的に検討を行い、有効かつ強力な広報宣伝活動を実施する。

また、林野火災は空気が乾燥する2月から5月までが多発時期であるため、この期間を林野火災防止強調期間として予防施策を推進し、特に3月を林野火災予防月間と定め強力で啓発運動を展開する。

(ア) テレビ、ラジオ、有線放送、インターネット等による啓発

(イ) 広報車による巡回広報

(ウ) ポスター、チラシ等の配布

(エ) 新聞その他広報誌による啓発

(オ) 学校等を通じた広報（児童生徒の防火思想の高揚）

(カ) 林野火災予防標識板及び立看板等による啓発

(キ) 森林保全巡視指導員による巡回指導

イ 協議会等の開催

各関係機関、団体等による協議会、研修会、講習会等を通じて火災予防の徹底を図る。

(2) 発生原因別対策

ア 一般入山者対策

登山、ハイキング、山菜採取等の一般入山者に対しては、次の事項を推進する。

(ア) たばこ、たき火による失火については、十分な防火思想の啓発を図ること。

(イ) 山林内、休憩所、駐車場等に火災防止標識板を設置するなどして啓発を図ること。

(ウ) 山林内でのタバコのポイ捨てを防止するため、簡易吸殻入れの携帯運動を推進すること。

(エ) 危険時期等における入山制限の周知を図ること。

(オ) 観光事業者による防火思想の啓発を図ること。

イ 山林内事業者(作業者)対策

山林内において事業を営む者又は造林、伐採等の作業を実施する者に対しては、次の体制をとるよう要請・指導する。

(ア) 火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置すること。

(イ) 火気責任者は、事業所(作業箇所)内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期すこと。

(ウ) 事業所において喫煙所等火気を取り扱う必要がある場合は、火気責任者が場所を設けるとともに、標識及び消火設備を完備すること。

(エ) 道路整備等山林内で事業を行う者は、事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講じること。

ウ 火入れ対策

火入れに当たっては、火入れに関する条例及び柳井地区広域消防組合火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。

林野火災発生多発期間における火入れは、極力避けるようにし、できる限り11月から2月までの冬期に行うように指導するとともに、火入れ対策として次の事項の徹底を図る。

(ア) 火入れを行う場合は、必ず町長の許可を受け、許可付帯条件の遵守を励行させること。

(イ) 強風注意報、乾燥注意報又は火災警報の発令中又は発令された場合、一切の火入れを中止すること。

なお、火入れ中に風勢等により他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは、火入れ者、責任者に対して速やかに消火を行うよう指導する。

(ウ) 火入れ跡地の完全消火を行い、責任者の確認を受け、また、跡地には状況に応じ監視員を配置すること。

(エ) 森林法及び町条例、規則等で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況を十分考慮して行うよう指導すること。

#### エ 道路等における火災対策

町内バス等運送業者に対しては、道路の利用者、乗客、乗員等による沿線火災防止のための予防対策の樹立及び路線火災の防止並びに次の事項についての協力を要請する。

- (ア) 危険地帯の可燃物の除去
- (イ) 路線の巡視
- (ウ) 車両通過中における火災発見の際の連絡系統及び周知方法の確立
- (エ) 林野火災巡視の際の用地通行及び消火活動の際の路線通行の便宜
- (オ) 緊急時における専用電話利用の便宜

#### オ 森林所有者対策

森林所有者に対しては、自己の所有する林野から放火、失火が生じないように、次の事項を実施するよう要請・指導する。

- (ア) 一般住民に対する防火意識の啓発
  - (イ) 無許可入山者の排除
  - (ウ) 火入れに対する安全対策の徹底
- (3) 巡視・監視の強化

林野火災の多発期間及び気象状況が火災の予防上危険であると判断されるときは、森林組合等と連携の下、山林の巡視及び監視等の警戒活動を強化する。

## 第2項 林野消防対策の推進

町及び消防本部は、林野火災に即応する体制の強化及び消防資機材の整備を図るため、次の対策を講じる。

### 1 火災気象通報・警報の収集・伝達体制の確立

- (1) 林野火災の未然防止、被害の軽減を図るため、下関地方気象台及び県から迅速かつ的確な乾燥注意報、火災気象通報等の気象情報の伝達を得るよう努める。
- (2) 火災気象通報が発せられた場合に遅滞なく住民、関係者に周知するための体制の充実を図る。
- (3) 気象台及び県からの火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、適切に火災警報を発令することができるよう必要な体制の確保に努めるとともに、住民、関係者に伝達するための体制の整備を図る。

### 2 活動体制の整備

- (1) 消防体制の確立

林野火災に的確に対処するため、林野火災多発時期における体制、火災警報発令時における警戒体制、火災発生を考慮した消防隊の編成など林野火災に即応できる組織を確立し、適切な

運営を図るよう努める。

(2) 相互応援体制の確立

林野の分布等を考慮して、林野火災を対象とする広域的な相互応援体制を整備する。

なお、平成8年4月、県内全市町及び全消防一部事務組合を対象として県内広域消防応援協定が締結されており、今後はこれの円滑な対応ができるよう体制の整備に努める。

(3) 林野火災被害報告の迅速化

林野火災発生の場合は、消火活動に必要な消防力の配置、延焼拡大防止のため、航空機の必要性の判断等に必要な情報の早期把握が求められる。

このため、迅速な火災発生速報が行えるよう、必要な体制を確立する。

### 3 林野火災消火訓練の充実

県及び関係者の協力を得て、林野火災消火活動の特殊性を考慮した実戦的な消火訓練を実施する。

## 第3項 林野火災に強い地域づくり

### 1 事業計画の作成

町は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、県及び関係市町と連携の下、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。

### 2 防火道等の整備

町は、必要に応じて、防火道、防火線及び防火樹帯の整備等を実施する。

## 第4項 林野火災消防施設・資機材の整備

町及び消防本部は、地理的、物理的条件等から消火活動に大きな制約、負担を伴う林野火災の消火活動を円滑に実施するため、必要な施設及び資機材の整備を計画的に推進する。

### 1 林野火災消防施設の整備

林野火災用消防水利（防火水槽、自然水利）の確保に努める。

### 2 消火資機材及び空中消火資機材の整備

林野火災消火活動に必要な資機材の整備充実に努める。

また、航空機による消火活動が円滑に実施できるよう、管内の地形、林相等を踏まえ日常から臨時ヘリポート、水利地点等の確保に努めるとともに、必要な体制の確保を図る。

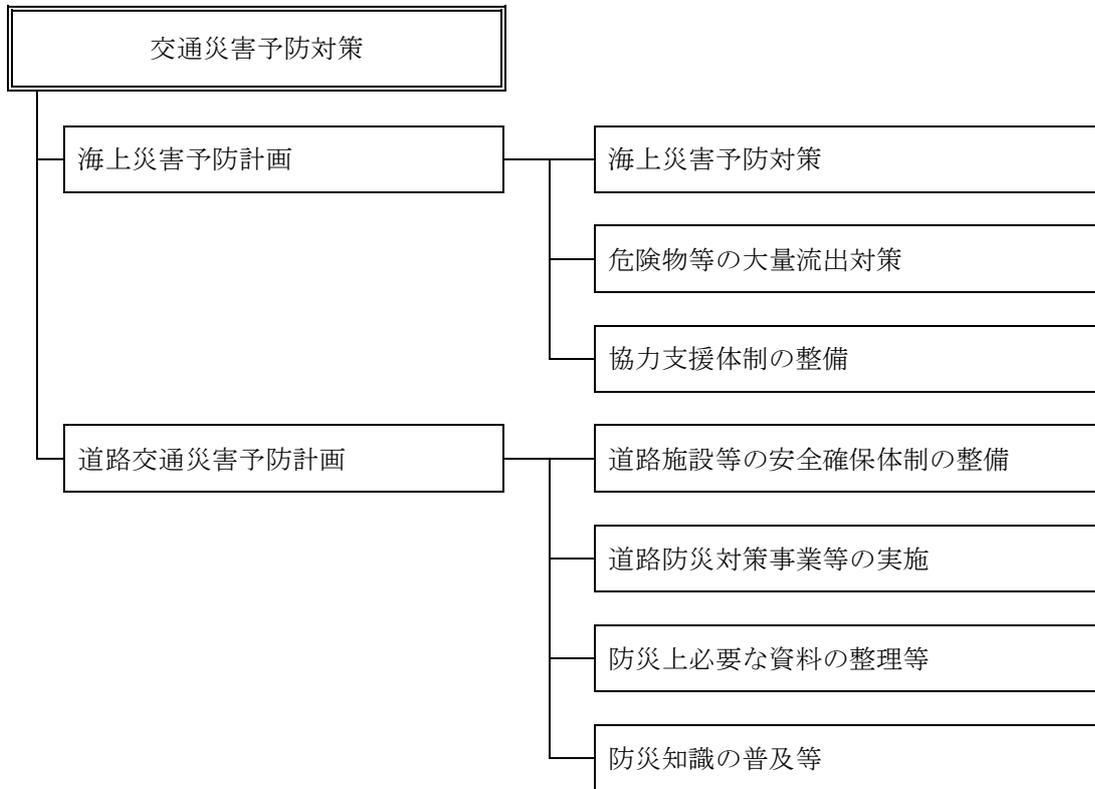
## 第5項 林野火災特別地域対策事業の推進

町は、林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域について、当該地域の林野火災の防止及び被害の軽減を図る。そのため、その地域の実態に即応した林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施することを目的とした林野火災特別地域対策事業計画の策定を検討するとともに、この事業計画に定める各種予防対策を積極的に推進する。

# 第15章 交通災害予防対策

## 基本的な考え方

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故等に対して、防災関係機関と密接な連携を図るとともに、必要な災害予防対策の実施に努める。



## 第1節 海上災害予防計画

### 第1項 海上災害予防対策

町及び消防本部は、気象台、運輸支局、海上保安部（港長）、港湾・漁港管理者及び事業所等と相互に協力し、航行中、係留・入渠中の海上災害の未然防止を図るため次の対策を推進する。

#### 1 町

##### (1) 海上交通安全のための情報の充実

海図、水路書誌等水路図誌の整備を図るとともに、水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図る。

##### (2) 船舶消防設備等の整備の指導

船舶における火災の発生及び拡大を防止するために、船舶の構造、設備、防火設備及び船舶に備える消防設備について指導及び取締りを行い海上火災の防止に努める。

また、火気の取扱い等については、関係法令の適正な執行により海上火災の防止に努める。

(3) 捜索、救助・救急、消火活動体制の整備

捜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器材等の捜索、救助・救急用資機材の整備に努める。

また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努める。

(4) 港湾・漁港施設の整備

他の港湾・漁港管理者と連携の下、施設における災害防止を図るため次の対策を推進する。

ア 港湾・漁港施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。

イ 消火、救難、警備及び避難誘導に必要な設備・資機材及び、危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。

ウ 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

エ 重要な所管施設の構造図等の資料を整理しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

オ 海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。

## 2 消防本部

ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上渠又は入渠中の船舶は、消防法の適用を受けることから、消防本部は、海上火災の未然防止、被害の軽減を図るため必要な対策の推進を図る。

(1) ふ頭施設等における火災予防に万全を期するため、消防水利、消防施設等の設置及び係留船のうち危険物等を積載する船舶に対して必要な指導を行う。

(2) 海上火災発生時の消火活動に必要な化学消防車、消火薬剤等の特殊装備の充実を図る。

(3) 係留、入渠中の船舶火災における消防活動を円滑に実施するため、次の事項について必要な措置を講じる。

ア 係留、入渠、錨地等の実態把握

管轄内における船舶の係留施設等について実態を調査するとともに、当該場所で火災が発生したときの接近、進入の方法、消防車両等の通行可能経路等を事前に把握する。

イ 入港、入渠する船舶の種類、規模、積荷等の事前把握

管轄内の係留施設及び係留される船舶の実態を調査するとともに、当該船舶の特性等を把握する。

ウ 通報・連絡体制の確立

港に出入りする船舶の動静等、消防活動に必要な情報の把握、及び火災等発生時の通報・連絡の円滑化を図るため、通報連絡手段の確保並びに体制の確立を図る。

エ 情報収集体制の整備

海上火災の消防活動は、被災船の災害状況からその活動方針を決定することになることか

ら、的確で正確な情報を得るための情報収集体制の確立を図る。

また、火災の特殊性に鑑み、船舶火災時における情報収集内容及び整理様式等についても定める。

収集する主な事項としては以下のものが考えられる。

(ア) 発災日時

(イ) 被災船の状況

- a 場 所：航行位置、係留、入渠等の場所
- b 船名・船籍
- c 船舶の種類：船舶の用途、構造、総トン数、特徴等
- d 出火場所：倉庫、甲板、機関室
- e 燃 焼 物
- f 現場の気象：風向、天候、波浪、うねり等

(ウ) 要救助者の状況

- a 乗客、乗員の人数
- b 要救助者及び負傷者の有無とその状況

(エ) その他

- a 積載物の種別、形態、危険物の有無
- b 二次災害の危険性の有無
- c 火災の対応（単独、応援者等）
- d 船主、荷主会社、代理店等

オ 消防訓練

海上火災の特殊性を踏まえた消防訓練（陸上部・海上部・船舶上）を、関係者と協力して実施する。

カ 応援体制の整備

海上災害に係る機関（海上保安部）及び事業所並びに他市町等との間の応援体制の充実強化を図る。

## 第2項 危険物等の大量流出対策

油、有害液体物質等の海上への流出・排出等に係る防止対策については「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」（以下「海防法」という。）により各種の規制がなされている。

また、油等の排出に係る海洋汚染防止への対応については、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成18年12月8日閣議決定）」及び海上保安庁が作成した排出油等防除計画が策定されており、必要な対策が推進されている。

町及び消防本部は、近隣市町沿岸及びその地先海域においてタンカー及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故により大量の油等の流出や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るための必要な対策を実施する。

### 1 情報収集・伝達体制の整備充実

油等汚染事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、海上保安部、中国・九州地方整備局、県、警察等関係機関と早期の情報収集ができるよう情報連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

### 2 対応体制の整備

#### (1) 応急活動体制の整備

海上災害発生時における応急活動体制の強化を図る。

#### (2) 連携協力体制の確保

油・危険物等の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え、現在、関係機関、団体、事業所を構成員とする「周防地区排出油等防除協議会」が設置され、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。

また、油等汚染による動植物等の保護、環境保全等への対応も必要となることから、必要な体制の整備に努めるとともに、関係機関相互間、関係団体等との連携協力体制の確保を図る。

### 3 関係資機材の整備

排出油等から保全すべき施設・設備・海岸等を検討し、必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の整備充実を図るとともに、関係機関を指導する。

### 4 訓練等

海上保安部、県、関係事業所等と相互に連携し、危険物等の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練を年1回以上実施し、必要な技術の習得等に努める。

## 第3項 協力支援体制の整備

町は、海上災害の防止・防除活動の迅速円滑な対応するため、従来から関係者相互間で協定等を締結してきているが、さらにその充実を図る。

## 第2節 道路交通災害予防計画

本町における現在の道路体系は、県道が町内を縦断する光上関線、東岸を南北に走る柳井上関線及び祝島を半周する祝島線の3路線で、その他町道によって道路網が形成されている。

町は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、住民生活への支障や地域の孤立化等の防止に向け、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施する。

### 第1項 道路施設等の安全確保体制の整備

- 1 気象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用する。
- 2 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るための情報の収集、連絡体制の整備を図る。  
また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- 3 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- 4 収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進する。
- 5 危険物等の流出時に的確な防除活動ができるよう、資機材の整備促進に努める。

### 第2項 道路防災対策事業等の実施

- 1 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
- 2 町道等の整備は、日常生活に密着した生活道路としての役割を重視して、交通安全の立場から、分離帯、自転車歩行者道、安全な歩道、沿道緑化などの整備を推進する。

### 第3項 防災上必要な資料の整理等

- 1 円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- 2 災害発生の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

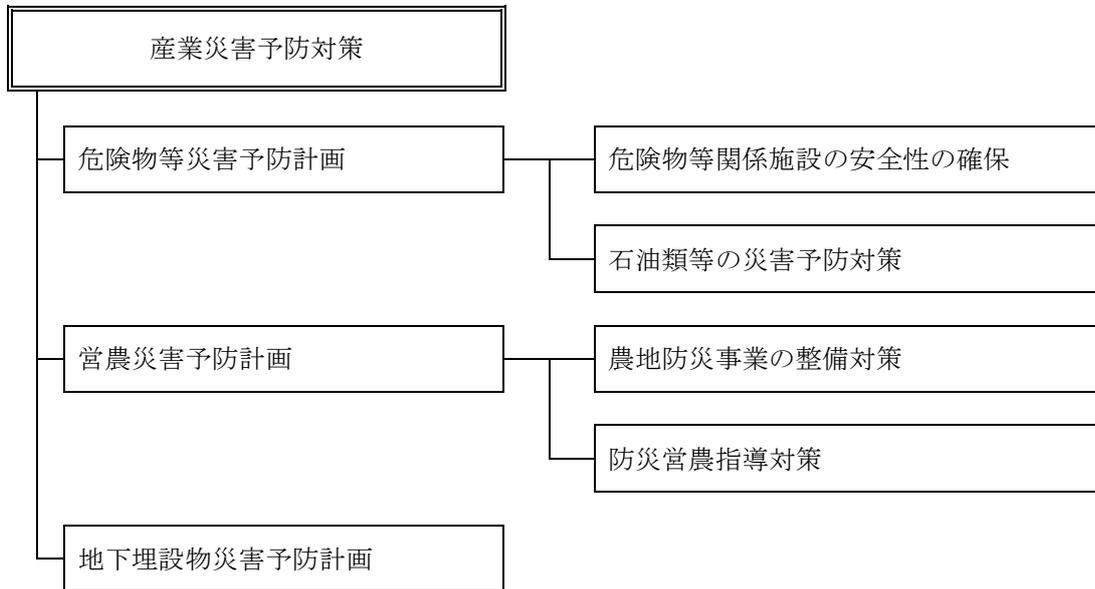
### 第4項 防災知識の普及等

道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るとともに、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

# 第16章 産業災害予防対策

## 基本的な考え方

危険物を扱う施設等における火災、爆発、ガス漏えい等各種産業災害に対する災害予防措置の実施に努める。



## 第1節 危険物等災害予防計画

### 第1項 危険物等関係施設の安全性の確保

町及び消防本部は、危険物等関係施設の安全性の確保を図るため、次の措置を講じる。

- 1 事業者や危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の向上を図る。
- 2 危険物等災害が発生した際に、消防機関等が発災事業所に確実に到達することができるよう、事業者に対して複数の進入経路の確保に努めるよう指導する。
- 3 建築物用途の混在を防止するために、用途地域の都市計画決定を行うよう努める。
- 4 危険物等災害が生じた場合に、消防本部と連携し、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準に基づき、事業者に対して、危険物関係施設の安全性の向上に努めるよう指導する。
- 5 円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

## 第2項 石油類等の災害予防対策

### 1 石油類等の危険物の範囲（消防法別表第一、労働安全衛生法施行令）

石油類をはじめとする消防法上の危険物とは、消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。その主なものは次表のとおりである。

□ 消防法別表第1（ただし、品名は一部抜粋）

種別	性質	主な品名等
第一類	酸化性固体	塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物等
第二類	可燃性固体	硫化りん、赤りん、硫黄等
第三類	自然発火性物質 及び禁水性物質	カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム等
第四類	引火性液体	特殊引火物（ジエチルエーテル、二硫化炭素等） 第一石油類（アセトン、ガソリン等） 第二石油類（灯油、軽油等） 第三石油類（重油、クレオソート油等） 第四石油類（ギヤー油、シリンダー油等） アルコール類（メチルアルコール、エチルアルコール等） その他引火性液体
第五類	自己反応性物質	有機酸化物、硝酸エステル類、ニトロ化合物等
第六類	酸化性液体	過塩素酸、過酸化水素、硝酸等

### 2 石油類等の危険物及び危険物施設の現況

□ 危険物施設一覧

総計	貯蔵所			取扱所							
	屋内	屋内 (特定)	屋外	タンク				給油	給油 (特定)	一般	一般 (詰替え)
				屋内	屋外	地下	移動				
28	1	2	1	2	8	3	3	2	1	4	1

（令和6年3月1日現在 柳井地区広域消防組合）

### 3 災害予防対策

#### (1) 危険物施設の災害予防対策

消防本部は、製造所、貯蔵所、取扱所の危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう規制し、また、必要に応じて随時立入検査を行い、施設の整備改善、安全管理の徹底を図る。

#### (2) 危険物の取扱いに関する災害予防対策

指定数量以上の危険物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策は異なるため、消防本部は、消防法の規定により予防対策を推進する。

#### ア 立入検査

危険物施設に対し、必要に応じて立入検査を行い、危険物施設での危険物の取扱い、貯蔵について指導する。

#### イ 運搬対策

危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について「危険物の規制に関する政令」第28～30条の2で定める技術上の基準に従って行う。

## 第2節 営農災害予防計画

### 第1項 農地防災事業の整備対策

町は、以下に掲げる県の事業に協力し、洪水、高潮、土砂崩壊、溢水等に対する農地、農業用施設等の防護に努める。

- 1 湛水防除事業の促進
- 2 ため池等整備事業
- 3 農地保全事業
- 4 海岸保全事業
- 5 地すべり対策事業
- 6 土砂崩壊防止事業

### 第2項 防災営農指導対策

町は、各種の気象災害による農作物等の被害を防止するため、関係機関・団体と連携し、気象災害の発生が予想される場合は、技術的防止対策の周知徹底を図るとともに、気象災害が発生した場合には、速やかに被害実態を把握し、必要な技術指導を行う。

## 第3節 地下埋設物災害予防計画

町は、関係機関と連携し、地下埋設物施設に係る大規模な事故の発生を未然に防止し、第二次災害の拡大を予防し、沿道住民及び通行者の安全確保を図る。

### 1 工事施工に係る安全対策

工事施工に当たっては、道路法、道路交通法、消防法等その他公署からの命令事項を遵守して工事を行うよう義務付け、なお、工事施工者においても監督を行う。

### 2 地下埋設物管理者との協定

地下埋設物については、各管理者と協定又は承認書等を取り交わし、安全の確保に努める。

なお、工事については、試験掘等を行い、その位置を確認し、埋設物（特に電気・ガス・通信）に接近した場所での作業は、各管理者の立会いを求める等の措置を講じ、安全の確保に努める。

### 3 他の施工工事との連絡協調

道路管理者主催の調整会議、企業者間打合せ会議等において工事について十分、打合せを行い、工事の施工中においても連絡を密にして協調を図る。

### 4 沿道住民への通報体制

緊急時において、現場内の非常ベル等を鳴らして作業員に知らせるとともに、広報車やハンドマイク等により沿道の住民に周知させる。

### 5 各種防災用具の着用又は備付場所の標示

消火器、ガス検知器等の防災器具、各種標識類はもとより、防火用具の着用、ガス検知器等の携行を請負業者に義務付ける。

### 6 工事現場の巡回、点検

工事現場は、常に巡回を行い、保安設備等の点検を行い、不十分なものについては、速やかに改善等の措置を行わせる。

### 7 応急資機材の確保

必要な資機材は、現場近くに準備し、緊急時に備える。

### 8 防災訓練の実施

工事の進行に伴い、予想される災害を想定して関係機関と合同で防災訓練を実施する。

### 9 土木建設関係者に対する周知

土木建設関係者に対して、建設工事の際の電気・ガス・通信施設による災害を防止するため電力・通信ケーブル及びガス管の敷設状態、埋設深度、材質等ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、電気・ガス・通信事故防止に当たっての注意事項の徹底を図る。



---

## 第3編 災害応急対策計画

---

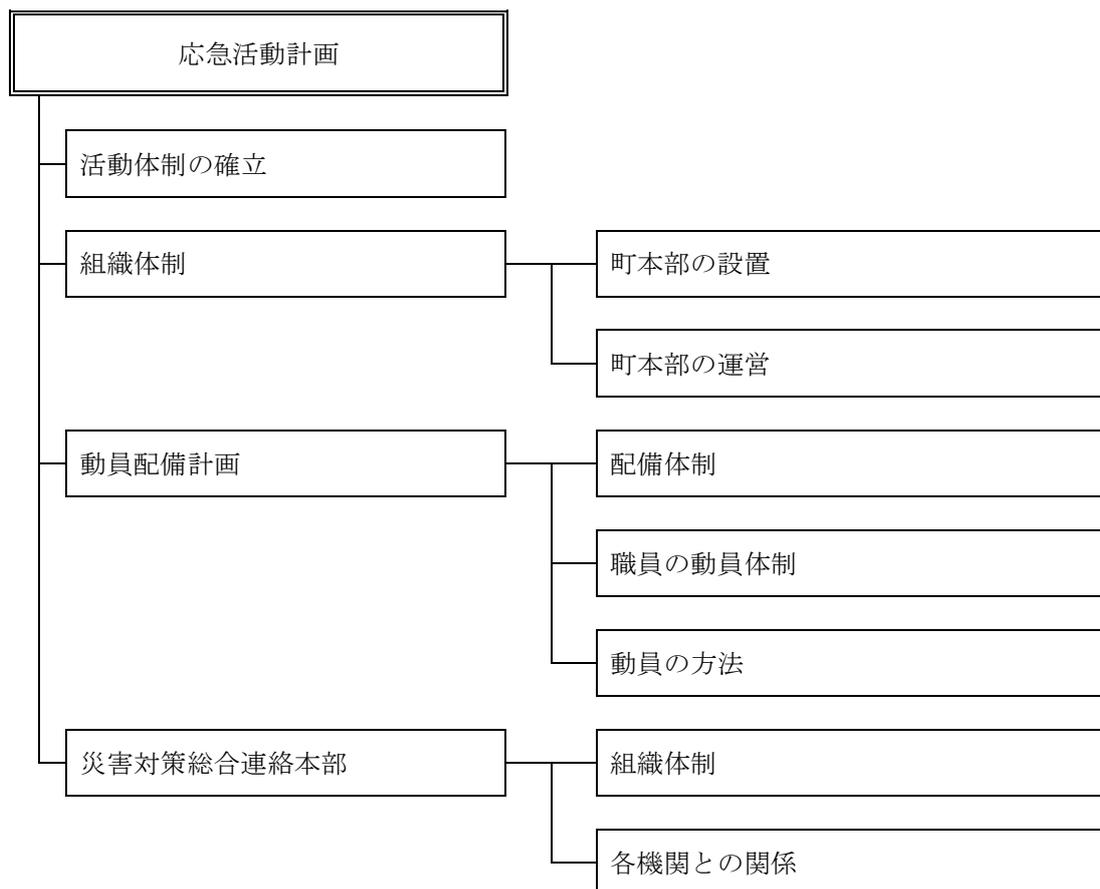


# 第1章 応急活動計画

## 基本的な考え方

町域に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、町、県、他の市町、防災関係機関及び住民は一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援・救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

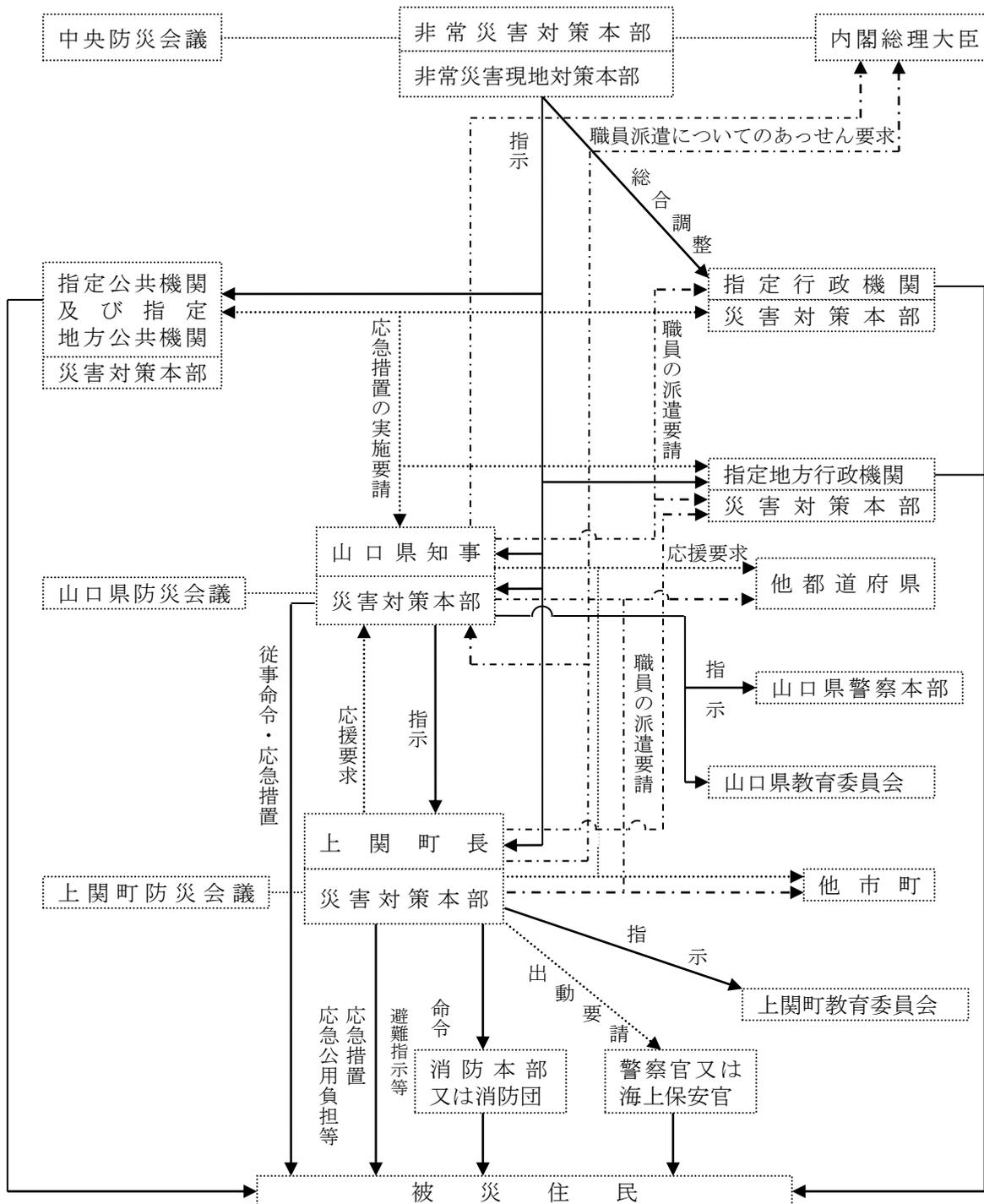
このため、応急対策活動の実施に必要な計画を定め、万全を期する。



## 第1節 活動体制の確立

町は、町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令及び町防災計画の定めるところにより指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関の協力を得て災害応急対策を実施する。

### □ 応急活動体制



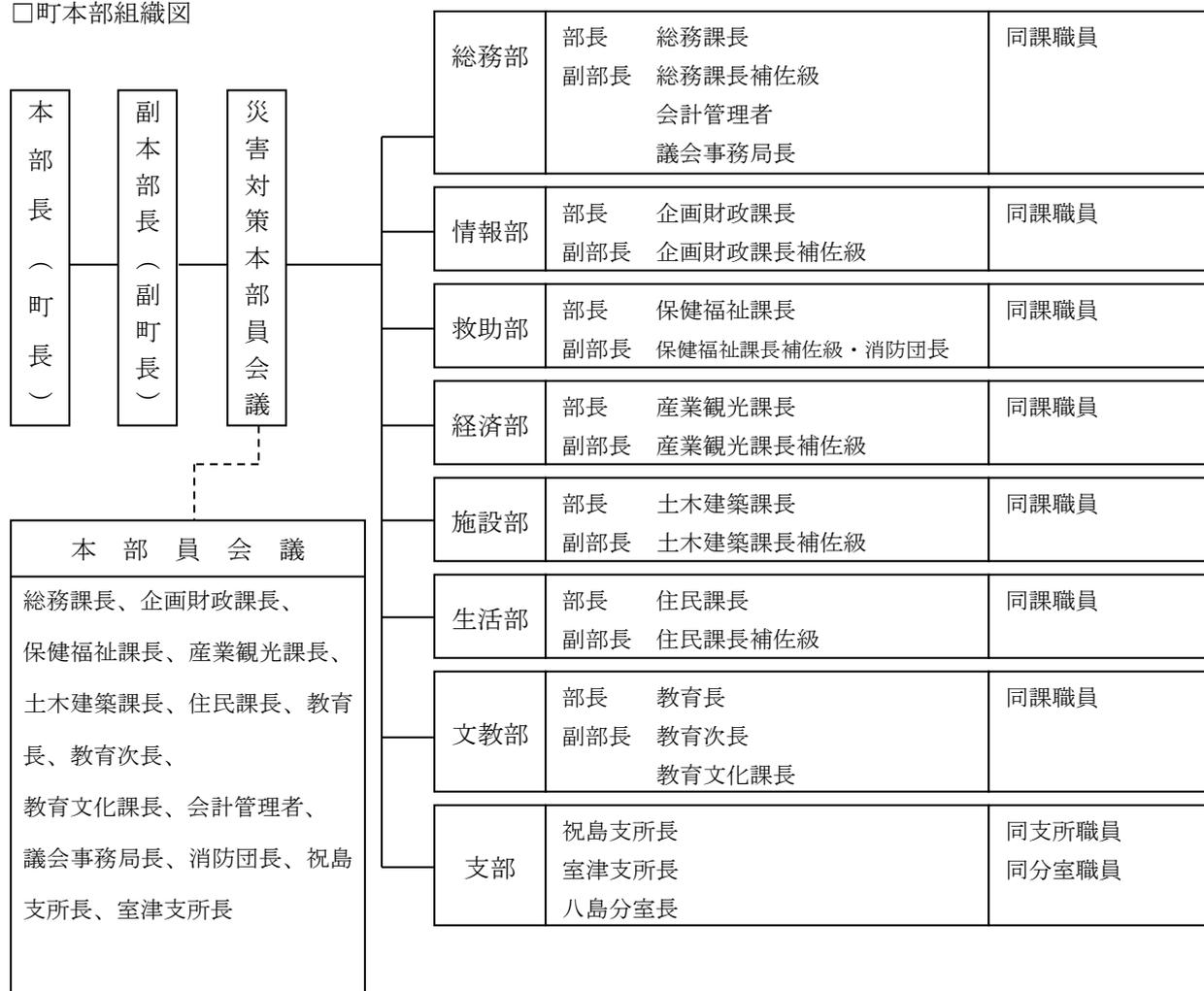
## 第2節 組織体制

### 第1項 町本部の設置

#### 1 組織

町本部の組織は、本部長（町長）、副本部長（副町長）及びその下に設置される各対策部をもって構成する。

□町本部組織図



#### 2 設置場所

施設	所在地	連絡先
上関町役場 2階防災対策室	上関町大字長島448	0820-62-0311
(本部が被災した場合の代替施設) 上関町総合文化センター	上関町大字室津904-15	0820-62-1460

### 3 設置基準

気象災害の場合	その他の災害の場合
(1) 気象業務法に基づく大雨、洪水、暴風、高潮のいずれかの警報が発表され、町内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき（台風が上陸し、顕著な被害の発生が見込まれるとき、梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められる場合など）。 (2) 町域に係る気象、高潮又は波浪に関する特別警報が発表されたとき。 (3) 気象情報等の有無にかかわらず、町内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。 ※ (3)の「必要と認めるとき」の基準は、原則として、応急対策の範囲が町本部の2以上の対策部にわたる場合をいう。	(1) 町内に大規模な火災又は爆発が発生し、必要と認めるとき。 (2) 町内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。 ※ (1)及び(2)の「必要と認めるとき」の基準は、左欄の場合に準ずる。

### 4 廃止基準

町長は、町域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、町本部を廃止する。

### 5 設置及び廃止の通知等

町は、町本部を設置又は廃止したときは、直ちに、その旨を次により通知及び公表する。

通知及び公表先	担当課	方法
庁内各部 (出先機関を含む。)	総務課	電話、町防災行政無線、職員参集メール (出先機関をもつ部署等は、それぞれから連絡する。)
県(防災危機管理課)	〃	県総合防災情報ネットワークシステム
防災関係機関	〃	電話・FAX
報道機関	〃	電話・FAX
住民	〃	町防災行政無線、広報車、町ホームページ、登録制メール、エリアメール等

## 第2項 町本部の運営

### 1 本部員会議

本部長は、町の災害対策を推進するため、必要の都度、本部員会議を開催し、災害対策に係る基本方針を決定する。

- (1) 本部体制の配備及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- (3) 県への要請に関すること。
- (4) 災害対策に要する経費に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか重要な災害対策に関すること。

## 2 部

部は、本庁における災害対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に当たる。

町本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。

部の名称	部を構成する組織	部長	副部長
総務部	総務課 出納室 議会事務局	総務課長	総務課長補佐級 会計管理者 議会事務局長
情報部 救助部	企画財政課 保健福祉課	企画財政課長 保健福祉課長	企画財政課長補佐級 保健福祉課長補佐級 消防団長
経済部 施設部 生活部 文教部	産業観光課 土木建築課 住民課 教育委員会	産業観光課長 土木建築課長 住民課長 教育長	産業観光課長補佐級 土木建築課長補佐級 住民課長補佐級 教育次長 教育文化課長
支 部	総務課	祝島支所長 室津支所長 八島分室長	

## 3 本部長等の職務

### (1) 本部長（町長）

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

### (2) 副本部長（副町長）

本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

### (3) 本部員（本部を構成する部の部長・副部長）

本部長の命を受け、各々が所掌する災害対策に従事する。

## 4 指揮命令系統の確立

### (1) 災害対策本部

町長不在の場合は、副町長が指揮を執るものとし、町長及び副町長が不在の場合は、総務課長が指揮を執る。

### (2) 各対策部

各対策部長、副部長の順で指揮を執る。

## 5 所掌事務

部	所掌事務	担当課
総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の設置に関する事。</li> <li>2 災害対策本部等の総括に関する事。</li> <li>3 国、県及び関係協力機関に対する連絡、要請に関する事。</li> <li>4 防災行政無線等の利用に関する事。</li> <li>5 退避及び避難の指示伝達に関する事。</li> <li>6 国及び県から指示された警戒区域の設定に関する事。</li> <li>7 公共交通機関の情報に関する事。</li> <li>8 通信機関の情報収集及び取りまとめに関する事。</li> <li>9 災害復興方針、災害復興計画の立案に関する事。</li> <li>10 災害対策全般の企画及び総合調整に関する事。</li> <li>11 災害情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>12 応急対策物品の調達に関する事。</li> <li>13 各部に対する指示・伝達に関する事。</li> <li>14 災害対策本部の解散に関する事。</li> <li>15 被害状況の調査の応援に関する事。</li> <li>16 住民に対する広報に関する事。</li> <li>17 報道機関との連絡及び相互調整に関する事。</li> <li>18 動員及び非常招集に関する事。</li> <li>19 本部長及び副本部長の秘書に関する事。</li> <li>20 緊急放送に関する事。</li> <li>21 災害記録及び災害広報資料の収集整備並びに提供に関する事。</li> <li>22 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>23 災害予防、救助及び応急対策に必要な人員確保に関する事。</li> <li>24 食料、救援物資、資機材等の輸送に関する事。</li> <li>25 災害関係予算に関する事。</li> <li>26 車両の調達及び緊急輸送体制に関する事。</li> <li>27 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>28 応急公用負担に関する事。</li> <li>29 被害に伴う経理に関する事。</li> <li>30 災害補償費に関する事。</li> <li>31 損害賠償の請求等に必要資料の作成に関する事。</li> <li>32 被害状況調査、その他災害情報の収集に関する事。</li> <li>33 危険区域の調査に関する事。</li> <li>34 罹災証明の発行に関する事。</li> <li>35 災害による町税の猶予及び減免に関する事。</li> <li>36 優先通行標識、身分証明の交付に関する事。</li> <li>37 安否情報の提供に関する事。</li> <li>38 原子力災害に関する情報の収集・伝達に関する事。</li> <li>39 原子力災害対策用資機材の調達及び賃借に関する事。</li> <li>40 被災状況の収集・集計及び警告に関する事。</li> <li>41 気象予警報等の受理及び伝達に関する事。</li> <li>42 予報及び警報に関する事。</li> <li>403 その他他部に属さない事。</li> </ol>	総務課

部	所掌事務	担当課
情報部	1 農林関係の被害調査に関する事。           2 農地等の被害調査に関する事。           3 農業施設の被害調査に関する事。           4 商工業関係の被害調査に関する事。           5 通信関係の被害調査に関する事。           6 土木施設の被害調査に関する事。           7 町営住宅の被害調査に関する事。           8 学校教育施設の被害調査に関する事。           9 被災児童生徒の被害調査に関する事。           10 体育施設の被害調査に関する事。           11 町有財産の被害調査に関する事。           12 医療施設等の被害調査に関する事。           ※ 状況に応じて部内外の事務を支援し迅速に対応する。	企画財政課
救助部	1 災害救助法の適用に関する事。           2 災害救助法に基づく給与物資生業資金に関する事。           3 人的、住家、社会福祉施設等の被害調査に関する事。           4 被害認定及び被災証明交付に関する事。           5 生活必需品の調達及び供給に関する事。           6 衛生施設の被害調査に関する事。           7 炊き出しの手配及び給食に関する事。           8 救援物資、義援金の受領及び配分に関する事。           9 応急食料の確保及び配給に関する事。           10 避難所の設置に関する事。           11 避難者の収容に関する事。           12 救護所の設置に関する事。           13 医薬品の確保に関する事。           14 医療による巡回救助、患者の輸送に関する事。           15 保育所の災害対策に関する事。           16 消防活動に関する事。           17 避難の指示及び誘導に関する事。           18 救助活動に関する事。           19 住民の所在把握に関する事。           20 ボランティア活動の受入れ及び協力に関する事。           21 行方不明者の捜索及び手配並びに遺体の捜索に関する事。           22 要配慮者の避難支援に関する事。           23 被災者の健康診断、予防接種に関する事。           24 被災者に対する健康相談・調査・指導・メンタルケアに関する事。           25 避難所の被災者に対する健康教育に関する事。           26 被災者の保健サービスについての連絡調整に関する事。           27 医療機関との連絡等に関する事。           28 医療救護の支援について県等との連絡調整に関する事。           29 医療ボランティアに関する事。           30 防疫に関する事。           31 医薬品・衛生器材の確保に関する事。           ※ 状況に応じて部内外の事務を支援し迅速に対応する。	保健福祉課

部	所掌事務	担当課
経済部	1 災害情報の収集に関すること。 2 商工物資の被害状況調査及び流通対策に関すること。 3 農林水産物の被害調査に関すること。 4 農林水産物の採取及び出荷制限に関すること。 5 農業被害拡大防止に関すること。 6 農林、畜産、商工業、水産、漁港施設関係の補助、融資等に関すること。 7 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置に関すること。 8 水産関係災害の被害調査及び応急対策に関すること。 9 避難所の開設に関すること。 ※ 状況に応じて部内外の事務を支援し迅速に対応する。	産業観光課
施設部	1 災害復旧の実施に関すること。 2 応急復旧用建設資材の確保に関すること。 3 道路・河川及び橋梁の応急修理並びに障害物の除去に関すること。 4 土木、建築技術者及び従事者の確保に関すること。 5 応急収容施設に関すること。 6 住宅その他建築物の応急修理に関すること。 7 町営住宅の確保に関すること。 8 農業、港湾、漁港施設の被害調査及び応急対策に関すること。 9 漁港における漂流物に処理に関すること。 10 交通の確保（離島を含む）に関すること。 11 交通状況の調査連絡に関すること。 12 輸送車両の誘導に関すること。 13 道路の管理全般に関すること。 14 車両の駐停車場の確保に関すること。 15 上下水道施設の被害調査に関すること。 16 上水道施設の応急復旧資材の確保に関すること。 17 上水道施設の応急復旧に関すること。 18 飲料水の確保及び給水対策に関すること。 ※ 状況に応じて部内外の事務を支援し迅速に対応する。	土木建築課
生活部	1 部内、関係出先機関及び本部との連絡調整に関すること。 2 食料、生活必需品その他緊急物資の調達及び供給に関すること。 3 行方不明者等の届出に関すること。 4 衛生関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 5 清掃、火葬場等施設の復旧及び応急対策に関すること。 6 防疫活動に関すること。 7 ごみの収集及び処理に関すること。 8 し尿の収集及び処理に関すること。 9 仮設便所の設置及び管理に関すること。 10 衛生、防疫資機材の調達に関すること。 11 救援物資、義捐金の受領及び配分に関すること。 12 死体の埋葬、火葬に関すること。 13 死亡獣畜の処理に関すること。 14 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 15 愛護動物の保護に関すること。 ※ 状況に応じて部内外の事務を支援し迅速に対応する。	住民課

部	所掌事務	担当課
文教部	1 社会教育施設及び文化財の被害調査に関する事。           2 被災児童生徒の給食に関する事。           3 災害時の応急教育に関する事。           4 学用品の調達及び確保に関する事。           5 被災教育施設の応急復旧に関する事。           6 社会教育施設の保全に関する事。           7 体育施設の保全に関する事。           8 教育関係義援金の受付・配付に関する事。           9 避難所の開設に関する事。           10 炊き出し等、被災者への食料供給に関する事。           11 総務部の支援に関する事。           ※ 状況に応じて部内外の事務を支援し迅速に対応する。	教育委員会
支部	1 管区内のすべての業務	祝島支所 室津支所 八島分室

### 第3節 動員配備計画

#### 第1項 配備体制

種 別	配備基準	体制の概要
警戒配備	第1警戒体制 1 町内に大雨、洪水、高潮の各注意報の一つ以上が発表されたとき。 2 町内に大雪警報が発表されたとき。 3 その他状況により、町長が命じたとき。	災害の拡大防止に必要な準備の開始及び情報の収集・伝達活動を主として、関係のある課の職員の少数人員で配備し、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。
	第2警戒体制 1 町内に暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪又は波浪の各警報の一つ以上が発表されたとき。 2 その他状況により、町長が命じたとき。	災害応急対策に関係のある課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。
	特別警戒体制 1 町内に次の気象情報のいずれかが発表されたとき。 (1) 土砂災害警戒情報 (2) 記録的短時間大雨情報 2 本町への台風の接近又は上陸が予想されるとき。 3 その他状況により、町長が命じたとき。	災害応急対策に関係のある課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに第1非常体制に移行する体制とする。
非常配備※	第1非常体制 1 大雨、洪水、暴風、高潮のいずれかの警報が発表され、町内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2 町域に係る気象、高潮又は波浪に関する特別警報が発表されたとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 その他状況により、町長が命じたとき。	第2警戒体制の人員に加え、係長級以上の職員及び各課の所要人員で配備し、必要に応じて災害対策本部を設置して、災害応急対策に当たる体制とする。
	第2非常体制 1 町全域に係る災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が甚大であるとき。 2 大規模災害の発生を免れないと予想されるとき。 3 その他状況により、町長が命じたとき。	災害対策本部を設置し、全職員をもって災害応急対策に当たる体制とする。
	緊急非常体制 1 町域に係る災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき。 2 大規模の災害発生を免れないと予想されるときで、町の全組織を挙げて災害対応が必要なとき。	町の総力をあげて災害対策に取り組む体制で、全職員による体制とする。

※災害の状況によって、町災害対策本部を設置

## 第2項 職員の動員体制

- 1 町本部設置時の部長に充たる者は、それぞれの部の動員計画を作成し、あらかじめ職員に対し周知を図る。
- 2 各所属長は、発災初期の情報収集、町本部設置準備等の活動に従事する職員について出勤時間等を勘案し、指名する。
- 3 夜間、休日等の勤務時間外の災害発生に備え、職員参集メールによる初動体制、情報連絡体制を整備しておく。

## 第3項 動員の方法

### 1 勤務時間内

庁内放送、町防災行政無線、電話及び携帯電話へのメール送信で呼出を行う。

### 2 勤務時間外

第1・第2・特別警戒体制では、宿日直者から配備当番に対して非常連絡網による電話及び携帯電話へのメール送信で呼出を行う。

### 3 参集時の留意事項

- (1) 徒歩・自転車・バイクによる参集を原則とするが、状況により他の交通機関も利用し、迅速な参集に努める。
- (2) 死傷者・火災等に遭遇した場合は、最寄りの消防機関・警察等に通報連絡するとともに、適切な措置をとる。
- (3) 交通規制による検問に際した場合には、自己の所属・勤務場所・通行の目的等を告げ、通行許可を求める。

### 4 非常参集

災害による交通途絶のため所定の配備につくことができないときは、本庁又は最寄りの出先機関に参集し、各部長又は所属出先機関の長の指示に従う。

### 5 部相互間の応援動員

#### (1) 動員要請

町本部の各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務部長に要請する。

ア 応援を要する時間

イ 応援を要する職種等

ウ 勤務場所

エ 集合日時、場所、携行品

オ 勤務内容

カ その他参考事項

(2) 動員の措置

ア 総務部長は、応援要請内容により、余裕のある他の部から動員の措置を講じる。

イ 応援のための動員支持を受けた部は、部内の実情に応じて協力班を編成し所要の応援を行う。

## 第4節 災害対策総合連絡本部

災害応急対策責任者は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、市町、警察、他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合は、各機関が有機的な関連をもって、役割分担を明確にし、有効に防災活動を実施するため、下記により災害対策総合連絡本部を設置する。

なお、災害対策総合連絡本部を設置すべき機関以外の機関が災害対策総合連絡本部設置の必要を認めるときは、設置すべき機関にその旨を申し出る。

### 第1項 組織体制

#### 1 設置機関

- |              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 町長       | 主として陸上災害の場合                    |
| (2) 知事       | 2以上の市町にわたる主として陸上の大災害の場合        |
| (3) 徳山海上保安部長 | 主として海上災害の場合                    |
| (4) 空港事務所長   | 主として航空事故の場合                    |
| (5) その他      | 主として上記以外の機関の管理に属する施設等に係る災害又は事故 |

#### 2 構成機関

災害応急対策の実施に当たる機関の長又は災害現地に出動した部隊等の指揮者をもって構成するものとし、各機関は積極的に参加する。

#### 3 災害対策総合連絡本部の長

設置機関の長又はその指名する者が本部の長となるものとする。

本部の長は、災害対策総合連絡本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡するとともに、本部の所掌事務を統括する。

#### 4 設置場所

設置機関の事務所又は被災地付近の適当な場所

#### 5 所掌事務

- (1) 災害応急対策を効果的に推進するための協議
- (2) 災害情報の収集、分析、検討
- (3) 総合的応急活動計画の樹立とその実施の推進
- (4) 各機関の活動の連絡調整
- (5) その他災害応急対策実施についての必要な事項

### 第2項 各機関との関係

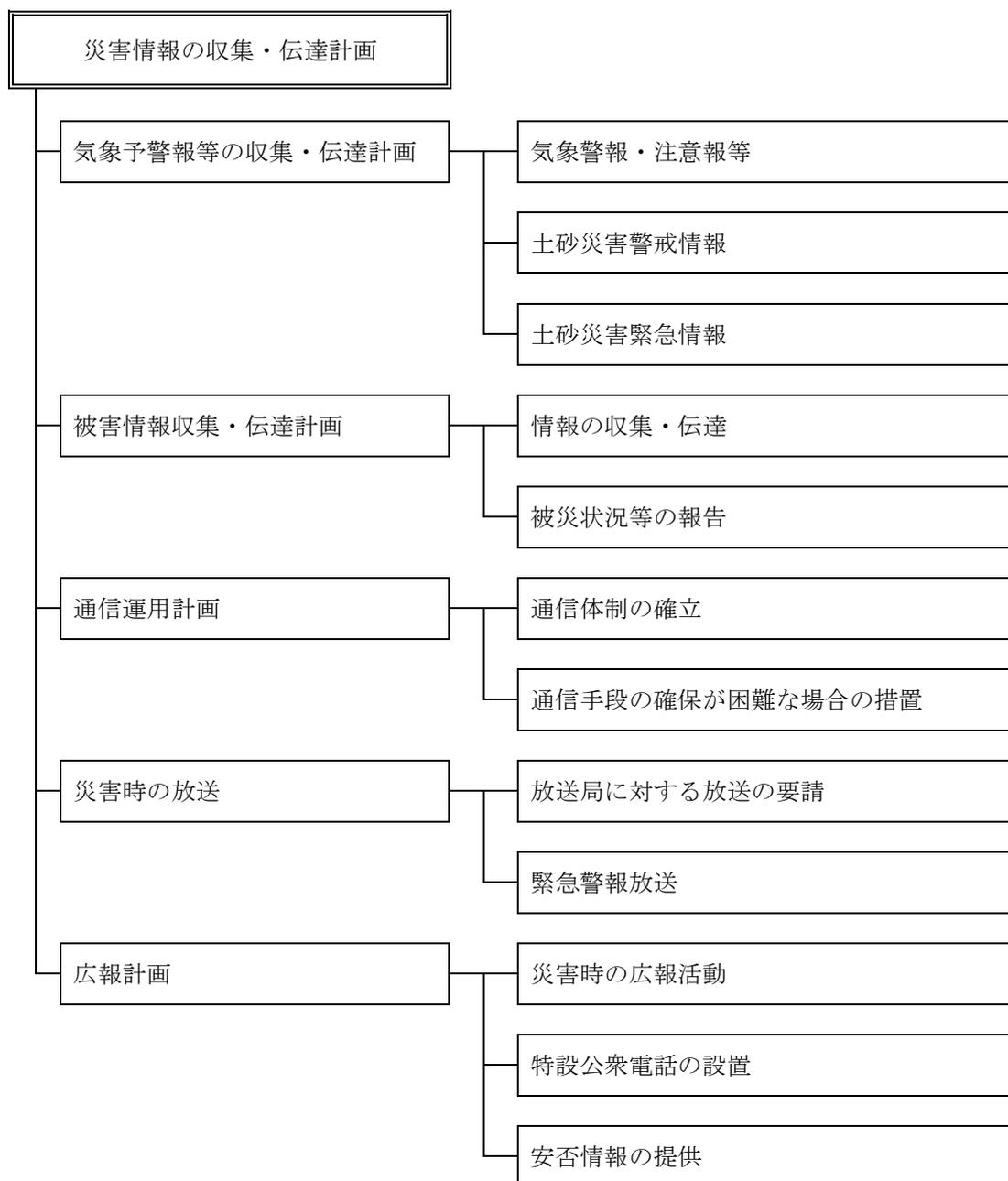
災害対策総合連絡本部で協議した応急対策は、各機関の責任の下に実施するものであるから、災害対策総合連絡本部の各構成員はそれぞれ所属機関の長又は、災害対策総合連絡本部長と密接な連絡をとり、応急対策の円滑な実施の推進に努める。

## 第2章 災害情報の収集・伝達計画

### 基本的な考え方

災害発生時において、最も重要な事項である災害情報の収集・伝達を的確に行い、迅速かつ的確に応急対策を講じる。

また、被災地の混乱を防ぎ民心を安定させるため、災害広報を実施する。



## 第1節 気象予警報等の収集・伝達計画

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るために、町、県をはじめとして防災関係機関が得た情報を住民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。

このため、災害に関する気象特別警報・警報・注意報（以下「気象警報・注意報等」という。）等の発表・伝達について必要な事項を定める。

### 第1項 気象警報・注意報等

#### 1 気象警報・注意報等の種類及び発表基準

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町ごとに発表される。

また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

#### □ 気象警報・注意報等の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害のが発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害のが発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害がが発生するおそれがある場合、その旨を注意して行う予報

#### □ 気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要

種類	概要	
特別警報	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障

種 類	概 要	
		害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波 浪	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高 潮	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警 報	大 雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪 水	河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大 雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴 風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波 浪	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高 潮	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注 意 報	大 雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪 水	河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大 雪	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強 風	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風 雪	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波 浪	高い波により災害が発生するおそれがると予想されたときに発表される。
高 潮	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必	

種 類	概 要
	要とされる警戒レベル3に相当。
濃 霧	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
融 雪	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などが発生するおそれがあるとときに発表される。
乾 燥	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着 氷 ( 雪 )	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
霜	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低 温	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。
記録的短時間 大 雨 情 報	県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な大雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を「キキクル」(危険度分布)で確認する必要がある。
土砂災害警戒 情 報	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合に、府県気象情報の一種として山口県と下関地方気象台が共同で発表する。実際に災害発生の危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

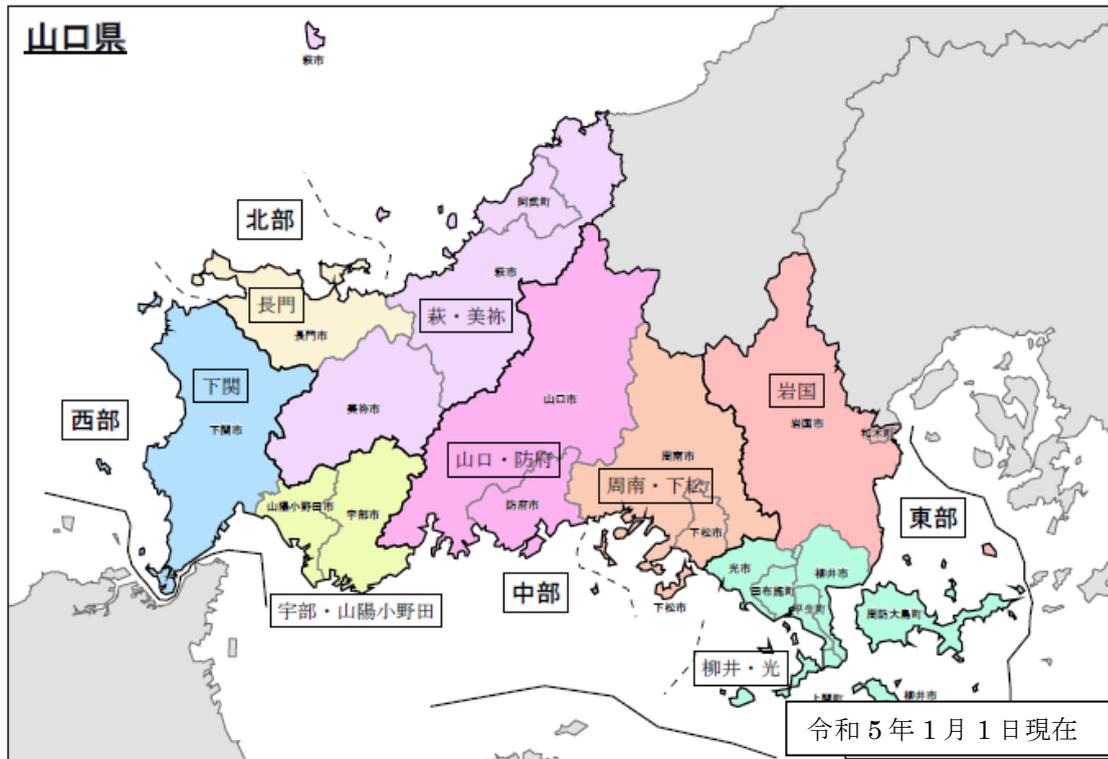
□ 特別警報発表基準

現象の種類	基準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

□ 予報細分区域



□ 警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在  
発表官署 下関地方気象台

上関町	府県予報区	山口県			
	一次細分区域	東部			
	市町村等をまとめた地域	柳井・光			
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	21		
		土壌雨量指数基準	134		
	洪水	流域雨量指数基準	—		
		複合基準	—		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
海上			20m/s 雪を伴う		

	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm	
			山地	12時間降雪の深さ30cm	
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	2.5m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10		
		土壌雨量指数基準	99		
		流域雨量指数基準	—		
		複合基準	—		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	10m/s	
			海上	10m/s	
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	
			海上	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm	
			山地	12時間降雪の深さ15cm	
	波浪	有義波高	1.5m		
	高潮	潮位	2.0m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	最小湿度40%で、実効温度65%				
なだれ	積雪の深さ80cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ40cm以上				
低温	夏期：平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温-5℃以下				
霜	11月20日までの早霜 3月20日以降の晩霜 最低気温3℃以下				
着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度90%以上				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

※大雪、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略している。

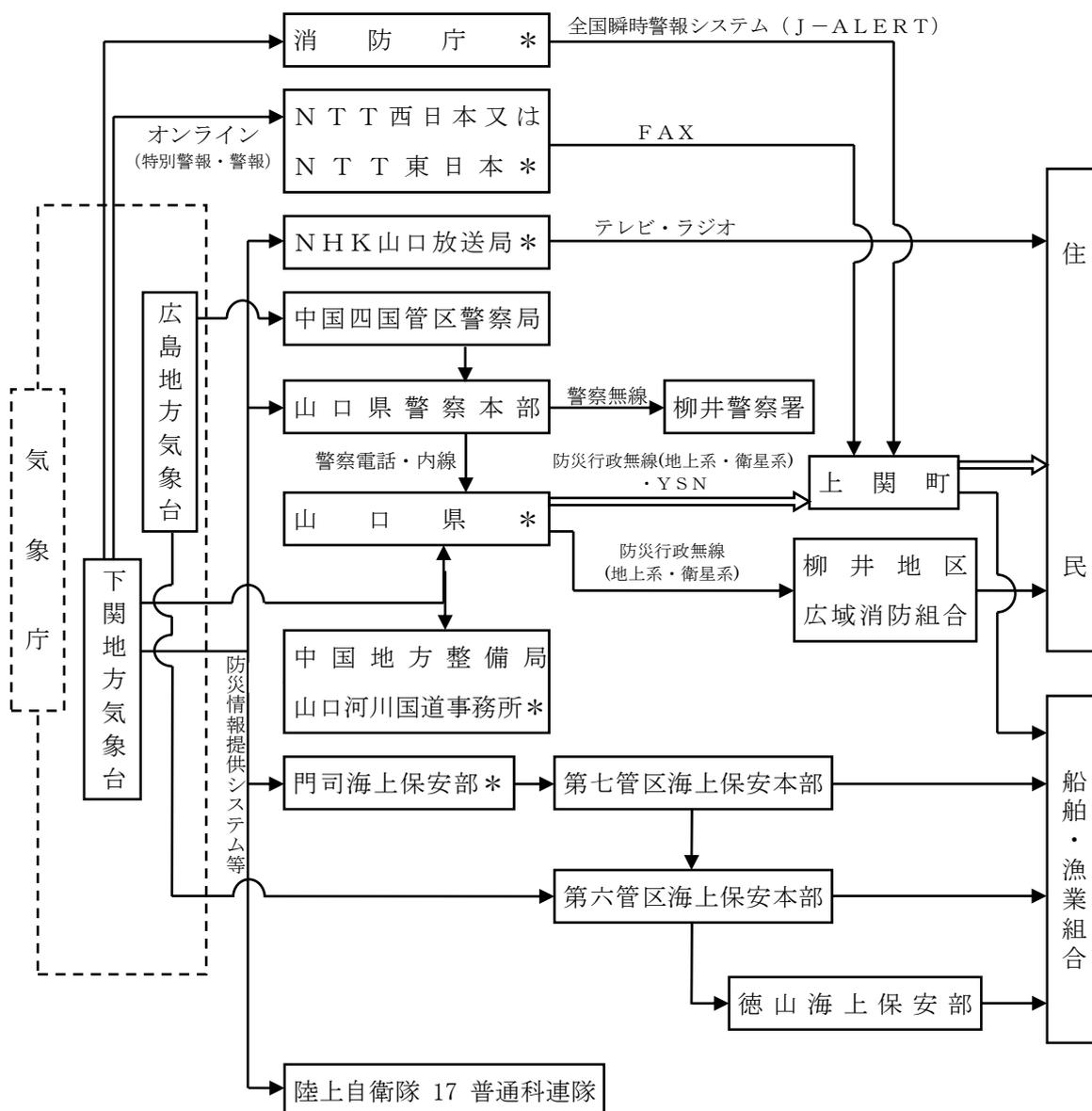
※融雪注意報は、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていないため、その欄を空白で示している。

※濃霧注意報、乾燥注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略している。

※平地とは標高200メートル以下の地域、山地とは標高200メートルを越える地域である。

## 2 気象警報・注意報等に係る伝達

### □ 気象台からの伝達系統図



注：図中において、「\*」は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

注：「⇒」は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

- (1) 各防災関係機関は、相互の有機的連携の下に、気象に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。
- (2) 町は、気象予警報等について、県、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じる。

また、住民等への、避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくようにする。

さらに、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておく。

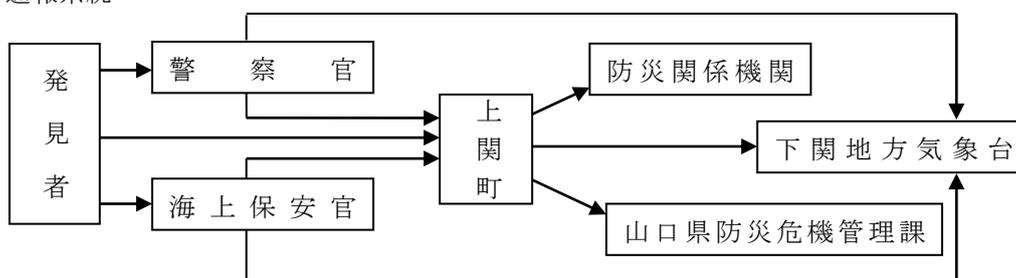
### 3 異常現象発見時の措置

#### (1) 異常現象の種別等

町は、次のような災害が発生するおそれがある異常現象の通報があった場合、又は自ら発見した場合、下関地方気象台に通報する。

異常現象	通報する基準
竜巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
強い降ひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの
異常潮位	天文潮位より著しく高く、又は低く異常に変動した場合
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断し異常に大きい場合
なだれ	建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの

#### (2) 通報系統



#### (3) 通報項目

- ア 現象名又は状況
- イ 発生場所
- ウ 発現日時分（発見日時分）
- エ その他参考となる事項

### 4 異常気象時の気象観測資料収集協力体制

各関係機関が観測している気象データについては、必要に応じて関係機関に伝達するとともに、関係機関から照会があった場合はその提供に協力する。

## 第2項 土砂災害警戒情報

### 1 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難を支援することを目的とする。

## 2 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災害対策基本法第40条及び第55条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表する。

## 3 発表対象地域

県内の全市町を発表対象地域とし、市町単位で発表する。

## 4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

### (1) 警戒基準

大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したとき。

また、警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要があると認められる場合等には、県土木建築部と下関地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報を発表する。

### (2) 警戒解除基準

降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される時。

ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、県土木建築部と下関地方気象台が協議の上で、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することができる。

## 5 地震等発生時の暫定発表基準

次の事象が発生した場合、県と下関地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。

### (1) 対象となる事象

ア 震度5強以上の地震を観測した場合

イ 台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合

ウ その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合

### (2) 暫定発表基準について

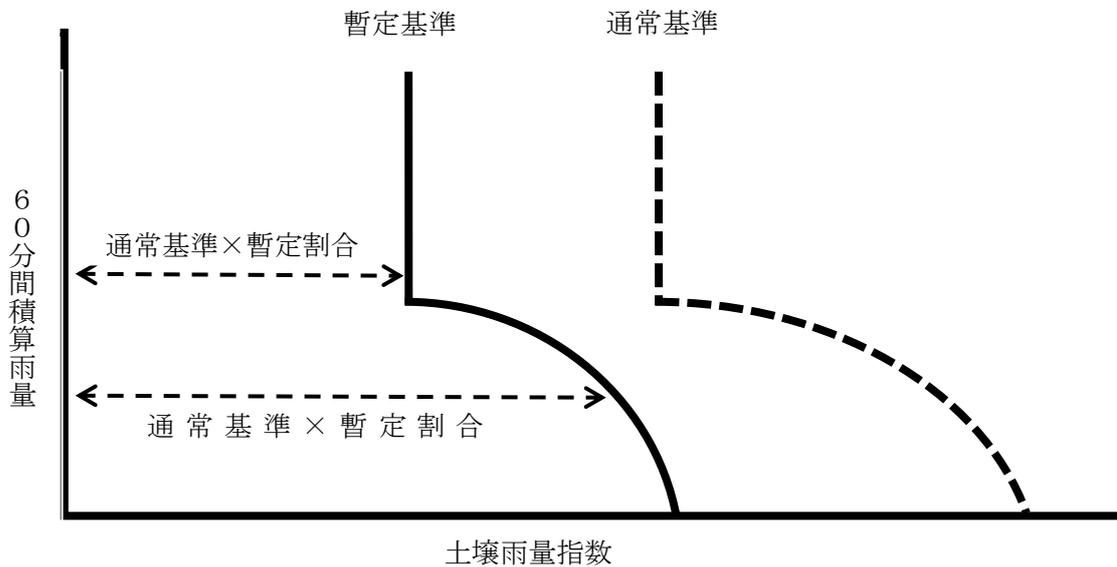
地震発生の場合、原則として、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合、県土木建築部と下関地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁予報部等に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ、暫定基準の設定を調整する。

□ 通常の基準に乗じる割合

要素 \ 状況	地震	
	震度5強の地域	震度6弱以上の地域
土壌雨量指数	8割	7割

□ 暫定基準の作成イメージ

(mm / hr)



6 利用に当たっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。

したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

7 土砂災害警戒情報に係る町の対応

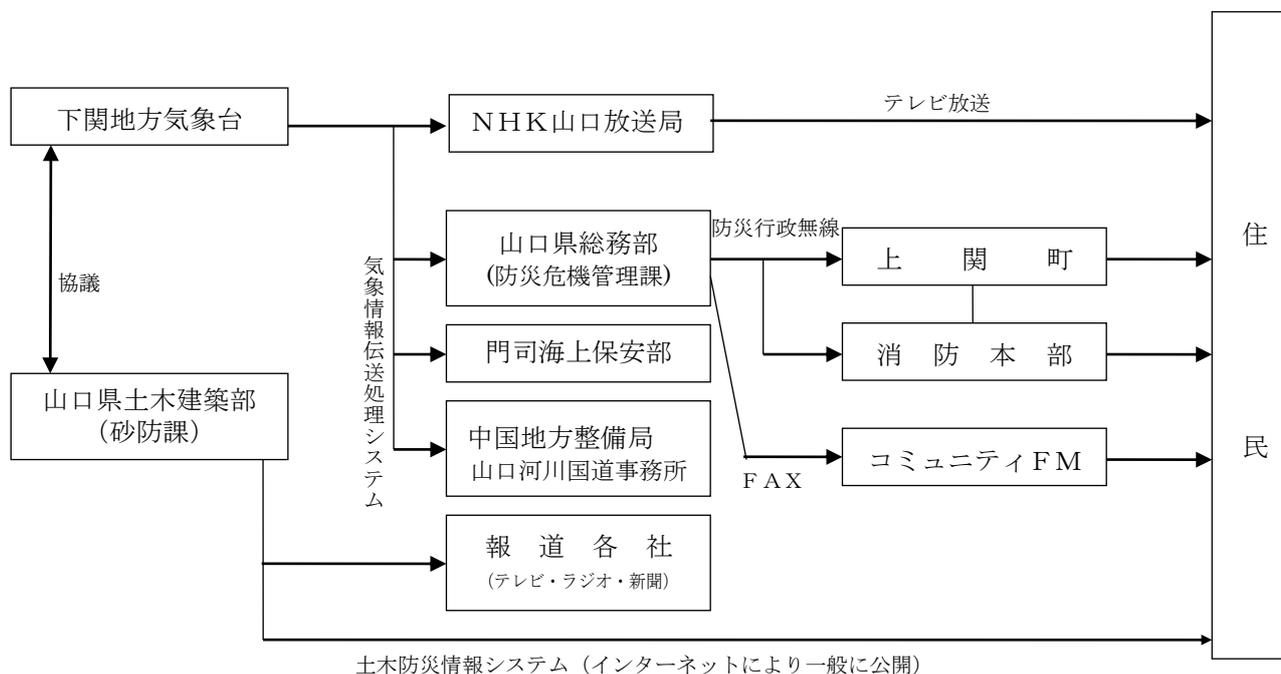
町長は、直ちに避難指示を発令することを基本とする。

なお、避難指示等の発令に当たっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対し的確に発令するよう努める。

## 8 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりである。

### □ 土砂災害警戒情報の連絡・情報提供の系統



## 第3項 土砂災害緊急情報

### 1 土砂災害緊急情報の目的

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、緊急調査を実施し、避難のための立退きの指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市町長に通知する。また、一般住民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。

### 2 緊急調査

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、土砂災害防止法第26条の規定に基づき県が緊急調査を実施する。

なお、緊急調査の着手に当たっては、急迫性要件とその規模要件の2つの要件から判断する。

急迫性要件とは、地割れ又は建築物の外壁に亀裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあることであり、規模要件とは、被害が想定される土地の区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね10戸以上であることである。

### 3 通知及び周知

県は、地すべりによる重大な土砂災害が急迫していることを確認した場合は、県より土砂災害防止法第29条の規定に基づき、町長に通知されるとともに、一般住民に周知する。

#### 4 通知及び周知の対象区域

県は、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域の単位で、県による通知及び周知が行われる。

#### 5 通知及び周知の基準

土砂災害緊急情報は、以下の場合に通知及び周知される。

- (1) 緊急調査及び解析によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域が特定され、かつ重大な土砂災害が急迫していると認められる場合（急迫情報）
- (2) 継続期における緊急調査によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化すると認められた場合（継続情報）
- (3) 緊急調査によって、地すべりによる重大な土砂災害がないと認められた場合、又はその危険が急迫したものではないと認められた場合（終了情報）

#### 6 通知及び周知に当たっての留意点

土砂災害緊急情報は、町や一般住民に避難の判断のための情報を提供するものであり、迅速な調査、通知及び周知が必要となる。

このため、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報には、一定の誤差が含まれていることに留意する。

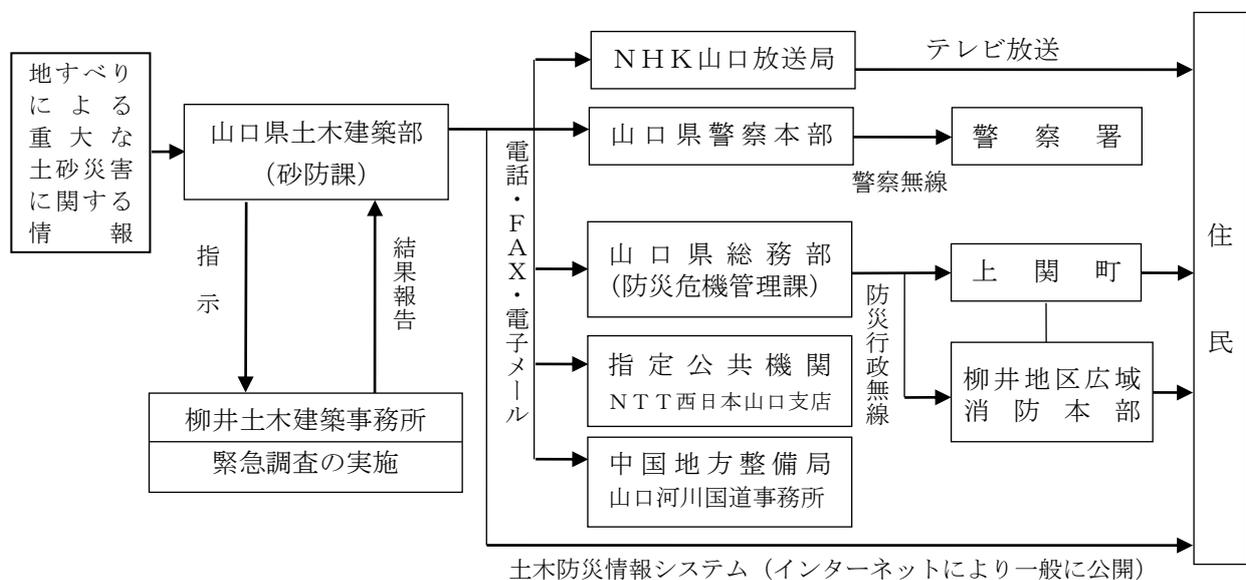
#### 7 土砂災害緊急情報に係る町の対応

町長は、避難等の発令に当たり、土砂災害緊急情報を活用し、判断を行う。

#### 8 土砂災害緊急情報の伝達

土砂災害緊急情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりである。

##### □ 土砂災害緊急情報の連絡・情報提供の系統



## 第2節 被害情報収集・伝達計画

災害発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、救助法の適用、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達等、あらゆる災害応急対策を実施する上で基本となる。

また、町は、災害の発生に際して速やかに管内における所掌業務に関して必要な情報を把握し、県等関係機関に報告する。

このため、災害時の情報収集及び伝達に関して、必要な事項を定める。

### 第1項 情報の収集・伝達

町は、所掌する事務又は業務に関して、必要な情報を迅速かつ的確に収集するとともに、関係機関に速やかに伝達する。

また、状況に応じて住民に対して適時適切な被害情報の伝達を行う。

なお、情報伝達に際しては、要配慮者に配慮するとともに、住民にとってわかりやすい伝達に努める。

#### 1 被害情報収集体制の確立

大規模災害発生時においては、通信・交通網の途絶、庁舎被害等により初期の災害応急活動に必要な情報収集に支障をきたすおそれがあるので、被害情報収集体制について具体的に定めるようにする。

- (1) 地区別、災害種別ごとに、情報収集及び報告責任者を定める。
- (2) 町職員のみでは不足する場合に備え、自主防災組織、関係機関等の協力体制を確保する。
- (3) 調査事項、報告様式の事前配布及び調査要領の作成、連絡方法等を定める。

#### 2 収集すべき情報の内容

- (1) 収集すべき被害情報は、人命救助に必要な情報を第一とし、負傷者の救出・救助、消火活動を実施する上で必要な情報（建物倒壊、出火、道路・橋梁等の損壊状況、死傷者発生状況等）を収集する。

また、被害規模を早期に把握するための概括情報（緊急通報殺到状況等）を積極的に収集する。

以後、順次被災者の救援活動に必要な情報を計画的に収集する。

- (2) 法令等で報告を義務付けられた事項に係る情報収集については、適時適切な情報収集を行う。

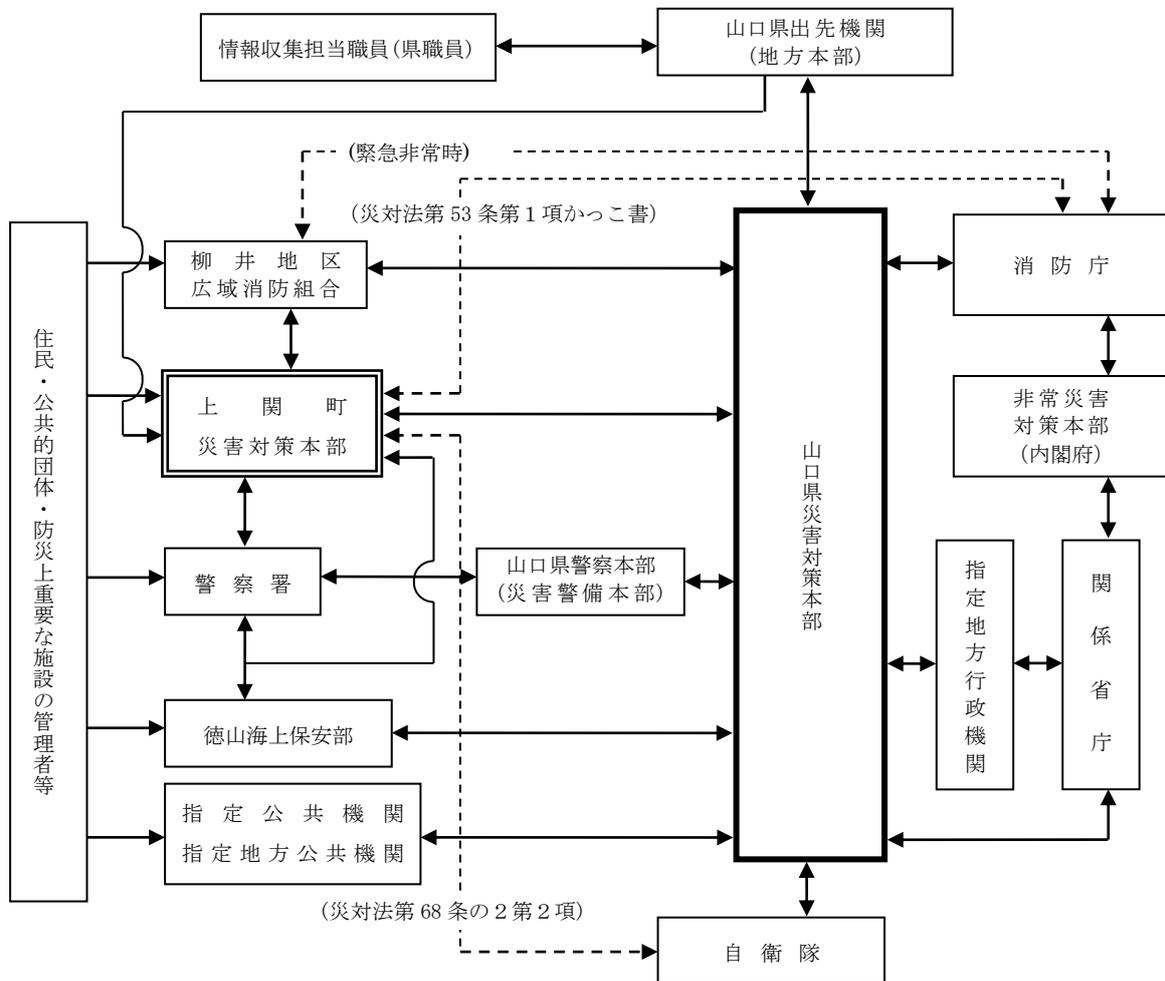
#### 3 被害調査要領

災害現地調査を次の要領により行う。

- (1) 発災初期には、全部局を挙げて、人命救助に必要な情報の収集体制を執る。
- (2) 関係機関、諸団体、住民組織等の応援を求めて実施する。特に、発災初期の状況は、住民組織等を通じて、直ちに町に通報がなされるように、連絡系統等を明確にする。

- (3) 被害調査に当たっては、「被害程度の認定基準」に基づき、判定する。
- (4) 被害が甚大で、被災地による被害状況等の把握及び被害調査が不可能なとき、あるいは、被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- (5) 状況の把握、被害調査については、警察、県機関及び他の関係機関と密接な連絡をとる。

□ 情報収集連絡系統



#### 4 情報の伝達

町防災行政無線をはじめ、電話、広報車、連絡員等状況に応じた方法により伝達を行うとともに、必要に応じその伝達について関係機関の協力を要請する。

なお、町において収集した情報は、県、柳井警察署その他の関係機関に対して報告・伝達を行う。特に、人命に関わる場合、堤防の決壊等大規模な被害が予想される場合は、応援体制等の準備が必要となることから、早期（未確認段階でもよい。）の伝達を行う。

## 第2項 被災状況等の報告

被害報告は、全体の被害状況が判明してからの報告では、国、県が実施する町への応援活動に支障をきたすため、町は、災害が発生した場合、直ちに判明した範囲の災害の態様を通報するとともに、災害に対してとった措置の概要を県に速報し、応援の必要性等を連絡する。

ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。

### 1 報告の要領

#### (1) 被害発生速報

次の重要被害について、発生の都度、発生後直ちにその概要を文書又は電話等により報告する。特に、死傷者、住家被害を優先的に取り扱う。

人的被害	<ul style="list-style-type: none"><li>・死者</li><li>・行方不明者</li><li>・重傷者</li><li>・軽傷者</li></ul>
家屋被害	<ul style="list-style-type: none"><li>・住家…全壊、半壊、一部破損、床上浸水、広範囲な床下浸水</li><li>・非住家…全壊、半壊</li><li>・被災者</li></ul>
その他被害	<ul style="list-style-type: none"><li>・河川、崖崩れ等の公共施設関連の重要被害</li><li>・広範囲な停電、断水等による住民生活影響被害</li></ul>
避難措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・町が立退きを指示した場合</li><li>・警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったこと の通知を受けた場合</li></ul>
災害対策本部設置状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・町本部を設置又は廃止した場合</li></ul>

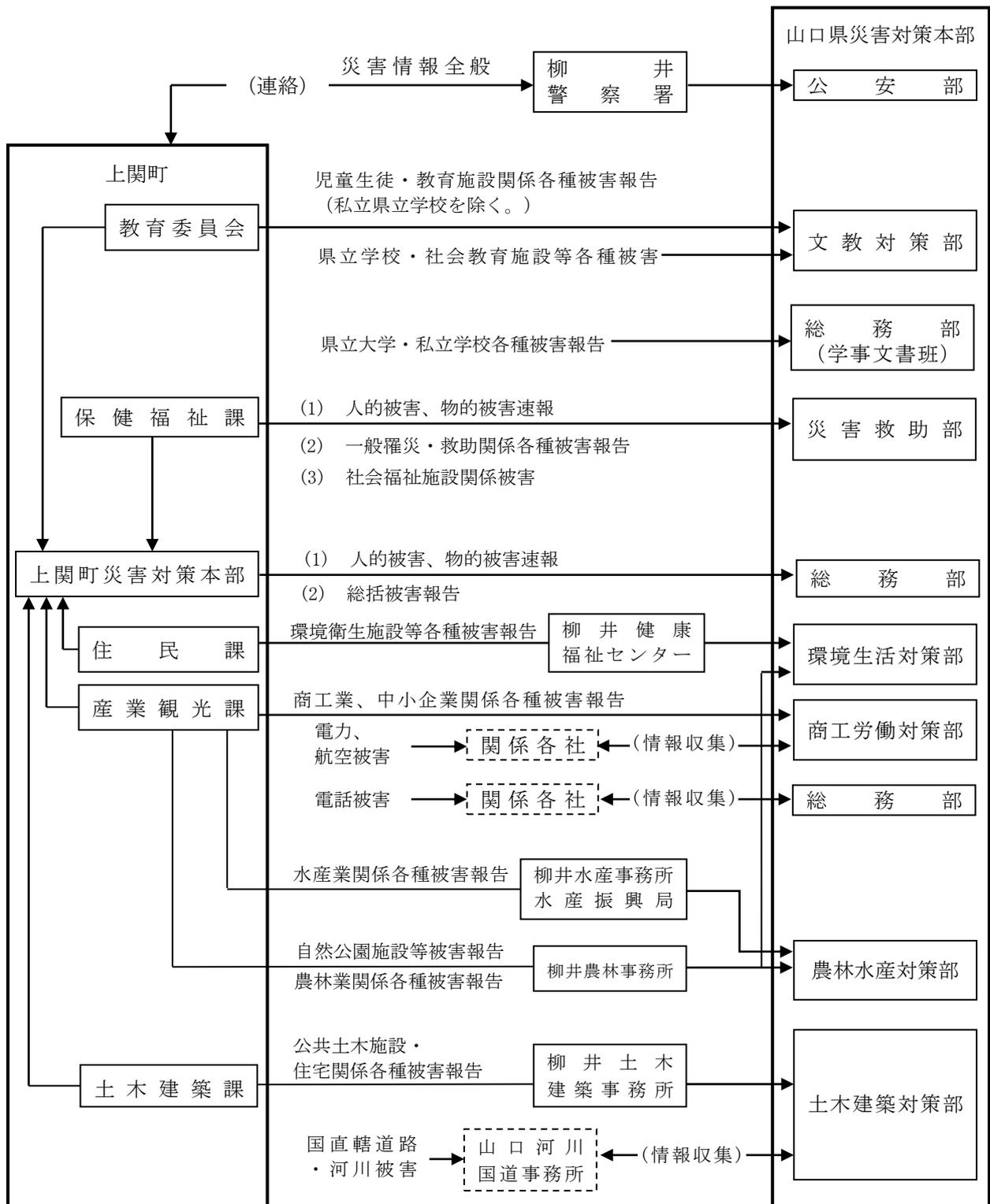
#### (2) 中間速報

被害状況調査の進展に伴い、文書により順次報告する。

#### (3) 被害状況報告

災害に対する応急措置完了後20日以内に文書により最終報告する。

□ 町から県への被害情報の報告



## 2 直接即報

火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の即報基準に該当する火災・災害等のうち、次のものを覚知した場合、第一報について、県に報告するとともに、直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。

### □ 消防庁報告先

回線別		平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	選択番号-048-500-90-49013	選択番号-048-500-90-49102
	F A X	選択番号-048-500-90-49033	選択番号-048-500-90-49036

#### (1) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- ア 航空機火災又は火災発生のおそれのあるもの
- イ タンカー火災又は火災発生のおそれのあるもの
- ウ トンネル内車両火災
- エ 列車火災

#### (2) 危険物等に係る事故

- ア 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等の危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500m<sup>2</sup>程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの
- イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、海上、河川へ流出したものの又は流出するおそれがあるもの

#### (3) 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が30人以上発生し、又は発生するおそれのある救助・救急事故で、列車の衝突、転覆等、バスの転落等あるいはハイジャック及びテロ等による救助・救急事故

## 3 その他の報告

被害報告以外の報告は、関係法令、通達等に基づき取り扱う。

119番通報が殺到した場合には、県及び消防庁に報告する。

## 第3節 通信運用計画

大規模災害発生時には、通信施設の損壊等により通信回線の途絶や輻輳、混信が予想される。このような状況の中で町は、災害に関する予報、警報の伝達、被害情報の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、報告等を行うことになる。

このため、これら重要通信の受信、伝達が円滑かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定める。

### 第1項 通信体制の確立

#### 1 通信取扱責任者及び通信担当者の選任

- (1) 町は、災害発生時における通信連絡事務を迅速円滑に行うため、通信取扱責任者及び通信担当者を選任する。
- (2) 通信取扱責任者は、自己の通信回線の確保及び関係機関の通信施設の使用優先利用等について、適時適切に通信の確保が図られるよう努める。

#### 2 通信の確保

- (1) 町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。  
また、直ちに県又は状況に応じて総務省に連絡する。
- (2) 町は、災害情報の収集・伝達のため、県防災行政無線網（地上系・衛星系）を確保し、重要情報の収集・伝達を優先的かつ迅速に行う。

### 第2項 通信手段の確保が困難な場合の措置

町は、大規模災害により通信の確保が困難になった場合、他の機関の設置する専用通信施設等を使用するなどして、通信の確保を図る。

#### 1 電話・電報施設の優先利用

災害時における予警報の伝達、必要な通知、要請、警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関が設置する専用電話を使用するなどして、通信の確保を図る。

##### (1) 一般電話及び電報

###### ア 非常・緊急用電話の承認

災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話をもってあらかじめ「災害時優先電話」として、西日本電信電話株式会社山口支店に申請し、承認を受ける。

###### イ 非常・緊急扱い通話

「非常扱い通話」については、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれ

がある場合、すべての通話に優先して接続され、また、「緊急扱い通話」は、一般通話に優先して接続される。

#### ウ 非常・緊急扱い電報

「非常扱い通話」に準ずる内容とする電報については、「非常扱い電報」として、すべての電報に優先して取り扱われる。

また、非常電報で発信するものを除き、公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする電報については、「緊急扱い電報」とし、他の電報（非常扱い電報を除く。）に先立って取り扱われる。

電報の申し込みについては、非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は、受付電話番号115番に申し出る。その際発信人は、その旨を電報サービス取扱所に申し出る。

### (2) 専用電話

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を使用して、通信の確保を図る。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、電気事業電話等がある。

#### ア 一般的使用

有線電気通信法により、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な場合に、他機関が設置する専用通信施設を使用して、通信の確保を図る。

#### イ 災対法の規定に基づく使用

住民、関係機関に対し、緊急かつ特別に通知、要請、伝達、警告を行う必要が起きたとき、また、応急措置の実施に当たり、必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、他の機関が設置する専用電話を使用して通話の確保を図る。

#### ウ 使用手続き

他機関が設置する専用電話を優先的に利用又は使用する場合に備え、設置機関と協議して手続き等を定める。

### (3) 携帯電話の使用

情報の収集・伝達、応急対策を円滑に行うための手段として、携帯電話の効果的な使用を行う。

### (4) 衛星携帯電話の導入

通信施設の被害や輻輳等による不通時や携帯電話の不感地域において連絡手段を確保するため、衛星携帯電話の効果的な使用及び導入の検討を行う。

## 2 非常通信の利用

有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他機関の無線通信施設を利用し通信の確保を図る。

この場合の要件としては、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常事態が発生し、

又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。

非常通信の利用に当たっては、非常通信協議会と連携を図り、円滑、的確に実施する。

### 3 孤立防止対策用衛星電話の使用

災害時に、交通手段、通信手段の途絶により、孤立地区の発生が予想される地域で、町の防災無線などが未設置で孤立防止対策が必要な地域に対し、県が「孤立防止用衛星通信方式（Ku-1ch）」の端末を設置しており、町は、この使用により通信の確保を図る。

なお、孤立防止対策用衛星電話は、災害等がない場合は、非常・緊急通話用の102番とシステムの正常性を確認するための117番以外は使用できない。

また、特設公衆電話として使用する際には、遠隔操作により任意の番号への発信を可能とする。

### 4 災害対策用移動通信機器等の借用

- (1) 総務省（中国総合通信局）では、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする「災害対策用移動通信機器」の保守管理等を行う基地を設け、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。

総務省が所有する災害対策用機器

種 類	貸与条件等
移動無線機 約1,300台 (簡易無線、MC A無線、衛星携帯電話等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要

- (2) 町は、必要に応じ、県を通じて、中国総合通信局に対し、貸出しに係る要請を行い、貸与を受ける。

### 5 災害対策用移動電源車の借用

- (1) 総務省（中国総合通信局）では、非常災害時において通信・放送設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合、防災行政無線等を運用する地方公共団体に移動電源車を貸し出し、電源の応急確保を行うことにより、通信の確保を行う体制を整備している。

中国総合通信局に配備されている移動電源車

種 類	貸与条件等
中型移動電源車 1台 (発電容量100kVA)	車両貸与：無償 運用経費：要 (注) 他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。

- (2) 町は、必要に応じ、県を通じて、中国総合通信局に対し、貸出しに係る要請を行い、貸与を受ける。

## 6 民間団体等の通信施設の活用

大規模災害等が発生した場合、アマチュア無線、タクシー等の業務用無線は、被害概況の情報提供、また、応急対策活動時においては、その機動力を活用しての情報収集・伝達等に威力を発揮する。

このため、町は、通信途絶時等における情報収集・伝達手段を補完するものとして、これらの者の円滑な協力が得られるよう必要な措置を講じておくようにする。

### (1) アマチュア無線の活用

町は、地域内に所在するアマチュア無線局開設者に対して、災害時における協力の要請をしておく。

また、支援を受ける業務等について、十分検討しておくようにする。

### (2) タクシー用業務無線の活用

町は、地域内に所在するタクシー事業者に対して、災害時における協力の要請をするとともに、支援を受ける業務等について十分検討協議しておくようにする。

## 第4節 災害時の放送

災害時においては、通信施設の損壊、輻輳等により防災機関、住民とも必要な情報が入らない、伝達できないという事態が生じるおそれがある。

町は、被害の拡大防止に必要となる予警報、災害情報を迅速に伝達するとともに、住民に適時的確な情報（ライフラインの復旧状況、町が実施する各種応急対策、安否情報等）を提供し、被災地の社会的混乱を最小限にとどめる必要がある。

また、これらの情報を信頼性のあるものとして、迅速に被災住民等に伝達するため、放送機関の協力を要請することから、これに必要な事項について定める。

### 第1項 放送局に対する放送の要請

町長は、災害時において、災害に関する予警報、災害に対してとるべき措置について、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要請し、住民等へ必要な情報を提供する。

#### 1 町の放送要請

- (1) 災対法第57条の規定に基づき、町長が行う伝達、通知又は警告に係る放送要請は、原則として、県を通して行う。ただし、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、町長は、放送機関に対し直接要請を行うことができる。この場合、町長は、事後速やかに県に報告する。
- (2) 県を通しての要請は、県本部本部室班に対して、要請する。
- (3) 町長が、放送機関に対し直接要請を行う場合は、次の取扱要領による。

#### 2 放送要請取扱要領

##### (1) 放送要請ができる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等による災害発生時

##### (2) 放送の要請

町長は、災害に関する予警報及び予想される事態、又は、とるべき措置についての通知、要請、警告を緊急に行うため、必要な場合は、放送要請書を提出することで、県を通じて報道機関に対し放送を要請する。

ただし、県との通信途絶等の特別な事情のある場合は、直接要請するものとし、事後速やかに、放送報告書を提出することで、県に報告する。

放送機関	連絡責任者	連絡先	
NHK山口放送局	放送部長	083-921-3707	無線電話 10-219-3 無線FAX 19-219
山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110	無線電話 10-220-3 無線FAX 19-220
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113	無線電話 10-221-3 無線FAX 19-221
山口朝日放送株式会社	報道制作局長	083-933-1111	無線電話 10-222-3 無線FAX 19-222
株式会社エフエム山口	編成制作部長	083-924-4535	無線電話 10-223-3 無線FAX 19-223

## 第2項 緊急警報放送

大災害の危険が迫っているとき、事前に住民等に情報を提供する手段として緊急警報放送がある。

緊急警報放送は、放送機関が発する緊急信号電波を、専用の受信機又はこれを内蔵したラジオ・テレビ等が受信し、警報音等により住民に知らせるもので、緊急時には県を通じて、この緊急警報放送を使用して住民に災害情報の伝達ができる。

この緊急警報放送を受信するためには、専用の受信機又は内蔵したラジオ・テレビ等が必要であるため、今後、町は、災害予防の観点からこれらの普及に努める。

### 1 緊急警報信号の使用

緊急警報信号は、次の各号のいずれかに該当するときで、災害情報の伝達に特に緊急を要し、かつ広域伝達に適した場合に使用される。

- (1) 大規模地震対策特別措置法により、大規模地震の警戒宣言が発せられたことを放送する場合
- (2) 気象業務法の規定により、津波警報が発せられたことを放送する場合
- (3) 災対法第57条に基づく知事からの要請により放送する場合

### 2 緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関

日本放送協会（NHK山口放送局）

### 3 利用方法等

町長は、必要に応じ「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、知事を通じて放送局に対し、緊急警報信号の放送を行うことを求める。

## 第5節 広報計画

町は、災害時における住民の適切な行動と民心の安定、秩序の維持を図るため、災害及び応急対策の状況等について、適時的確な情報の提供を行うとともに、被災者の陳情、相談等の広聴を実施する。  
このため、町が実施する災害時の広報活動及び報道機関への発表について、必要な事項を定める。

### 第1項 災害時の広報活動

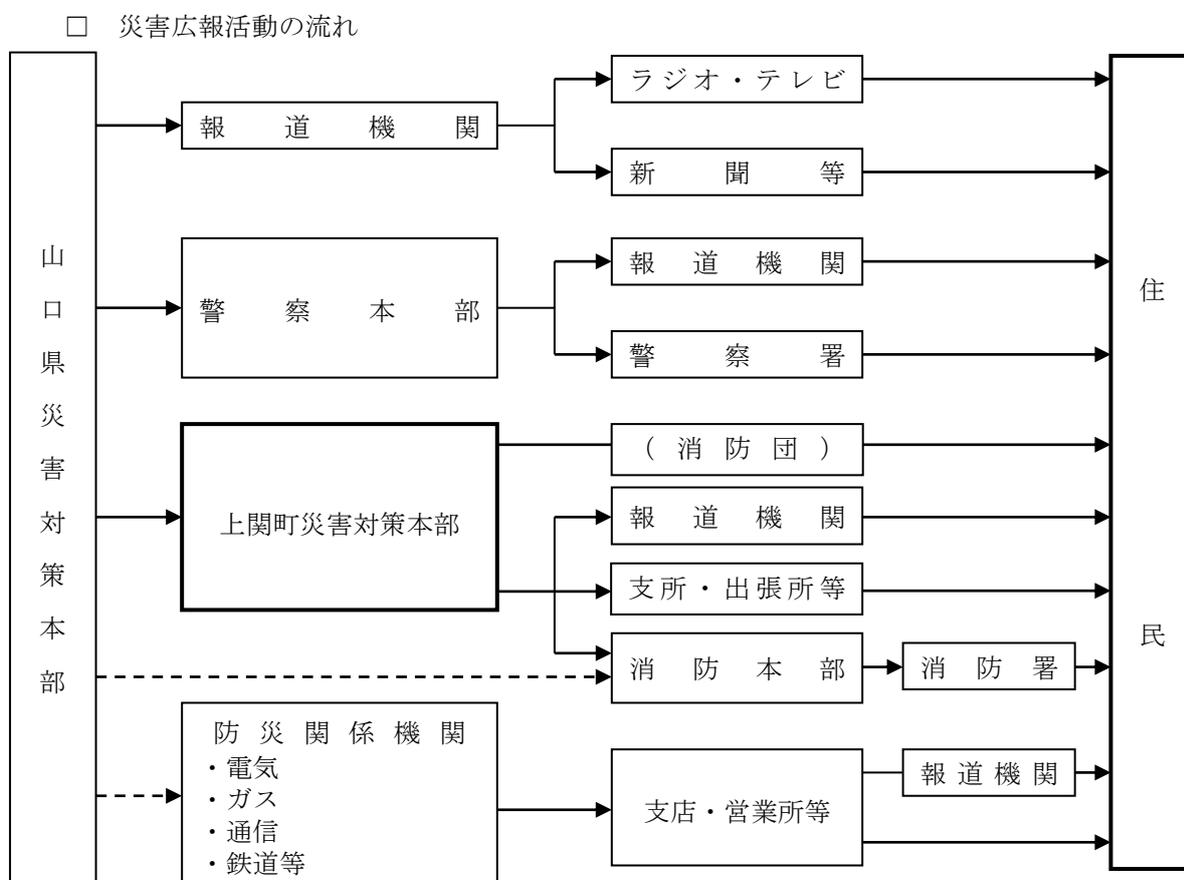
町は、迅速かつ的確な情報収集に努めるとともに、広報活動を実施する。

なお、広報活動を行うに当たっては、各防災関係機関と連絡を密にして、適時適切な情報の提供が行われるように努める。

#### 1 災害広報に関する連絡等

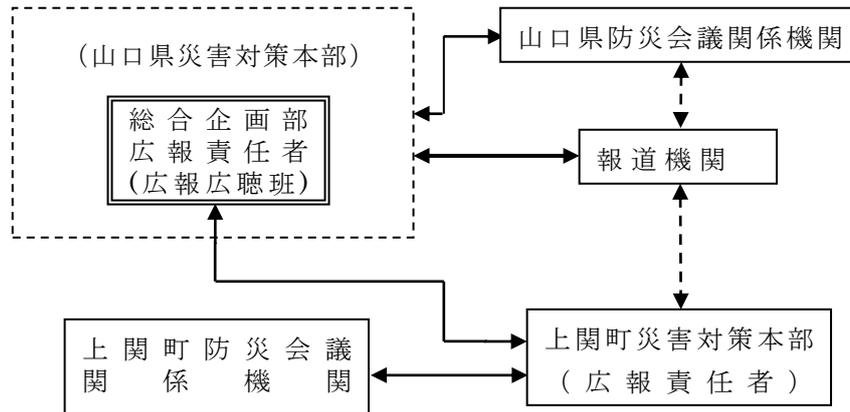
##### (1) 災害広報活動の流れ

災害時の広報活動の主な流れは、次のとおりである。



(2) 災害広報に関する連絡

ア 連絡系統図



イ 連絡手段

電話、FAX、文書送達、連絡員の派遣、放送等の方法を選択活用する。

2 情報、資料の収集及び広報資料の作成

(1) 収集の方法

地域住民、関係防災機関の協力を得て総合的な情報、資料の収集に当たるものとし、必要に応じて調査員等を現地に派遣するなどして対応する。

(2) 収集事項及び収集内容

収集事項	収集の内容
1 気象情報	(1) 情報の出所 (2) 情報発表の日時 (3) 情報の内容 (4) 住民の心構え及び対策
2 災害情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 災害発生の日時場所 (3) 災害の対象、範囲、程度 (4) 災害発生の経過
3 避難等の措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 避難措置の実施者 (3) 避難した地域、世帯、人数 (4) 避難先、避難日時 (5) 理由及び経過
4 消防団・警察・自衛隊・消防等の出動状況	(1) 情報の出所 (2) 出動機関又は出動要請者 (3) 出動日時、出動対象、目的 (4) 出動人員、指揮者、携行機械器具等 (5) 経過
5 応急対策の情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 応急対策実施日時、場所 (3) 応急対策の内容 (4) 実施経過及び効果

収集事項	収集の内容
6 その他災害に関する各種措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 措置の実施者 (3) 措置の内容、対象、実施時期 (4) 実施理由、経過、効果
7 美談などの災害関連情報	(1) 情報の出所 (2) 日時、場所 (3) 内容、経過 (4) 連絡先

### 3 災害広報の実施方法等

災害広報の実施概要は、下記のとおりであるが、適時的確な判断の下、多様な広報手段を活用し実施する。

(1) 広報責任者

総務部長（総務課長）

(2) 広報対象

住民

(3) 広報内容

ア 事前情報

(ア) 気象に関する情報

(イ) 交通情報

(ウ) その他必要事項

イ 中間情報

(ア) 避難に関する情報

(イ) 災害発生情報

(ウ) 交通規制情報

(エ) その他必要事項

ウ 発災直後情報

(ア) 交通規制情報

(イ) ライフライン情報

(ウ) 安否情報

(エ) 避難所情報

(オ) 食料・生活物資の情報

(カ) 復旧状況

(キ) その他必要事項

(4) 広報手段

ア 報道機関へ依頼

- イ 同報無線、有線放送の活用
  - ウ 広報車巡回（必要に応じ民間広報車の借り上げを行う。）
  - エ 広報誌への掲載
  - オ チラシ、掲示による周知
  - カ 自治会組織等を活用しての口伝
  - キ アマチュア無線局への依頼
  - ク 臨時災害FM放送局の活用
- (5) 報道機関に対する発表
- ア 発表者
    - 原則として、総務部（総務課）が発表する。
  - イ 発表場所、時間
    - 関係者と協議して決定する。
- (6) 県及び公共機関等との連携
- 情報の公表、広報活動の際、必要に応じその内容について県及び公共機関等と連携をとりあう。

## 第2項 特設公衆電話の設置

町は、災害発生時に住民に対して速やかに通話手段を提供するため、避難所へ特設公衆電話回線及び電話機を設置する。

特設公衆電話の電話機は、普段は回線のある避難所において、回線が非接続の状態に保管しており、災害時に回線を接続して使用する。

また、特設公衆電話の設置に当たっては、特設公衆電話は優先電話回線であるため、災害時において比較的接続しやすくなっていること及び特設公衆電話は発信専用であることを周知する。

### 特設公衆電話回線の設置場所

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 町民体育館</li> <li><input type="radio"/> 八島地区館</li> <li><input type="radio"/> 祝島地区館</li> <li><input type="radio"/> ほのぼの活性化センター</li> </ul> |
|--|

### 第3項 安否情報の提供

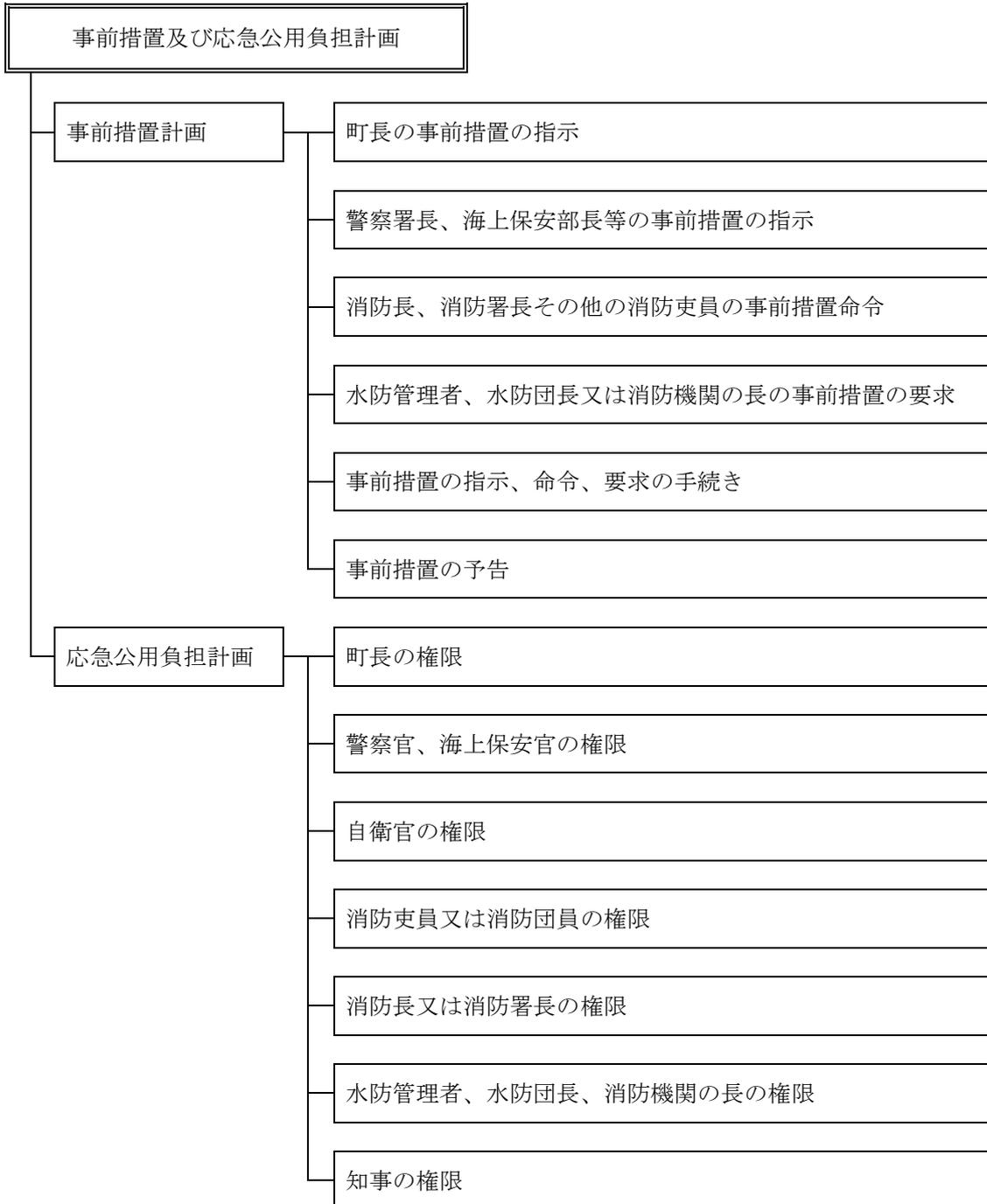
町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

# 第3章 事前措置及び応急公用負担計画

## 基本的な考え方

災害が発生するおそれがある場合、事前措置を実施するほか、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、応急公用負担を行う。



## 第1節 事前措置計画

災害が発生するおそれがある場合に、緊急の必要があると認められる場合の事前措置について定める。

### 第1項 町長の事前措置の指示（災対法第59条第1項）

#### 1 指示権発動の条件

災害が発生するおそれがあるときで次のような場合が考えられる。

- (1) 予警報が発せられたとき（災対法第59条第1項）。
- (2) 警告をしたとき（災対法第56条）。
- (3) 水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき（水防法第12条）。
- (4) 水防上危険であると認められる所があるとき（水防法第9条）。
- (5) 台風、水害、火災の非常事態における知事の指示があったとき（消防組織法第43条）。

#### 2 指示の対象

危険物の製造所・貯蔵所・高圧線・高い煙突・ネオン看板・材木・危険物等災害が発生した場合にその災害を拡大させるおそれがあるとして認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置

#### 3 指示の内容

災害が発生した場合に災害を拡大させるおそれがあるとして認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置

（注） 災害の拡大を防止するために必要な限度においてのみ指示できるものである。

#### 4 代執行

指示事項を履行しない場合には、行政代執行法に基づいて町長が代執行できる（本章第2節「応急公用負担計画」関連）。

### 第2項 警察署長、海上保安部長等の事前措置の指示（災対法第59条第2項）

警察署長、海上保安部の長は、町長から要求があったときは、第1項の町長の指示を行うことができる。

（注） 指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

### 第3項 消防長、消防署長その他の消防吏員の事前措置命令（消防法第3条）

#### 1 命令発動の条件

- (1) 屋外において、火災の予防に危険であると認める場合
- (2) 屋外において、消防活動に支障となると認める場合

#### 2 命令の対象

屋外において、火災予防に危険であると認める行為者又は火災予防に危険であると認める物件若しくは消防活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権限を有する者

### 3 命令の内容

- (1) 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用、その他これらに類する行為の禁止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備
- (2) 残火、取灰又は火粉の始末
- (3) 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理
- (4) 放置され又はみだりに存置された物件の整理又は除去

## 第4項 水防管理者、水防団長又は消防機関の長の事前措置の要求（水防法第9条）

### 1 事前措置要求の条件

随時、（梅雨期、台風期その他水害の予測される時。）区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所があるとき。

### 2 要求の対象

- (1) 準用河川については市町長
- (2) 2級河川、砂防指定地に係る河川については知事
- (3) 1級河川については、国土交通大臣又は知事
- (4) 普通河川については条例の定めるところにより知事又は市町長
- (5) 港湾施設たる海岸堤防については港湾管理者
- (6) 漁港施設たる海岸堤防については漁港管理者
- (7) その他の海岸については県又は市町が管理条例を制定している場合は、条例を制定した団体の長、その他の場合は、その海岸の改良、維持、災害復旧等の工事を施工している者

## 第5項 事前措置の指示、命令、要求の手続き

原則として文書によるのが適当であるが、緊急を要する措置であるので、口頭により、事後文書を交付する。

## 第6項 事前措置の予告

事前措置の指示、命令、要求は緊急事態が切迫した場合に即時管理者等に対して行うことができるが、その時になって初めて指示等を発令したのでは、直ちに適切な措置ができない場合が予測されるので、災害が発生した場合、事前措置の対象となることが予測できるものについては、管理者等に対して予告を行う。

## 第2節 応急公用負担計画

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認められる場合の応急公用負担について定める。

### 第1項 町長の権限（災対法第64条、65条）

#### 1 権限行使の要件

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに権限を行使できる。

#### 2 公用負担の内容

##### (1) 物的公用負担（災対法第64条）

ア 土地建物その他の工作物の一時使用

イ 土石、竹木その他の物件の使用又は収用

ウ 現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、移転、伐採等

##### (2) 人的公用負担（災対法第65条）

住民又は現場にある者を応急措置に従事させることができる。

#### 3 公用負担の手続き等

##### (1) 物的公用負担

公用令書は要しないが、事後速やかに手続きを要する（災対法第64条、同法施行令第24条～第27条、行政代執行法第5条、第6条）。

##### (2) 人的公用負担

相手方に口頭で指示する。

#### 4 損失補償及び損害賠償

災対法第82条第1項、第84条第1項の規定による。

### 第2項 警察官、海上保安官の権限（災対法第63条第2項、第64条第7項、第65条第2項）

町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、町長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

### 第3項 自衛官の権限（災対法第63条第3項、第64条第8項、第65条第3項）

町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等

の自衛官は、町長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

#### **第4項 消防吏員又は消防団員の権限**（消防法第29条）

（注）火災のみならず水災を除く他の災害に準用する（消防法第36条）。

##### **1 権限行使の要件と権限の内容**

###### **(1) 物的公用負担**

消火、延焼の防止、人命救助のため必要があるときは、火災が発生しようとし、又は発生した消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。

###### **(2) 人的公用負担**

緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼防止又は人命救助その他の消防作業に従事させることができる。

##### **2 損失補償及び損害補償**

消防法第36条の3の規定による。

#### **第5項 消防長又は消防署長の権限**（消防法第29条、第30条、第36条）

（注）火災のみならず水災を除く他の災害に準用する（消防法第36条）。

##### **1 権限行使の要件と内容**

(1) 火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

(2) 消火、延焼防止、人命救助のため緊急の必要があるときは、(1)以外の消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又は使用を制限することができる。

(3) 火災の現場に対する給水を維持するため緊急の必要があるときは、水利を使用し又は用水路の水門、樋門、水道の制水弁の開閉を行うことができる。

##### **2 損失補償及び損害賠償**

消防法第29条第3項、第36条の3の規定による。

#### **第6項 水防管理者、水防団長、消防機関の長の権限**（水防法第24条、第28条、第45条）

##### **1 物的公用負担**（水防法第28条）

水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができる。

###### **(1) 必要な土地の一時使用**

- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用、収用
- (3) 車両、その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

## 2 人的公用負担（水防法第24条）

水防のためやむを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

## 3 損失補償及び損害賠償

水防法第28条、第45条の規定による。

# 第7項 知事の権限（救助法第7条、第8条、災対法第71条、第81条）

## 1 災害救助法を適用した場合（救助法第7条、第8条、災対法第71条、第81条）

### (1) 従事命令

#### ア 権限行使の要件

救助を行うため、特に必要があると認めるとき。

#### イ 命令の対象（救助法施行令第4条）

##### (ア) 医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師

##### (イ) 土木建築工事関係者

土木技術者又は建築技術者、大工、左官、とび職、土木業者、建築業者及びこれらの従事者

##### (ウ) 輸送関係者

地方鉄道業者、軌道経営者、自動車運送事業者、船舶運送事業者、港湾運送事業者及びこれらの従業者

(注) 厚生労働大臣より他の都道府県の救助の応援を命ぜられた場合は、医療又は土木建築関係者のみが対象となる。

#### ウ 命令の内容

救助に関する業務に従事させる。

#### エ 命令の手続き（救助法第7条第4項）

公用令書を交付して命じる。

#### オ 実費弁償

救助法第7条第5項の規定による。

#### カ 扶助金の支給

救助法第12条の規定による（協力命令についても同様）。

### (2) 協力命令（救助法第8条）

救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(3) 物的公用負担（救助法第9条）

ア 権限行使の要件

救助を行うため特に必要があると認めるとき、又は内閣総理大臣の命令を実施するとき。

イ 権限の内容と対象（救助法施行令第6条）

(ア) 病院、診療所、旅館又は飲食店の施設の管理

(イ) 土地、家屋、若しくは物資の使用

(ウ) 物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管、又は物資の収用

ウ 公用負担の手続き

公用令書により命じる（救助法第9条第2項）。

エ 損失補償

救助法第9条第2項の規定による。

2 災対法に基づく知事の命令権（災対法第71条）

(1) 権限行使の要件

災害が発生した場合において、次の事項について応急措置を実施するため特に必要があると認められるとき。

ア 災害を受けた児童生徒の応急教育に関する事項

イ 施設及び設備の復旧に関する事項

ウ 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項

エ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

オ 緊急輸送の確保に関する事項

カ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 権限の対象と内容

災害救助法を適用した場合の例による（従事命令、協力命令、物的公用負担）。

(3) 命令の手続き

公用令書により命じる（災対法第81条）。

(4) 損失補償及び損害賠償

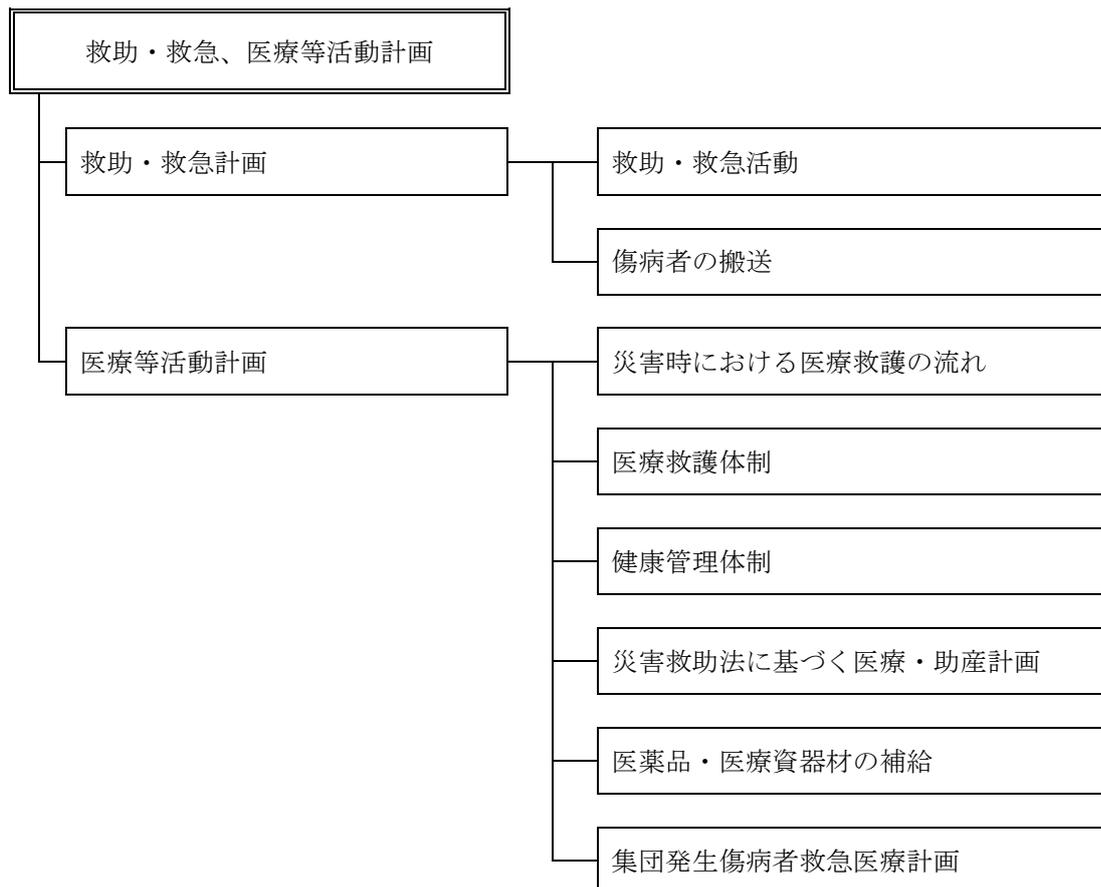
災対法第82条、第84条の規定による。

## 第4章 救助・救急、医療等活動計画

### 基本的な考え方

大規模災害発生時には、建物・工作物の倒壊、交通施設の損壊、土砂崩れ等の災害が広域にわたり発生することが考えられ、これらの災害による負傷者等も多数にのぼることが予想される。

このため、救助・救急の初動体制を確立し、救助・救急活動を実施するとともに、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携による医療救護活動を行う。



## 第1節 救助・救急計画

救助・救急活動は、被災者の生命の確保を図るため実施するもので、その対応は迅速かつ的確に実施されることが必要となることから、町等が実施する救助・救急に関し必要な事項を定める。

### 第1項 救助・救急活動

#### 1 救急隊の編成

(1) 町は、災害発生直後において、緊急に救出活動を行う必要がある場合は、消防団、自主防災組織等により救出・救護体制を整えこれに当たる。

また、多数の救出を要する場合は、消防職員、団員を主体とした「救急班」を編成し、救出活動を行う。

(2) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効果を確保するため、努めて救急隊と他の隊（救助隊等）が連携して出動する。

#### 2 実施内容

(1) 捜索及び救出は、必要を要する地域を重点的に行い、捜索の実施に当たっては、地域住民等の協力を得て、同行者や不明者の把握に努める。

(2) 町のみによる救出が困難なときは、速やかに警察署に連絡し、合同で救出に当たる。

(3) 救助活動に必要な人員、資機材等がなおも不足する場合は、直ちに近隣市町に対して必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応援要請の要求を行い、救助活動に必要な体制を確保する。

(4) 救助活動に必要な重機等の資機材が不足する場合は、関係事業者の協力を仰ぎ迅速に調達をする。

(5) 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。

(6) 救急活動に当たっては、避難所又は必要に応じ災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携し、負傷者の救護に当たる。

(7) 負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重症者を最優先とし、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

#### 3 自主防災組織、事業所等による救助

自主防災組織及び事業所等は、次により自主的に救出活動を行う。

なお、町は、自主防災組織及び事業所等に対して、日頃から自主的な救出活動に関する啓発を行う。

(1) 自主防災組織及び事業所内の被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努める。

(2) 要救出者等を発見した場合は、迅速に救出活動を開始するとともに、消防機関又は警察等に連絡し、可能な限りその指導を受け、早期救出に努める。

## 4 資機材の調達

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

## 5 災害救助法による救出の実施

救助法が適用された災害により、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し又は救出して、その者を保護することを目的とする。

### (1) 救出を受ける者

ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者

(ア) 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合

(イ) 地すべり、崖崩れ等により生き埋めにあつたような場合

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(ア) 行方不明の人で諸般の情勢から生存していると推定される者

(イ) 行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者

### (2) 救出の実施期間

ア 災害発生の日から3日以内

イ 災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て救出期間を延長することができる。

### (3) 救出のための費用

国庫負担の対象となる費用の範囲は、次のとおりである。

ア 借上費又は購入費

船艇その他救出に必要な機械器具の直接捜索及び救出に使用した期間中の借上費又は購入費

イ 修繕費

救出のため使用（借上使用含む。）した機械器具の修繕費

ウ 燃料費

機械器具を使用する場合のガソリン代、石油代等の燃料費、捜索、救出作業を行う場合の照明代、又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用燃料費

## 第2項 傷病者の搬送

### 1 傷病者の搬送手順

#### (1) 傷病者搬送の判定

医療救護班（本章第2節第2項「医療救護体制」参照）の医師は、救助隊から運び込まれた傷病者の医療救護を行ったのち、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。

#### (2) 傷病者の後方医療機関への搬送

ア 医療救護班又は消防本部の救急車等により搬送するが、対応が困難な場合は、町本部、県及びその他の関係機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。

イ 傷病者搬送の要請を受けた町本部、県及びその他の機関は、医療救護班で示された順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。

ウ 重傷者等の場合は、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリを活用し、必要に応じて、山口大学、自衛隊、海上保安部等に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。

## 2 傷病者搬送体制の整備

### (1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況、空きベッド数等情報の把握が必要となる。

このため、町は、県広域災害救急医療情報システムを活用し、災害発生と同時に管内医療機関の状況把握に努め、医療救護所との連絡調整を図る。

### (2) 搬送順位

町は、地域ごとに医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、おおよその搬送可能者数を想定しておく。

### (3) 搬送経路の確保

町は、緊急道路の確保に係る県の関係対策部（道路整備課、県警察交通規制課）との連携を図り、柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保する。

また、同様に町道の確保についても必要なことから、町内における情報連絡体制を確保する。

### (4) トリアージ・タグの整備

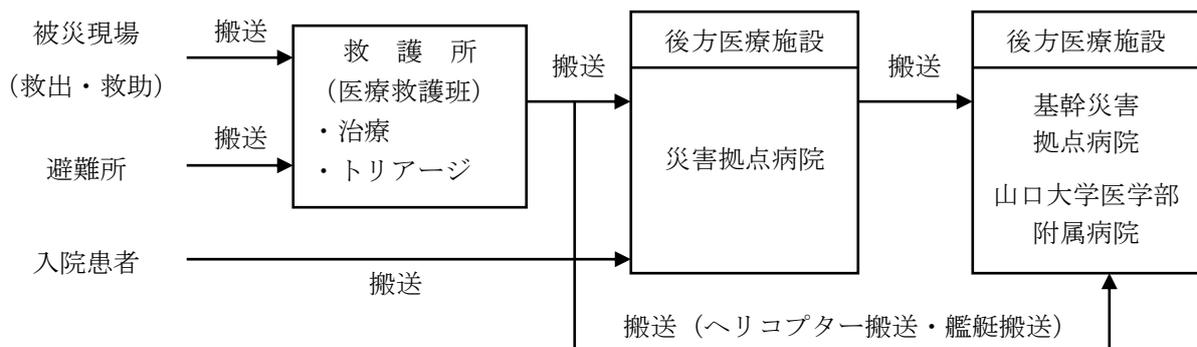
町は、大規模災害時における傷病者の適切な処置、搬送を混乱なく行うため、県で定めた様式に準じ、治療順位を決定する際に必要となるトリアージ・タグ（傷病者の身体に取り付ける識別表）の標準化を図る。

## 第2節 医療等活動計画

大規模災害時には、多数の負傷者が発生し、負傷者の治療を行う医療機関においても、停電、断水、施設・設備の被災等により診療機能が低下することが予想される。

医療救護は、住民の生命と安全に直接関わるものであり、迅速かつ的確な対応が要求されるため、医療救護活動を実施する上で必要となる医療救護体制、後方医療体制等について定める。

### 第1項 災害時における医療救護の流れ



### 第2項 医療救護体制

町は、次のとおり、災害時における第一次的な医療救護を実施する。

#### 1 医療救護活動

##### (1) 医療救護班の編成

ア 被害状況に応じ、必要な医療救護所数、医療救護班数を算出し、地域の救護体制の実情把握に努めるとともに、管内の医療機関等の協力を得て、災害時の医療救護班を確保する。

また、必要に応じて、医師会に協力を要請する。

イ 町の能力のみでは十分でない判断した場合は、柳井健康福祉センター所長（保健環境部長）に応援要請を行う。

この場合、次の事項を示して応援要請を行う（要請は電話等でよいが、後日正式に文書をもって行う。）。

(ア) 医療救護班の派遣場所及び派遣期間

(イ) 必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資機材

(ウ) 応援必要班数

(エ) 現地への進入経路、交通状況

(オ) その他参考となる事項

ウ 緊急を要する場合は、隣接の市町等に応援の要請を行い、事後、柳井健康福祉センター所長（保健環境部長）にその状況を報告する。

この場合の要請内容は、上記イに掲げる事項とする。

エ 町は、災害時の医療施設の診療状況等の情報について、県広域災害救急医療情報システム等を活用し迅速に把握する。

(2) 医療救護所の設置

ア 医療救護班は、町が定めた医療救護所又は被害の状況に応じ県が設置する医療救護所において、救護活動を実施する。救護所の設置場所は、被害状況によって変動はあるものの、原則として、次のとおりとする。

(ア) 避難場所

(イ) 避難所

(ウ) 災害現場

イ 医療救護班の業務内容

医療救護所における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急的処置で、おおむね次のとおりとする。

(ア) 傷病者に対する応急処置

(イ) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定（トリアージ）

(ウ) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療

(エ) 助産救護

(オ) 死亡の確認、遺体の検案・処理

2 後方医療体制

町は、次の区分により、被災現地での応急治療では十分でない中等傷及び重傷者、また、特殊な治療を必要とする被災者等について、後方医療機関に搬送し、適切な医療救護活動を実施する。

後方医療機関への傷病者の搬送に当たっては、県を通じ、緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁）に対し、輸送手段の優先的確保を要請する。

なお、医療機関においては、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

区 分	内 容
災 害 拠 点 病 院	二次医療圏ごとに定められており、現地救護所で救急処置された傷病者のうち、入院し本格的治療を要する者について、必要な医療救護活動を行う。
基 幹 災 害 拠 点 病 院	県が定める病院で、現地救護所、避難所救護センター又は災害拠点病院で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について必要な医療救護活動を行う。
山口大学医学部附属病院	基幹災害拠点病院とともに、災害拠点病院等で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について、必要な医療救護を行う。

### 3 個別疾病対策

災害時には、医療機関の被災、混乱等から各種の問題点が生じるが、人工透析患者、難病等の慢性的疾病者への対応も重要となることから、町は、次のとおり必要な対応を講じる。

#### (1) 人工透析

人工透析については、慢性的患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対して実施することが必要となる。

このため、次の方法により人工透析医療の確保を図る。

ア 発災時には、日本透析医会が、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況を把握し、県（災害救助部）へ伝達する。

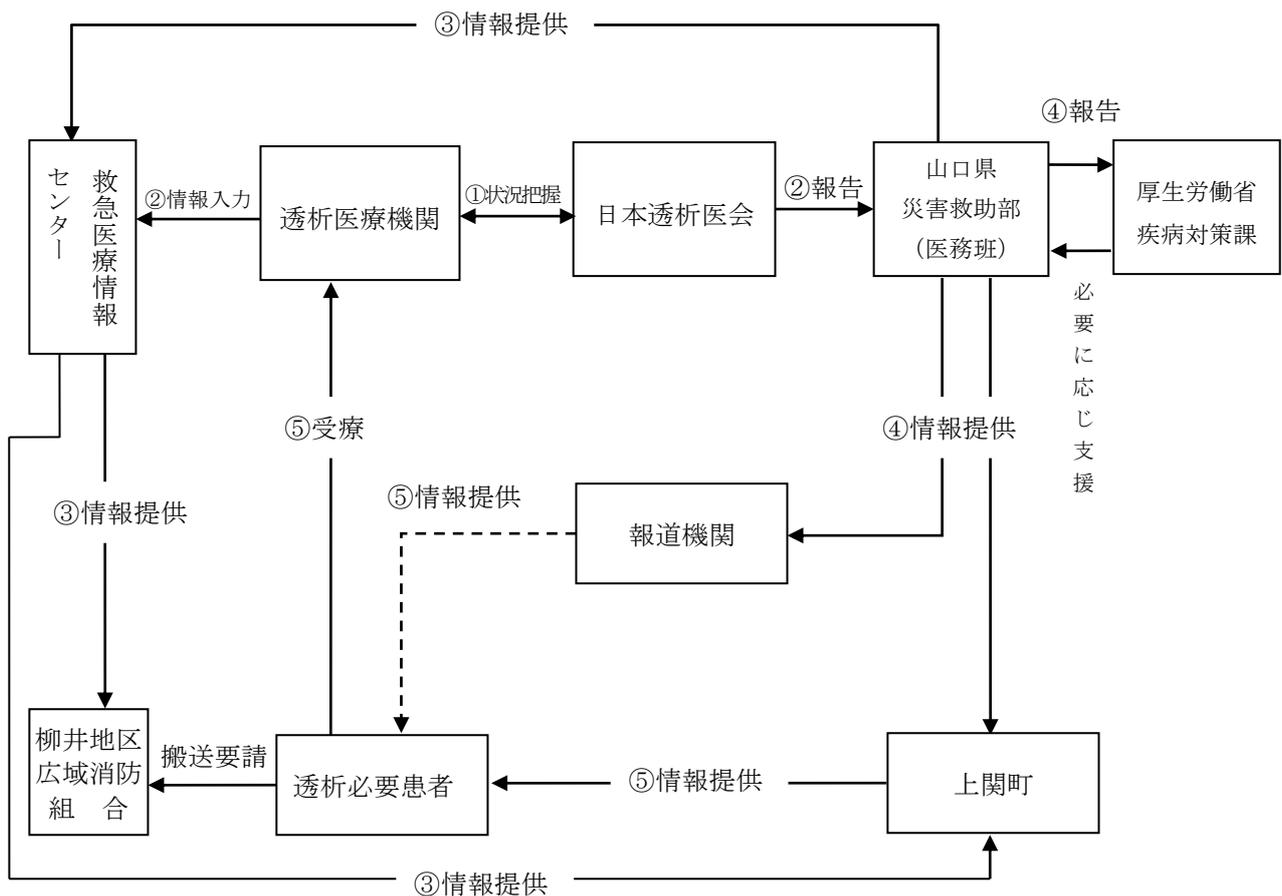
イ 救急医療情報センターは、透析医療機関の稼働状況を町、県、消防本部に提供する。

ウ これらの情報をもとに、町及び県（医務班）は、広報誌、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等への確な情報を提供し、診療の確保を図る。

エ 処置に必要な水、医薬品の確保については、必要な情報を日本透析医会が県に提供するとともに、必要な措置を要請する。

オ 県（医務班）は、直ちに、関係機関に連絡し、必要な措置を講じる。

#### □ 人工透析患者への対応フロー



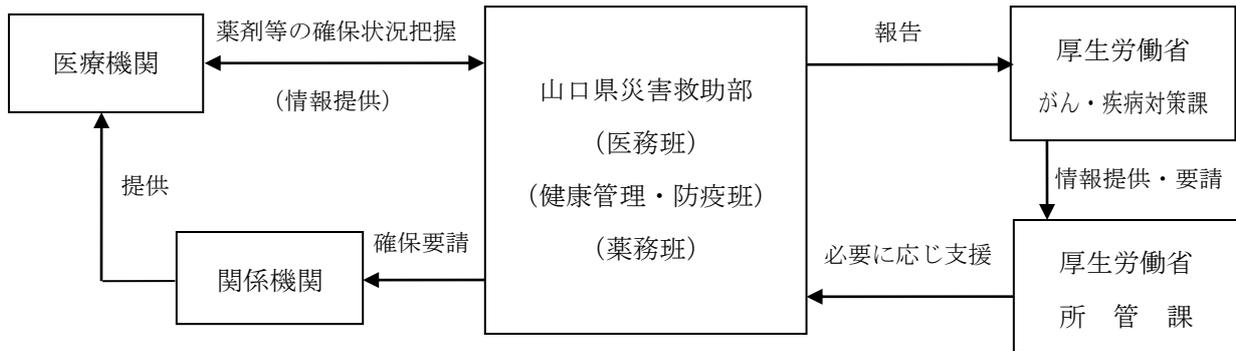
(2) 難病

難病患者等の医療に必要な医薬品等を確保するため、県が実施する次のような対策に協力する。

ア 医療機関、県、国と一体となった情報収集及び連絡体制の確立

イ 難病治療に必要な医療機器及び医薬品（例：ALS等の在宅人工呼吸器、酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品等）の把握及び薬品の確保

□ 難病患者への対応フロー



### 第3項 健康管理体制

町は、災害時における健康管理を第一次的に実施する。

#### 1 健康管理活動

医療救護班との連携の下、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行う。

(1) 健康管理班の編成

1班当たりの構成基準は、保健師2名、栄養士1名とするが、状況に応じて医師等を編入する。

(2) 健康管理班の業務内容

ア 避難所等における保健指導（健康・栄養相談、健康教育等）及び家庭訪問指導

イ 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）、難病患者、妊婦等に対する保健指導

ウ メンタルヘルスケアの実施

エ 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言

オ 関係機関との連絡調整

(3) 町の活動内容

ア 医療救護班との連携の下、保健師等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

イ 町だけでは十分対応できないと判断した場合は、柳井健康福祉センター所長（保健環境部長）に応援要請を行う。

ウ 緊急を要する場合は、直接近隣の市町に応援要請を行い、事後、柳井健康福祉センター所長（保健環境部長）にその状況を報告する。

エ 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定することなどにより、計画的な対応を行う。

## 第4項 災害救助法に基づく医療・助産計画

救助法が適用される災害により、医療機関が混乱し、被災地の住民が、医療又は助産の途を失った場合、これに必要な応急処置を実施し、被災者の保護を図る必要があることから、町及び県は、これに必要な措置を講じる。

### 1 実施機関

#### (1) 町

災害時において、平常時の医療及び助産が不可能又は困難になったときは、町長がその対策を実施する。

#### (2) 県

救助法が適用されたときは、知事が行う。ただし、知事がその職権を町長に委任したとき又は緊急に医療救護を実施する必要があるときは、町長が着手することができる。

#### (3) 日赤山口県支部

救助法が適用されたときは、知事の委託を受けて医療救護・助産活動に従事する。

### 2 医療救護・助産の対象

#### (1) 医療を受ける者

ア 応急的に医療を施す必要のある者で、災害のため医療の途を失った者であること。

イ 経済的能力の有無は問わない。また、障害を受け又は疾病にかかった日時を問わない。

ウ 被災者のみに限定されない。

#### (2) 助産を受ける者

ア 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べん（死産及び流産含む。）した者で、助産の途を失った者であること。

イ 経済的能力の有無は問わない。

ウ 被災者のみに限定されない。

### 3 医療救護・助産対象の範囲

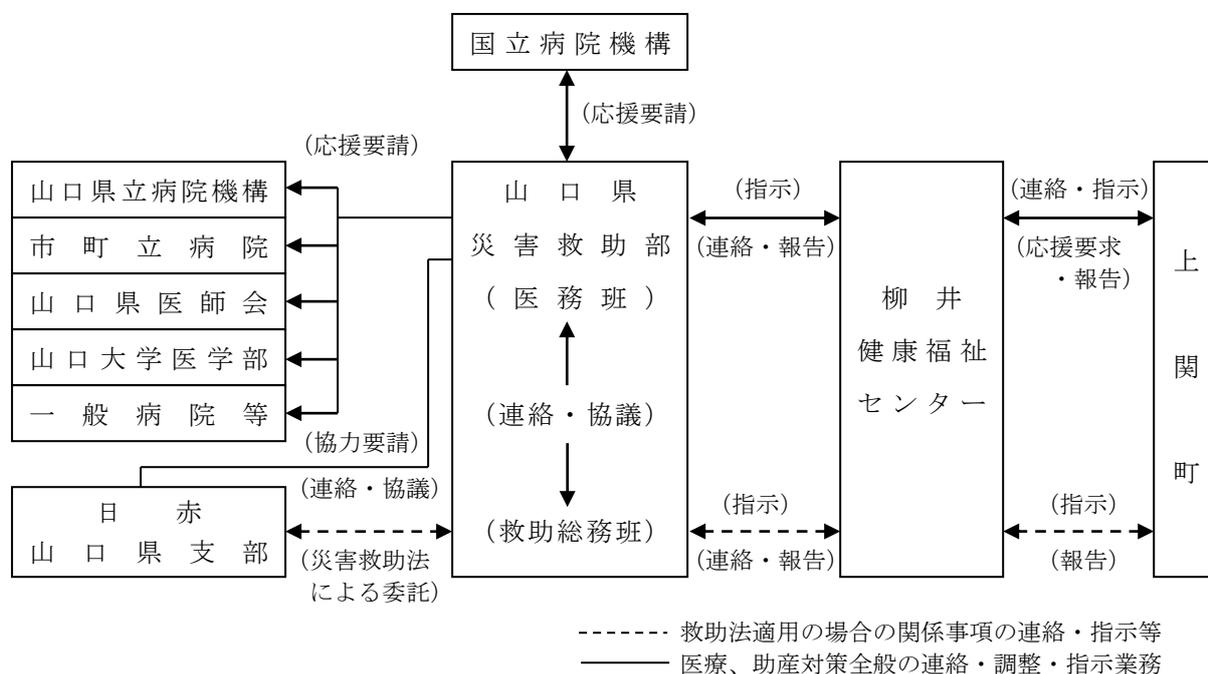
#### (1) 医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

#### (2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

### 4 運用体制



### 5 医療救護・助産の実施方法

#### (1) 医療の実施方法

- ア 医療救助の実施は、原則として、日赤山口県支部等の救護班により実施する。
- イ 重症患者等で、救護班では、人的、物的設備又は薬品衛生資材等の不足のため、治療が実施できない場合は、病院又は診療所へ移送し、治療できる。
- ウ 次の場合、最寄りの一般診療機関に入院又は通院の措置をとることができる。
  - (ア) 災害の範囲が広範で、救護班の派遣能力又は活動能力の限界を超える場合
  - (イ) 救護班の到着を待ついとまがない場合

(2) 助産の実施方法

ア 医療の場合と同様に救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合が多いことから助産師により実施できる。

イ 救護班及び助産師によるほか特別の事情があるときは、産院又は一般の医療機関で実施することができる。

6 措置手続き等

(1) 救護班による場合

救護班が直接対象者を受け付け、診療記録により処理する。

(2) 医療機関による場合

ア 町長は、生活保護法による医療券に「災害」と朱書きして、直接対象者に交付する。

イ 町長は、医療券を交付するときは、医療及び助産を実施する医療機関を指定する。

7 費用の範囲

(1) 医療のために支出できる費用の基準

ア 救護班の費用

(ア) 使用した薬剤、治療材料及び医療機器破損等の実費

(イ) 事務費、派遣旅費等（旅費、日当、超過勤務手当）

この場合、公立病院の救護班については、事務費で、従事命令による救護班については、実費弁償として処理する。

日赤山口県支部の場合は、知事との委託契約により、救助法第19条に定めによる補償費の中に含まれる。

(ウ) 救護班が使用し、又は患者移送のための車両等の借上料及び燃料費（別途輸送費として取り扱う。）

イ 一般の病院又は診療所で措置した場合の費用

医療保険制度の診療報酬の額以内

(注) 救助法による医療を受ける者が、医療保険制度に加入している場合の医療費の支出は、法による医療である限りすべての保険給付に優先する。

ウ 施術者で措置した場合の費用

内閣総理大臣が定める施術料金の額以内

(2) 助産のため支出できる費用の基準

ア 救護班、産院その他の医療機関で措置した場合

使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合は除く。）等の実費

イ 助産師により措置した場合

当該地域における慣行料金の8割以内の額

## 8 費用の請求

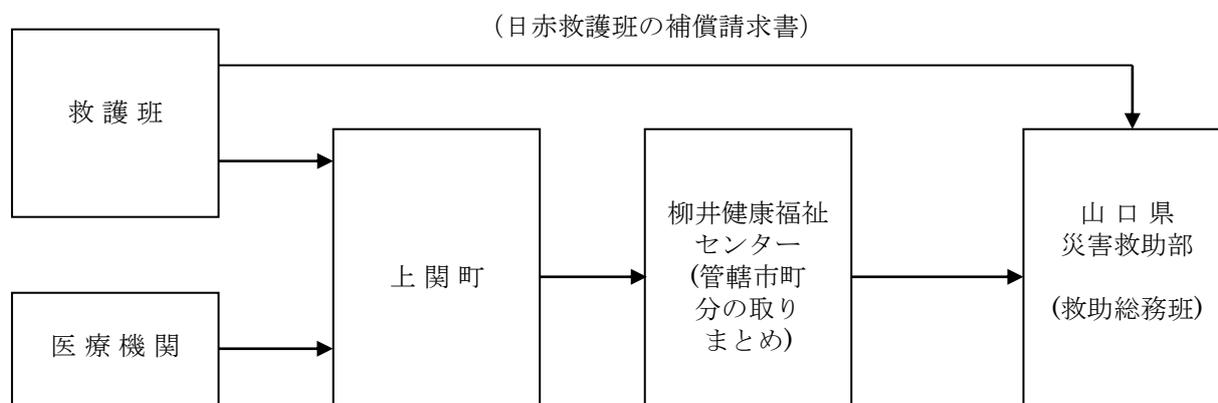
### (1) 救護班の費用の請求

救護班又は医療、助産に要した経費請求書を知事（救助総務班）に提出する。

### (2) 医療機関（助産を含む。）による場合の費用の請求

措置対象者が提出した医療券（生活保護法による医療券に「災害」と朱書きしたもの。）に所要事項を記載して、知事（救助総務班）に提出する。

### (3) 提出経路



(4) 日赤救護班又は従事命令による救護班以外の者が任意に行った場合の医療・助産活動については、救助法による実費弁償及び医療、助産経費の実費支出はできない。

## 9 実施期間

### (1) 医療の期間

ア 災害発生の日から14日以内とする。

イ 特別の事情があるときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（期間の延長）の協議を行う。  
この場合の協議は、期間内に行う。

### (2) 助産の期間

ア 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者に対し、分べんの日から7日以内とする。

イ 特別の事情があるときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（期間の延長）の協議を行う。

## 10 連絡協議等

(1) 災害救助部医務班は、救護班の派遣等の調整、決定に当たっては、救助総務班及び日赤山口県支部と協議して、円滑な救護活動を実施する。

(2) 被災地における医療救護活動を実施するに当たり、救助法に関する事務の総括、調整は、柳井健康福祉センターが当たる。

(3) 町域については、県本部災害救助部が直接実施するか又は町の災害救助主管機関に補助執行させる。

## 第5項 医薬品・医療資器材の補給

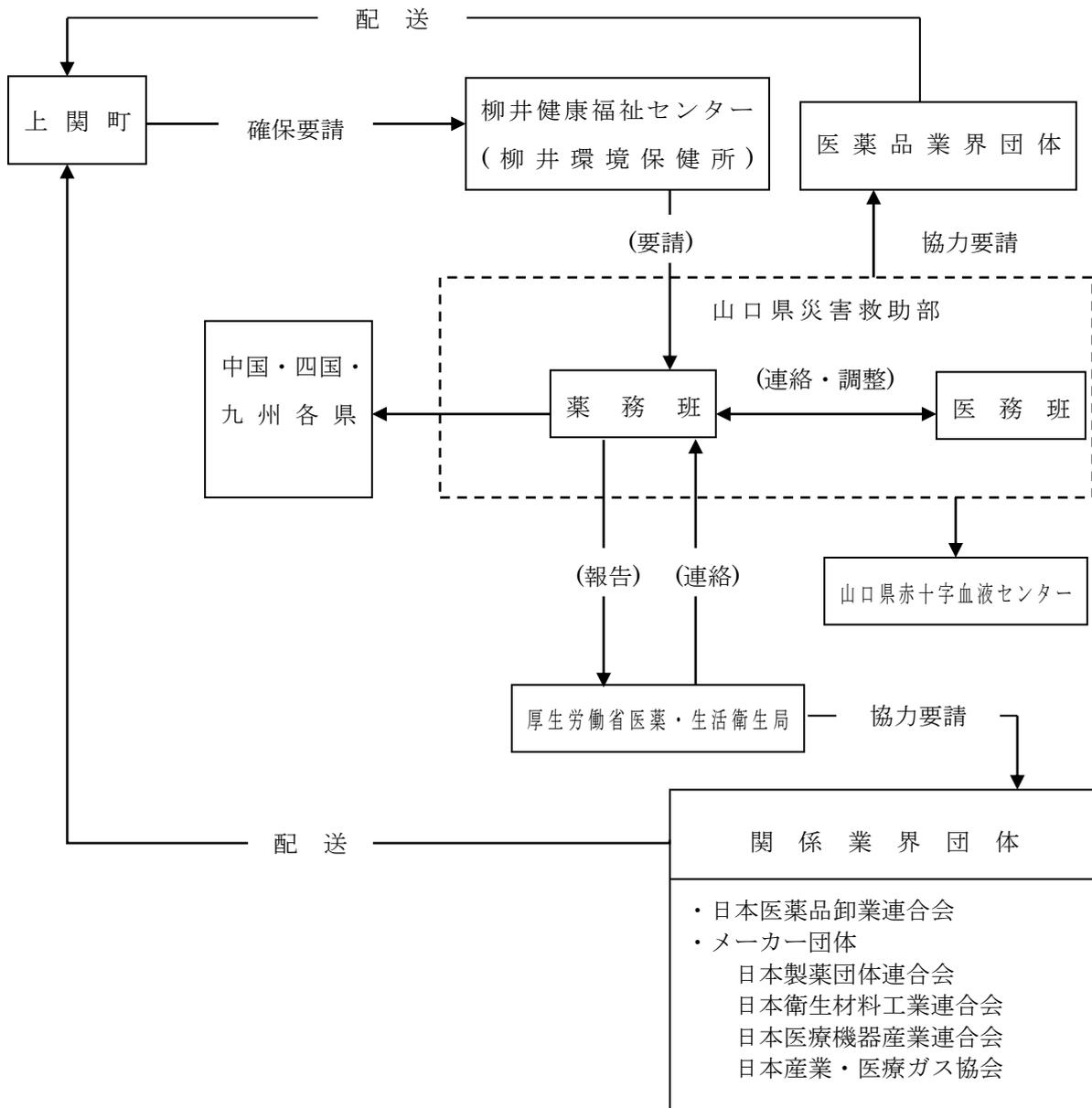
町は、医療救護活動、助産活動が円滑に行われるよう医薬品等の供給体制の確保に努める。

### 1 医薬品等の供給体制

町は、緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器は、当該業務に従事する医療機関の持ち品を繰替使用する。

なお、町内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合には、速やかに県、柳井健康福祉センターに対して報告する。

#### □ 医薬品等の供給経路



## 2 医薬品・器材等の輸送措置

町は、被災地への医薬品・器材等の輸送に当たっては、被災状況に応じ防災関係機関の協力を得ながら、迅速な輸送手段の確保を図る。

## 3 血液製剤等の確保

町は、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、県を通じて山口県赤十字血液センターに供給を要請する。

# 第6項 集団発生傷病者救急医療計画

## 1 実施方針

### (1) 目的

天災、地変、交通、産業災害等により集団的に多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な救急医療体制を実施するために必要な事項について定める。

### (2) 対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質、有害物の流出、交通事故その他の事故で集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる事態（以下、本節においては「災害」という。）を対象とする。

### (3) 救急医療の範囲

本対策における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急的措置とし、その内容はおおむね次のとおりとする。

ア 災害現場での救出

イ 現場付近での応急手当

ウ 負傷者の分類

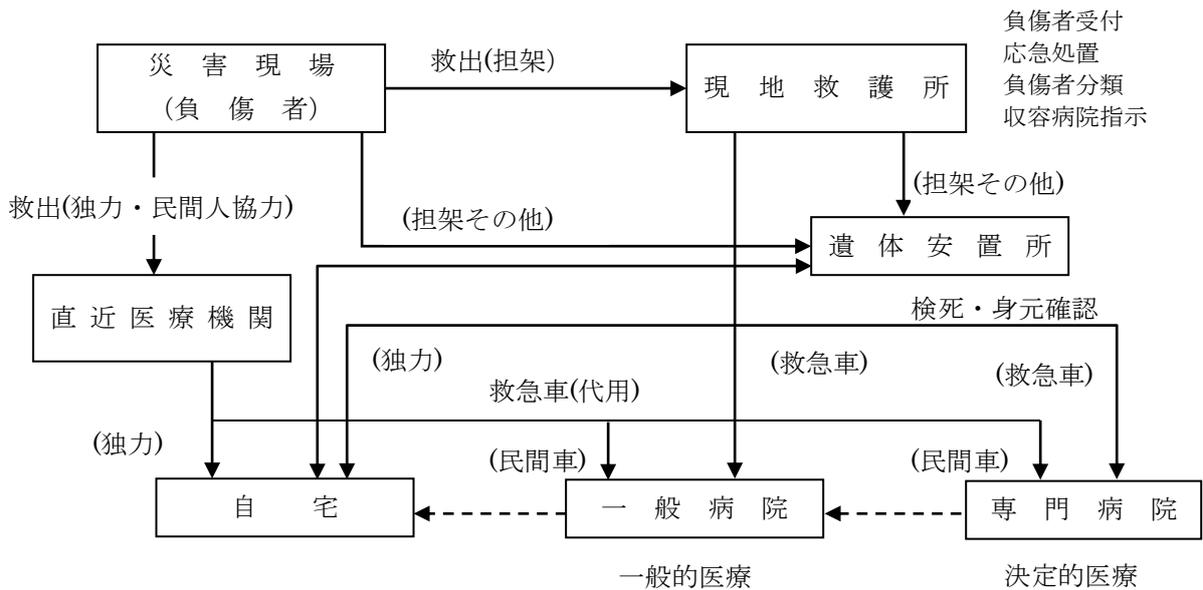
エ 収容医療施設の指示

オ 医療施設への輸送

カ 遺体の処理

キ 関係機関への連絡通報その他の応急的措置

□ 救急医療活動の範囲図



(4) その他

この対策に定める事項以外の救急医療対策に必要な事項は、関係法令及び県防災計画に定めるところによる。

2 関係機関（者）の措置

(1) 災害発生責任者の措置

災害発生責任者（企業体等）は、災害が発生したことを知ったときは、直ちに消防及び警察機関並びに状況に応じて、海上保安部又は空港事務所に通報するとともに、自力による救急医療活動を実施し、必要に応じて関係機関に協力を要請する。

(2) 消防及び警察機関、海上保安部又は空港事務所の措置

消防及び警察機関、海上保安部又は空港事務所の長は、災害の当事者又は発見者等からの通報その他により本対策による措置が必要と認めたときは、直ちに町長及び知事に通報するとともにその事態に応じて救出・救護、輸送、警備、緊急輸送路の確保、交通規制、続発死傷者の防止等に必要な部隊を出動させるほか適切な措置を講じる。

(3) 町の措置（災対法第62条等）

町長は、前項の通報を受けたとき又はその他の方法で災害の発生を知ったときは、直ちに県及び日赤山口県支部並びに医師会その他の関係機関に通報するとともに、必要に応じて町立病院の医療救護班に出動を命じる。

また、地区医師会長又は日赤山口県支部長その他の関係機関に出動を要請し、知事、他の市町長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じる。

なお、町長は、適切な救急医療活動ができるよう平素から関係機関と緊密な連絡を図り、現場活動上必要な事項について協議するとともに、次の事項について整備しておく。

ア 災害発生時における通信連絡方法

- イ 現場活動部隊、救護班の編成
- ウ 病院等医療機関の収容能力及び受入体制の確認
- エ 救急医療薬品、医療器具、救出資機材の調達計画、輸送方法
- オ その他必要な事項

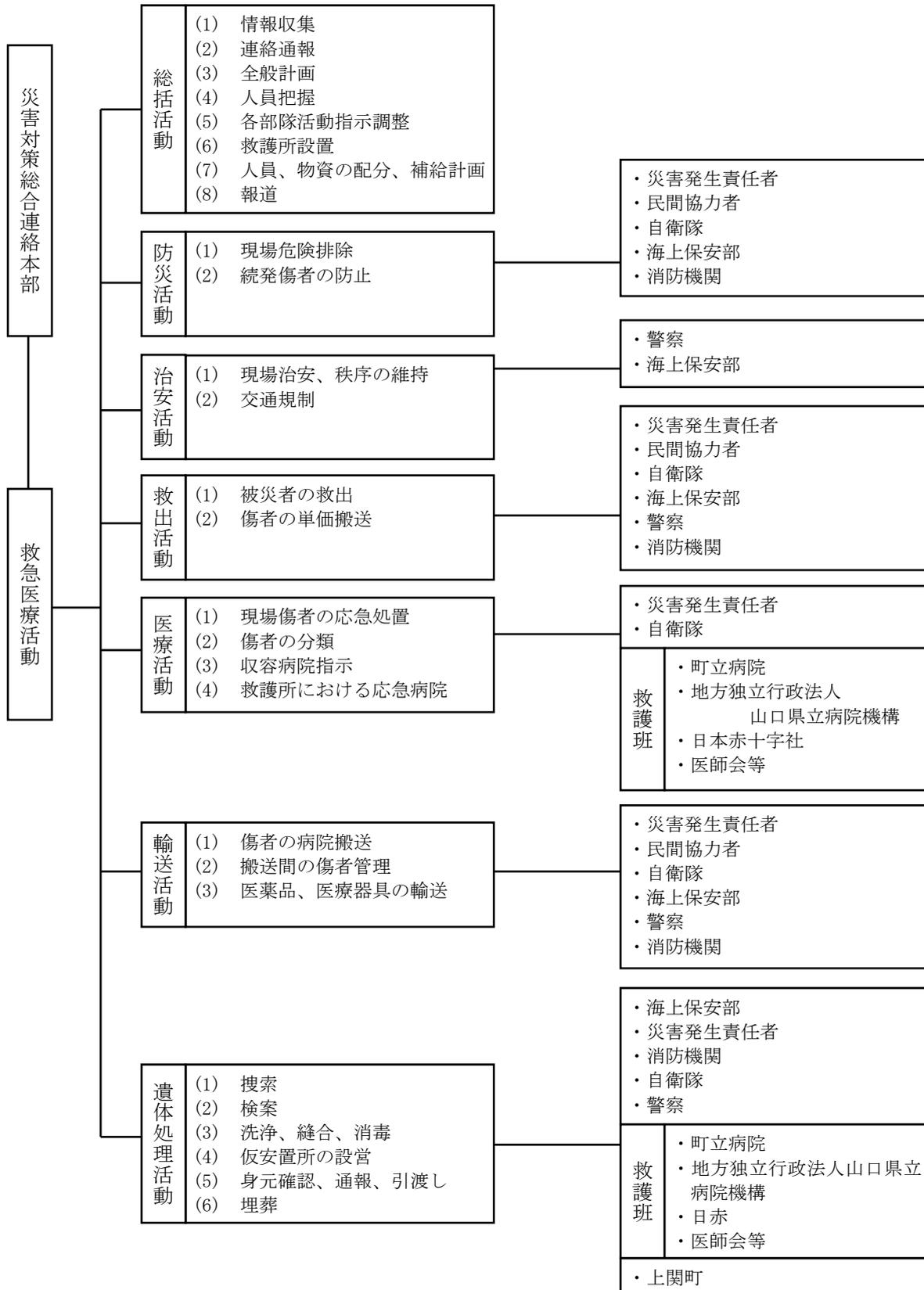
### 3 医師会長等に対する出動要請の方法

災害の発生により町長又は知事が医師会長等に対して医師等の出動を要請するときは、次の各号に掲げる内容を示した文書により要請する。ただし緊急を要する場合には、電話、口頭等により、事後速やかに文書を送付する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の発生原因及び状況
- (3) 出動を要する人員及び資機材
- (4) 出動の時期及び場所
- (5) その他必要な事項

#### 4 救急医療活動等

□ 災害現場における救急医療活動



(1) 災害対策等の総合調整

災害対策総合連絡本部が設置された場合は、各関係機関はこれに参加し、又は連絡員を派遣して、救急医療活動が迅速かつ適切に行えるよう相互に緊密な連携を保つよう努める。

災害対策総合連絡本部が設置されない場合は、設置された場合の措置に準じて関係機関が相互に連絡をとり効果的な活動ができるよう努める。

(2) 現地救護所

災害応急対策責任者は、災害の状況に応じて関係機関と協議の上、現地救護所を設置する。現地救護所においては、傷病者を秩序と統制の下に受け付け、応急処置及び救命初療を行い症状程度の分類、傷票の作成交付、搬送順位の決定、収容病院の指示その他の措置を行う。

(3) 災害現地に出勤した部隊の活動

災害現地に出勤した部隊の具体的な活動は図のとおりとする。

## 5 費用の負担

(1) 実費弁償等の負担区分

災害に出勤した医師等に対する実費弁償及び損害賠償は、次の区分により負担する。

ア 町が対策を実施する責務を有する災害で、(2)及び(3)以外の場合は町が負担する。

イ 災害救助法が適用された災害の場合は、その適用の範囲内において県（県が支弁し国が負担）が負担する。

ウ 企業体等の責に帰すべき原因による災害の場合は、企業主又は災害発生責任者が負担する。

エ 特別の事情がある場合は、関係機関（者）が相互に協議の上、定める。

(2) 実費弁償

町長又は知事の要請に基づいて出勤した医師等に対する手当は、災害救助法施行令第5条の規定に基づき知事が認めた額（災害救助法施行細則第13条）とする。

医師等が救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗については、その実費を時価で弁償する。

(3) 損害賠償

町長又は知事の要請に基づいて出勤した医師等が、救急医療活動に従事したため死亡し、負傷し、疾病にかかり又は廃疾となったときは、災害救助法施行令中扶助に係る規定の例により、補償する。

町長又は知事の要請に基づいて出勤した医師等に係る物件が、そのために損害を受けたときは、その程度に応じてこれを補償する。

## 6 救急医療活動報告書の提出

医師会長等は、町長又は知事の要請により医師等を出動させ救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次の各号に掲げる内容を示した報告書を町長又は知事に提出する。

(1) 出勤場所

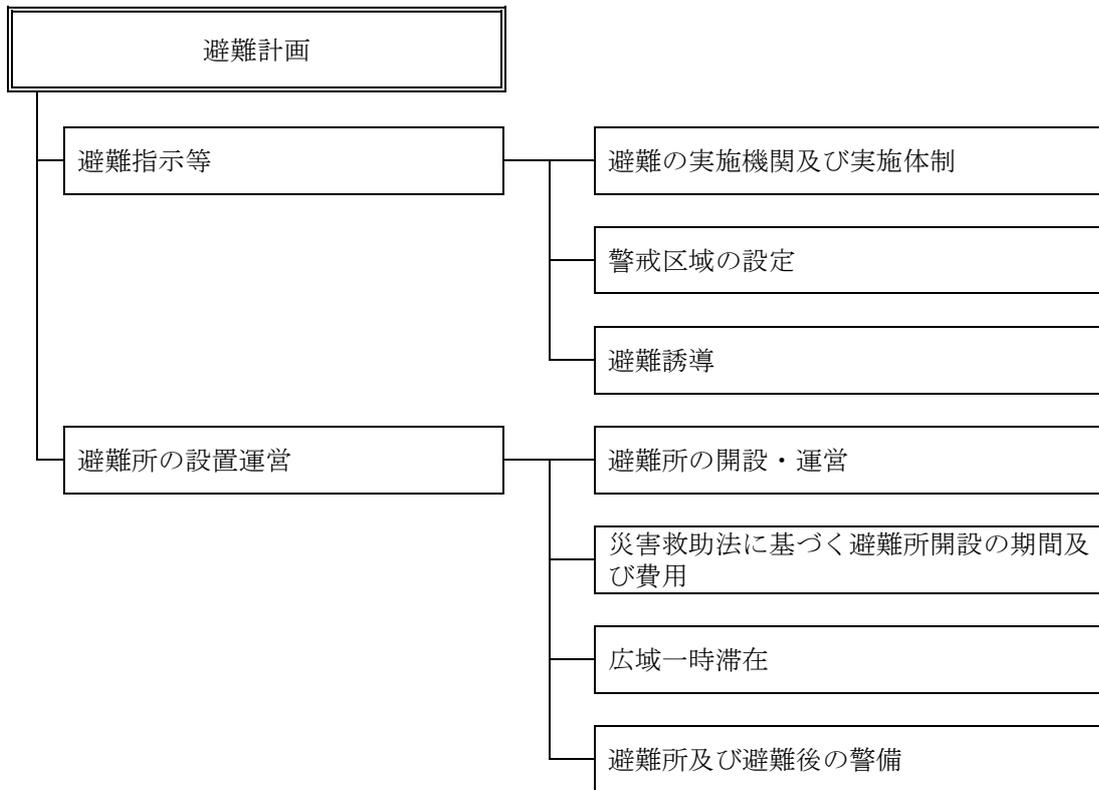
(2) 出勤者の種別、人員（出勤者の出勤時間及び期間別に記載）

- (3) 受診者数（重傷、軽傷、死亡別）
- (4) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損等の数量、金額
- (5) 損害補償を受けるべき者及び物件の程度
- (6) 救急医療活動の概要
- (7) その他必要な事項

# 第5章 避難計画

## 基本的な考え方

災害発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、住民の安全を確保するとともに、精神的な安定につながることから、的確な避難誘導、避難所の開設等を行う。



## 第1節 避難指示等

災害情報の迅速な収集とその情報に基づく判断が、避難指示等の決定に際して最も重要であり、発令するタイミングについても、要配慮者に十分配慮する必要がある。

このため、町等は、実施体制を整備するとともに、次のとおり、適時適切に避難指示等及び避難誘導を実施する。

なお、町は、指定地方行政機関又は県に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

### 第1項 避難の実施機関及び実施体制

#### 1 避難指示等の意味合い

##### (1) 「緊急安全確保」、「避難指示」及び「高齢者等避難」

- ① 「緊急安全確保」とは、災害が発生・切迫し、避難場所等への避難が安全にできないと考えられる状況で、自宅や近隣の建物等で直ちに身の安全を確保するよう促すものをいう。
- ② 「避難指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民等に対して安全な場所へ移動するよう強く要請するものをいう。
- ③ 「高齢者等避難」は、避難行動に時間を要する人（高齢者、障害者、妊産婦・乳幼児等）とその支援者が安全な場所に避難することを促すものをいう。また、避難行動に時間を要する人以外も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングをいう。

##### (2) 避難指示等の三類型

	発令時の状況 市民に求める行動	発令時の状況 市民に求める行動
緊急安全確保 (警戒レベル5)	・災害が発生又は切迫している状況即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、直ちに安全を確保
避難指示 (警戒レベル4)	・災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
高齢者等避難 (警戒レベル3)	・災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況	・高齢者等は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保） ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミング

※ 屋内安全確保：洪水等及び高潮に対し、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保する行動

## 2 避難指示等の区分

種別	事前避難	緊急避難	収容避難
概要	被害が発生し始めた場合等で、被害を受ける前に、避難準備又は安全な場所に避難させる必要があり、時間的に余裕がある場合	事前避難の余裕がなく、現に災害が発生し、又は危険が切迫していると判断される場合	通常、居住の場所を失った場合、又は比較的長期にわたり避難の必要がある場合
予想される事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 気象警報が発表され、避難の準備又は事前に避難を要すると判断されたとき</li> <li>(2) 河川がはん濫注意水位（警戒水位）を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき</li> <li>(3) あらかじめ災害形態別に危険が日頃から予想されるとき（地すべり指定地域等）</li> <li>(4) その他諸般の状況から避難準備又は事前に避難させる必要があるとき</li> </ul>	避難の指示等を突発的に発令するケースが多いので、速やかな伝達手段、避難場所の周知、避難方法等平常時に確立しておく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 収容に当たっては輸送用車両、船舶等あらゆる手段を講じて迅速かつ安全に収容避難を行う。</li> <li>(2) 居住地の問題、保健衛生等の面について特に考慮する。</li> <li>(3) 応急住宅の建設等について総合的に配慮する。</li> </ul>

## 3 高齢者等避難情報

町長は、人的被害の発生する可能性が高まり、一般住民に対して避難準備を呼びかける必要があるとき、又は避難行動要支援者をはじめとする要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者等に対し、高齢者等避難を発令する。

## 4 避難指示等の基準

町長は、町内の地理的、社会的条件、発生する災害の想定に基づき、避難措置関係機関（警察署等）の協力を得て、指示等の基準を定める。

なお、情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、地域住民の積極的な協力を得て実施する。

## 5 避難の指示権者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	とるべき措置
町長 (委任を受けた吏員又は消防職員)	災対法第60条第1項  第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき ・避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	必要と認める地域の必要と認める居住者等	・立退きの指示  ・立退き先の指示  ・緊急安全確保措置の指示	知事に報告 (窓口：防災危機管理課)
知事 (委任を受けた吏員)	災対法第60条第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災対法第61条 警察官職務執行法第4条	全災害 ・町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき ・重大な被害が切迫したと認めるとき又は急を要する場合において危害を受けるおそれのあるとき	同上	・立退き又は緊急安全確保措置の指示 ・警告を発すること ・必要な限度で避難の指示 (特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、町長に通知 (町長は知事に報告)

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	とるべき措置
海上保安官	災対法第61条 海上保安庁法第18条	全災害 ・町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき ・天災事変等危険な事態がある場合であって、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき	同上 船舶、船舶の乗組員、旅客その他船内にある者	同上 ・船舶の進行、停止、指定場所への移動 ・乗組員、旅客等の下船、下船の禁止 ・その他、必要な措置	同上
自衛官	自衛隊法第94条	全災害 ・災害により危険な事態が生じたとき	同上	・避難について必要な措置（警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命じられた部隊の自衛官に限る）	警察官職務執行法第4条の規定の準用
知事 (その命を受けた県職員)	地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者	・立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事 (その命を受けた県職員) 水防管理者	水防法第29条	洪水、津波又は高潮による災害 ・洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者、滞在者その他の者	同上	同上 (水防管理者による場合のみ)

## 6 避難指示等の伝達

避難指示等の実施に当たっては、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- (1) 避難指示等を発令した町長等は、速やかに、その内容を町防災行政無線、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し、周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

この場合、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達や夜間における伝達には、特に配慮する。

また、利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等に対しては、特に当該施設とあらかじめ定められた情報伝達手段により、確実に伝達する。

- (2) 避難の伝達に当たっては、町単独の組織のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるため、防災関係機関、特に警察、消防、放送局等の協力支援を得る。
- (3) 被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであることから、伝達員による伝達方法をとる場合には、あらかじめ定められた地区分担により、伝達の徹底を図る。

## 7 避難指示等の解除

避難指示等の解除に当たって、十分に安全性の確認に努める。

# 第2項 警戒区域の設定

## 1 警戒区域の設定

町長若しくは委任を受けた職員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する（災対法第63条）。

警戒区域の設定は、住民の保護を目的としていることから、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずることができる。

また、町長からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が町長の職権を行った場合、その旨を町長に通知する。

なお、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が町長に代わって警戒区域を設定する。

## 2 設定の範囲

警戒区域の設定は、地域住民の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。

また、設定した警戒区域について、どのような処分を行うかは、町長の自由裁量行為であることから、立入制限を行う場合においても、どのような制限（どのような立入り許可をするか）を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意しておく。

### 3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、住民及び関係機関にその内容を伝達する。

## 第3項 避難誘導

避難指示等が発令された場合、町は、人命の安全を第一とし警察署及び消防本部・消防団、自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員の下に次により避難させる。

- 1 避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害警戒区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- 2 被災地近傍の空き地等の一時集合場所に避難者を集合させたのち、あらかじめ定めてある避難場所等に誘導する。

この場合、高齢者、障害者等の要配慮者を優先して避難誘導する。

- 3 避難経路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- 4 危険な地点には標示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期する。
- 5 浸水地帯では、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。
- 6 高齢者、障害者等の避難行動要支援者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を活用するなど配慮する。
- 7 誘導中は、事故防止に努める。
- 8 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ他機関に応援を要請し、実施する。

## 第2節 避難所の設置運営

避難所は、災害のため被害を受け又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために設置するもので、開設実施機関は町長であり、救助法適用時には、町長が、知事の委任を受けて行うことになる。

町は、次のとおり、避難所の開設、避難所の運営等を実施する。

なお、避難所の開設は、他機関、協力団体等（消防団、婦人会、自主防災組織、ボランティア団体等）の協力を得て実施する。

### 第1項 避難所の開設・運営

#### 1 避難所の開設

(1) 避難所は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時において、あらかじめ選定した避難施設のうちから、災害規模、被災状況等を勘案し、管内の学校、公共施設等において開設する。

また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者等の同意を得て避難場所として開設する。

なお、開設に当たっては、建築物の安全を確認した上で、開設する。

利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等から、施設専用避難所の開設について依頼があった場合には、指定されている避難先施設の管理者に開設（受入れ）の要請をし、施設専用避難所を開設する。

(2) 避難所を開設した場合には、付近住民に対して周知徹底を図るとともに、関係機関（柳井健康福祉センター、警察署、消防本部等）へ連絡する。

また、施設専用の避難所を開設した場合には、依頼のあった避難元施設に、開設について確実に伝達するとともに、必要に応じ、避難元施設と避難先施設との調整を行う。

(3) 避難所開設と併せて、情報提供に必要な窓口を設ける。

#### 2 避難所に収容する被災者の範囲

(1) 災害によって現に被害を受けた者

ア 住家被害を受け、居住の場所を失った者

住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む。）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者

イ 現実に災害を受けた者

自己の住家に直接の被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

例えば、旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等

(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

ア 避難指示等が発せられた場合

イ 避難指示等は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合

(注1) 被害を受けるおそれがある避難所に収容された者は、その被害を受けるおそれが解消したときは、直ちに、退所しなければならない(災害救助法の基準)。

(注2) 収容に際しては、物資配給の便宜等を考慮し、できるかぎり同一自治会、単位等にまとめることが望ましい。

### 3 避難所の管理・運営

(1) 避難所を設置した場合には、管理責任者を任命するとともに、円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置する。

この場合、避難者の自活能力を高める観点等から、避難者の中から協力者を選任する。

また、可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるよう努める。

(2) 管理責任者は、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等に留意しながら避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。この名簿は、安否情報、物資の配分等に活用されるものであるため、正確かつ迅速な対応を行う。

また、避難者情報の早期把握に努める。

(3) 避難所においては、水、食料、毛布、医薬品、育児用品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するとともに、食品の必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用した炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。

(4) 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

(5) 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等を設ける。

(6) 避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、また、避難が長期化する場合のプライバシーの確保等に配慮する。特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じて福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施する。

(7) 避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。特に、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女ペアによる巡回警備、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するなど、安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- (8) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (9) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (10) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

## 第2項 災害救助法に基づく避難所開設の期間及び費用

救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は、次のとおりである。

### 1 期間

災害発生の日から7日以内。災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

### 2 費用

- (1) 賃金職員等雇用費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費及び購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設炊事場及び便所及び風呂の設置費等
- (7) 福祉避難所設置に係る実費

## 第3項 広域一時滞在

### 1 町において行う事項

- (1) 町長は、町の避難所に被災者を収容できないときは、県内の他の市町あるいは近隣県等への移送について県に要請する。
- (2) 広域一時滞在の要請をした場合は、所属職員の中から避難管理者を定め、移送先市町に派遣するとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率させる。
- (3) 県から被災者の受入れを指示された場合は、直ちに、避難所を開設し、受入体制を整備する。
- (4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送要請をした市町が行い、被災者を受け入れた市町は、避難所の運営に協力する。
- (5) 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送等必要な配慮をする。
- (6) その他必要事項については、隣接市町と平素から協議しておく。

## 2 移送方法

被災者の移送方法は、県が町の輸送能力を勘案して決定実施するが、この場合、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

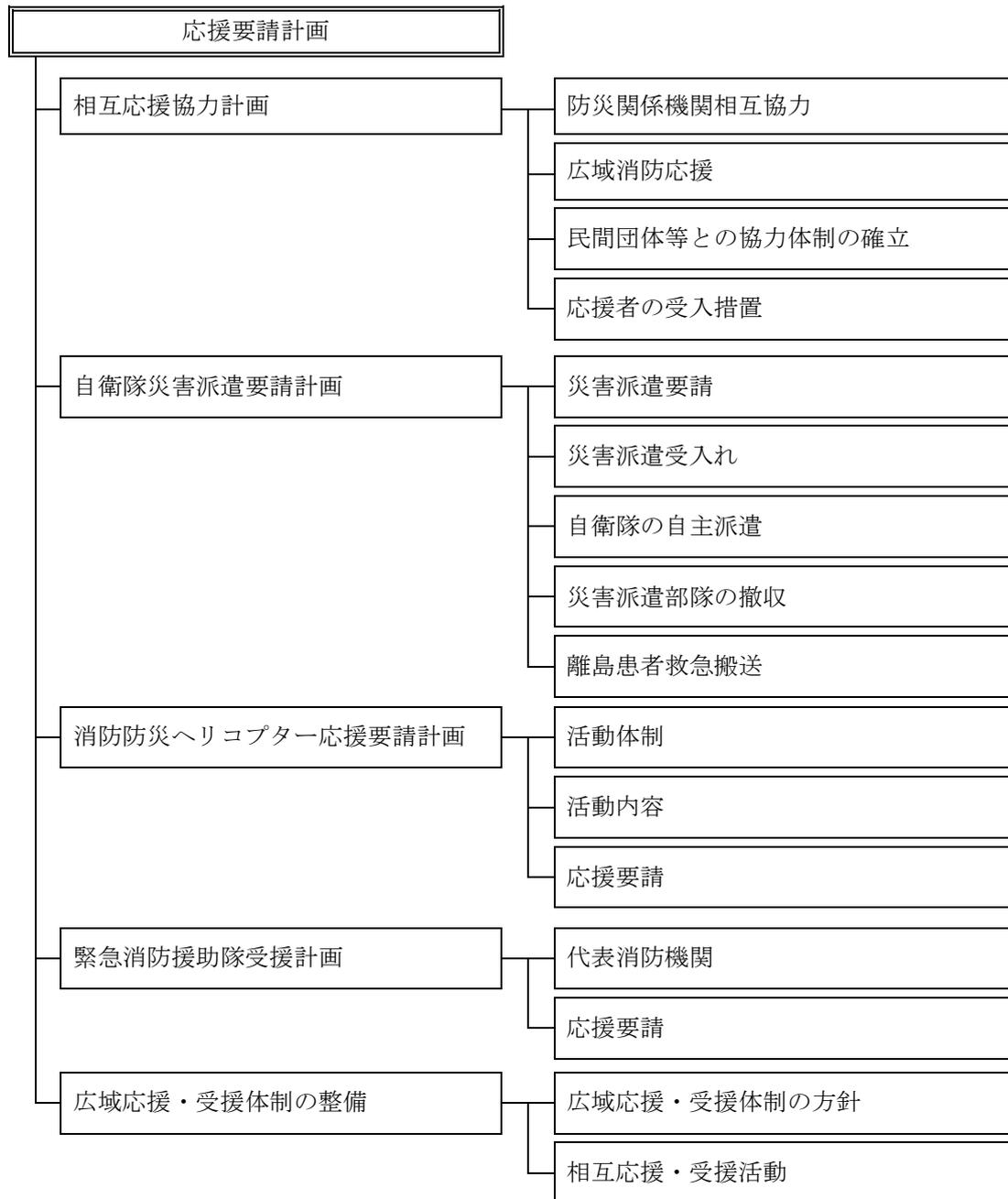
### **第4項 避難所及び避難後の警備**

避難所及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安の解消については、警察、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。

# 第6章 応援要請計画

## 基本的な考え方

大規模災害発生時には、被害が広範囲にわたり発生することから、町のみでの対応では困難なばかりか、県及び県内の各機関をもってしても十分な対応ができないことも考えられるため、被害を受けていない市町や隣接県、国、自衛隊及び民間団体等の協力、応援を得て災害対策を実施する。



## 第1節 相互応援協力計画

被災地域での災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるには、国（指定地方行政機関）、県、町及び指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に協力して対応することが求められることから、これに必要な事項について定める。

### 第1項 防災関係機関相互協力

#### 1 相互協力体制

##### (1) 他の市町への応援要請

町長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、法令及び相互応援協定等に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

この場合の円滑な対応を期するため、隣接市町等を対象に、相互応援協定等を締結するなどの充実を図る。

##### (2) 県への応援要請又はあっせんの要請

ア 町長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請する。

イ 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、知事に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求める。

ウ 派遣要請者は、町長、町の委員会又は委員である。

区分	派遣の相手方		
	他市町	県	指定地方行政機関
派遣要請	地方自治法第252条の17	地方自治法第252条の17	災対法第29条第2項
派遣のあっせん (あっせん要請先)	災対法第30条第2項 (知事)	災対法第30条第2項 (知事)	災対法第30条第1項 (知事)

##### (3) 要請先及び要請必要事項

県への要請は、県本部に対して行い、要請については、とりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理する。

要請必要事項は、次のとおりである。

ア 他の市町に対する応援要請及び県への応援要請又は災害応急対策の実施要請の場合

(ア) 災害の状況

(イ) 応援（災害応急対策の実施）を要請する理由

(ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量

(エ) 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所

(オ) 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策）

(カ) その他必要な事項

イ 指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣のあっせんを求める場合

(ア) 派遣のあっせんを求める理由

(イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他参考となるべき事項

(3) 自主防災組織との協力体制の確立

町は、区域内の自主防災組織（企業等を含む。）との協力体制を確立し、その機能が十分発揮できるよう自主防災組織の協力内容及び協力方法等について町防災計画の中に明確にしておくとともに、災害発生時に円滑な行動が取れるよう、日常から関係者等に周知を図っておくようにする。

自主防災組織の協力業務として考えられる主なものとして、「避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力」、「救助・救急活動を実施する各機関への協力」、「被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力」、「被災地域内の社会秩序維持への協力」、「その他の災害応急対策業務（地域、市町の体制等勘案して）への協力」、「要配慮者の保護」等がある。

(4) 資料の整備

町は、被災市町からの応援要請に迅速に対応できるよう、平素から、応援職員、必要資機材等の確認をしておくとともに、必要な資料について整備を行っておく。

## 2 相互協力の実施

(1) 基本的事項

ア 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り協力又は便宜を供与する。

イ 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、協議、協定等を締結しておくようにする。

(2) 応援を受けた場合の費用の負担

ア 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災対法第92条によるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これにより負担する。

イ 費用の負担の対象となるものは、おおむね次のとおりである。

(ア) 派遣職員の旅費相当額

(イ) 応急措置に要した資材の経費

(ウ) 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費

(エ) 救援物資の調達、輸送に要した経費

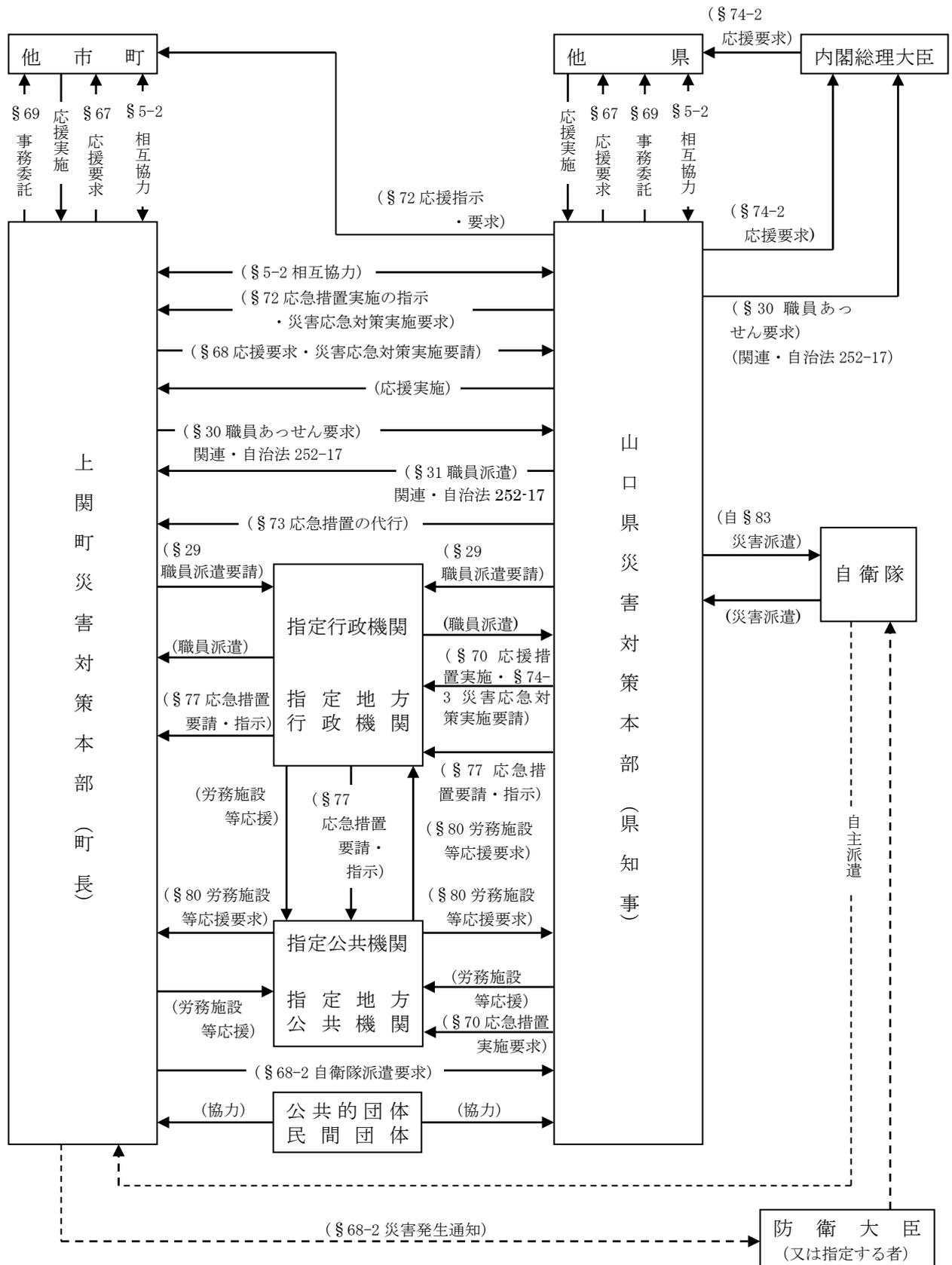
(オ) 車両機器等の燃料費、維持費

### 3 派遣職員に係る身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取扱いについては、災対法第32条、同施行令第17条、第18条にその取扱いが規定されている。

災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員に係る災害派遣手当については、「災害派遣手当に関する条例（平成8年3月26日上関町条例第17号）」によるものとする。

□ 災害時の応急対策協力関係図（災対法による場合）



※ §〇〇-××：災対法第〇〇条第××項  
自 §〇〇：自衛隊法第〇〇条

## 第2項 広域消防応援

県内において災害が発生し、広域的な消防の応援要請を行う必要が生じた場合において、町は、山口県内広域消防相互応援協定書（平成24年4月締結。以下「協定」という。）及び山口県内広域消防相互応援協定実施細目（以下「実施細目」という。）に基づく応援要請、応援隊の派遣等を行う。

### 1 実施機関

幹事消防本部を県消防長会事務局消防本部、応援を実施する消防機関を、県内市町等の消防本部及び消防団とする。

### 2 応援要請の対象とする災害

#### (1) 応援要請の対象とする災害

消防組織法第1条に規定する水火災、地震及びその他の災害

#### (2) 応援要請を必要とする災害規模

次のいずれかに該当する場合である。

ア 災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与える必要があると求められる場合

イ 発災市町等の消防力では、災害防ぎょが著しく困難と認める場合

ウ その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の市町等が保有する車両資機材等を必要と認める場合

### 3 連絡体制及び無線通信体制

#### (1) 応援要請時における連絡体制

連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時等の場合は、県防災行政無線、県内共通波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは、携帯電話等で連絡する。

なお、別表 応援要請時の連絡先による。

#### (2) 出動時における無線通信体制

応援隊と受援市町等との通信は、県内共通波を使用する。ただし、被災地が広域にわたるなど、指揮系統を複数に分離する必要があり、かつ、緊急消防援助隊の受援を受けていない場合又は他県の消防防災ヘリコプターの無線運用に支障がない場合に限り、全国共通波の使用も考慮する。

また、応援市町等との間の通信は、応援市町等の市町波を使用する。

□ 別表 応援要請時の連絡先

名 称	連絡先		N T T回線		県防災行政無線	
			電 話	F A X	電 話	F A X
国 消防庁 広域応援室	昼間	応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-90-49013	048-500-90-49013
	夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49101	048-500-90-49036
県 山口県 防災危機管理課	昼間	消防救急班	083-933-2360	083-933-2408	201-2360	035-201-2408 (7-2479)
	夜間					
山口県 消防防災航空隊	昼間	消防防災航空センター	0836-37-6422	0836-37-6423	035-264	(19-265)
	夜間					
県内消防本部	昼間	情報指令課	083-233-9119	083-224-0119	035-451	(19-451)
	夜間					
山口市消防本部	昼間	通信指令課	083-932-2603	083-932-2003	035-453	(19-453)
	夜間					
萩市消防本部	昼間	通信指令室	0838-25-2772	0838-26-3945	035-454	(19-454)
	夜間					
防府市消防本部	昼間	通信指令課	0835-24-0119	0835-23-2002	035-455-370	(19-455)
	夜間					
下松市消防本部	昼間	通信指令室	0833-45-0119	0833-41-7678	035-456	(19-456)
	夜間					
長門市消防本部	昼間	警防課	0837-22-5295	0837-22-0428	035-459-20	(19-459)
	夜間	通信指令室	0837-22-0119			
美祢市消防本部	昼間	警防課	0837-52-2192	0837-52-0540	035-461	(19-461)
	夜間	通信指令室	0837-52-2176	0837-53-0564		
周南市消防本部	昼間	警防課	0834-22-8762	0837-31-8543	035-462	(19-462)
	夜間	警防課指令室	0834-22-8765			
柳井地区広域消防本部	昼間	通信指令室	0820-22-0040	0820-22-4503	035-460	(19-460)
	夜間					
光地区消防組合消防本部	昼間	通信指令室	0833-74-5604	0833-72-5611	035-458	(19-458)
	夜間					
岩国地区消防組合消防本部	昼間	通信指令室	0827-22-0119	0827-23-0119	035-457	(19-457)
	夜間					
宇部・山陽小野田消防局	昼間	情報指令課	0836-21-2866	0836-31-0119	035-452	(19-452)
	夜間					

注：時間帯別の夜間には、休日の昼間も含む。県防災行政無線FAX( )は県内間のみ可能。

#### 4 受援市町等の対応

##### (1) 応援要請の手続き

ア 町長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町等を管轄する消防力では十分な体制をとることができないと判断した場合は、協定に基づき、県内の市町等の長（又は幹事消防

本部) に対して応援要請を行うものとし、県及び幹事消防本部にも、その旨を報告する。

応援要請に当たっては、次の事項を明確にした上で電話等により要請するものとし、事後速やかに文書をを応援市町等の長に送付する。

- (ア) 災害の状況（種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由
- (イ) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量
- (ウ) 応援隊の活動内容
- (エ) 応援隊の到着希望日及び集結場所 等

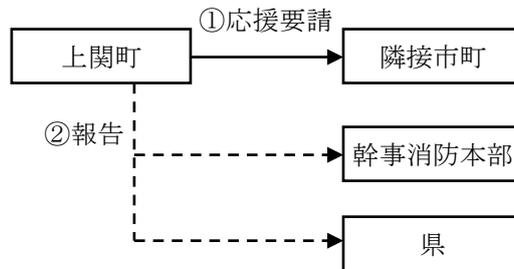
イ 町長は、状況によっては、県に対しても応援に関し必要な調整を求めることができる。この場合、知事に対して要請するものとし、要請を受けた知事は、幹事消防本部と連携の上、他の市町等の長に対して応援の要請又は指示を行う。

(2) 要請の基準

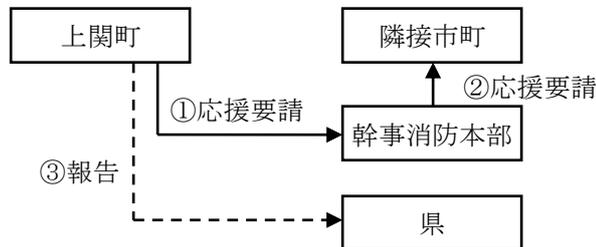
応援要請は原則として、第一要請、第二要請の順に行う。ただし、特に必要があるときは、この限りではない。

第一要請	隣接市町等に対して行う要請
第二要請	第一要請に加えて他の地域の市町等に対して行う要請

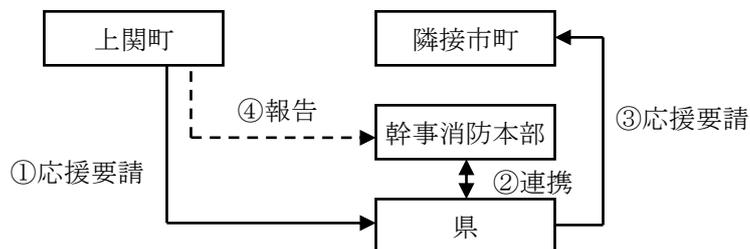
□ 隣接市町等に応援要請を行う場合



□ 幹事消防本部を通じて応援要請を行う場合



□ 県を通じて応援要請を行う場合（大規模かつ広範囲の災害時を想定）



(3) 幹事消防本部等が応援要請を行ったときの連絡

幹事消防本部又は県が県内市町等に応援要請を行ったときは、発災市町等に対し、速やかにその旨を連絡する。

(4) 集結場所の選定等

集結場所は、原則として被災市町等の消防本部及び消防署所の中から選定する。

(5) 応援の特例（覚知による応援）

発災市町等の近隣の市町等は、応援要請がない場合においても、覚知した災害の状況から応援が必要と判断したときは、応援要請があったものとみなし、応援を実施する。

この場合、応援市町等は、災害発生場所等を直ちに発災市町等に通報するものとし、県及び幹事消防本部に対して電話により報告する。

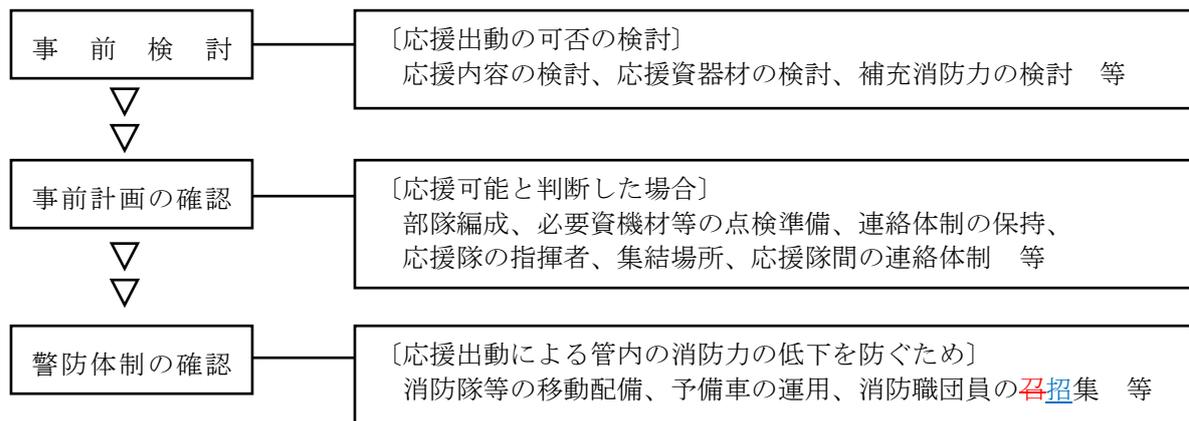
(6) 知事による応援の指示

知事は発災市町等の長から応援要請がない場合においても、災害の状況から応援が必要と判断したときは、消防組織法第43条の規定に基づき、幹事消防本部と連携の上、各市町等の長に対し、応援の指示を行うことができる。

## 5 応援市町等の対応

(1) 事前検討

町は、応援要請を受けた場合、特別な理由がない限り、応援を行うものとされていることから、隣接市町等で災害を覚知した場合に備え、あらかじめ次の事項を検討する。



(2) 応援隊の派遣の可否

町長は、応援要請の連絡があり応援出動を決定した場合、受援市町等の長、県及び幹事消防本部に対して、電話により応援隊の派遣を報告する。

なお、応援要請に応ずることができない場合も、同様に報告する。

## 6 その他

(1) 応援の始期及び終期

ア 応援の始期は、応援出動指令を受け応援出動した時点、又は応援隊が消防署所から出動し

た時点とする。

イ 応援の終期は、応援隊が消防署所に帰着した時点とする。

## (2) 経費の負担

ア 応援に係る経費の負担は、協定等の規定に基づき、次に掲げるとおりとする。

なお、これ以外の経費については、その都度、応援市町等と受援市町等が協議して定めることとする。

### (ア) 応援市町等が負担する経費

- a 出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料費等の経常的経費
- b 応援の消防職団員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費
- c 応援隊員が受援市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費
- d 応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費

### (イ) 受援市町等が負担する経費

- a 要請による救援消防用資機材、救援物資の調達経費
- b 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食料の支給に要する経費
- c 応援隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合の賠償費

イ 応援市町等が応援経費を請求する場合は、「応援に要した経費の要求」により受援市町等に対し請求する。

## (3) 事前準備、教育訓練

ア 町は、円滑かつ効果的に応援活動が行えるように、無線通信機器、資機材、食料等の整備に努める。

イ 町は、迅速かつ的確な応戦要請、出動及び活動が行えるように、平常時から必要な訓練に努める。

## 第3項 民間団体等との協力体制の確立

### 1 自主防災組織

町は、町内の自主防災組織（企業等を含む。）との協力体制を確立し、その機能が十分発揮できるよう自主防災組織の協力内容及び協力方法等について、災害発生時に円滑な行動が取れるよう、日常から関係者等に周知を図っておくようにする。

自主防災組織の協力業務として考えられる主なものとしては、次のようなものが考えられる。

- (1) 避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力
- (2) 救助・救急活動を実施する各機関への協力
- (3) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- (4) 被災地域内の社会秩序維持への協力

- (5) 要配慮者の保護
- (6) その他の災害応急対策業務（地域、町の体制等勘案して）への協力

## 2 民間団体との協定

県、町及び関係防災機関は、災害応急対策を実施する上で支援を受ける必要がある場合、積極的な協力が得られるよう、関係民間団体との協力体制の確立に努める。

## 第4項 応援者の受入措置

### 1 応援者の受入先

町は、他の市町村、他県等からの応援者の受入れに当たって、受入れに必要な措置を講じる。

- (1) 到着場所の指定
- (2) 連絡場所の指定
- (3) 連絡責任者の氏名
- (4) 指揮系統の確認及び徹底
- (5) 使用資機材の確保、供給に必要な措置

### 2 応援者の帰属

要請に応じ派遣された者は、町長の指揮の下に活動する。

## 第2節 自衛隊災害派遣要請計画

大規模な災害が発生した場合、町、県等の力だけでは、救助活動に必要な人員、物資、設備及び用具等を確保することが困難な場合がある。

このような場合、被害の状況に応じて自衛隊の派遣要請を行うことになるため、これに必要な事項を定める。

### 第1項 災害派遣要請

#### 1 災害派遣の範囲

##### (1) 災害派遣時に実施する活動内容

救助活動区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を実施
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力しての消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の実施（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送の実施 この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて実施
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水の実施
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づく被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去の実施
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要措置

##### (2) 要請の基準

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、要請に当たっての統一見解としておおむね次に掲げる事項を満たすものについて、派遣要請を行う。

なお、派遣を要請しない場合、その旨を連絡する。

ア 災害に際し、人命又は財産の保護のため必要であること。

イ 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要であり、かつ適当であること。

(ア) 救助活動が自衛隊でなければできないと認められるさし迫った必要性があること。(緊急性)

(イ) 人命又は財産の保護のための公共性を満たすものであること。(公共性)

(ウ) 自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。(非代替性)

ウ 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

## 2 災害派遣要請の手続き

### (1) 要請権者

#### ア 要請権者

(ア) 知事(自衛隊法第83条第1項)-----主として陸上災害の場合

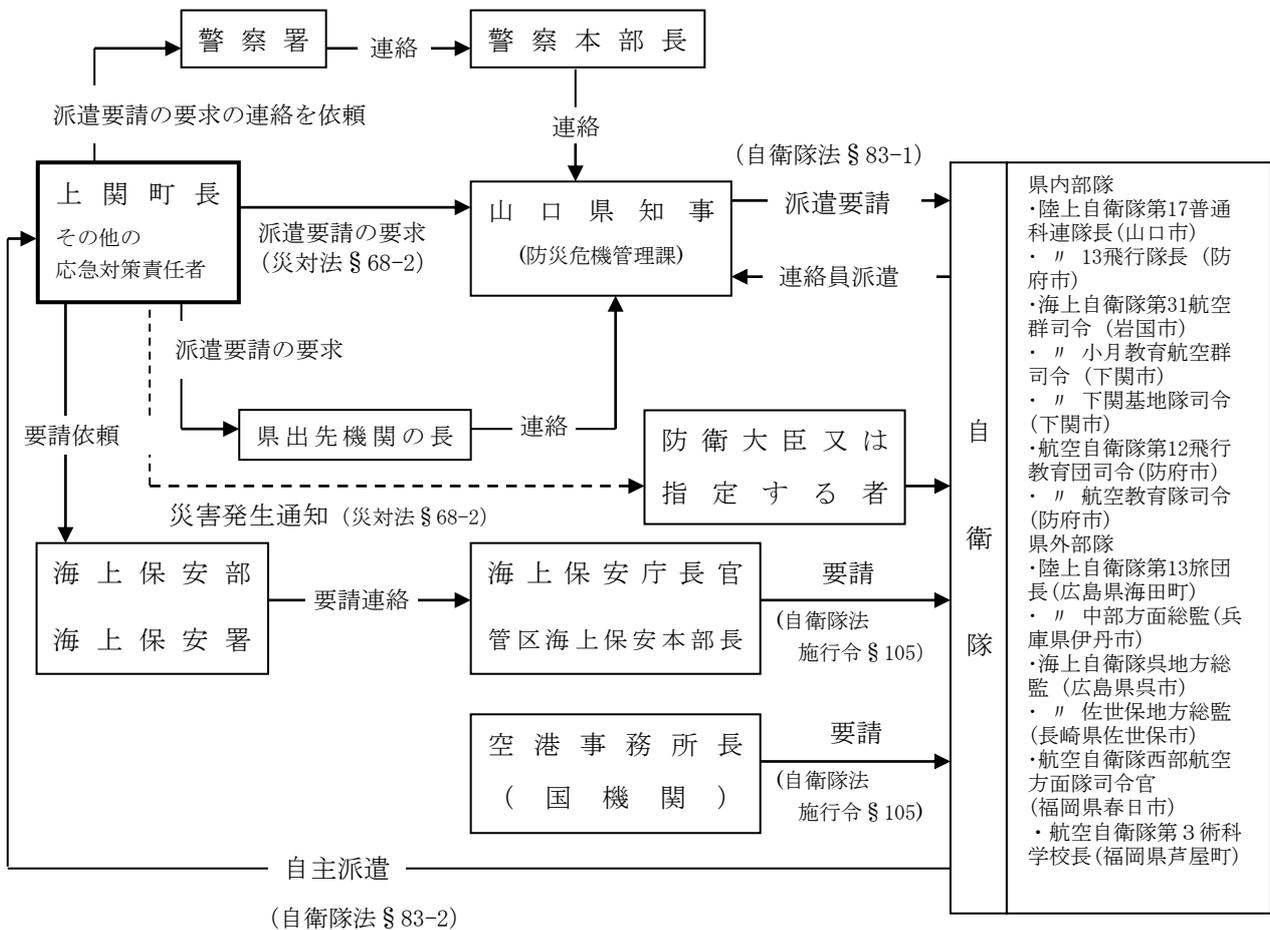
(イ) 海上保安庁長官、管区海上保安本部長(自衛隊法施行令第105条)--主として海上災害の場合

(ウ) 空港事務所長(国機関)(自衛隊法施行令第105条)--主として航空機遭難の場合

#### イ 町長の措置

町長は、災害の状況、応急措置の実施状況を踏まえ、次に掲げる災害派遣要請系統図のうち、最も適切な系統により要請権者に派遣要請の要求(要請依頼)をする。

#### □ 災害派遣要請(要求)系統図



※ § 〇〇-×× : 第〇〇条第××項

(2) 要請手続き

ア 県の要請事務処理窓口

自衛隊の災害派遣の連絡窓口は、県本部（本部室班）とする。

イ 事務処理の方法

知事は、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、事態が切迫している場合は口頭又は電信、電話等により要請し、事後速やかに文書を送達する。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

(3) 町長の派遣要請の要求

町長の知事への派遣要請の要求は、災害派遣要請依頼書（様式）によるものとし、緊急を要する場合には、電話等により派遣要請の要求を行い、事後速やかに依頼文書を提出する。

なお、町長は、知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び町域に係る災害の状況を防衛大臣又は指定する者に通知することができる。この場合において、町長は、事後速やかにその旨を知事に通知する（災対法第68条の2）。

□ 災害派遣連絡窓口一覧表

区分	要請先	所在地	活動内容
陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市上宇野令784 (083-922-2281) 広島県安芸郡海田町寿町2-1 (082-822-3101) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動
海上自衛隊に対するもの	呉地方総監 佐世保地方総監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	呉市幸町8-1 (0823-22-5511) 佐世保市平瀬町 (0956-23-7111) 岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町4-8-1 (083-286-2323)	艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等
航空自衛隊に対するもの	第12飛行教育団司令 航空教育隊司令 西部航空方面隊司令官 第3術科学学校長	防府市田島 (0835-22-1950 内線231) 防府市中関 (0835-22-1950) 春日市原町3-1-1 (092-581-4031) 福岡県遠賀郡芦屋町芦屋144-1 (093-223-0981)	主として航空機による偵察、人員・物資の輸送、急患搬送等

(4) 自衛隊との連絡

自衛隊の派遣を要請した者は、自衛隊の活動が円滑に行われるよう、気象情報、被害状況その他の情報を適宜連絡する。

また、自衛隊においても、積極的に関係機関が実施する応急対策活動の実施状況等に係る情報収集に努める。

## 第2項 災害派遣受入れ

### 1 要請権者の措置

県本部は、自衛隊が要請の趣旨に沿って救援活動が円滑に実施できるよう、災害現地における災害応急対策責任者（町長、県の出先機関等）相互間の業務の調整、その他必要な事項について所要の措置をとる。

### 2 町長の措置

町長は、知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿泊所、車両資機材等の保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置をとる。

#### (1) 部隊の受入準備

ア 町職員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。

イ 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておくようにする。

ウ 部隊が集結した後、直ちに指揮官と協議し、調整の上、必要な措置をとる。

#### (2) 部隊誘導

地理に不案内な他県の部隊のため、消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

#### (3) 自衛隊の活動等に関する報告

町長は、派遣部隊の指揮官から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時の申告を受け、また、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜県本部本部室班に報告する。

### 3 経費の負担区分

#### (1) 自衛隊が負担する経費

ア 部隊の輸送費

イ 隊員の給与

ウ 隊員の食料費

エ その他部隊に直接必要な経費

#### (2) 派遣を受けた側が負担する経費

(1)に掲げる経費以外の経費

### 第3項 自衛隊の自主派遣

#### 1 自主派遣の判断基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合、自衛隊は、自主的に部隊を派遣する。

この場合の判断基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他の災害に際し、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

#### 2 自主派遣の場合の措置

- (1) 指定部隊の長は、できる限り早急に知事等に自主派遣したことの連絡をする。

この場合の連絡は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊の長の官職氏名、隊員数等について行う。

- (2) 知事等は前記の連絡を受けたときは、直ちに町長等に通知する。
- (3) 町長は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、直ちに前記第2項に定める措置に準じた措置をとる。
- (4) 自主派遣した後において知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動となることから、知事等は、前記第2項に定める措置をとる。

### 第4項 災害派遣部隊の撤収

#### 1 撤収要請の時期

- (1) 要請権者（知事等）が、災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなると認めるとき。
- (2) 町長が知事に対し、災害派遣部隊の撤収要請の依頼を行ったとき。

なお、知事は、町長から撤収の依頼を受け又は自ら撤収の必要を認めた場合にあっても、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行う。

#### 2 撤収要請の手続き

撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書（様式）によるものとする。

## 第5項 離島患者救急搬送

### 1 実施方針と事業実施機関

消防防災ヘリコプター及びドクターヘリが運航できない場合は、自衛隊の航空機による搬送を要請する。

### 2 航空機の出動要件

航空機の出動要件は、次のとおりとする。

- (1) 消防防災ヘリコプター及びドクターヘリが運航できない場合であること。
- (2) 自衛隊の航空救難態勢に支障をきたさない範囲であること。
- (3) 荒天のため、定期船等が出動できず、その他、搬送手段がない場合であること。
- (4) 原則として、日出から日没までの間であること。

### 3 自衛隊の災害派遣要請

- (1) 町長は、救急患者を緊急に本土に搬送する必要があると認めた場合で、かつ、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリによる運航ができない場合、知事に対し電話等で「災害派遣発生情報」の記載事項により、自衛隊の災害派遣要請の要求を行う。
- (2) 知事は、町長から前項の要請があった場合、止むを得ないと認めたときは、「災害派遣発生情報」の記載事項により、電話等で自衛隊に対し、災害派遣要請を行う。

### 4 航空機搭乗医師等の確保

町長は、救急重症患者を航空機により搬送依頼する場合、必ず医師（必要がある場合は、看護師も含む。）を確保しなければならない。

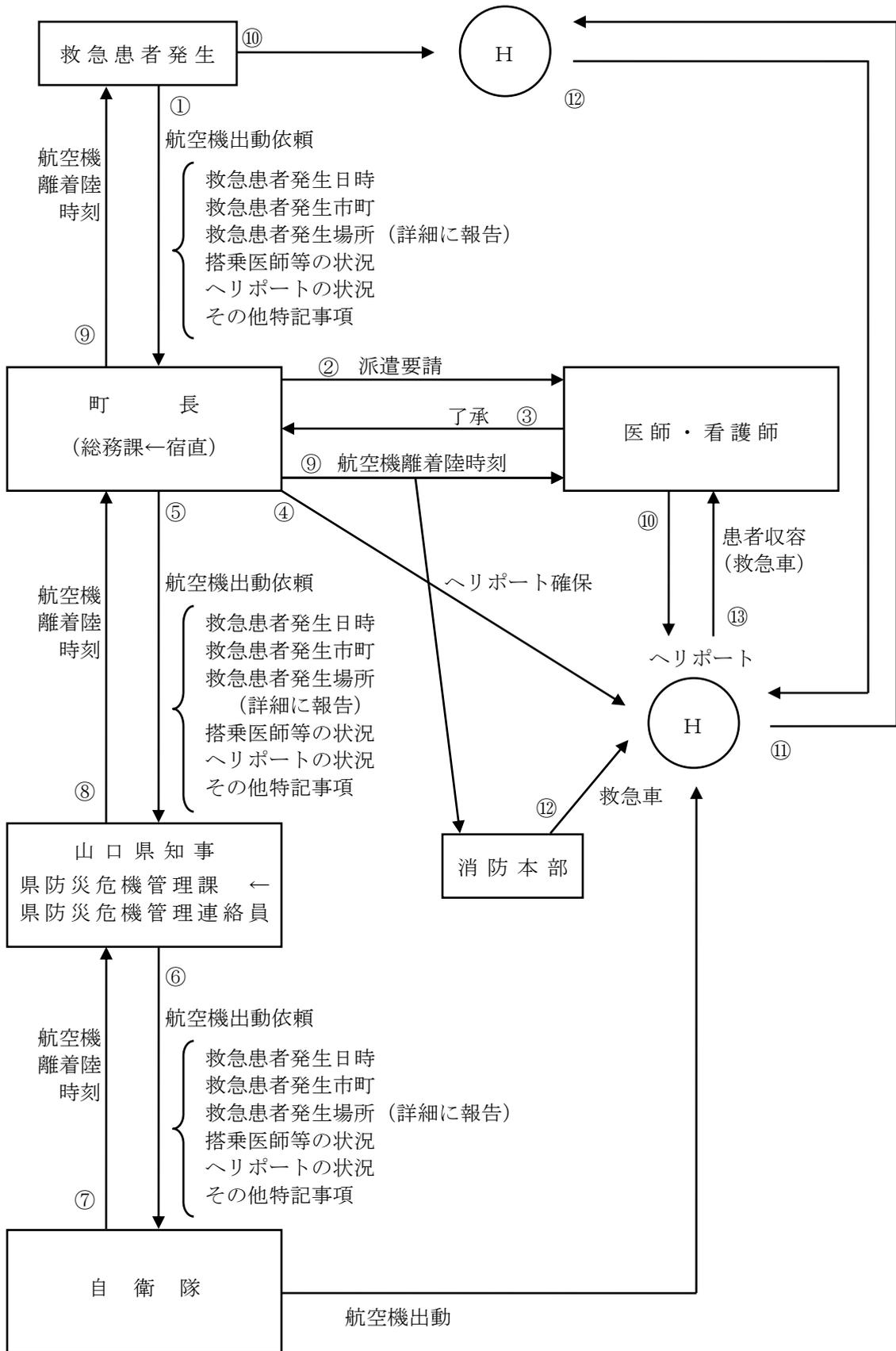
### 5 搭乗者の国内旅行傷害保険

町長は、航空機に搭乗する医師、看護師及び患者に対して、国内旅行傷害保険を掛けなければならない。

### 6 搬送の手続き及び報告

搬送の手続きは、別表 離島救急患者搬送手続きに定める順に従って行うものとし、町長は、事後速やかに県防災危機管理課に災害派遣発生情報を提出する。

□別表 離島救急患者搬送手続き



## 第3節 消防防災ヘリコプター応援要請計画

消防防災ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合は、消防防災ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動等を行うことが有効であることから、これに必要な事項について定める。

### 第1項 活動体制

消防防災ヘリコプターの運航については、関係法令によるもののほか、「山口県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」等の定めるところによる。

### 第2項 活動内容

消防防災ヘリコプターは、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

#### 1 災害応急活動

被災状況の情報収集、住民への情報伝達、被災地への救急物資・医療品等の輸送

#### 2 救急活動

傷病者の救急搬送、医師等の輸送、重体患者の高度医療機関への転院搬送

#### 3 救助活動

災害被災者・遭難事故等の要救助者の捜索・救助

#### 4 火災防ぎょ活動

林野火災等の空中消火、消火資機材・要員の輸送、住民の避難誘導

#### 5 広域航空消防防災応援活動

大規模災害時等における全国ネットワークによる相互応援

#### 6 災害予防活動等

住民への災害予防等の広報等

### 第3項 応援要請

町長は、知事に対して、「山口県消防防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

#### 1 応援要請の原則

町長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請する。

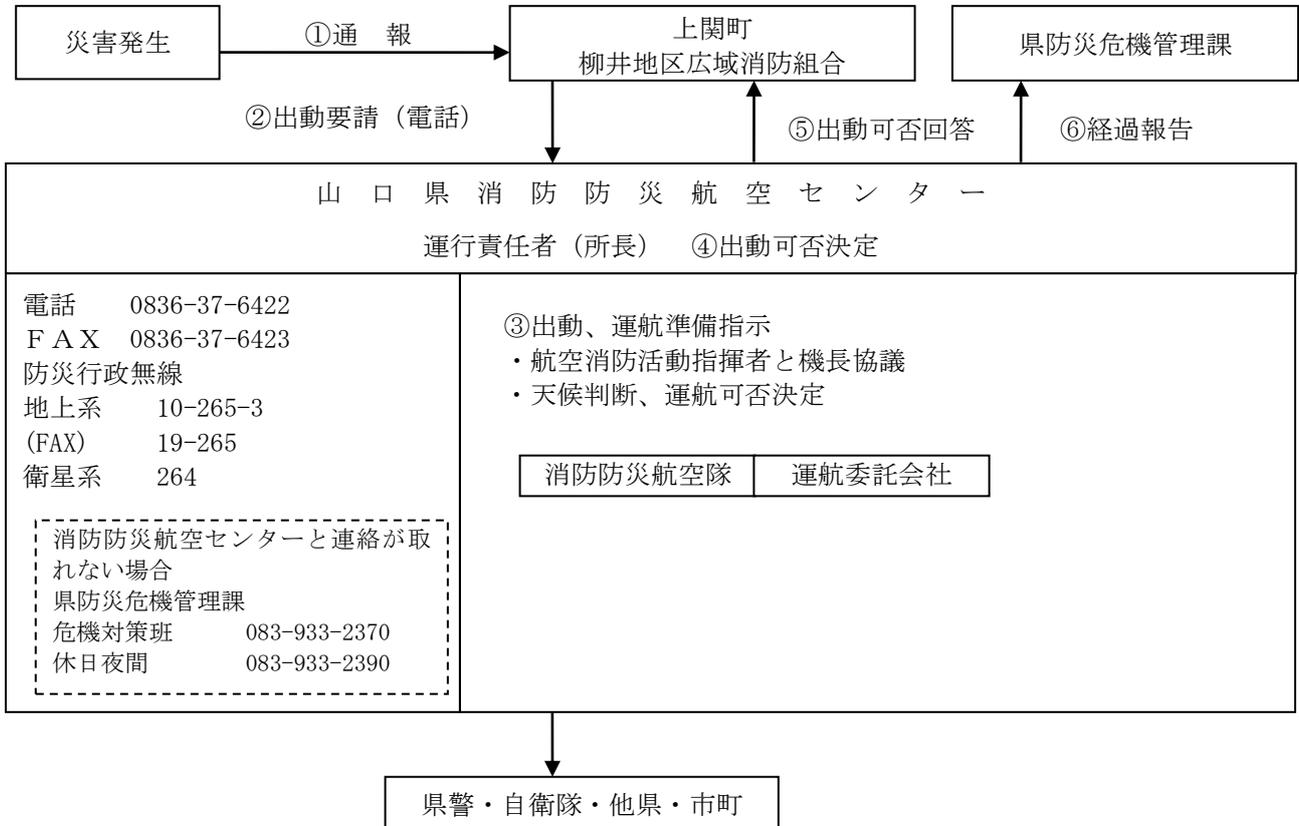
- (1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 町の消防力によっては防ぎょが困難な場合又は消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合

(3) その他救助・救急活動等において、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合

## 2 要請方法

県に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、次の図による。

### □ 消防防災ヘリコプターの応援要請経路



## 第4節 緊急消防援助隊受援計画

町域において水火災等による大規模な災害又は特殊災害が発生した場合に、緊急消防援助隊運用要綱第25条（平成16年消防震第19号）の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図る。

### 第1項 代表消防機関

#### 1 代表消防機関

下関消防局

#### 2 代表消防機関代行

周南市消防本部

### 第2項 応援要請

#### 1 応援要請の手続き

(1) 町長は、災害規模及び被害状況を考慮して、消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、知事に対して応援要請を行う。

なお、知事と連絡がとることができない場合は、消防庁長官に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告する。

(2) 知事は、町長から応援要請を受けた場合は、災害規模、被害状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援要請を行う。

(3) 知事は、町長から応援要請がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁長官に対して応援要請を行う。

(4) 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び町長に対して通知する。

(5) 知事は、消防庁長官から応援決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び町長に対して通知する。

#### 2 被害情報等の報告

(1) 町長は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに次に掲げる事項について知事に対して報告する。

ア 被害状況

イ 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域

ウ 緊急消防援助隊の任務

エ その他必要な事項

- (2) 知事は、前項の規定に基づく報告を受けた場合は、速やかにその旨を消防庁長官に対して報告する。

### 3 連絡体制

連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時等の場合は、県防災行政無線、県内共通波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは、携帯電話等で連絡する。

## 第5節 広域応援・受援体制の整備

### 第1項 広域応援・受援体制の方針

大規模災害が発生した場合、外部機関への迅速な応援要請と円滑な調整や応援の受入れを行い、効果的に災害業務を遂行するため、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン 内閣府（平成29年3月）」及び「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き 内閣府（令和2年4月）」等の内容を踏まえ、本町における災害発生時の人的・物的資源の受入れ手順等を定め、円滑な応急対策等が行えるよう、「上関町受援計画」の策定を検討し、受援体制を確立に努める。

### 第2項 相互応援・受援活動

他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立する。

#### 1 応援協定による応援（受援）

町長は、大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

#### 2 基本法による応援・受援

- (1) 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。
- (2) 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

#### 3 他の都府県等からの応援要求への対応

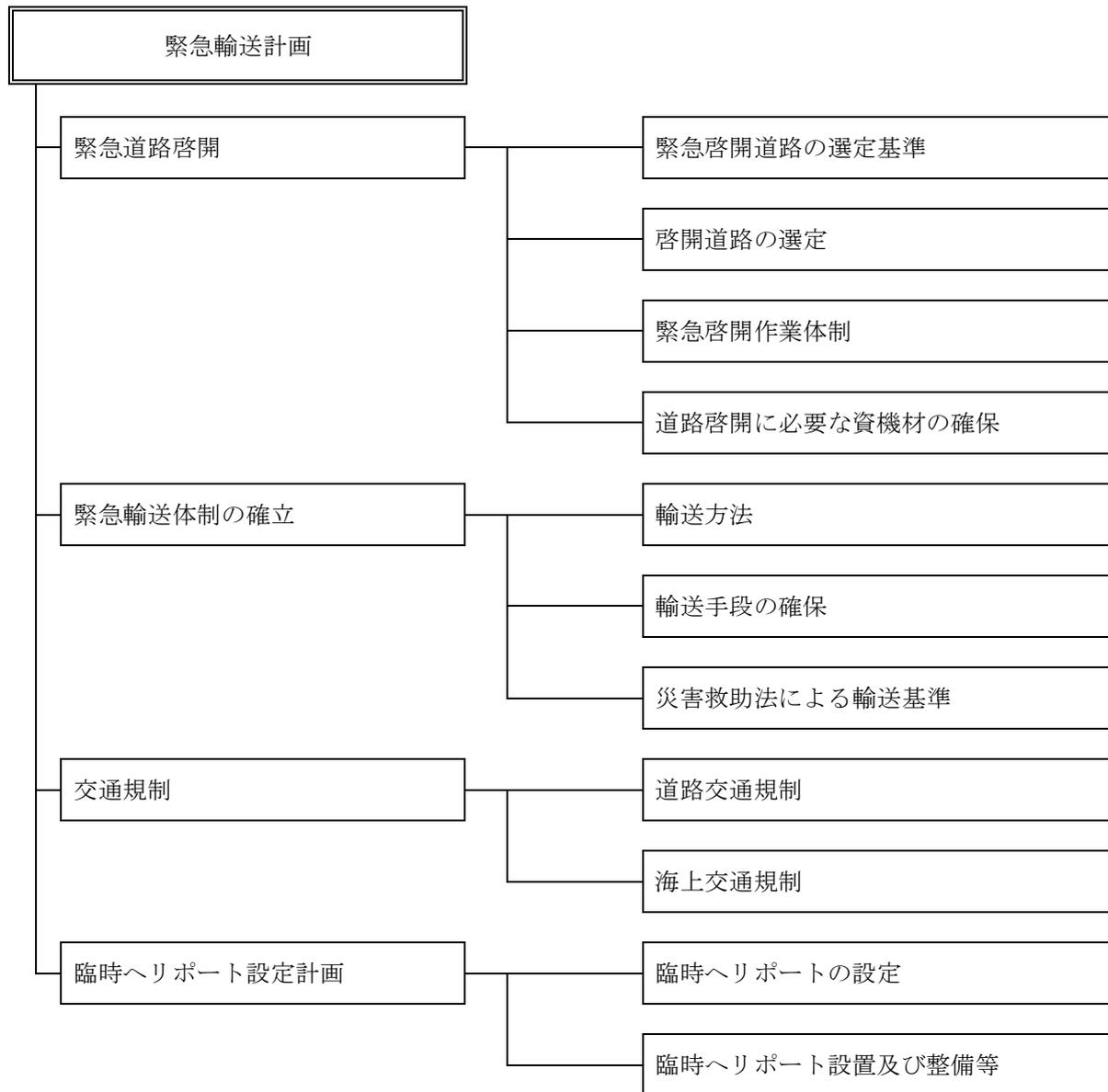
町長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力を努める。

# 第7章 緊急輸送計画

## 基本的な考え方

災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等各種の災害応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。

緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であるため、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保に努める。



## 第1節 緊急道路啓開

緊急道路啓開とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことであり、各道路管理者において、対象道路の障害物の除去、道路の損壊等の応急補修を優先的に行う。

### 第1項 緊急啓開道路の選定基準

町は、被災状況を確認して、山口県緊急輸送道路ネットワーク計画の対象路線から選定する。ただし、対象道路の損傷が大きく応急復旧が困難である場合は代替路線を詮索する。

### 第2項 啓開道路の選定

町は、県、国土交通省中国地方整備局等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、これらを有機的に連携させた緊急啓開道路を選定する。

### 第3項 緊急啓開作業体制

#### 1 緊急啓開路線の分担

啓開作業は、各道路管理者が行う。

なお、道路啓開に当たっては、被災地方公共団体、その他の道路管理者及び関係機関等と連携を図りつつ計画的に作業を実施する。

#### 2 啓開作業

町は、区域内の道路被害及び道路上の障害物等の状況を速やかに調査し、県に報告するとともに、所管する道路については、県に準じて啓開作業を実施する。

- (1) 道路の損壊、建物倒壊等による障害物の除去については、警察、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て実施する。
- (2) 特に避難、救出及び医療救護、緊急物資の輸送に必要な主要路線を重点的に優先して実施する。
- (3) 道路の確保に当たっては、2車線の確保を原則とするが、止むを得ない場合には、1車線とし、適当な箇所に車両の離合ができる退避所を設ける。
- (4) 被害の規模、状況によっては、各関係機関と連携し、自衛隊の支援を要請するとともに、受入体制の確保に努める。

### 第4項 道路啓開に必要な資機材の確保

町は、平素から道路啓開に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、建設業協会等を通じて、使用できる建設機械等必要な資機材確保に努める。

## 第2節 緊急輸送体制の確立

町は、災害時における応急対策の実施に当たり、必要な人員、物資、資機材等の輸送を円滑に行うため、緊急輸送体制を確立し、輸送手段等の確保を図る。

### 第1項 輸送方法

輸送方法については、車両による輸送、列車による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、人力による輸送等が考えられるが、被災地の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断して最も効率的で適切な方法による。

このため、町は、輸送力の確保に係る計画について定め、災害時の輸送力の確保を図る。

#### 1 車両による輸送

町が所有する車両による輸送力の確保ができないときは、次の順序で借り上げ等の措置を講じる。

- (1) 公共的団体の車両
- (2) 営業所有者の車両
- (3) その他の自家用車両

#### 2 船艇による輸送

町は、海上輸送を必要と認めるときは、適宜次の措置を講じる。

- (1) 海上保安部所属船艇への支援要請
- (2) 運輸局に対する海上輸送措置のあっせん又は調整の要請
- (3) 漁業協同組合等の公共的団体所有の船舶による輸送の協力要請

#### 3 自衛隊による輸送支援

他の輸送手段が確保できない場合、自衛隊に対し必要な要請を行う。

- (1) 自衛隊所有車両による輸送支援の要請
- (2) 海上自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請
- (3) ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

### 第2項 輸送手段の確保

輸送手段の確保については、それぞれ応急対策を実施する機関が行うこととするが、災害が激甚で、これらの機関において輸送力の確保ができないときは、関係機関の応援を求めて実施する。

#### 1 各対策部の措置

- (1) 総務部の措置

町所有車両による輸送力の調整確保措置は、総務部が総括的に担当する。

総務部は、各対策部からの配車要求に迅速に対応できるよう、直ちに町所有車両の稼働可能状況等を把握するとともに、緊急通行車両の確認手続き等、必要な措置を行う。

## (2) 各対策部の措置

災害輸送は、各対策部が災害の状況に応じ、所管する車両により行う。

各対策部は、所管する車両のみでは適切な緊急輸送の実施が困難と判断した場合は、直ちに総務部に配車要求を行う。その際には、次の事項を明示する。

- ア 使用目的（使用内容）
- イ 使用期間
- ウ 車両の種類・台数
- エ 運転手の必要の有無
- オ その他必要事項

## 2 輸送車両の確保

### (1) 公共的団体等への協力要請

総務部は、各対策部の配車要求により、町所有車両だけでは不足する場合又は不足が生じるおそれがあると予想される場合には、直ちに町内の公共的団体の車両又は状況により輸送機関の営業用車両等を借り上げて、必要車両を確保する。

### (2) 他市町等への応援要請

町が運用調達する運送車両等に不足が生じた場合又は生じるおそれがあると予想される場合には、次の事項を明示して、他の市町又は県にあっせんを依頼する。

- ア 輸送区間及び借上期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び必要台数
- エ 集結場所及び日時
- オ 車両用燃料の給油所及び給油予定量
- カ その他参考となる事項

## 3 燃料の確保

- (1) 災害時における自動車燃料の確保は、総務部が担当する。
- (2) 調達方法は、町内業者の販売系統による。

## 4 代替地の確保

災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地を選定確保する。

## 第3項 災害救助法による輸送基準

### 1 輸送の範囲

救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。

- (1) 被災者を避難させるための輸送

町長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送

(2) 医療及び助産のための輸送

ア 重症患者で救護班で処理できない場合等の病院又は産院への輸送

イ 救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送

ウ 救護班の人員輸送

(3) 被災者の救出のための輸送

救出された被災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送

(4) 飲料水供給のための輸送

飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送

(5) 救済用物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊き出し用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送

(6) 遺体の捜索のための輸送

ア 遺体処理のための救護班員等の人員の輸送及び遺体の処置のための衛生材料の輸送

イ 遺体を移動させるための遺体の輸送及びこれに伴う必要な人員の輸送

(7) 輸送の特例

応急救助のため、輸送として上記1～6以外の措置を必要とするときは、町長は、知事を通じて、内閣総理大臣に対して特別基準の協議を行う。

## 2 輸送の期間

救助法による各救助の実施期間中とする。

ただし、各種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の同意により延長（特別基準）されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長させる。

## 3 輸送の費用

(1) 輸送業者における輸送等の費用

輸送業者における輸送又は車両、船舶の借り上げのための費用は、県内における慣行料金（国土交通省認可料金以内）による。

(2) 輸送実費

輸送実費の範囲は、運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。

(3) 輸送業者以外の者への借上料

輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借り上げに伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う料金の額以内で、車両等の所有者と協議して定める。

(4) 公共的団体等への借上料

官公署及び公共的団体（農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等）の所有する車両、船舶を借り上げる場合は、原則として使用貸借によるものとし、特に定めがない限り無償とする（燃料費、運転者付きの場合の運賃、修繕料の負担程度とする。）。

## 第3節 交通規制

災害時における交通の確保は、避難、救出、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動を円滑に実施するためには極めて重要となることから、警察及び道路管理者は、交通の確保に必要な交通情報の収集・伝達及び交通規制その他の必要な措置を実施する。

### 第1項 道路交通規制

#### 1 交通規制の内容

災害発生直後における交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行を確保することを重点に、次の交通規制を実施する。

##### (1) 規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に、第一次規制、第二次規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域指定して、規制を実施する。

##### ア 第一次規制

災害発生直後における交通混乱を最小限にとどめるため

- (ア) 被災地域方向へ向う車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通の抑制をする。
- (イ) 避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。
- (ウ) 救出・救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・誘導を実施する。

##### イ 第二次規制

- (ア) 緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。
- (イ) 一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。
- (ウ) 被災地域住民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

##### (2) 規制の実施種別

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	県内又は隣接県、近隣県に災害が発生し又は発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があるとき。	緊急通行車両以外の車両	災対法 第76条第1項
		県内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法 第4条第1項
警察署長	同上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が1か月を超えないものについて実施するとき。	同上	道路交通法 第5条第1項
警察官	同上	災害発生時等において交通の危険を防止するため、緊急措置として、必要があると認めるとき。	同上	道路交通法 第6条第4項

道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同上	道路法 第46条第1項
-------	----	-----------------------------------	----	----------------

## 2 交通情報の収集・伝達

町は、警察本部（交通管制センター）と連携して、交通情報を収集するとともに、各種広報媒体を活用して、地域住民及び広く道路利用者に対して情報伝達を実施する。

## 3 交通規制の実施要領

### (1) 第一次交通規制

災害発生と同時に次の要領で規制措置を実施する。

#### ア 被災地域への流入交通の抑止

(7) 被災地域における救援・救護活動を円滑に実施するため、被災地域に向かう車両に対して、被災地域外の交通要所において緊急通行車両以外の車両の流入抑止の規制広報を実施する。

(4) 迂回措置の可能な地点において、警察官等により、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両通行禁止措置を行うとともに、一般通行車両の迂回誘導を実施する。

#### イ 避難車両の流出誘導の実施

(7) 被災地域内にある道路の中から避難交通路を確保し、交通の要所において、避難車両の流出誘導を実施する。

(4) 被災地域内にある一般車両もできるだけ迅速に被災地から離れるよう整理、誘導する。

### (2) 第二次交通規制

#### ア 緊急交通路の指定

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次により規制を実施する。

(7) 緊急交通路の指定に併せて、通行妨害となっている物件を除去する。

(4) 迂回措置の可能地点において、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制及び一般車両の迂回についての広報を実施する。

(9) 規制起点については、検問を実施し、一般車と緊急通行車両を区分けし、一般車については、他の路線に迂回誘導する。

#### イ その他の交通規制の実施

(7) 道路交通法上の規制を有効に活用して、一般車両の被災地域への流入抑止を図るとともに、路線を指定して、被災地域への出入り交通路を確保する。

(4) 被災地域内の生活道路の確保を図る。

## 4 交通規制用資機材等の整備

町は、交通規制措置に必要な所要の資機材等の整備を計画的に行う。

## 5 被災現場措置

### (1) 現場措置

警察官、自衛官、消防吏員は、災対法に基づき、通行の禁止又は制限に係る区域又は区間において、次の措置を行うことができる。

区 分	項 目	内 容	根拠条文
警 察 官	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命じることができる。	災対法 第76条の3 第1項
	命令措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	災対法 第76条の3 第2項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるため止むを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	災対法 第76条の3 第2項
自衛官 消防吏員	警察官がその現場にいない場合の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することができる。	災対法 第76条の3 第3項 第4項
	命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	<p>ア 命令に係る通知</p> <p>命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、別記様式（県防災計画資料編）により行う。</p> <p>イ 措置に係る通知</p> <p>措置をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、別記様式（県防災計画資料編）により行う。</p> <p>(ア) 措置を行った場合、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所又は氏名を知ることができないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載する。</p> <p>(イ) 破損行為を行った場合は、原則として、破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積りを添付の上、通知の際送付する。</p>	災対法 第76条の3 第6項

(2) 車両運転者の義務

項目	内容	根拠条文
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに、車両を指定区域の道路外に、また、指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法 第76条の2 第1項 第2項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側に添う等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければならない。	災対法 第76条の2 第1項 第2項
移動等の命令に対する受認義務	警察官の移動又は駐車命令に従わなければならない。	災対法 第76条の2 第4項

## 第2項 海上交通規制

町は、海上における災害の拡大防止及び船舶による被害の発生防止等を図るため、海上保安部が中心となって実施する情報の収集、航行規制等に協力する。

## 第4節 臨時ヘリポート設定計画

大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれるため、災害時のヘリコプターの離発着場（臨時ヘリポート）の設定について、必要な事項を定める。

### 第1項 臨時ヘリポートの設定

#### 1 臨時ヘリポートの確保

町は、災害時の対応に備え、臨時ヘリポート予定地を確保する。

#### 2 臨時ヘリポートの選定条件

臨時ヘリポートの選定条件としては、おおむね次の要件を満たすものとする。

具体的事項	備考
1 着陸帯は、平坦な場所で展圧されていること。	コンクリート又はアスファルトで舗装されていることが望ましいが、堅固な場所であれば土又は芝地でも着陸可能である。
2 着陸帯の地表面には、小石、砂又はかかれ草等の異物が存在しないこと。	風圧による巻き上げ防止、あるいはエンジン等に異物が混入するのを防ぐため、着陸帯の清掃、接地面が土の場合は散水等をしておく。
3 着陸帯の周囲に高い建造物、密生した樹木及び高压線等がないこと。	
4 ヘリコプターの進入路及び離脱が容易に実施できる場所であること。	進入離脱の最低条件 ・消防防災ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約33m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・自衛隊のヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約50m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約100m以内は高さ12m以上の障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約150m以内は高さ20m以上の障害物がないこと。
5 天候による影響の少ない場所であること。	山岳地に設定する場合は、できるだけ乱気流（風）の影響が少なく、雲等に覆われない場所を選定する必要がある。

#### 3 臨時ヘリポートの選定手続き

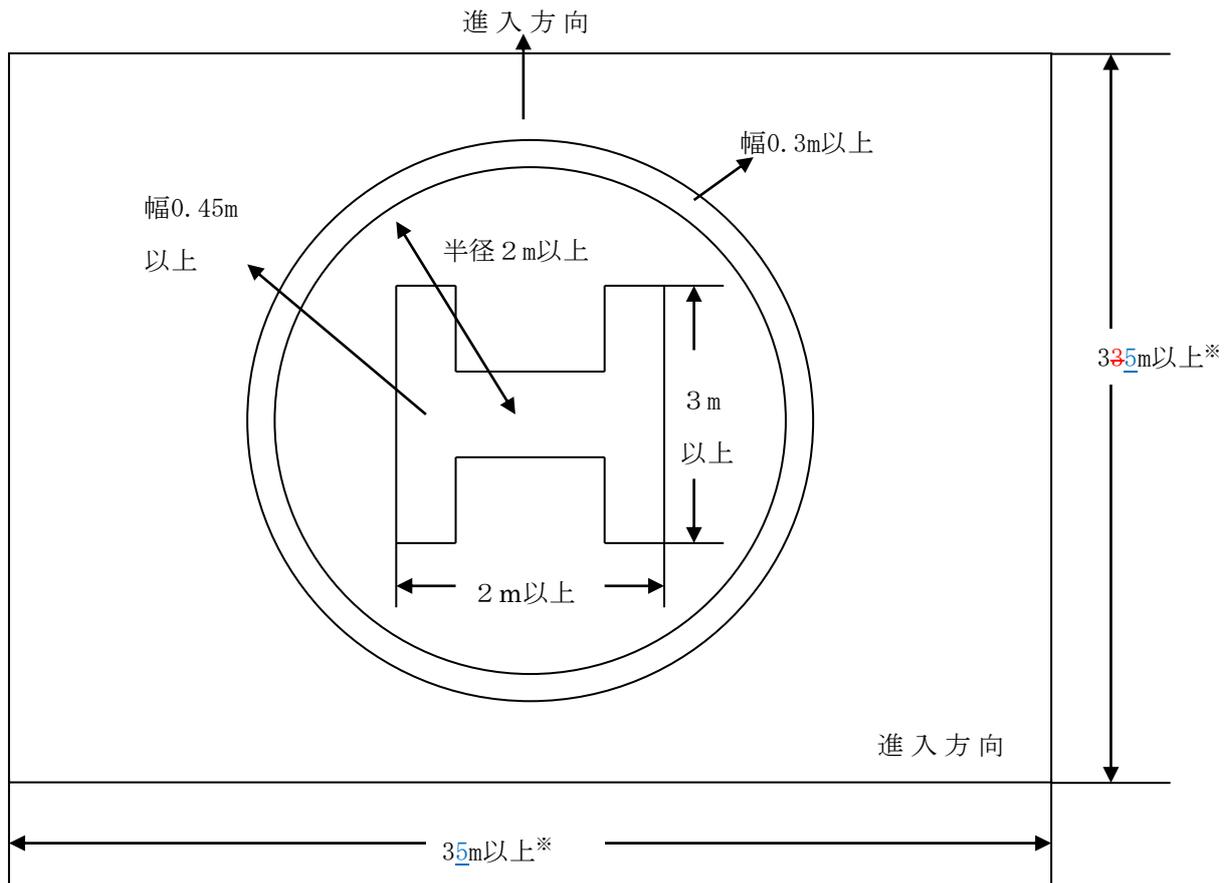
- (1) 消防防災ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、町長が県（防災危機管理課）と協議し、定める。
- (2) 自衛隊のヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、町長が県経由（防災危機管理課）により、陸上自衛隊第17普通科連隊（第13飛行隊）と協議し、現地調査の上、定める。

### 第2項 臨時ヘリポートの設置及び整備等

#### 1 ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げるものとする。

(1) ヘリポートの標識



⑨ は航空法に基づく表示

※自衛隊のヘリコプターの場合は、50m以上

(2) 表示方法

表示場所の区分	具体的事項
地面の堅い所	石灰（その他白い粉末）等で、規定どおり標識図を表示する。 （注）ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いので、吹き飛ばされやすいもの（布類等）は使用しない。
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使って標識図を表示する。 （注）原則として雪の積もっている所への着陸は困難である。このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積（35m×35m）の雪を取り除き周囲を踏み固める（自衛隊のヘリコプターの場合は50m×50m）。
風向認識の表示	ポール等に紅白（紅白がない場合は識別しやすい色）の吹流しを掲揚する。 （注）ポール等（3m以上）の位置は、ヘリポートの地点に立てる。この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

2 臨時ヘリポートの整備

町は、災害時のヘリコプターの活用に対応できるよう、臨時ヘリポート（照明装置も含む。）の確保整備及び管理を行う。

(1) 定期的な清掃（着陸時におけるおけるごみ等の巻上げ防止）を行う。特に、ビニール袋、発

泡スチロールに留意する。

- (2) グラウンド等（コンクリート以外）の場合は、着陸前半径50m内に水を散水する（着陸時における砂、土、小石等の巻上げ防止）。
- (3) 夜間照明施設を設置する（患者等の夜間輸送に備える。）。
- (4) 吹流しを設置する（着陸時の風の方向、強さの判断のため。）。

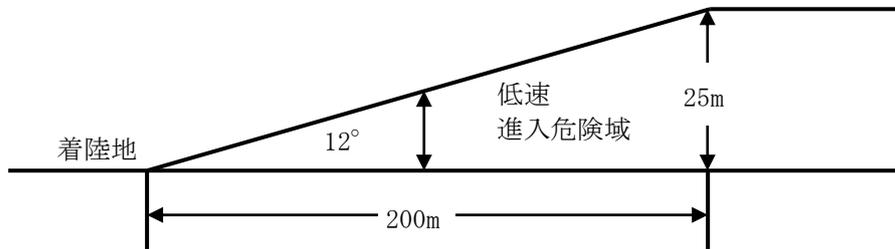
### 3 臨時ヘリポート周辺の整備

- (1) 着陸進入コース周辺の障害物を除去する（樹木、広告掲示物等の高さ5m以上のもの）。
- (2) 海岸近くの場合は、進入コースから漁船等を退去させる（進入コース：着陸地から直径200m以内）。

### 4 進入時の障害物除去

救難用ヘリコプターが着陸進入するときの最低進入安全角度は、水平に対し約12度であり（ただし、進入速度が低速域にあるときのみ。）着陸地の設置時、200m以内に高さ25m以上の障害物がなないように考慮する。

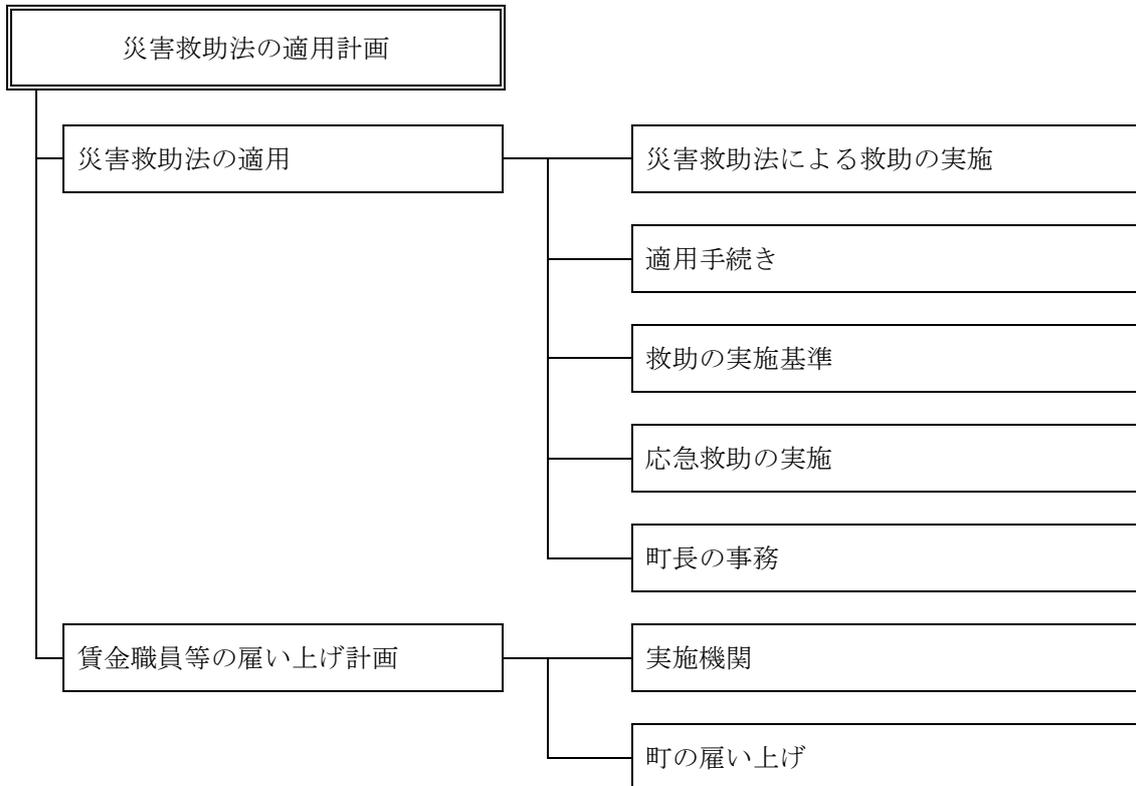
□ 最低進入安全角度



## 第8章 災害救助法の適用計画

### 基本的な考え方

大規模災害が発生した場合、被災者の基本的な生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るため、救助法に基づき、応急的かつ一時的な救助対策を実施する。



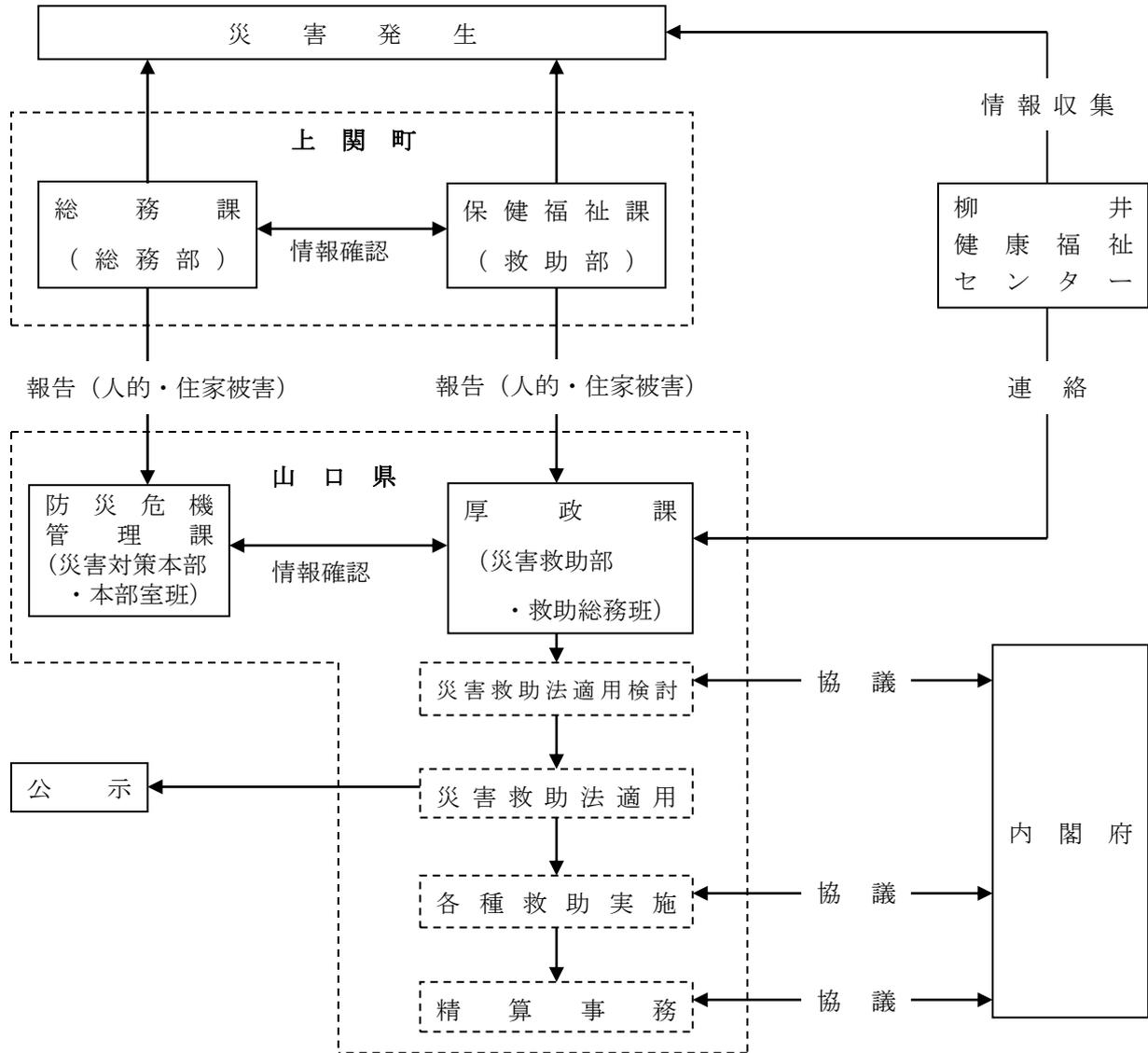
### 第1節 災害救助法の適用

町域において、救助法を適用する災害が発生した場合、町は、救助法の適用手続きを行い、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として、救助を実施する。

この救助対策は、各応急対策の中でそれぞれ実施されるものであるが、これの運用取扱い等について必要な事項を定める。

## 第1項 災害救助法による救助の実施

### 1 災害救助法事務処理系統図



### 2 実施機関

- (1) 救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、県の法定受託事務とされている。
- (2) 町長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- (3) 知事から町長への委任については、救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を町長に通知する。
- (4) なお、町長へ委任されることとなる事務の内容は、次のとおりである。

救助実施内容	実施機関
1 避難所の設置	町
2 応急仮設住宅の供与 (1) 建設 (2) 入居予定者の選考、敷地の選定	県 町
3 炊き出しその他による食品の給与	町
4 飲料水の供給	町
5 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	町
6 医療及び助産	県、町
7 被災者の救出	町、警察、海上保安部
8 被災した住宅の応急修理	町
9 生業に必要な資金の貸与	県
10 学用品の給与	県、町
11 埋 葬	町
12 遺体の捜索	町、警察、海上保安部
13 遺体の処理	町、警察、海上保安部
14 障害物（土石、竹木等）の除去	県、町

#### (5) 委任事項の報告

救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた町長は、その職権を行使したときは、直ちにその内容を詳細に知事に報告する。

### 3 適用基準

町は、以下の基準に基づき、救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する見込みがあると認めた場合は、第2項に示す手続きを行う。

- (1) 町域において、30世帯以上の住家が滅失しているとき。
- (2) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が1,500世帯以上であって、上関町の被害住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準表に掲げる基準の1/2以上に達したとき。
- (3) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が7,000世帯以上であって、上関町域内の被害世帯数が多数であるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

### 4 適用基準の算定方法

$$\text{適用基準 (単位：世帯)} = (\text{全壊・全焼・流失等}) + \{ (\text{半壊・半焼等}) \times 1/2 \} \\ + \{ (\text{床上浸水・土砂の堆積等}) \times 1/3 \}$$

## 第2項 適用手続き

### 1 適用手続きに係る処理事項

救助法を適用するに当たって、町長が行う報告等に係る事務処理は、下記による。

#### (1) 報告

ア 町長は、当該町域の被害が適用基準に達した場合又は達する見込みのあるときは、直ちにその旨を知事（厚政課）に報告する。

イ 適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連で救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行う。

ウ 報告内容 被災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害

エ 報告系統 「第1項1 災害救助法事務処理系統図」による

オ 報告主任の設置

#### (2) 適用の公告

救助法が適用されたときは、知事から次により公告される。

##### 公告形式

○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○市町域に災害救助法による救助を実施する。
--

### 2 適用時における町長の措置

町長は、災害の事態が切迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、単独で救助に着手することができる。

この場合、直ちにその状況を知事（厚政課）に報告しなければならない。

## 第3項 救助の実施基準

救助法に基づき、各種の救助実施に当たって必要となる救助の方法、程度、期間、国庫補助限度額、必要な書類等に係る具体的な取扱いについては、県（厚政課）作成の「災害救助マニュアル」による。

## 第4項 応急救助の実施

救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救助の種類		本計画	担当部局
救助の総括		本章 「災害救助法の適用計画」	総務部、救助部
被害状況等の調査・報告		第3編第2章 「災害情報の収集・伝達計画」	総務部、情報部
避難所の設置		第3編第5章 「避難計画」	総務部、救助部、文教部
応急仮設住宅の供与		第3編第11章 「応急住宅計画」	施設部
被災住宅の応急修理			
炊き出しその他による食品の給与		第3編第9章 「食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画」	救助部、生活部、文教部
飲料水の給与			生活部
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与			救助部、生活部
学用品の給与		第3編第16章 「応急教育計画」	文教部
医療及び助産		第3編第4章 「救助・救急、医療等活動計画」	救助部
被災者の救出			総務部、救助部
遺体の捜索		第3編第10章第2節 「遺体の処理計画」	救助部、生活部
遺体の処理			
埋葬			
障害物の除去		第3編第10章第3節第3項 「障害物除去計画」	施設部
業務協力	輸送協力	第3編第7章第2節 「緊急輸送体制の確立」	総務部
	労務協力	本章第2節 「賃金職員等の雇い上げ計画」	総務部、施設部

## 第5項 町長の事務

### 1 救助事務処理に必要な帳簿の整備、記録、保存

- (1) 町長は、知事の補助機関として救助を実施するときは、救助の種類ごとに必要な台帳、帳簿及び関係書類を整備して保存する。
- (2) 救助の種類ごとに整備すべき帳簿等は、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」による。

## 2 被災者台帳の作成

町長は、被害状況の調査により、各世帯別の被害を確認したときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、救助法による救助の実施について必要な「被災者台帳」を速やかに作成する。

## 3 罹災証明書の発行

町長は、救助の実施のため必要があるとき又は被災者からの要求があったときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、「罹災証明書」を発行するものとする。

- (1) 罹災証明書は、「被災者台帳」に基づき、発行する。
- (2) 災害の混乱時においては、「仮罹災証明書」を発行し、後日「罹災証明書」と取り替えることができる。

## 第2節 賃金職員等の雇い上げ計画

大規模災害時には、県の機関の災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できないことが考えられる。

このような場合において、救助法では、救助活動に万全を期すために、救助の実施に必要な賃金職員等の雇い上げができることになっており、これに関して町がとるべき措置について定める。

### 第1項 実施機関

技能者、労務者等の確保に必要な措置は、各対策部が、救助法実施機関及び関係機関と調整の上、実施する。

### 第2項 町の雇い上げ

#### 1 方法

災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労務者等の雇い上げは、公共職業安定所を通じて行う。

#### 2 給与の支給

賃金職員等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、労務者等を使用した地域における通常の実費を支給する。

#### 3 救助法による賃金職員等の雇い上げ

##### (1) 賃金職員等雇い上げの範囲

救助法による被災者の救助を目的として、その救助活動に万全を期するため、町長は、次の範囲で救助の実施に必要な賃金職員等を雇い上げる。

対象種別	内 容
被災者の避難	災害のため、現に被害を受け又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため、町長等が雇い上げる賃金職員等
医療及び助産における移送	(ア) 救護班による対応ができない場合において、患者を病院、診療所へ運ぶための賃金職員等 (イ) 救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員等 (ウ) 傷病が治癒せず重症ではあるが、今後自宅療養によることとなった患者の輸送のための賃金職員等
被災者の救出	(ア) 被災者救出行為そのものに必要な賃金職員等 (イ) 救出に要する機械、器具その他の資材を操作し又は後始末をするための賃金職員等
飲料水の供給	(ア) 飲料水そのものを供給するための賃金職員等 (イ) 飲料水の供給のための機械、器具の運搬、操作等に要する賃金職員等 (ウ) 飲料水を浄化するための医薬品の配布に要する賃金職員等
救済用物資（義援物資を含む）の整理、輸送及び配分	(ア) 救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切に係る賃金職員等 (イ) 救済用物資の被災者への配分に係る賃金職員等
遺体の搜索	(ア) 遺体の搜索行為自体に必要な賃金職員等 (イ) 遺体の搜索に要する機械、器具その他の資材の操作又は後始末のための賃金職員等
遺体の処理 （埋葬は除く）	(ア) 遺体の洗浄、消毒等の処理をするための賃金職員等 (イ) 遺体を安置所等まで輸送するための賃金職員等
特 例 （特別基準）	上記のほか、次の場合は内閣総理大臣の同意を得て賃金職員等の雇い上げをすることができる。 (ア) 埋葬のための賃金職員等 (イ) 炊き出しのための賃金職員等 (ウ) 避難所開設、応急仮設住宅建築、住宅の応急修理等のための資材を輸送するための賃金職員等

(2) 雇い上げの期間

それぞれの救助の実施期間とする。ただし、これにより難しいときは、内閣総理大臣の同意を得て期間延長ができる。

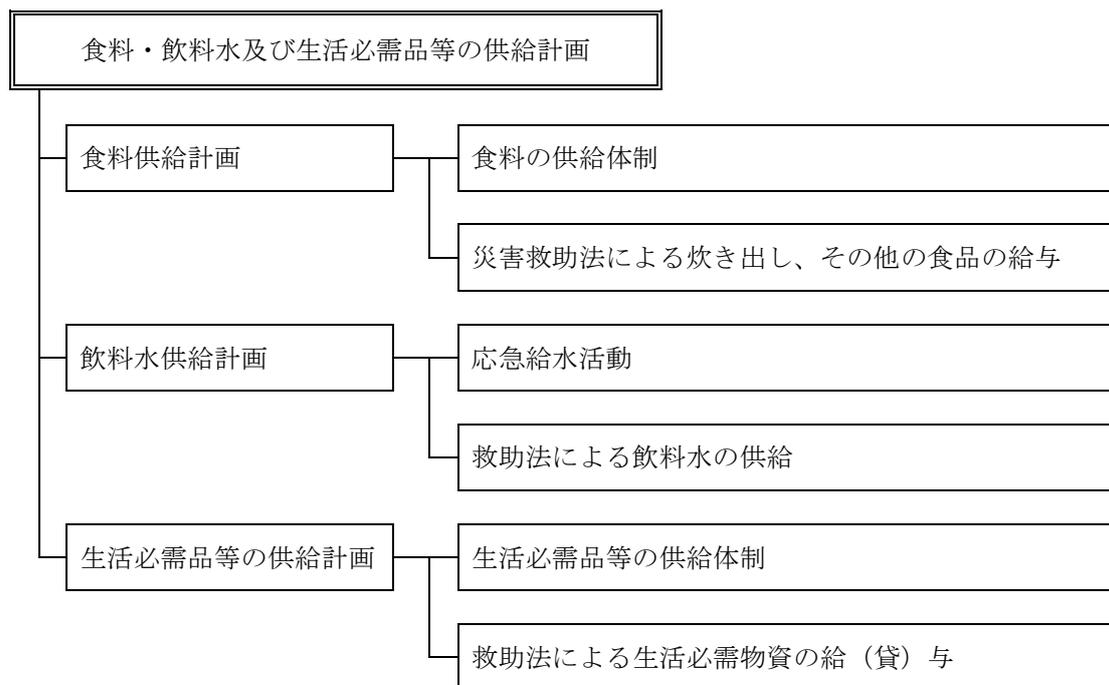
(3) 賃金の限度

雇い上げた地域における通常の実費とする。

# 第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

## 基本的な考え方

災害発生直後の被災者の生活を確保するためには、迅速な救援活動が非常に重要となる。なかでも食料・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策であり、また、生活必需品等の確保についても重要な対策となるため、迅速かつ的確に食料・飲料水及び生活必需品等の供給を実施する。



## 第1節 食料供給計画

大規模な災害の発生等により、流通機能が著しく低下した場合においては、食料の確保が困難になることが予想される。

このため、応急用食料の供給について、必要な事項を定める。

### 第1項 食料の供給体制

#### 1 需要量の把握

町は、防災関係機関等と連携し、応急食料供給の対象者数を把握し、それに対し必要な食料の数量を把握する。食料供給の対象者としては、次のような者が考えられる。

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- (4) 通常の配給機関の麻痺等により主食の配給の受けられない者
- (5) 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- (6) 救助活動に従事する者（ただし、救助法による救助にはならない。）

## 2 供給能力の把握

町は、給食設備を有する施設の被害状況について、炊き出し可能かどうか把握する。

また、町による食料の備蓄量及び事業者等が保有している量を把握する。

## 3 供給する品目

供給する品目は、町が調達する米穀及び備蓄する保存食（乾パン、アルファ米等）の状況を踏まえつつ、パン等麦製品、缶詰、インスタント食品、カップめん、おにぎり、弁当等とし、乳幼児に対しては、粉ミルク等を供給する。

また、その際、要配慮者に対する品目についても配慮する。

## 4 応急用食料の調達

### (1) 食料の調達

町は、災害時における食料供給に必要な米穀等の主食、副食及び調味料等の確保に努める。

また、災害時は、平常時の市場流通の混乱や途絶が想定され、流通がある程度回復するまでの間に必要な物資をより迅速に供給する必要があるため、食品流通業者と調達協定を締結するなどの体制整備に努める。

### (2) 県等への主食の供給の要請

町は、町内で必要な食料の確保が困難な場合は、県を通じて、中国四国農政局への応援要請を行う。なお、災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省農産局が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施する。

ア 救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合、町は、県（救助総務班）に災害救助用米穀の供給を要請する。

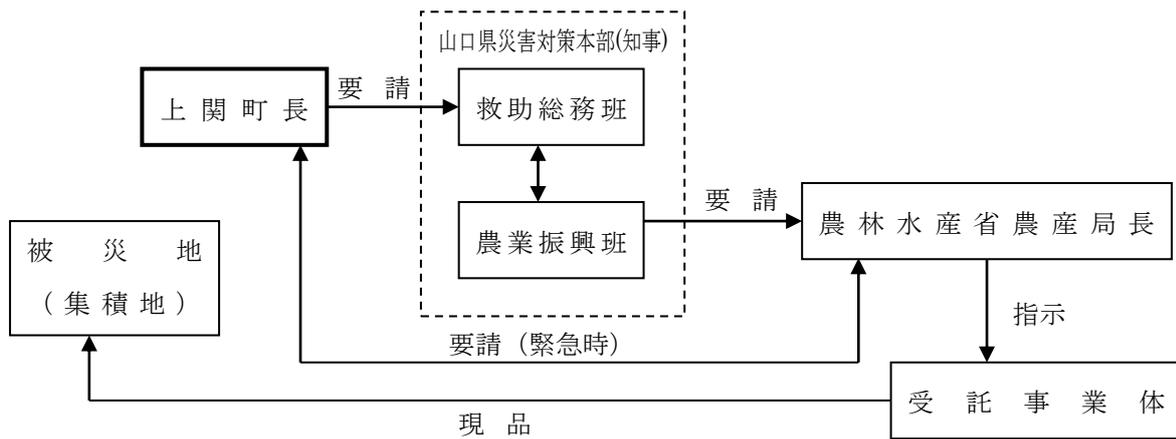
イ 知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省農産局長に必要量の災害救助用米穀の供給を要請する。

ウ 農林水産省農産局長は、契約の締結を受けて受託事業者に対し、知事又は知事の指定する者（原則として町長とする。）に必要な災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

エ 知事又は知事の指定する者は、指示された受託事業者より災害救助用米穀の引渡しを受け、直接又は町を通じ、その供給を行う。

オ 町長は、交通・通信の途絶のため、上記の指揮をとることができない場合であって、緊急の引渡しを必要とするときは、農林水産省農産局長に直接その引渡しを要請することができる。

□ 災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図



## 5 食料等の輸送

町は、町において調達した食料及び県から給付を受けた食料を指定の集積地に集め、避難所等の給食地へ輸送する。

なお、災害の状況等によっては、調達先から直接避難所等へ輸送し、又は調達先の業者に輸送させる。

## 6 食料等の配布及び炊き出しの実施

### (1) 食料等の配布

避難者等への食料等の配布は、救助部が行う。

なお、事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。

また、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化も踏まえ、必要に応じて、栄養管理に配慮する。

### (2) 炊き出しの実施

炊き出しは、救助部が指揮し、配給対象者、ボランティア、自主防災組織及び自治会等との連携の下で行う。

なお、状況により、地域の団体、日赤奉仕団又は自衛隊等の協力を得て実施する。

## 7 家庭内備蓄の周知

大規模災害時には、食料調達が困難となることが考えられることから、町は、住民に対し、家庭内備蓄として、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の飲料水や食料の準備を行うよう周知に努める。

## 第2項 災害救助法による炊き出し、その他の食品の給与

救助法による炊き出し、その他の食品の給与は次のとおりである。

### 1 実施機関

- (1) 救助法による炊き出し等の食品の給与は、町長が実施する（救助法が適用された都度知事から委任）。
- (2) 知事は、町長から炊き出しの実施について応援要請を受けたとき、又は自ら必要と認めるときは、日赤奉仕団に応援要請を行う。

### 2 食品の給与措置

#### (1) 対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者  
なお、旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等で、当該災害に遭遇した者については、町において炊き出しの対象とすることができる。

#### (2) 給与の方法

ア 炊き出し又は食品の給与による。

イ 食品の給与は、現に食し得る状態にあるものを給する（現金、原材料等の給与は認めない。）ものとし、産業給食（弁当等）によってもよい。

ウ 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。

#### (3) 給与のための費用

救助法に基づく炊き出しその他の食品の給与に関する経費は県が負担する。

#### (4) 給与の期間

災害発生の日から7日以内

ただし、大規模災害が発生し、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

## 第2節 飲料水供給計画

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要となるが、大規模災害の発生時には、給水施設・設備の被災あるいは家庭、事業所等の被災により、給水機能が麻痺することが考えられる。

このため、飲料水の確保及び応急給水の実施等について必要な事項を定める。

### 第1項 応急給水活動

#### 1 実施場所

町があらかじめ定めた場所（避難所等）を給水拠点とし、応急給水活動を実施する。

#### 2 給水の方法

##### (1) 災害時における供給水量の基準

ア 飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として1人当たり1日3リットルの給水を基準とする。

イ 生活用水については、給水体制の確保及び復旧状況等を勘案し、必要に応じて実施する。

給水条件	給水基準量	備考
救助法による飲料水の供給	1人1日当たり 3リットル	飲料水のみ
給水は困難であるが、搬送による給水ができる場合	〃 14リットル	上記用途＋雑用水（洗面、食器洗い）
給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合	〃 21リットル	上記用途＋洗濯用水
上記の場合で比較的長期にわたるときは必要の都度	〃 35リットル	上記用途＋入浴用

##### (2) 給水の確保

ア 被災地において飲料水の確保ができないときは、被災地に近い水道等から給水車又は容器により運搬して確保する。

イ 通常使用していない井戸水、また、飲料水が汚染した場合にあっては、ろ過器により浄水し、かつ、消毒して供給するとともに、必要に応じて検査を実施する。

ウ 防疫その他衛生上、浄水（消毒）の必要があるときは、浄水剤（消毒剤）を投入して給水し又は使用者に浄水剤（消毒剤）を交付して、飲料水を確保する。

#### 3 給水体制

(1) 町長は、災害が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水計画を具体的に定めて給水体制を確立する。

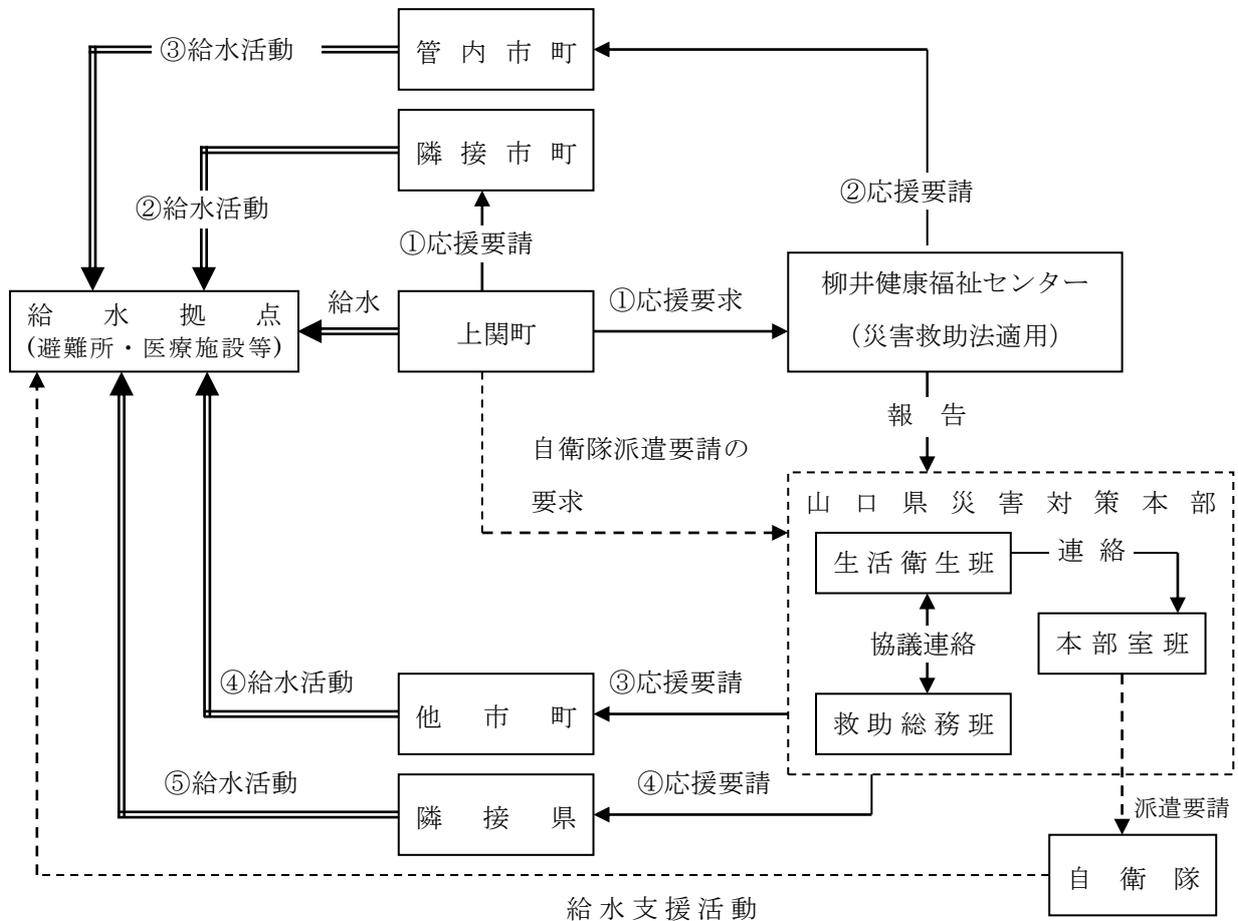
(2) 車両輸送を必要とする給水拠点については、給水タンク、ポリ容器等の応急給水用資機材を活用し、水道局保有車両及び雇い上げ車両などにより輸送する。

(3) 道路啓開が遅れ、輸送活動が困難な場合は、受水槽の水、ろ水器により処理した井戸・プー

ルの水等を利用するなどあらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

- (4) 透析医療機関、医療救護所及び重症重度心身障害者施設等への給水については、必要な情報収集に努め、万全を期する。

□ 応急給水活動系統図



#### 4 給水の応援要求

町において、飲料水の確保及び供給ができない場合、町長は、次により柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）に応援の要求を行う。

なお、緊急を要する場合は、直接隣接市町に応援を要請する。

(1) 応援要求に必要な事項

- ア 供給水量（何人分又は1日何リットル）
- イ 供給の方法（自動車搬送、その他の方法）
- ウ 供給地（場所）及び現地への道路状況
- エ 供給を必要とする期間
- オ その他参考となる事項

(2) 自衛隊の給水支援

自衛隊の給水支援を必要とするときは、県から要請するため、町は、県に対して連絡する。

## 5 給水施設、給水拠点の整備及び資機材の整備

(1) 給水施設等の整備

ア 町は、水道施設・設備等の災害に対する安全性の確保のため、必要に応じて施設の補強を計画的に実施する。

イ 町は、被災時の飲料水確保対策のため、配水池等に緊急遮断弁を計画的に整備する。

ウ 病院、透析医療機関、避難所、多数の入園（所）者を要する施設の管理者等は、災害発生時の断水に対処できるよう所要の措置を講じる。

(2) 給水拠点の整備

町は、災害発生時の円滑な給水活動を確保するため、避難場所・避難所あるいはその周辺地域に、給水設備、応急給水槽等を計画的に整備する。

(3) 資機材の整備

町は、応急給水に必要な資機材を計画的に整備しておく。

## 第2項 救助法による飲料水の供給

災害の発生は、水道、井戸等の給水施設を破壊し、若しくは、飲料水を汚染させる等により飲料水の確保が困難な状況になることが多い。こうしたことを念頭に、飲料水の供給は、被災者が生命の維持を図る上で最も重要であるという大原則から、飲料水を得ることができなくなった者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給し、これを保護する。

### 1 実施機関

被災者に対する飲料水の供給は、町長が実施する（救助法が適用された都度、知事から委任）。

### 2 飲料水供給の措置

(1) 対象者

災害の発生により、現に飲料水を得ることができない者とする。

(2) 飲料水供給の方法

ア 災害のため、飲料に適する水がない場合に実施する。

イ 飲料水の供給という中には、ろ水器等による浄水の供給及び飲用水中に直接投入する浄水剤の配布も含まれる。

(3) 給水量の基準

1人当たり1日最大おおむね3リットルとする。

※法の趣旨から飲料水以外の水の供給は、認められない。

(4) 飲料水供給のための費用

救助法に基づく飲料水の供給に必要な経費は、県が負担する。

ア 水の購入費

イ 給水又は浄水に必要な機器の借上費、修繕費、燃料費

ウ 浄水用の薬品及び資材費

エ 供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は対象外

(5) 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、災害が大規模で、この基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

## 第3節 生活必需品等の供給計画

大規模な災害では、住家の全壊、全焼等により、日常生活に必要な物資を喪失あるいは損傷することが予想される。被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者の生活安定に必要な物資の確保、調達について、必要な事項を定める。

### 第1項 生活必需品等の供給体制

#### 1 生活必需品等の確保

- (1) 町は、被災者に対する生活必需品の供給を円滑に実施するため、物資の必要量を把握するとともに、備蓄物資や民間業者等の流通物資により調達可能量を把握する。
- (2) 町は、(1)をもってもなお物資が不足する場合は、県に対して生活必需品等の確保を要請する。
- (3) 町は、個人からの支援物資を受けるに当たって、持ち込まれる物資の規格等を統一し、搬入・搬出作業の効率化を図るため、受入品目・梱包・規格・表示等に関する指針を作成し、十分な周知を行う。

#### 2 生活必需品等の給（貸）与

##### (1) 給与基準

被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、急場をしのぎ、救助法の基準に準ずる。

##### (2) 被災者への物資の給（貸）与

被災者に対する物資の給（貸）与の措置は、町長が行う。

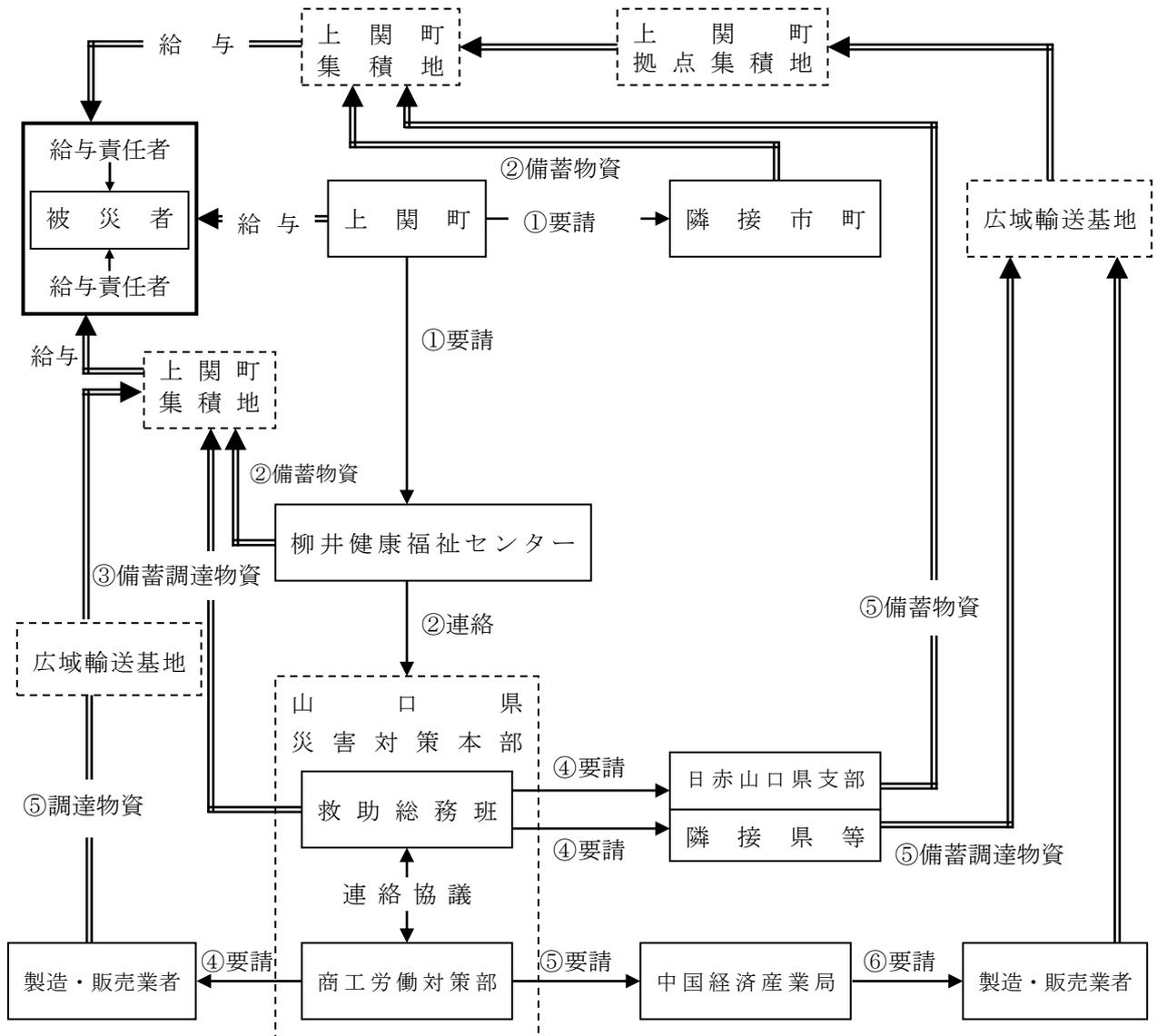
##### (3) 実施内容

ア 町長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について県（厚政課）と協議し、マニュアル等を作成する。

イ 災害時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、町長が実施する。

ウ 町において、給（貸）与の実施が困難な場合は、町長は知事（厚政課・柳井健康福祉センター）に応援を要請する。

□ 生活必需品等の調達・供給経路図



3 生活必需品等の集積地及び輸送拠点

集積する物資には、調達分、他市町、個人等からの応援分があり、被災者に対して迅速、円滑な供給を実施するには、これらの物資を計画的に集積する必要がある。

このため、町は、避難所（場所）並びに交通アクセス、連絡に便利な公共施設又は広場を災害時における物資の地域内輸送拠点及び集積地として選定し、町防災計画に定めるとともに、県（厚政課・柳井健康福祉センター）に連絡する。

町では、上関町民体育館を陸上輸送拠点に、室津港湾を海上輸送拠点に指定している。

4 輸送体制

調達物資の輸送車両の手配は、総務部が行う。輸送拠点に集積された物資は、救助部を中心とする職員、ボランティア等により種別に区分し、各避難所等の必要数量に仕分けを行い配送する。

また、必要により町所有車両以外の車両の確保に努める。

## 第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与

災害によって住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の物資を給（貸）与し、一時的に被災者の生活を安定させるために必要な措置について定める。

### 1 対象者

次の要件を満たす者であること。

- (1) 災害により、住家に被害を受けた者等であること。この場合の住家被害の程度は、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水である。
- (2) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は損傷した者であること。
- (3) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

### 2 給（貸）与の方法

町は、物資の購入に当たって、「世帯構成員別被害状況報告」を作成し、県に報告する。

この場合、災害発生による混乱のため、正確な被害状況を入手できず、一方において、緊急に物資の手配をする必要があるときは、町の平均世帯構成員により算出して、購入計画を作成し、事後修正する方法をとる。

なお、現地において調達可能な物資については、柳井健康福祉センター所長（保健環境部長）及び町長において措置する。

### 3 物資の送達及び配分の措置

#### (1) 救助物資の送達

ア 原則として県本部（救助総務班・物品管理班）が実施するが、町が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、町が輸送を担当することもありうる。

#### イ 送達経路



#### (2) 割当及び配分

ア 知事又は事務を委任された町長は、全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて、実情に即した割当てを行う。

イ 備蓄物資を配分する場合におけるその価格の見積もり方は、時価評価による。

ウ 被災者に対する物資の直接支給の配分は、知事又は事務を委任された町長が実施する。

#### 4 被服、寝具その他生活必需品の品目

品 目	内 容
寝具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団
外肌衣着	洋服・作業衣・子供服 シャツ・パンツ等の下着類
身回り用品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類
炊事道具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類
食器	茶わん・皿・箸等の類
日用品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類
光熱材料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類

※原則として以上の8品目に限られるが、個々の品目については、例示した品目以外のものも考えられるため、これらに限定するものではない。

#### 5 物資給（貸）与の期間

災害発生の日から10日以内に対象世帯に対する物資の給（貸）与を完了する。

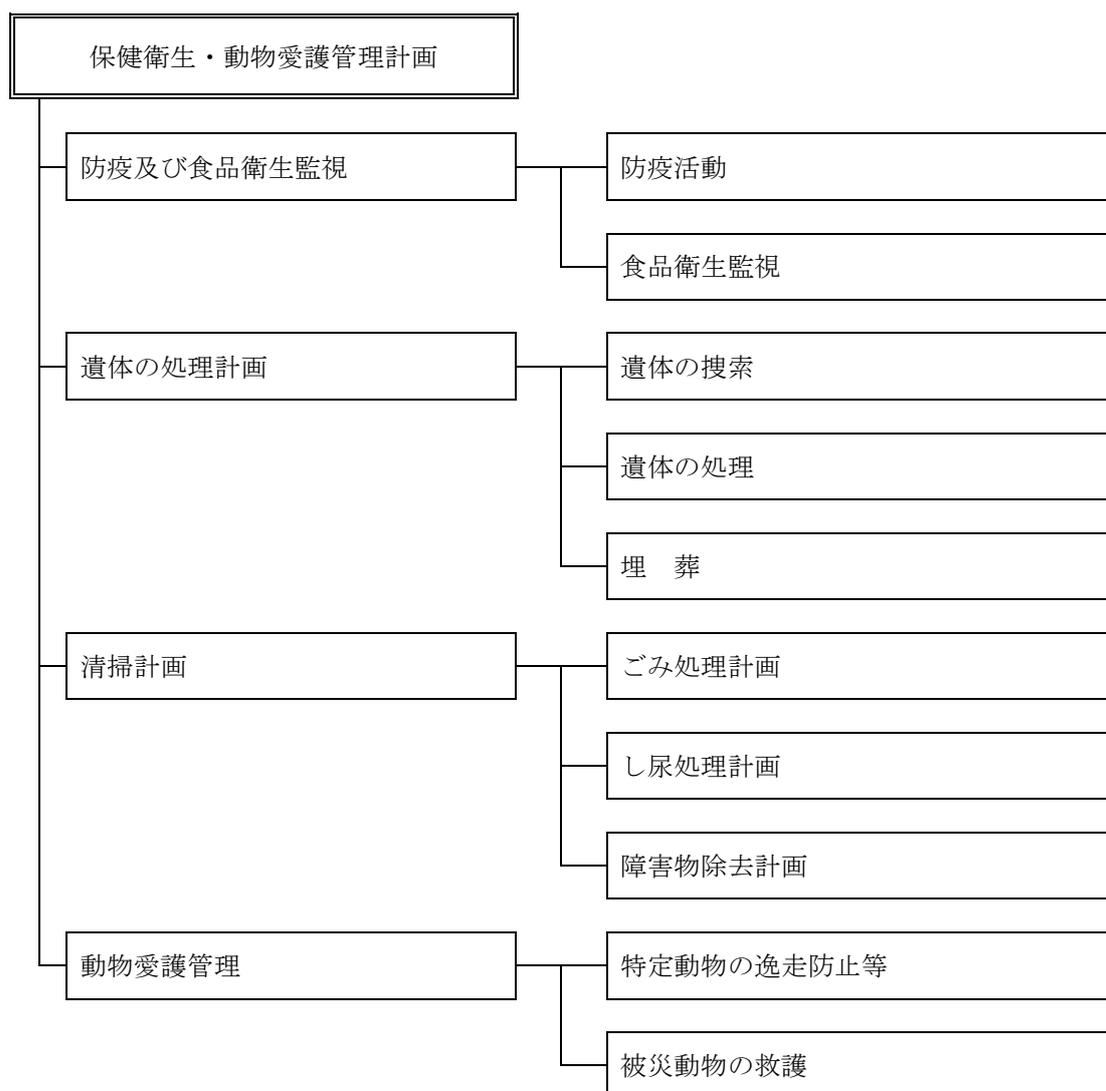
ただし、この期間内で給（貸）与を打ち切ることが困難な場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

## 第10章 保健衛生・動物愛護管理計画

### 基本的な考え方

災害の発生により、被災地では大量のごみやがれきの発生、また、多数の死者・行方不明者の発生、さらには感染症や食中毒等の発生も危惧され、また、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物の発生が予想される。

このため、被災住民の安定や動物愛護の観点から、これらへの対応を遅滞なく実施する。



## 第1節 防疫及び食品衛生監視

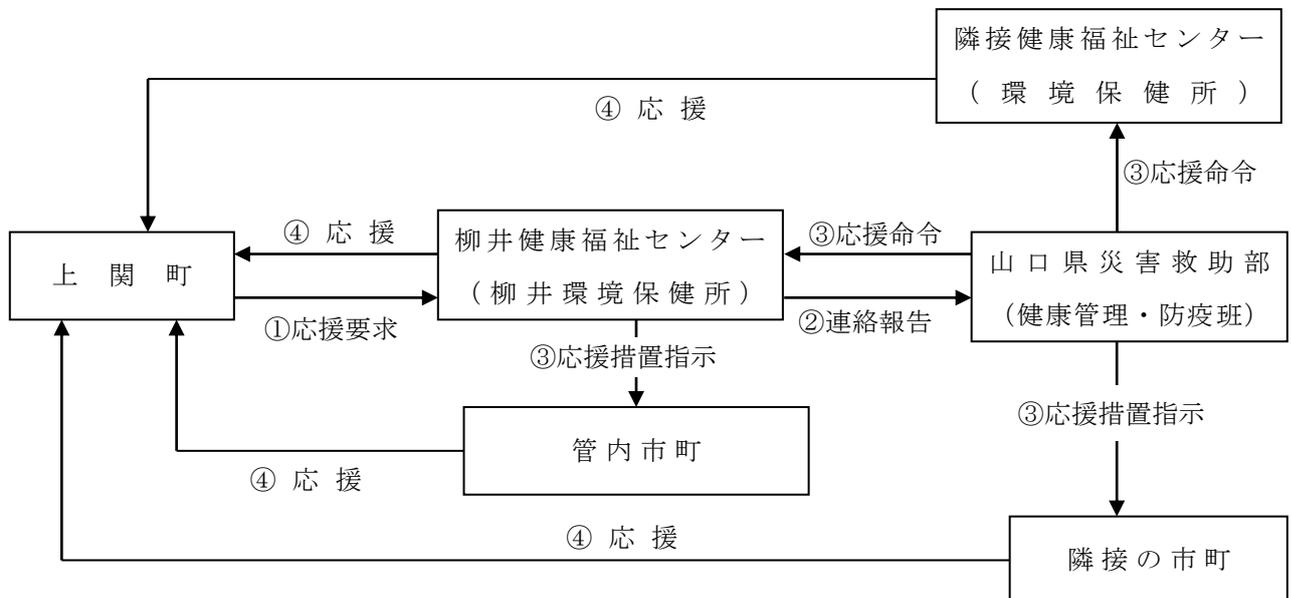
災害時には、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生、また、停電や断水による冷凍機能の低下や飲料水の汚染等を原因とする食中毒の発生が危惧される。

このため、家屋内外の消毒の実施、感染症、食中毒発生防止のための予防措置及び応急対応を実施する。

### 第1項 防疫活動

災害時における防疫は、県の指示・命令に基づき、町長が実施するものであるが、町のみによることは困難であることから、町、県及び他の市町が相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

#### □ 対策系統



町は、災害の種類、程度に応じた防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族及び昆虫の駆除等を行う。

#### 1 防疫活動組織

町は、被災地の防疫活動を迅速に実施するため、次の基準により防疫班及び検病調査班を編成するが、状況に応じて医師等を編入するなど弾力的な班構成とする。

なお、検病調査班は、防疫班とかねて編成することができる。

防 疫 班	衛生技術者1名・事務職員1名・作業員1名
検 病 調 査 班	保健師又は看護師1名・助手1名

## 2 防疫活動の内容

### (1) 防疫措置

町は、柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）から派遣された県職員の指導の下に、それぞれ次の実施基準に従い、業務を迅速かつ的確に行う。

班	実施内容
防疫班	① 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 ② 避難場所の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 ③ 井戸の消毒を実施する。 ④ 感染症患者の住居の消毒を実施する。 ⑤ ねずみ族・昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 ⑥ 生活用水の停止期間中、生活用水の供給を行う。 ⑦ 被災地域の清掃を実施する。 ⑧ 感染症発生予防の広報（ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う。）
検病調査班	① 災害状況により、被災地の検病調査を実施する。 ・ 滞水地域……………週1回以上 ・ 避難所等……………状況に応じた適切な回数 ② 検病調査の状況等により、被災地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき、使用の禁止又は許可をする。 ③ 一類及び二類感染症患者に対し、入院の勧告をする。 ④ 健康診断を実施する。 ⑤ 就業制限を実施する。 ⑥ 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。

### (2) 知事からの指示又は命令に基づく措置

町は、知事から次の措置を行うよう指示又は命令を受けた場合は、当該指示に基づき、必要な措置を行う。

#### ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の指示に基づく措置

- (ア) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（第27条第2項）
- (イ) ねずみ族、昆虫等の駆除（第28条第2項）
- (ウ) 物件に係る措置（第29条第2項）
- (エ) 生活用水の供給（第31条第2項）

#### イ 予防接種法に基づく措置

臨時予防接種の実施（第6条）

## 3 応援要請

町が編成した防疫班及び検病調査班では不足する場合には、県災害救助部に派遣を要請する。

また、町のみでは適切な防疫活動の実施が困難な場合は、柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）に応援を要請する。

#### 4 記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、関係書類を整備保管する。

#### 5 防疫資機材の備蓄・調達

町は、毎年、防疫用資機材等の保有状況を把握し、所要の資料を整備する。

#### 6 防疫薬剤の使用

防疫薬剤の使用に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年12月28日厚生省令第99号）第14条及び第15条に定めるところによる。

なお、消毒及び駆除のための薬剤の散布に当たっては、実施する者の安全並びに対象となる場所の周辺住民の健康及び環境への影響に留意する。

□ 使用薬剤及び方法（参考）

防疫箇所	使用薬剤等
井戸水	水質検査で使用可能となるまで使用しない。やむを得ず使用する場合は、汲み取った水を煮沸するか、次亜塩素酸ナトリウムを規定の量加える。
浸水家屋内	水洗又は水拭き後、必要により適度に希釈した逆性石けんの噴霧又は浸した布で清拭する。
乾燥しにくい床下	必要により適度に希釈したクレゾール石けん液を噴霧又は散布する。
汚水が付着した壁面	水洗後、適度に希釈した逆性石けん又はクレゾール石けん液を浸した布で清拭する。なお、水洗、日光消毒で十分と思われる箇所は、薬剤による消毒は必ずしも必要はない。
汚物の堆積した場所	できるだけ汚物を除去した後、必要によりねずみ族・昆虫等の駆除のため、殺そ剤・殺虫剤を散布する。

## 第2項 食品衛生監視

災害時には、停電、断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。

このため、町は、必要があるときは、柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）を通じ知事に対し食品衛生監視班による監視指導の実施を要請する。

## 第2節 遺体の処理計画

大規模災害では、多数の死者や行方不明者の発生が予想されるが、これらの者の対応について遅滞なく捜索、遺体処理、埋葬が段階ごとに迅速かつ的確に処理されることは、被災地における人心の安定を図る上で重要であることから、実施について必要な事項を定める。

### 第1項 遺体の捜索

遺体の捜索は、災害により死亡した者の遺体の所在等を明らかにしないまま放置することは人道上許されないこと、また、被災後の人心の安定を図る上からも必要であることから実施する。

#### 1 捜索の方法

遺体の捜索は、県、警察、海上保安部と連携の下、賃金職員等を雇い上げ、日赤奉仕団の協力も得ながら捜索に必要な機械器具等を借り上げて実施する。

#### 2 捜索の対象

対象となる者は、行方不明の状態にある者で、四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

なお、この捜索は、死亡者の居住地、住家の状況及び死亡の原因等に関係なく、その者の罹災場所が対象となる。

#### 3 遺体の捜索期間

- (1) 救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。
- (2) 上記期間内の捜索が困難と思われるときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間延長（特別基準）の協議を行う。

#### 4 費用の範囲

救助法適用災害に係る国庫負担の対象となる費用の範囲は、次による。

##### (1) 借上費又は購入費

船艇その他捜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で直接捜索作業に使用したものに限る。

##### (2) 修繕費

捜索のために使用した機械器具の修繕費。

##### (3) 燃料費

機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、捜索作業を行う場合の照明用灯油代等。

## 第2項 遺体の処理

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期にあるため、遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、応急救助として、これらの処置を実施するものである。

### 1 遺体処理の内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

(2) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合において、遺体を特定の場所（寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地等に仮設）に集めて、埋葬等の処置をするまで保存する。

(3) 検 案

ア 遺体について検案を行い、必要に応じて医学的検査を行う。

イ 検案は、遺体の処理として行う場合は、医療救護班又は医師により行う。

### 2 遺体処理の方法

遺体の処理は、町（救助部）を中心として、医療救護班又は医師の協力の下実施する。この場合、県及び日赤山口県支部と密接な連携を図る。

(1) 遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等）

医療救護班又は医師により行う。

(2) 遺体の収容及び一時保存

被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等）に遺体収容所を開設し、収容する。

この場合、遺体収容所に適当な既存建物がないときには、天幕、幕張り等の設備をする。

(3) 収容所への輸送

警察、海上保安部による検視及び救護班等による検案を終えた遺体を、関係機関等の協力を得て遺体収容所に輸送する。

(4) 納棺等の処置

遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

また、遺体収容所等において埋火葬許可証を発行する。

### 3 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に遺体の処理を打切ることができないときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間の延長（特別基準）を協議する。

#### 4 遺体の処理に関する費用の範囲

救助法適用災害に係る国庫負担の対象となる経費の範囲限度は、次による。

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用
- (2) 遺体の一時保存のための費用
- (3) 検案に要する費用

ア 通常の場合は、救護班により実施するので費用は支出しない。

イ 一般開業医によって行われた場合は、町における慣行料金の額以内を実費弁償する。

#### 5 救助法適用地域以外の遺体の処理

救助法適用地域の遺体が、救助法適用地域以外の地域に漂着した場合の遺体については、法適用地域が社会的混乱のため、遺体の引き取りができない場合に限り、次により取り扱う。

- (1) 遺体の身元が判明している場合

ア 県内の他の市町に漂着した場合

当該地の市町長が知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。

イ 他の県内の市町に漂着した場合

漂着地の市町において処理されるものとし、その費用については、救助法20条の規定により求償を受ける。

- (2) 遺体の身元が判明していない場合

ア 身元が判明しない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、(1)と同様に取り扱う。

イ 身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町長が、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により処理する。

### 第3項 埋葬

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に係わらず埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋葬を実施するものである。

#### 1 埋葬の要件

- (1) 対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者（災害の混乱の際に死亡したものであれば、直接災害により死亡したものに限らない。また、災害発生の日以前に死亡した者であって、まだ、葬祭が終わっていない者も含まれる。）
- (2) 災害のため次のような理由で、埋葬を行うことが困難な場合
  - ア 緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき。
  - イ 墓地又は火葬場が浸水又は流出、破損し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
  - ウ 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき。

エ 埋葬すべき遺族がいないか又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。

## 2 埋葬の方法

埋葬は、救助の実施機関（町等）が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供をする。この場合、町は県の協力を得て、埋葬に係る全般的事項を実施するとともに、関係機関との間に必要な連絡調整を行う。

なお、埋葬は、原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する。

- (1) 町は、遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成の上、指定された火葬場に送付する。
- (2) 町は、遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。
- (3) 家族その他の者から遺骨及び遺留品の引き取りの希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上、引き渡す。
- (4) 大規模災害時には、多数の埋葬を必要とすることから、近隣市町等、関係者、業界等との間に応援協力体制を整えておく。

## 3 身元不明遺体の遺骨の取扱い

- (1) 身元不明の遺体については、警察機関と連絡し調査に当たるとともに、埋葬は土葬とする。
- (2) 身元不明の遺体の取扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容貌、身体的特徴等を記録する。
- (3) 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬する。
- (4) 火葬に付した身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに所定の場所に保管し、身元の判明に努めるが、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、所定の納骨堂等に移管する。

## 4 埋葬の実施期間

救助法が適用された災害の場合は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に埋葬を打切ることができないとき、知事は、内閣総理大臣に対し期間の延長（特別基準）を協議することができる。

## 5 費用の範囲

救助法適用災害に係る国庫負担の対象となるものは次に掲げるものとする。

- (1) 棺（付属品を含む。）
- (2) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費及び輸送費を含む。）
- (3) 骨つぼ及び骨箱
- (4) 埋葬の際の供花代、読経代、酒代等はこの経費の対象としない。

## 6 処理体制

町は、平常作業及び臨時雇い上げ等により処理体制を確立するとともに、必要に応じ、県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。

このため、町は、棺、骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連携体制を確保する。

## 第3節 清掃計画

大規模災害では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、住民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。

また、下水道施設の被害によるし尿処理も困難になることが想定される。

このため、ごみ処理、し尿処理、障害物の除去に必要な事項について定める。

### 第1項 ごみ処理計画

#### 1 ごみ排出量の推定

災害発生時に処理するごみは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものがある。

そのうち、災害による発生分として排出されるごみは、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り部材、建築物の破損、窓ガラス類及び屋外広告等の破損落下物が考えられる。

町は、おおむね次の数量を目安に排出量を算出し、町において平常時における処理計画等を勘案しつつ作業計画の作成や集積場所の確保等を図る。

種 別	推定排出量	
木 造 住 宅	1 平方メートル当たり	0.2トン
鉄 骨 造 り	〃	0.07トン
鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 り	〃	0.6トン

#### 2 処理体制

##### (1) 応援体制の確立

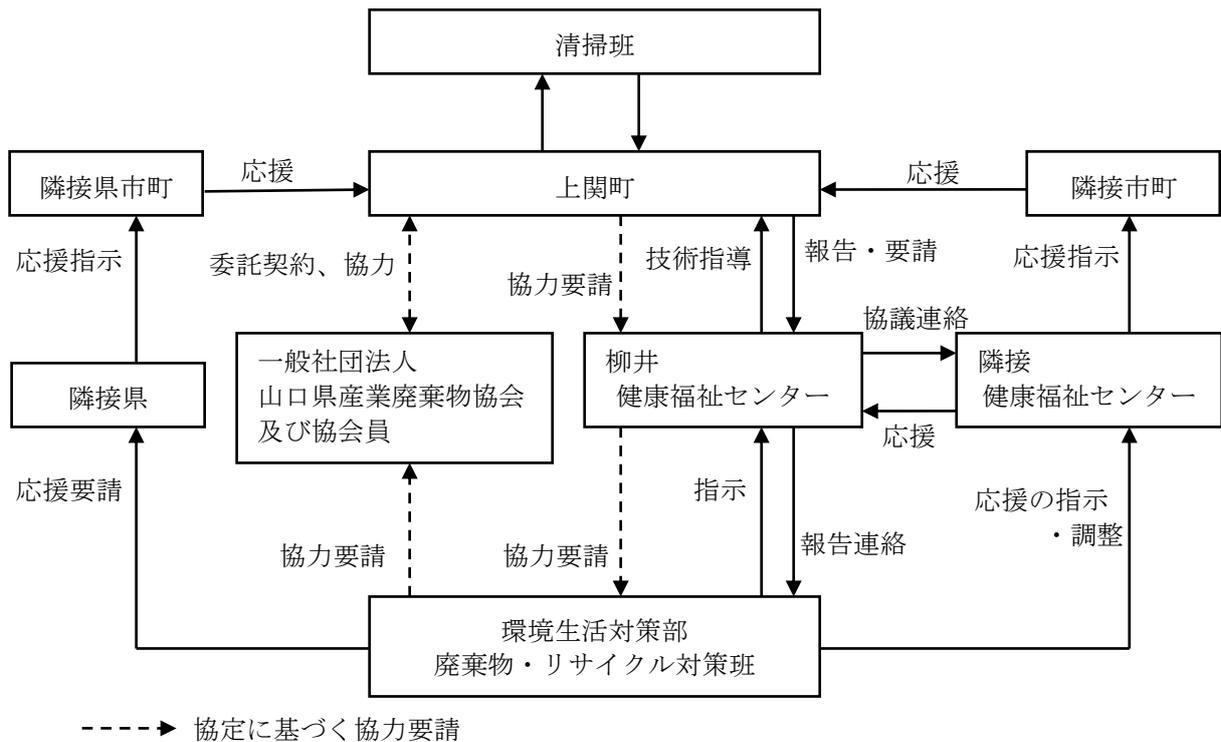
町は、平常作業及び臨時雇い上げによる清掃班を編成し、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県から人員及び資機材の応援を得て実施する。

このため、あらかじめ、民間の清掃関連業界に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えるとともに、応援受入体制、作業手順等について所要の対策を講じておくようにする。

##### (2) ごみ処理場

ごみ処理場	対 象	所在地	電 話
周東環境衛生組合清掃センター	可燃物	柳井市南浜4-5-13	22-2270

(3) 対策系統



3 ごみ処理対策

ごみの収集、処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める基準により行うが、町は、被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、緊急度等を勘案し、一次対策、二次対策、三次対策に分けて実施する。

ごみ処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じる。

(1) 一次対策

ア 一般家庭から排出される生ごみ、破損家財ごみ等、生活上速やかに処理を必要とするごみについては、収集可能となった時点からできる限り早急に収集する。

イ 焼却施設が被災することも考慮に入れ、処分場の確保を図る。

その際、環境衛生に支障のない公有地等を利用し、臨時ごみ集荷場とするなどの対策を講じる。

(2) 二次対策

災害の付随物として排出される廃棄物は、粗大ごみ、不燃ごみが大量に排出されると考えられる。

このため、必要に応じて環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの対策を講じる。

(3) 三次対策

ア 町は、鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物（以

下「がれき」という。)の発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を作成し、計画的な処理を行う。

なお、がれきについては、上記二次対策終了後、速やかに次により計画的に処理をする。

イ 解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者に協議の上、町又は工事請負事業者が行うこととし、県はこれらの廃棄物の処分について、情報の提供、調整を行う。

(4) 清掃班の編成

ア 第一次対策に係る清掃班（1班）の編成基準

種 別		数 量	備 考
運搬車（トラック）		1台	※一班で1日20戸を処理する。
作業員		8～10人	
所要器具	スコップ	作業員相応	
	トビロ		
	手ミ		

イ 第二次・第三次対策に必要な機材及び人員（1班編成）

区 分	数 量	備 考
大型ダンプ車	6	（一班の1日の作業量 192トン） ※次の条件による作業の場合 (1) 搬出場所が往復1時間の場所にある。 (2) 積込作業に10分間を要する。 (3) 大型ダンプの積載量が4トン（10トンダンプ×40%）とする。 (4) 稼働時間を8時間とする。
大型ブルドーザー	1	
トラクターシャベル	1	
バックホー	1	
作業員	3	

※機材には運転手及び操作員付きである。

ウ 必要機材、人員

被災家屋数及び1棟当たり廃棄物量をもとに積算

(5) 死亡獣畜処理

ア 牛、馬、豚、山羊、めん羊の死体処理は、死亡獣畜取扱場で処分する。

イ 死亡獣畜取扱場において処分することが困難な場合は、知事（柳井健康福祉センター（柳井環境保健所））の指示により処分する。

5 一般廃棄物の処理施設の復旧

町は、処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図る。

第2項 し尿処理計画

災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常のし尿処理が困難になることが予想される。

このため、被災地における衛生環境の確保の観点から、家庭、避難所等におけるし尿処理について、必要な事項を定める。

## 1 し尿排出量の推定

し尿排出量は、1人当たり1か月約50リットルとして計算する。

## 2 し尿処理の方式

### (1) 被災地区

電気、水道等の供給停止により、従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則である。そのため、被害の状況により、従前住宅での生活が確保できる者も多数存在することから、町は、地域の実情を勘案し、付近の公園、空地等に素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

### (2) 家庭

各家庭においては、水洗トイレの使用が水道の被災により不可能になった場合、溜め置きの水、配布される水等を利用するとともに、地区内に設置する仮設トイレ等を利用する。

### (3) 避難所

町は、避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素掘の可否等避難所の状況により、素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

(4) 町は、仮設トイレの確保のため、県と連携の下、山口県衛生仮設資材事業協同組合及び民間リース業者との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握し、所要の資料を整備する。

### (5) 野外仮設トイレの設置

避難所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、おおむね次による。

対象人員	100人当たり 小3、大2、女3 計8
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定して設置し、閉鎖に当たっては、し尿を汲み取った後、消毒を実施し、埋没する。</li><li>・迅速な建設を必要とすることから、工事担当課、関係業者との間の連絡協力体制の整備に努める。</li></ul>

### (6) 要配慮者への配慮

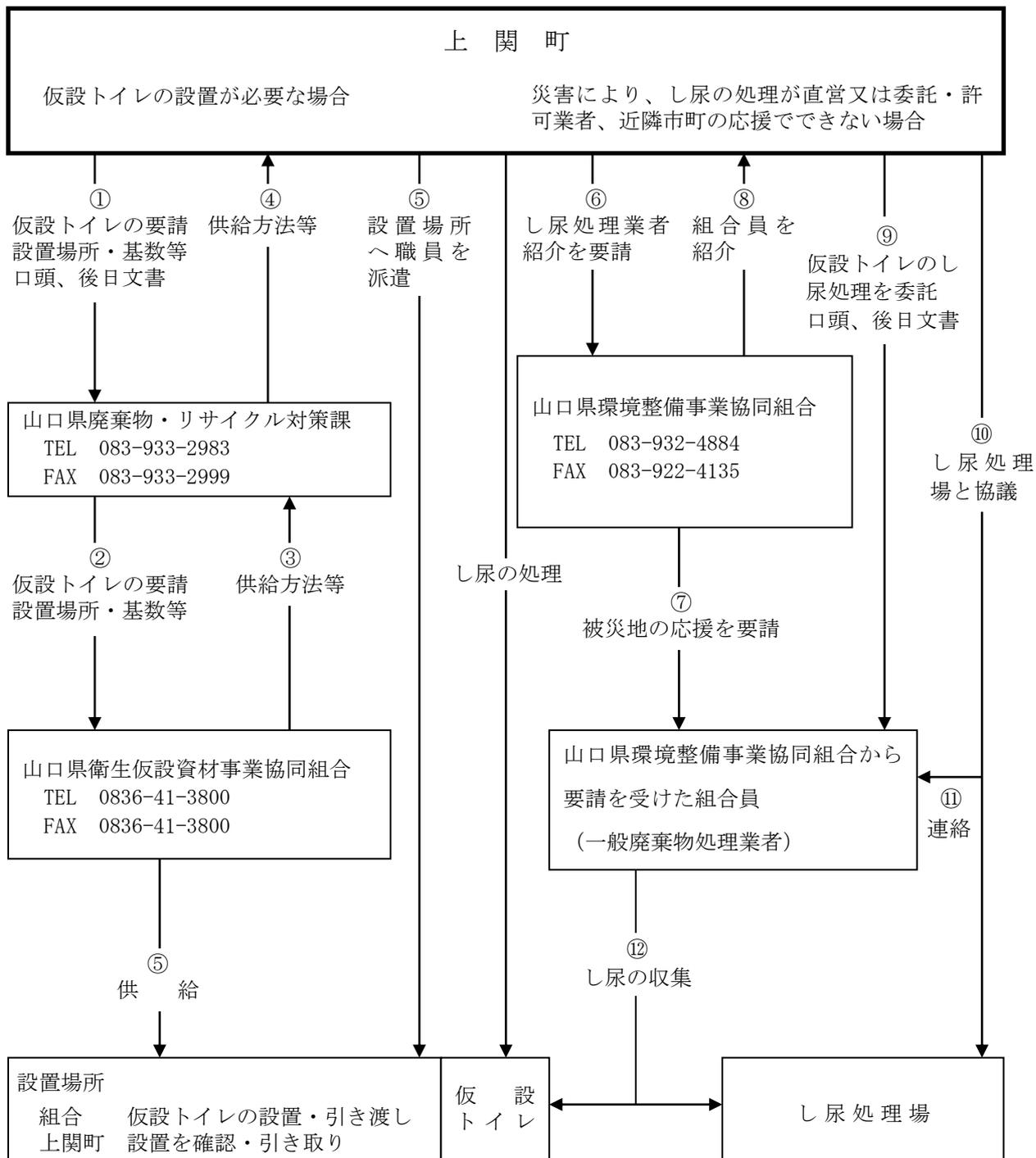
仮設トイレの設置等については、要配慮者に配慮する。

### 3 処理体制

(1) 町は、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整える。

このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び近隣市町等との間に、災害時における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な応援が得られるよう、必要な体制を整えておくようにする。

(2) 災害時における仮設トイレの供給要請等連絡体制



#### 4 処理対策

- (1) 避難所、空地等の仮設便所のし尿収集は、衛生環境の確保の観点から優先的に行う。

また、水洗トイレの利用者に対し、断水に対処するため、水の汲み置き等の必要性について広報活動を通じ指導する。

- (2) し尿処理班の編成

運搬車 (バキュームカー1.8トン)	作業員	1日処理戸数
1台	3人	30戸

- (3) 大規模災害発生時には、町の処理機能が麻痺することを前提に、処理体制を構築しておくようにする。

### 第3項 障害物除去計画

障害物の除去は、災害の発生に伴い各種の障害物が一般住家、道路、河川、港湾等に運び込まれ、住民の日常生活や業務機能の維持確保に支障を及ぼすことが予想される。

このため、これらの障害物の除去に必要な対応について定める。

#### 1 住居関係障害物の除去

救助法が適用された災害によって、土石、竹木等の障害物が、住家等に運び込まれ、日常生活を営む上で支障をきたしている者に対し、これらの障害物を除去することにより、その被災者を保護するために実施するものである。

- (1) 障害物除去の対象者等

次の各条件を満たした者とする。

ア 対象者

被保護者、要保護者等で、自らの資力及び労力では障害物の除去を行うことができない者であること。

イ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

ウ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。

エ 日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に運び込まれた障害物に限られること。

- (2) 障害物除去の方法

救助法が適用された災害による障害物の除去は、県との連携の下、町長が実施する（救助法が適用された都度、知事から委任）。

ア 対象世帯の調査・選定

半壊及び床上浸水した全世帯（被災世帯）を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況（被保護者、身障世帯、高齢者世帯、母子世帯、要保護世帯等の別）、町民

税課税状況（非課税、均等割、所得割の別）、被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。

#### イ 除去作業の実施

(7) 賃金職員等、技術者を動員し、機械器具等を借り上げて直接実施する。

(イ) 労力、機械等が不足する場合は、県（救助総務班）、隣接市町からの派遣を求める。

(ウ) 集積地等については、あらかじめ定めておき、一時集積するなどして作業の円滑化を図る。

#### (3) 障害物除去の実施期間

ア 発生の日から10日以内とする。

イ 激甚災害等の状況のため、上記の期間内に実施することができない場合、知事は、内閣総理大臣に対し特別基準（期間延長）の協議を行う。

#### (4) 救助法の適用がない場合の処理

災対法第62条の規定に基づき、町が、除去の必要を認めた者を対象として、障害物の除去を実施する。

## 2 その他の障害物の除去

#### (1) 道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県土木建築対策部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。特に、緊急障害物除去路線については、優先的に実施する。

また、関係機関と連絡をとり、相互協力する。

#### (2) 河川・港湾、漁港関係障害物除去計画

町は、所管する施設に関わる障害物を除去する。

一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。

#### (3) 汚物

一般的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる。

## 第4節 動物愛護管理

災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物（飼い主不明や負傷した動物）の発生が予想され、被災動物の救護等について適切かつ迅速な対応が求められる。

そのため、被災住民の安全や動物愛護の観点から、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。

### 第1項 特定動物の逸走防止等

災害時には、逸走した特定動物により、人の生命、身体又は財産に危害を加えられるおそれがある。

このため、町は、県、関係機関、関係団体等と連携し、特定動物の逸走防止等を図り、人への危害の防止を徹底する。

### 第2項 被災動物の救護

災害時には、飼い主不明や負傷した愛護動物の発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について適切な対応が求められる。

飼い主の責務として、平時からペットの健康管理、しつけ、マイクロチップ等による所有者明示及びペット用備蓄品の確保を行うよう努める。また、避難する際は、ペット用備蓄品を持ってペットと同行し、適正な管理に努める。

町は、県、関係機関、関係団体等と連携し、被災動物の救護体制を整備する。

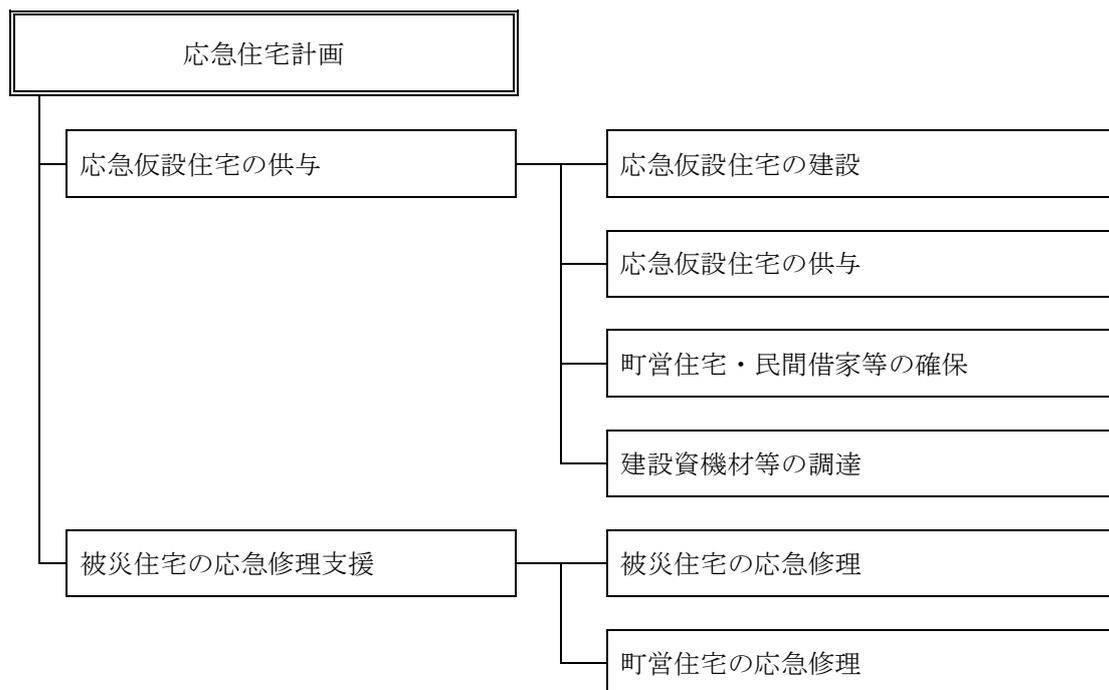
また、町は、飼い主とともに避難したペットの収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。

# 第11章 応急住宅計画

## 基本的な考え方

災害のため、住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して応急仮設住宅の提供又は応急修理を行うことは、被災者の生活確保の観点から極めて重要である。

このため、必要な体制を整備し、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理支援、建設資材の調達、公営住宅の修理等を実施する。



## 第1節 応急仮設住宅の供与

### 第1項 応急仮設住宅の建設

#### 1 供与の目的

災害のため、住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に収容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に収容するものであるから、その期間は短期間に限定される。

これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して、救助法により応急仮設住宅を供与する。

#### 2 応急仮設住宅に収容する被災者の条件

- (1) 住家が全焼、全壊又は流出した者で、現に居住する住家がない者等

- (2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。

- ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産がない失業者
- ウ 特定の資産がない未亡人、母子世帯
- エ 特定の資産がない高齢者、病弱者、障害者
- オ 特定の資産がない小企業者
- カ 上記に準ずる経済的弱者等

- (3) 災害時に、現実に町（救助法適用市町）に居住していること（被災地における住民登録の有無は問わない。）。

### 3 建設場所の選定

- (1) 建設場所の選定は、原則として町が行い、公有地等を優先して建設敷地を決定する。  
なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と町との間に土地賃貸借契約を締結する。
- (2) 生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能なことから、国の協力を得て確保する（国有財産法第22条）。

### 4 建設方法

- (1) 応急仮設住宅建設の建設は、原則として県が実施するが、知事からの委任を受けた場合、県から示された応急仮設住宅設計図書に基づき、町が実施する。
- (2) 応急仮設住宅の建設に当たっては、（一社）プレハブ建築協会の協力の下、町建築業者に請負わせて建設する。その際、二次災害に十分配慮する。

### 5 建設基準

- (1) 1戸当たりの延べ床面積は、29.7㎡を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。
- (2) 構造は、1戸建、長屋建、アパート式のいずれか適当な構造とする。  
また、入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。
- (3) 同一敷地内又は隣接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。
- (4) 高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。

### 6 設計図書

入居予定者の状況により、県が決定する。

### 7 建設期間

- (1) 災害発生の日から20日以内に着工する。

- (2) 災害の状況により、20日以内に着工できないときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（着工の延長）の協議を行う。

## 第2項 応急仮設住宅の供与

### 1 対象者及び入居予定者の選定

- (1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、町長が行う。
- (2) 入居資格については、本節第1項2「応急住宅に収容する被災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、要配慮者世帯に配慮する。
- (3) 町長は、民生児童委員の意見を聴くなど被災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。
- (4) 入居者の決定は、町長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。

### 2 応急仮設住宅の管理

- (1) 管理方法  
県（厚政課）が町に委託し、町長が公営住宅に準じて維持管理する。
- (2) 供与期間  
供与できる期間は、建築工事が完成した日から2か年以内とする。

## 第3項 町営住宅・民間借家等の確保

被災者の生活安定を図る上で住居の確保は、最も重要であることから、町は、県と連携の下、積極的に公営住宅・民間借家の確保に努める。

### 1 公的住宅の確保

- (1) 町は、町営住宅の確保に努める。この場合、他の市町に対しても、必要に応じて住宅の確保、提供を要請する。

また、独立行政法人都市再生機構等が所管する公的住宅についても、その確保、提供を要請する。

- (2) 町は、公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等について、あらかじめ定めるものとし、この場合においては、高齢者、障害者等に配慮する。

ア 被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。

入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令及び山口県営住宅条例（以下「公営住宅法等」という。）を準用する。

- (ア) 入居期間は、原則として1年以内とする。
- (イ) 収入基準等の入居者資格要件は問わない。
- (ウ) 災害による暫定入居として公募除外対象とする。

(エ) 入居期間中の家賃及び敷金は免除する。

イ 被災者か否かは、原則として町が発行する当該災害に係る罹災証明書等により行う。

ウ 一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替える。

## 2 民間住宅の確保

(1) 被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として借り上げる必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。

(2) 民間賃貸住宅の確保に関しては、業界団体に協力を求める。

(3) 企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行う。

## 3 旅館ホテル等の宿泊施設の確保

旅館ホテル等の宿泊施設は施設・設備が整っており、食事等についても確保されることから、旅館組合等との協定の締結により、高齢者、障害者等要配慮者の一時収容先として確保に努める。

## 第4項 建設資機材等の調達

応急仮設住宅の資機材は、関係団体の協力を得て県が調達する。

用材の確保については、県農林対策部林務班が、木材業者団体又は生産工場を通じて確保する。

## 第2節 被災住宅の応急修理支援

### 第1項 被災住宅の応急修理

#### 1 住宅の応急修理支援を受ける者の条件

災害発生によって、住家が半焼若しくは半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者とする（対象者としては本章第1節第1項2「応急仮設住宅に収容する被災者の条件」に準ずる。）。

#### 2 対象者の調査及び選定

町が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、町が発行する罹災証明書に基づき、県が選定する。場合によっては、町に選定事務を委任する。

#### 3 応急修理の方法、基準

##### (1) 応急修理の方法等

ア 町長が、建設業者に請負わせるか又は町直営工事により行う。

イ 応急修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分（居室、炊事場、便所等）及び屋根の応急対応に限る。

ウ 他の者が行う応急修理は排除しない。

(ア) 家主が借家を修繕する場合

(イ) 親類縁者の相互扶助による場合

(ウ) 会社が自社所有の住家（寮、社宅、飯場等）を修繕する場合

##### (2) 修理の期間

ア 災害発生の日から1か月以内に完成させる。

イ 1か月の期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事（厚政課）は、内閣総理大臣に特別基準（期間延長）の協議を行う。

### 第2項 町営住宅の応急修理

町は、被災した町営住宅について、各管理者において被害状況を緊急に調査し、応急修理を実施する。

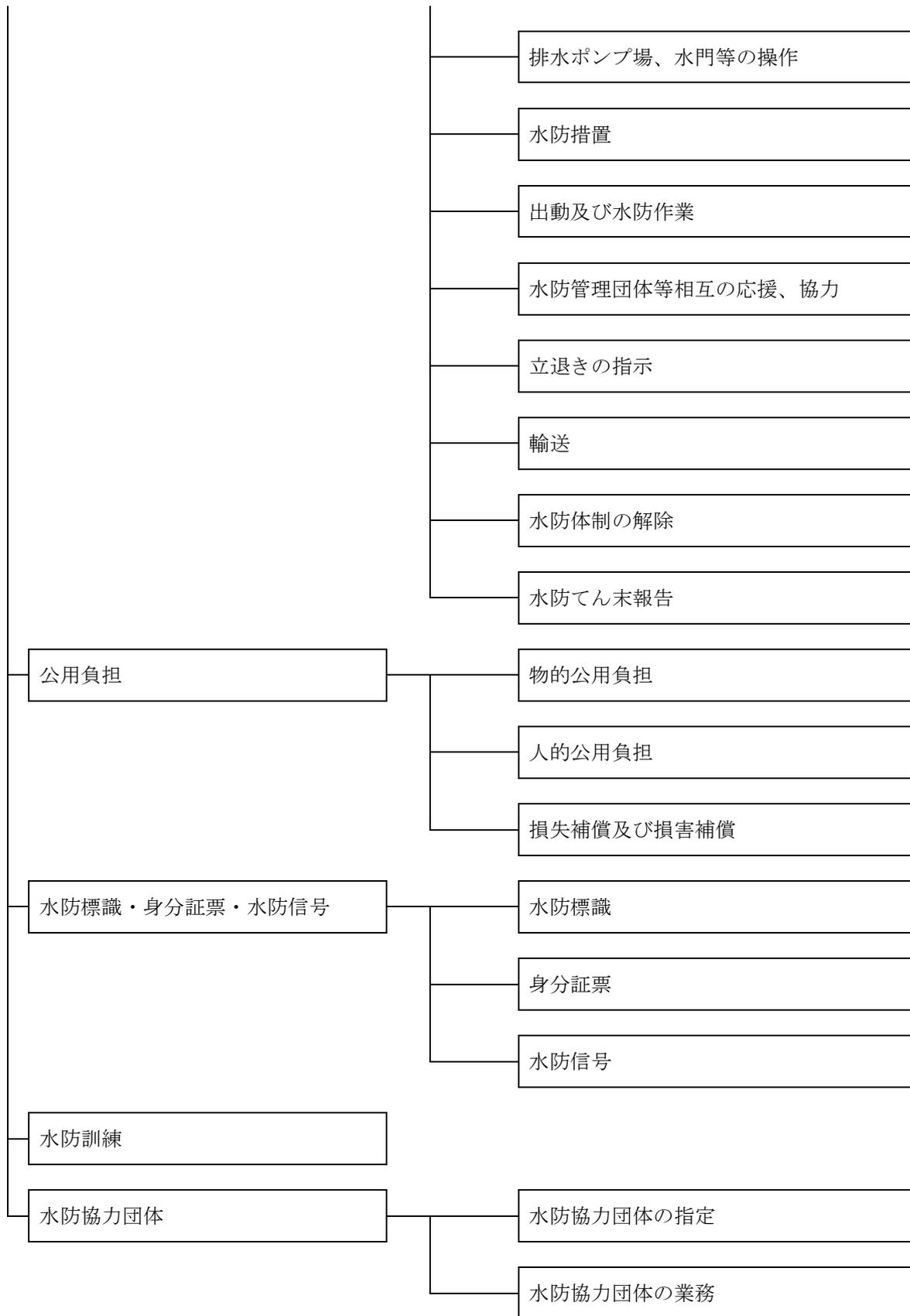
なお、町営住宅の応急修理については、救助法の適用に当たらないことに留意する。

# 第12章 水防計画

## 基本的な考え方

洪水、津波又は高潮により水害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、これを警戒し、防ぎよし、被害を軽減するため、水防体制を確立し、水防活動を実施する。





## 第1節 計画の目的及び性格

町域における洪水又は津波、高潮による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するため、水防管理団体である町の水防に関する業務の分掌、情報通信の連絡系統及び水防活動の基準等を明確にし、災害時における水防機能が円滑に遂行されるよう体制を整備する。

この章で定める水防計画は、災対法（昭和36年法律第223号）に基づく町防災計画の一部であるとともに、水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項の規定に基づく水防計画として位置付けられるものである。

## 第2節 町及び住民等の責務

### 第1項 水防管理団体の責務（水防法第3条）

町は、水防の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

なお、上関町は、法第2条にいう水防管理団体であり、水防法第4条に基づく知事の指定により指定水防管理団体（水防管理者一町長）であり、水防管理団体として、円滑な水防活動が行われるよう、水防団、消防機関の組織、連絡系統等を整備する。

### 第2項 ため池管理者の責務

ため池管理者は、水害が予想されるときは、当該ため池のある地域の水防管理者の指揮下に入り、必要に応じ門扉の開閉を行わなければならない。

### 第3項 居住者等の水防義務（水防法第24条）

町域内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者（町長）、水防団長又は消防機関の長が、水防のためにやむを得ない必要があつて命じた水防活動には従事しなければならない。

## 第3節 職員の配備体制及び所掌事務

### 第1項 配備体制の種類

#### 1 第1警戒体制

町は、町内に大雨、洪水、高潮の各注意報の一つ以上が発表されたとき、又は大雪警報が発表されたとき及び状況により町長が命じたとき、第1警戒体制を敷く。

この体制においては、災害の拡大防止に必要な準備の開始及び情報の収集・伝達活動を主として、関係のある課の職員の少数人員で配備し、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。

#### 2 第2警戒体制

町は、町内に暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪又は波浪の各警報の一つ以上が発表されたとき又は状況により町長が命じたとき、第2警戒体制を敷く。

この体制においては、災害応急対策に関係のある課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。

#### 3 特別警戒体制

町は、町内に土砂災害警戒情報又は記録的短時間大雨情報が発表されたとき、又は本町への台風の接近又は上陸が予想される時、及び状況により、町長が命じたとき、特別警戒体制を敷く。

この体制においては、災害応急対策に関係のある課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに第1非常体制に移行する体制とする。

#### 4 第1非常体制

町は、大雨、洪水、暴風、高潮のいずれかの警報が発表され、町内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、又は町域に係る気象、高潮又は波浪に関する特別警報が発表されたとき、又は土砂災害警戒情報が発表されたとき、及び状況により町長が命じたときに第1非常体制を敷く。

この体制においては、災害応急対策に関係のある課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに第1非常体制に移行する体制とする。

#### 5 第2非常体制

町は、町全域に係る災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が甚大であるとき、又は大規模災害の発生を免れないと予想される時、及び状況により町長が命じたときに第2非常体制を敷く。

この体制においては、災害対策本部を設置し、全職員をもって災害応急対策に当たる体制とする。

#### 6 緊急非常体制

町は、町域に係る災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき、又は大規模の災害発生を免れないと予想される時、町の全組織を挙げて災害対応が必要なときに緊急

非常体制を敷く。

この体制においては、町の総力をあげて災害対策に取り組む体制で、全職員による体制とする。

## **第2項 配備体制の解除**

気象警報・注意報が解除されるなど、配備体制の原因がなくなったときは、配備体制を解除する。  
ただし、町長が継続配備の必要を認めて指示した場合を除く。

## 第4節 水防用備蓄器具、資材の整備、確保

### 第1項 水防用備蓄器具、資材の基準

町は、おおむね水防警報区域及び重要水防箇所内に水防倉庫又は資材備蓄場を設け、次の器具資材を準備しておくようにする。

品名	数量	品名	数量
くわ	20丁	杭（長さ5m）	20本
つるはし	5丁	杭（長さ3m）	40本
掛矢	5個	杭（長さ2m）	80本
鋸	20本	ロープ	550kg
おの	5個	ブルーシート	200枚
スコップ	35丁	鎌	100挺
ハンマー	7個	11番鉄線	50kg
ペンチ	5個	14番鉄線	30kg
土のう袋	2,200俵	照明用具	若干

### 第2項 町の水防用備蓄器具、資材

#### 1 備蓄器具、資材の現状

資料編「資料4-2 水防関係 2 水防用備蓄器具・備蓄資材一覧表」を参照のこと。

#### 2 備蓄器具、資材の補充

町は、備蓄資材を使用し、又は器具を破損したときは、早急に補充又は修理し、緊急水防時に支障のないよう留意する。

#### 3 備蓄器具、資材の応援

町は、緊急水防を要する他の市町から器具、資材の応援を求められ、その必要を認めたときは、器具及び資材の応援流用を行う。

#### 4 民間水防用資器材の確認

町は、出水期において、あらかじめ町域内の水防用資器材を保有する業者、店舗等の所在、保有状況等を調査把握し、緊急時における水防作業が円滑に実施できるよう留意する。

## 第5節 気象状況等の連絡系統

水防に関係のある気象警報・注意報等の連絡系統は、第3編第2章「災害情報の収集・伝達計画」及び第2編第5章「災害情報の収集・連絡体制の整備」を準用する。

## 第6節 雨量、水位等の連絡系統

### 第1項 雨量、水位の情報収集及び連絡

#### 1 土木防災情報システム

雨量、水位の情報は、土木防災情報システムを通じて、町、関係機関、報道機関及び住民に提供される。

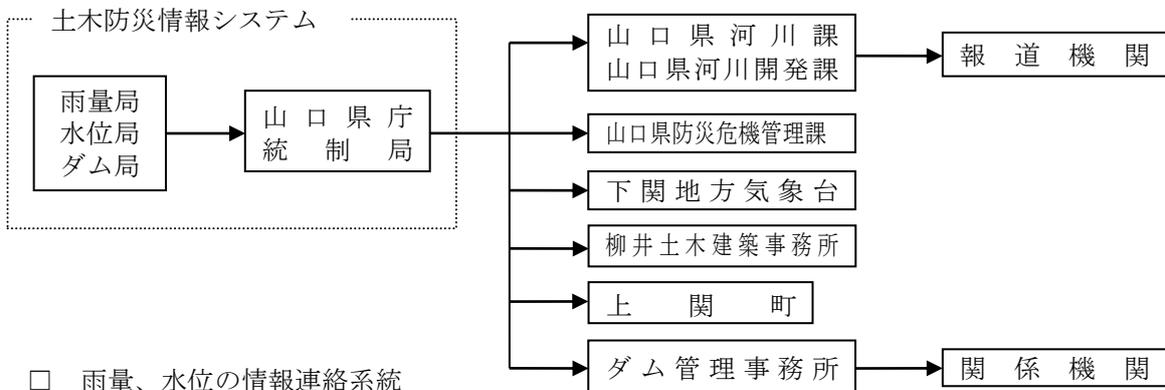
#### 2 雨量、水位情報等の把握

町は、柳井土木建築事務所から雨量、水位等の情報を集め、随時状況を把握する。

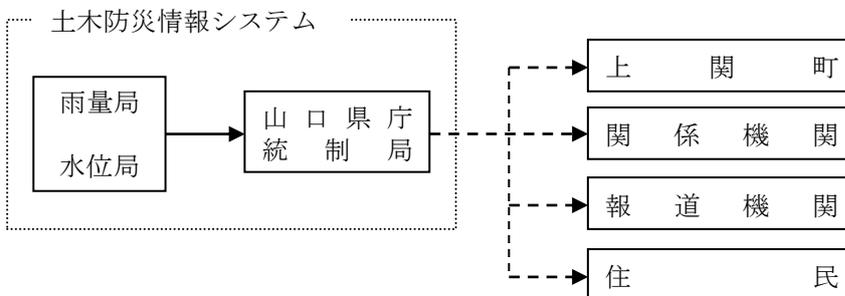
#### 3 雨量、水位の連絡系統

町は、気象情報、水防警報の通知のあったとき、又は、降雨の状況により、通報水位、通報雨量に達するおそれがあるときは、柳井土木建築事務所等の関係者と連携を密にし、その変動に注意する。

#### □ 雨量、水位の連絡系統



#### □ 雨量、水位の情報連絡系統



-----▶ インターネットによる情報の提供

## 第2項 潮位の情報収集及び連絡

### 1 潮位情報の収集

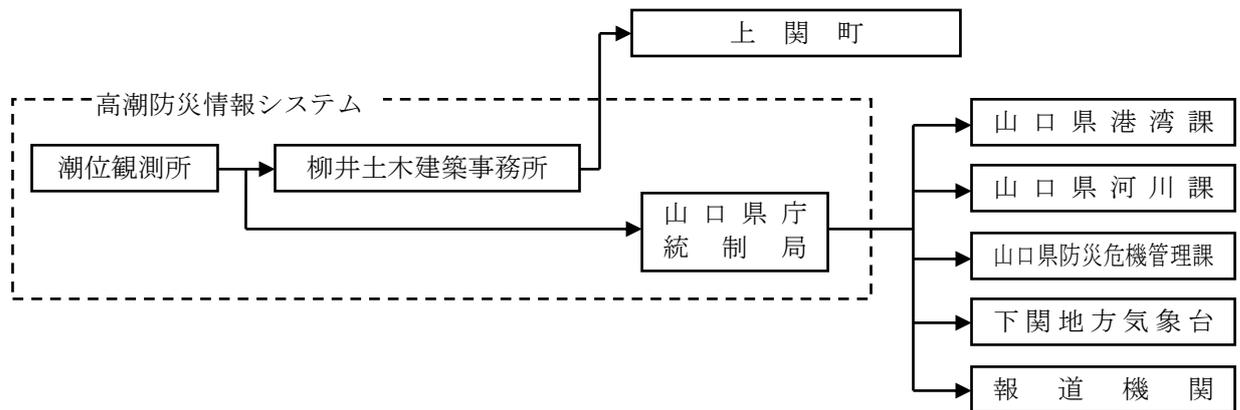
町は、気象情報の発表又は潮位の異常が認められるときは、柳井土木建築事務所等の水防関係機関と連携を密にし、状況、風向、風速及び潮位等の情報を収集するとともに、その変動に注意する。

### 2 高潮防災情報システム

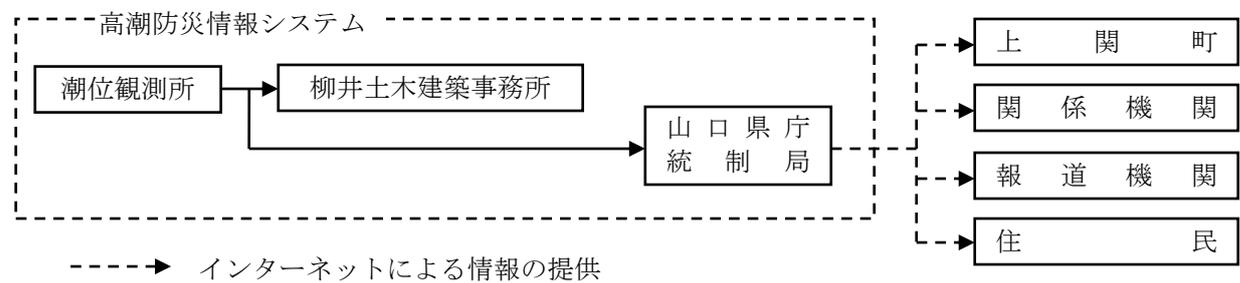
高潮警報・注意報が発表された場合にあつては、柳井土木建築事務所及び港湾管理事務所は、高潮防災情報システムにより潮位の情報を集め、必要に応じて町へ通報する。

なお、潮位、風向、風速の情報は、高潮防災情報システムを通じて、関係機関、報道機関及び住民にも提供される。

#### □ 潮位の連絡系統



#### □ 潮位の情報連絡系統



## 第7節 水防警報

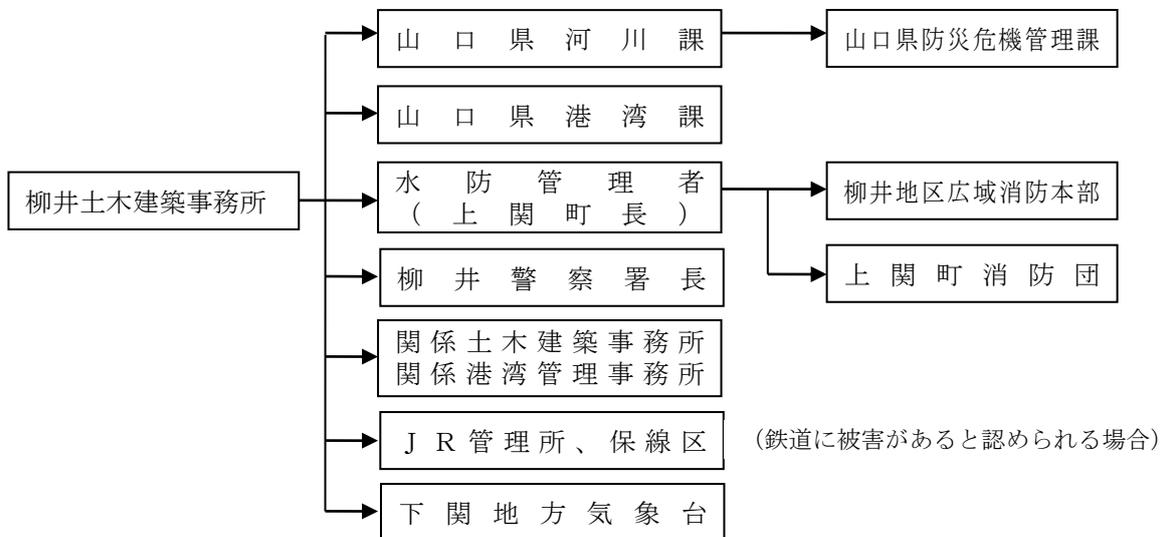
国土交通大臣又は知事は、それぞれ指定した河川、湖沼、海岸について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して水防警報を発表する。

### 第1項 知事が発する水防警報（水防法第16条第1項、第3項）

知事は、海岸については、高潮災害の想定される海岸について指定している。

知事が発する水防警報は、柳井土木建築事務所長が管理する海岸については、柳井土木建築事務所長が発するものとし、下表により関係機関に通報するとともに直ちに警報の内容を県河川課に報告する。

□ 指定海岸に水防警報を発した場合の連絡系統図



### 第2項 水防警報の伝達方法

#### 1 海岸に係る水防警報の種類、内容及び発令時期（知事が発する水防警報）

柳井土木建築事務所長又は周南港湾管理事務所長は、水防警報を発するときは、水防警報用紙をFAXで町に送信した後、町に情報提供した旨を県に電話連絡する。一般加入回線が途絶している場合は、県防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達する。

(1) 海岸について

種類	内容	発令時期
準備	1 陸閘の閉鎖 2 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始 3 危険箇所への応急措置 4 住民への警戒呼びかけ	気象状況等により高潮等の危険が予想される時。 高潮警報の発表に伴い配備した直後、台風の接近等に伴う高潮注意報発表を受けて水防関係各課の指示により配備した直後、又は高潮発生が予想される12時間程度前に発表する。
出動	1 水防要員の警戒配置 2 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始 3 危険箇所への応急措置 4 住民の避難誘導 5 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの	高潮等による被害が予想される時。 高潮発生が予想される4時間程度前までに発令する。
解除	水防活動の終了を通知するもの	気象状況等により、高潮のおそれなくなったとき。

2 水防警報の発表形式

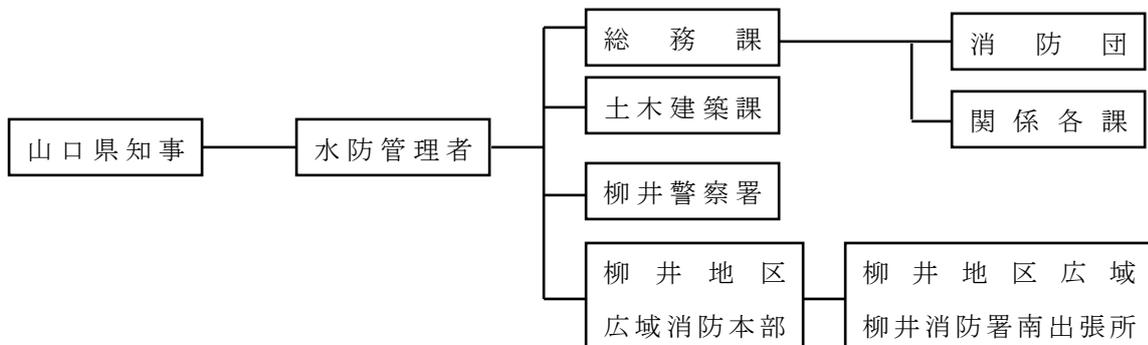
(例) 水防警報第〇号 山口県柳井土木建築事務所発表

〇〇水位観測所の水位は、〇時〇分現在〇・〇〇メートルに達しました。  
 1時間に〇センチメートルくらいの割合で上昇しています。  
 水防機関は、出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保してください。

3 町内の伝達系統

町は、知事が行う水防警報が発せられたときは、水防法第16条の規定に基づき、次のとおり伝達を行う。

□ 水防警報が発令された場合の伝達系統図



## 第8節 水防活動

### 第1項 重要水防箇所

町の重要水防箇所は、資料編「資料4-2 水防関係 1 重要水防箇所」による。

### 第2項 排水ポンプ場、水門等の操作

#### 1 点検、整備

排水ポンプ場、水門、排水門の管理者は、日常の維持管理に万全を期するとともに、特に増水（出水）期には、点検、整備を厳重にし、非常時の操作に支障がないよう留意する。

#### 2 防潮水門・排水ポンプ場の運転

防潮水門及び排水ポンプ場については、それぞれの施設ごとに定められている操作規則に基づき、防潮水門を閉鎖し、排水ポンプ場の運転を行う。

このほか、津波注意報・警報が発表された場合には、防潮水門を閉鎖し、必要に応じて排水ポンプ場の運転を行う。ただし、津波による越流等のおそれがある場合には、捜査員の安全確保を優先し、操作を行わないこととする。

#### 3 水門、排水門、陸閘の操作

- (1) 逆流防止のために設けられた水門、排水門のうち、操作を要するものについては、それぞれの操作要領に基づき、操作を行う。河川や海岸に設けられている陸閘については、洪水時又は高潮時で水位が上昇することが見込まれる場合に閉鎖する。
- (2) 陸閘の閉鎖時期は、洪水対策の場合は、河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、高潮対策の場合は、高潮注意報が発表されたときを原則とする。
- (3) 津波対策の場合は、陸閘の閉鎖よりも堤外海浜地へ出ている人の避難誘導を優先し、津波警報発表から津波の到達予想時刻までに1時間以上の時間的余裕がある場合に陸閘を閉鎖する。
- (4) 津波注意報・津波警報が発表された場合には、津波の到達予想時刻までに操作終了後の避難等の時間的余裕があるなど、捜査員の安全が確保できる場合に限り、水門、陸閘を閉鎖する。

#### 4 貯水池等の監視

- (1) ため池管理者は、あらかじめ個々のため池について通報水位を定める。
- (2) ため池管理者は、異常洪水による貯水状況、老朽危険箇所、漏水等に注意し、必要に応じてため池の警戒操作に当たるとともに、水防管理者（町長）と協議して、土のう積み、余水吐切開、ポンプによる排水、その他必要な措置をとる。
- (3) 水防管理者（町長）は、必要な措置の状況等を柳井農林事務所長に通報する。

## 第3項 水防措置

### 1 危険区域の巡視

(1) 地区責任者

危険区域内に属する水防団分団長及び災害対策本部施設部とする。

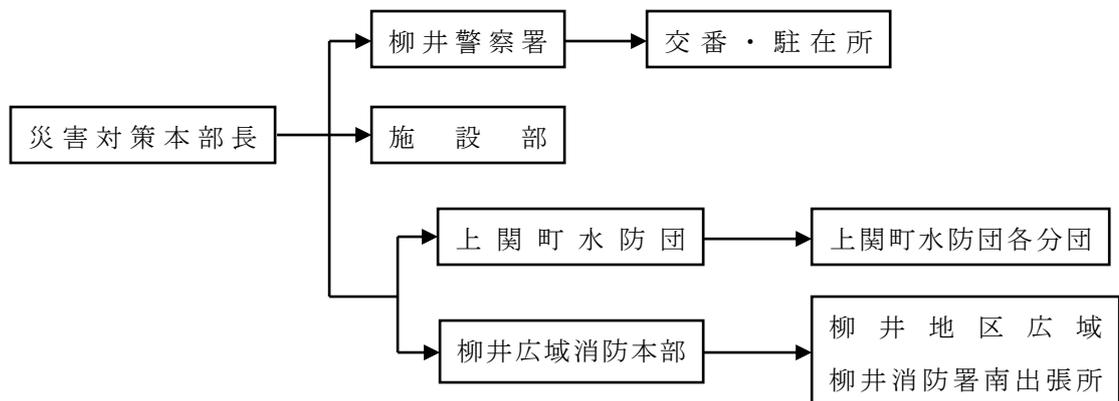
(2) 人員配置

気象状況、現状及び警戒体制の度合いにより、適宜人員配置をする。

(3) 通信体制

危険区域に災害の発生するおそれが生じたときは、柳井警察署に通報するとともに、サイレン、信号、電話及びその他の方法により通報する。

□ 危険区域の巡視に係る連絡系統図



### 2 通常警戒

水防管理者（町長）は、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに柳井土木建築事務所長に通報して必要な措置を求める。

### 3 非常警戒

水防管理者（町長）は、水防警報が発せられた後、重要水防箇所の監視、警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに柳井土木建築事務所長に通報する。

### 4 警戒区域の設定（水防法第21条）

水防管理者（町長）は、水防上緊急の必要がある場合においては、水防作業等の円滑を図るため、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

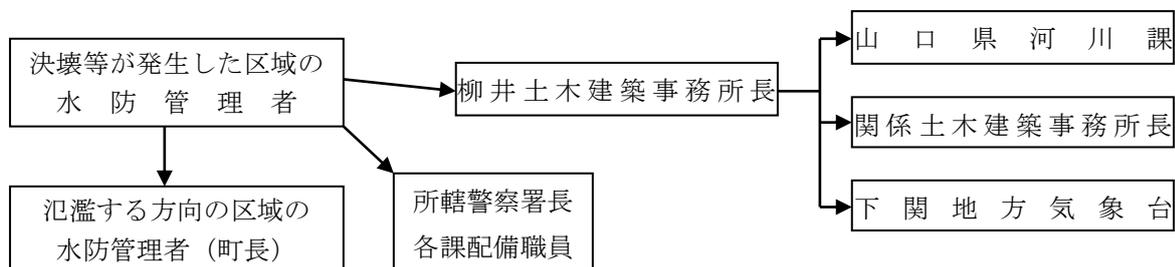
### 5 警察官の派遣要請（水防法第22条）

水防管理者（町長）は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出勤を求めることができる。

## 6 決壊・漏水の通報（水防法第25条）

水防管理者（町長）は、堤防が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、直ちに次の図により関係者に通報する。

### □ 決壊・漏水の通報経路



## 第4項 出動及び水防作業

### 1 出動

水防管理者（町長）は、次の場合に直ちに、水防団を出動させ、警戒配置につかせるとともに、水防活動に従事する者の安全を確保した上で、適当な水防作業を行う。

- (1) 出動を要する水防警報が発せられたとき。
- (2) 河川等の水位がはん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予測されるとき。
- (3) 堤防の異常を発見したとき。
- (4) 風速、風向、潮の干満等の状況により高潮による被害が予想されるとき。
- (5) 津波による被害が予想されるとき。

### 2 水防作業

水防管理者（町長）は、平素から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、非常事態においても最も適切な水防作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

#### (1) 非常事態の通報及び措置

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、水防管理者（町長）は、直ちにその旨を柳井土木建築事務所長及びその他関係ある機関、はん濫のおそれのある方向の隣接区域の水防管理者に通報するとともに、水防作業を実施しなければならない。

#### (2) 水防作業の実施要領

洪水に際して、堤防に異常の起きる時期は、滞水時間によることはもちろんであるが、水位がはん濫注意水位を突破する前後であることが多い。しかし、堤防斜面の崩れ、陥没等は通常減水時に起きる場合が多く、水位7～8割程度に減水したときが最も危険であるから、洪水の最高水位を下っても直ちに警戒を解いてはならない。

作業を実施するに当たっては、堤防の組織材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も

有効でしかも使用材料が、その付近で得やすい工法を施工することが必要である。

工法はその選定を誤らなければ、1種類の工法を施工するだけで成果を挙げ得る場合が多いが、ときには数種の工法を併施してはじめてその目的を達成する必要があるため、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を逐次施工し、極力水害の防止に努めなければならない。

## 第5項 水防管理団体等相互の応援、協力

水防管理団体（町）が、他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防に支障のない範囲で、作業員及び必要な資材器具を応援しなければならない。

したがって、隣接水防管理者は、あらかじめ協議して応援要領を定め、非常の際、水防活動が円滑迅速に行われるよう努めなければならない。

## 第6項 立退きの指示

### 1 避難

避難のための具体的な措置は、第3編第5章「避難計画」に定めるところによる。

### 2 立退きの指示（水防法第29条）

洪水、高潮等により、著しく危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県職員又は水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くことを指示する。

## 第7項 輸送

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、第3編第8章「緊急輸送計画」に定めるところによる。

## 第8項 配備体制の解除

水防警戒の必要がなくなり、配備体制を解除した場合は、水防管理者（町長）はその旨を一般に周知させるとともに、柳井土木建築事務所長を通して県河川課に報告する。

## 第9項 水防てん末報告

水防管理団体（町）が水防活動を行ったときは、水防活動終了後5日以内に柳井土木建築事務所を経由して、県河川課経由で知事に報告する。

## 第9節 公用負担

水防法に定める公用負担については、次のとおりとする。

### 第1項 物的公用負担（水防法第28条）

水防管理者（町長）又は消防機関の長は、水防のための緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用、収用
- (3) 車両、その他の運搬用機器の使用
- (4) 工作物、その他の障害物の処分

### 第2項 人的公用負担（水防法第24条）

水防管理者（町長）又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があると認めるときは、その地域の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

### 第3項 損失補償及び損害補償（水防法第28条、第45条）

物的公用負担により損失を受けた者又は人的公用負担により損害を受けた者に対する補償については、水防法第28条及び第45条に規定するところによる。

## 第10節 水防標識・身分証票・水防信号

### 第1項 水防標識（水防法第18条）

水防のため出動する優先通行車両の標識は、次のとおりである（水防法施行細則（昭和34年山口県規則第54号）第2条）。

水防標識



- (1) 標識の大きさは、縦15cm、横21cmとする。
- (2) 標識の材質は、紙製又はプラスチック製とする。
- (3) 地色は白色とし、記号は赤色とし、文字は黒色とする。

### 第2項 身分証票（水防法第49条）

水防計画を作成するため必要な土地に立入る場合に、携帯提示する身分証票は次のとおりである。

身分証票

(表)

第	号
水防公務証	
所属	
職氏名	
上記の者は、水防法（昭和24年法律第193号）第49条第1項の規定により立 入りをする者であることを証明します。	
年	月
日発行	
上関町長	印

(裏)

水防法（抜粋）

（資料の提出及び立入）

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

用紙の大きさは、縦6 cm、横9 cmとする。

### 第3項 水防信号（水防法第20条）

知事の定める水防に用いる水防信号は、次のとおりである（水防法施行細則（昭和34年山口県規則第54号）第3条）。

種類		発信の方法	警鐘による場合	サイレンによる場合		
警戒信号	はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの		○休止 ○休止 ○休止	約5秒 ○— 約15秒 休止	約15秒 休止 約5秒 ○—	約5秒 ○—
出動信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの		○—○—○休止 ○—○—○休止 ○—○—○	約15秒 ○— 約5秒 休止	約5秒 休止 約15秒 ○—	約15秒 ○—
総出動信号	必要と認める区域内の居住者で水防活動ができる者の全員が出動すべきことを知らせるもの		○—○—○—○休止 ○—○—○—○休止 ○—○—○—○	約30秒 ○—	約5秒 休止	約30秒 ○—
避難信号	必要と認める区域内の居住者に対し避難のため立ち退くべきことを知らせるもの		乱打	約1分 ○—	約5秒 休止	約1分 ○—

- (1) 信号は、適宜の時間継続すること。
- (2) 必要があれば、警鐘及びサイレンを併用すること。
- (3) 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

## 第11節 水防訓練

指定水防管理団体（町）は、法第32条の2に定めるところにより、水防技術の向上を図るとともに、水防組織の整備点検を行う。

## 第12節 水防協力団体

### 第1項 水防協力団体の指定（水防法第36条）

水防管理者（町長）は、事項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体を、その申請により水防協力団体として指定することができる。

### 第2項 水防協力団体の業務（水防法第37条）

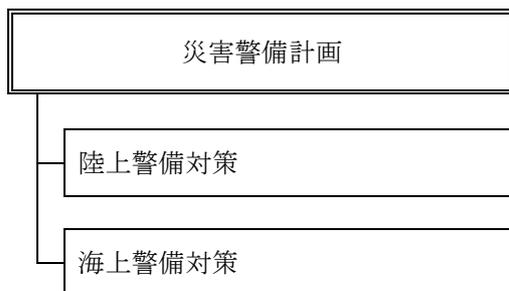
水防協力団体は、次の業務を行う。

- (1) 消防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及啓発

# 第13章 災害警備計画

## 基本的な考え方

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、陸上及び海上における災害の発生を防ぎ、又は災害の拡大を防止するため、柳井警察署及び徳山海上保安部は、早期に警備体制を確立し、犯罪の予防、交通の規制等応急対策を実施して、生命、財産の保護並びに社会秩序の維持に当たる。



## 第1節 陸上警備対策

柳井警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害警備本部を設置する等の措置をとり、情報の収集、避難誘導、救出・救助活動、交通規制並びに犯罪の予防及び取締り等の対策を行う。

町は、柳井警察署の行う警備対策に協力する。

なお、柳井警察署の活動の詳細は、災害警備計画で示す。

## 第2節 海上警備対策

徳山海上保安部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、海上の治安の維持、海上の交通安全の確保及び必要な通信の確保のための対策を実施する。

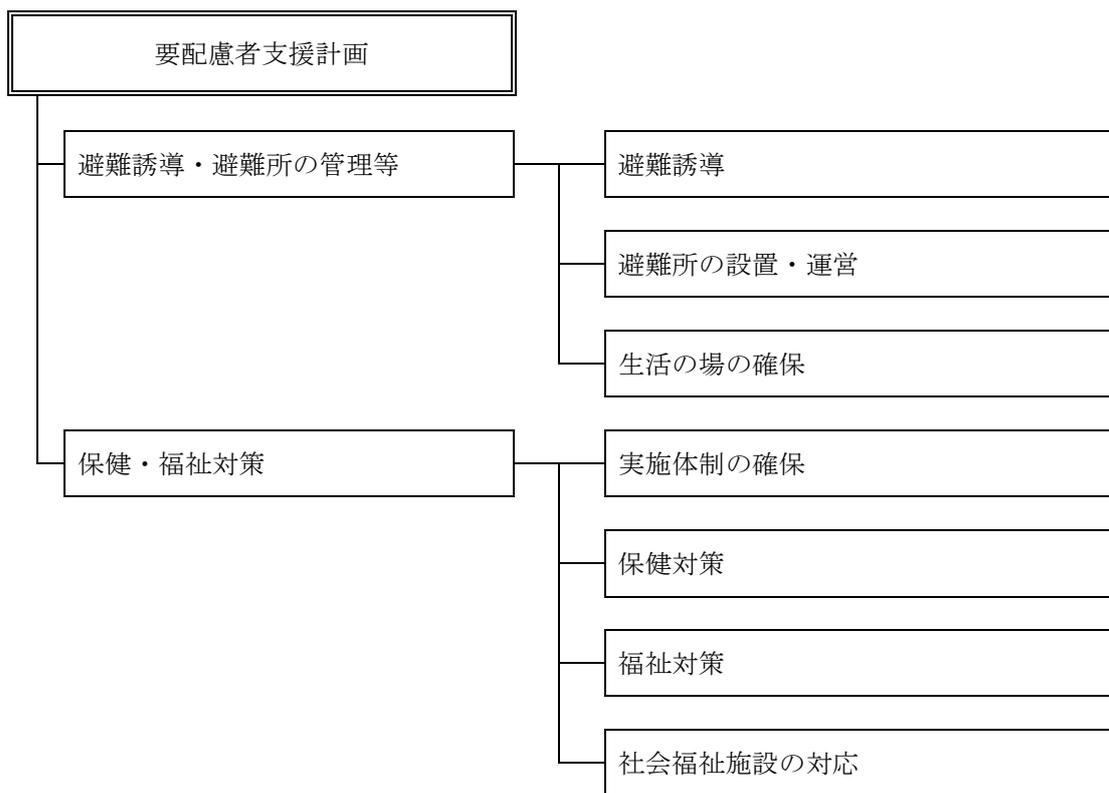
町は、徳山海上保安部の行う警備対策に協力する。

# 第14章 要配慮者支援計画

## 基本的な考え方

災害時には、町は自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細かな支援策を保健・福祉施策等との連携の下に、総合的に講じていく必要がある。

このため、町は、要配慮者に配慮した、避難誘導、避難所の運営、保健福祉サービスを実施する。



## 第1節 避難誘導・避難所の管理等

町は、避難計画の実施に当たり、次の事項に留意し、要配慮者に配慮した避難誘導等を行う。また、高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅の供与など、生活の場の確保に努める。

## 第1項 避難誘導

### 1 避難指示等の伝達

町は、避難指示等に当たって、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等への伝達や夜間における伝達に配慮する。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

さらに、地理に不案内な外国人旅行者を含む観光客等にも配慮する。

### 2 避難誘導の方法

避難指示等が発令された場合、町は、警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等の協力を得て、地域住民を避難場所等に誘導するが、この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等を優先して避難誘導する。

### 3 移送の方法

町は、自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の避難に際して、車両、船艇等による移送に配慮する。

### 4 避難行動要支援者名簿等の活用

町は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

## 第2項 避難所の設置・運営

町は、避難所の設置・運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した適切な対応を行う。

### 1 避難所の管理

(1) 避難所を設置した場合、避難所の管理責任者は避難者名簿台帳の作成に当たり、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等の把握に努めるとともに、平常時に把握している避難行動要支援者名簿等、在宅福祉サービス利用者、ひとり暮らし・寝たきり高齢者、障害者等の名簿を活用するなどして、安否確認を行う。

(2) 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。

介護職員などの福祉人材が不足する場合は、県に応援要請を行う

(3) 高齢者、障害者、妊産婦等については、避難所において、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。

また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や多様な主体の視点等に配慮する。

- (4) 自らでは情報把握の困難な高齢者、障害者等への情報の伝達が徹底されるよう努める。とりわけひとり暮らし高齢者、視覚・聴覚障害者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。
- (5) 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品などのほか、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。

## 2 被災者の他地区等への移送

要配慮者の障害の状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らないまでの者については、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。

避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者、妊産婦等については、協力・連携体制を確保している宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送などについて配慮する。

また、外国人旅行者を含む観光客等の移送について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

## 第3項 生活の場の確保

町は、高齢者、障害者等の避難生活のハンディキャップを少しでも取り除くため、県と連携の下、生活の場として、次のような応急住宅の確保に努める。

### 1 応急仮設住宅の建設・供与

- (1) 応急仮設住宅の建設に当たっては、入居予定者の状況により、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。
- (2) 入居者の選考に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦世帯等に配慮する。

### 2 公営住宅・一般住宅の確保

設備の整った公営住宅や一般住宅は、高齢者、障害者等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となることから、その確保に努める。

### 3 宿泊施設の確保

宿泊施設は、施設・設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障害者等の一時収容先として確保に努める。

## 第2節 保健・福祉対策

災害時には、平常時において在宅保健・福祉サービス等の援護を受けている高齢者、障害者等に加え、家庭機能の低下等により新たに援護を必要とする者が生じてくる。

また、避難生活では、生活環境の激変等に伴い、健康の確保や福祉対策が重要となってくる。

このため、町は、関係団体、社会福祉施設、ボランティア等との連携の下に、高齢者、障害者等に配慮した保健・福祉サービスの提供、生活の支援等を行う。

### 第1項 実施体制の確保

災害時における保健・福祉関係業務としては、災害救助関連業務のほか、新たな要配慮者への対応等膨大な種類と量の業務が発生するとともに、応急仮設住宅における保健・福祉サービス等のように、災害発生後一定の期間を経て開始される業務が数多く存在する。

このため、町は、災害の規模、行政機能の状況等を踏まえながら、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意した上で業務実施体制を確保し、各段階におけるニーズに応じたサービスの提供等を行う。

この場合、必要に応じ県又は他の市町等への応援職員の派遣を要請し、援護等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

### 第2項 保健対策

被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要である。

このため、町は、保健師による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で、高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。

- 1 県と連携の下、保健師等による避難所、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導
- 2 精神保健福祉センター、柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）等におけるメンタルヘルスケア
- 3 訪問指導、訪問看護等の在宅保健サービスの早期実施

### 第3項 福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障害者等のニーズも多岐にわたることが見込まれるため、町は、他県等の応援職員、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢者、障害者等に対し、遅くとも1週間以内をめどに、組織的・継続的な福祉サービスを実施する。

#### 1 要配慮者の把握等

町は、発災後直ちに福祉関係職員等を中心としたパトロールチームを編成し、介護等の必要な高

齢者、障害者、さらには家庭での保育や養育の困難となった児童等の実態把握調査を行うとともに、定期的な巡回活動によりニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。

この場合、町社会福祉協議会が福祉の輪づくり運動を活用して行う訪問、話し相手、通院介助、外出の付き添い活動等の連携を図る。

## 2 福祉サービスの提供

(1) 町は、介護の必要な高齢者、障害者について、特別養護老人ホーム、障害者施設への緊急一時入所など、手続きの弾力的な運用による柔軟な対応を行う。

また、県等との連携の下に、家庭での保育や養育が困難になった児童について、親族による受入れの可能性を探るとともに、保育所での一時預かり、児童養護施設や里親等への一時保護委託等を行う。

さらに、児童等の心の不安を解消するため、児童相談所での相談活動を強化する。

(2) 町は、関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障害者等在宅福祉サービス認定対象者のニーズを踏まえ、ホームヘルプサービス、デイサービスなどを緊急に整備する。

## 3 情報の提供

町は、災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障害者等に的確に伝わるよう、掲示板、パソコン、FAX等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。

また、視覚障害者、聴覚障害者については、手話・点字通訳者、要約筆記者等の確保に配慮する。

## 4 生活資金等の貸付

町は、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、県を通じ生活福祉資金特例貸付（小口資金貸付制度）の実施について国に要請するとともに、貸付主体である県社会福祉協議会と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。

また、生活福祉資金の災害援護資金、母子・父子・寡婦福祉資金等の貸付支援措置を講じる。

# 第4項 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、公共的施設として、入所者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を果たすことが求められる。

このため、被災社会福祉施設は、関係機関等の協力を得つつ、早急に施設機能の回復を図るとともに、相互支援関係にある施設、ボランティア等との連携の下に、高齢者、障害者等のための速やかな対応を行う。

## 1 入所者等の安全確保

(1) 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全スペース等へ迅速かつ的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷者がある場合は、

症状・負傷の程度に応じた応急手当又は必要に応じ医療機関への移送等を行う。

- (2) 社会福祉施設の管理者は、発災後直ちに、火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等二次災害の原因となるもの及び給水、供电、給食等の施設・設備の安全を確認する。
- (3) 町は、ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう事業者へ要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。

## 2 要配慮者の受入れ

- (1) 被災地の社会福祉施設は、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペースなどを活用して、マンパワーの状況等を勘案しながら、介護等の必要な高齢者、障害者等の緊急一時受入れを行う。

なお、不足する生活必需品、マンパワー等については、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設又は町及び県に対し、支援を要請する。

町は、これら社会福祉施設の対応を支援する。

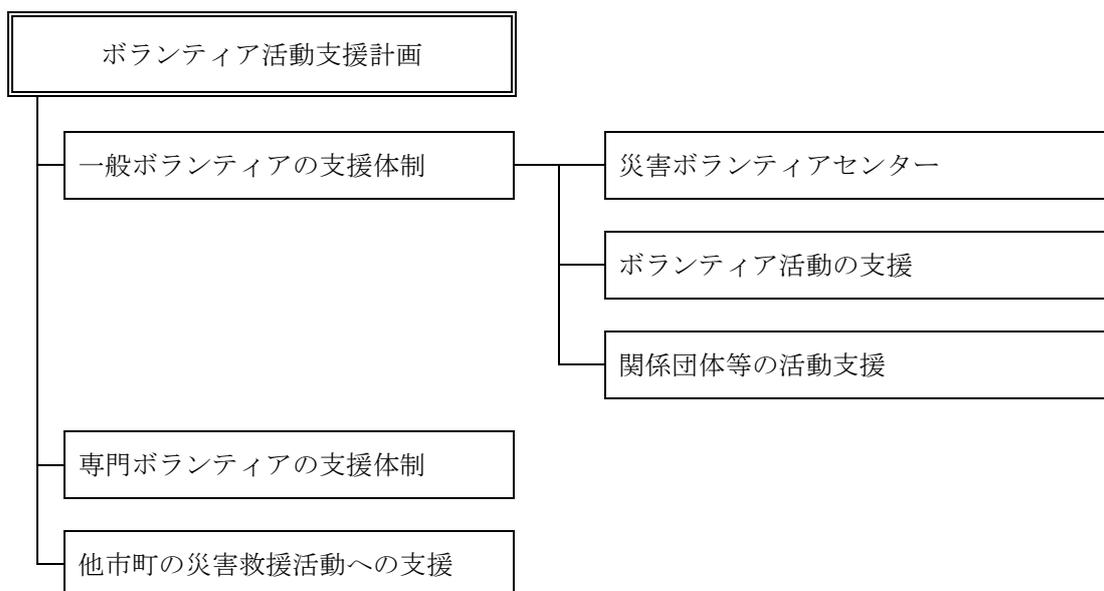
- (2) 被災地以外の地域の施設は、町又は県の要請に基づき、入所者の処遇に支障をきたさない範囲内で、要配慮者の受入れに協力する。

# 第15章 ボランティア活動支援計画

## 基本的な考え方

大規模災害時には、町、県及び防災関係機関の救助活動に併せ、住民の協力を必要とする。  
また、一方において、被災を免れた住民等から被災地の救援活動への参加も予想される。  
これらの者の善意を救助活動等に効果的に活かすためには、救助実施機関との連携と受入体制の整備が必要となる。

このため、災害時における被災者の救援活動に参加希望を持つボランティア（個人・団体）の活動が円滑かつ効率的に行えるよう、その支援計画について定める。



## 第1節 一般ボランティアの支援体制

### 第1項 災害ボランティアセンター

町社会福祉協議会は、大規模災害発生時には、次のとおり、ボランティア活動支援のための体制を確立し、町本部及び県本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。

#### 1 町災害ボランティアセンターの設置

福祉センター等に、ボランティア活動の第一線の拠点として町災害ボランティアセンターを設置し、町本部と連携を図りながら、被災地でのボランティアの活動支援を行う。

また、大規模かつ広域的な災害が発生し、福祉センター等の施設が被災等によってその機能を十分に発揮できない場合には、必要に応じ、他の市町ボランティアセンターとの災害ボランティアセ

ンターの共同設置や民間支援組織等との協同運営を図る等、適切な活動支援体制の構築に努める。

## 2 ボランティアの募集及び受付

ボランティアの受入れに関する担当窓口は、町本部の救助部が担当するが、実質的には、町社会福祉協議会が行う。

このため、町社会福祉協議会は、町本部との連絡及び情報連絡体制を整備する。

## 3 ボランティア名簿の作成

ボランティア名簿を作成し、参加するボランティアのボランティア保険加入状況や宿泊場所等を把握する。

## 4 被災者ニーズの把握

町本部と連携の下、的確な被災者支援が行えるよう、被災者ニーズの把握に努める。

## 5 ボランティアのマッチング及び具体的な活動内容の指示

的確な被災者支援が行えるよう、ボランティアコーディネーター等と連携の下、組織的なボランティア活動の実施に努める。

なお、ボランティアの実際の派遣については、災害ボランティアセンターで調整して行う。

## 6 ボランティア保険の紹介

町社会福祉協議会に登録、届出又は委嘱等の手続きを経ており、活動内容が把握されているボランティア団体の構成員は、活動中に自身が被った身体の障害等及び損害賠償責任等を補償するボランティア保険に加入することができる。

町社会福祉協議会は、活動を行うボランティア団体にボランティア保険を紹介する。

# 第2項 ボランティア活動の支援

町は、町本部にボランティア担当窓口を設置し、町・県災害ボランティアセンターと一体となって、ボランティアの活動支援を行う。

## 1 町・県災害ボランティアセンター、県本部等との連絡調整

町・県災害ボランティアセンター、県本部その他防災関係機関との連絡調整を行い、ボランティアが効率的に活動できるよう努める。

また、本町のみではボランティアコーディネーターや一般ボランティアが不足する場合、県ボランティアセンターに対してあっせんを要請する。

## 2 被災地ニーズ等の情報収集

関係機関との連携の下、情報収集を行い、ボランティア活動が的確な被災者支援に結びつくよう努める。

### 3 活動拠点の確保

庁舎や公民館等町の施設の一部をボランティアの活動拠点として提供する。

### 4 資機材の調達・提供等

ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材等を、可能な限り貸し出す。

### 5 その他町災害ボランティアセンターの運営や活動に対する必要な支援

町災害ボランティアセンターの運営やボランティア活動に対し、必要な支援を積極的に行う。

## 第3項 関係団体等の活動支援

町は、関係団体、NPO法人、民間企業等は、ボランティアや町・県災害ボランティアセンターの円滑な活動を支援するため、専門人材の派遣や資機材の提供等、必要な支援を行うとともに、平時からの連絡体制の構築に努める。

また、民間企業等においては、社員等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、できるかぎり配慮に努める。

## 第2節 専門ボランティアの支援体制

町は、専門的知識・技能を必要とする救助活動等の実施に当たり、従事命令等によってもなお必要な人員が不足する場合、県本部にボランティアの派遣を要請するとともに、派遣されたボランティアに対する指示、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

## 第3節 他市町の災害救援活動への支援

町は、他市町で大規模な災害が発生した場合において、被災市町と緊密な連絡・調整を行いながら、県、関係団体と連携して、ボランティアの派遣等必要な支援を行う。

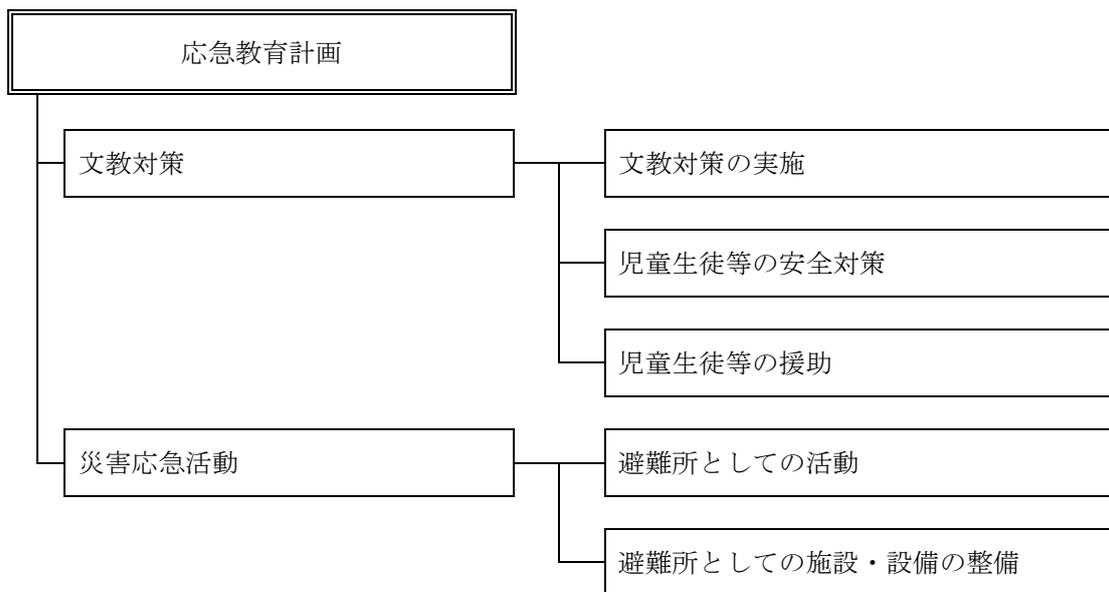
# 第16章 応急教育計画

## 基本的な考え方

大規模災害発生時には、幼児、児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。

幼稚園、小中学校等（以下「学校等」という。）は、多数の児童生徒等を預かっており、災害時にはこれらの者の生命の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として教育活動の確保もまた重要である。

このため、学校等における災害時の応急対策の実施に必要な事項を定める。

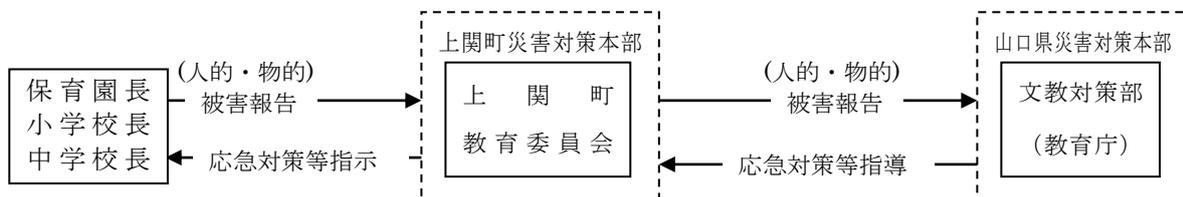


## 第1節 文教対策

災害時における児童生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、次の事項を実施する。

### 第1項 文教対策の実施

#### 1 文教対策実施系統図



## 2 被害報告の内容

(1) 被害報告の種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害速報</li> <li>・公立学校等人的被害に関する報告</li> <li>・公立学校等物的被害に関する報告（施設、教科書等）</li> <li>・要保護準要保護児童生徒等に対する就学援助等の調査報告</li> <li>・学校給食関係被災状況調査報告</li> <li>・教職員住宅被害報告</li> </ul>
(2) 報告者、報告系統	第1項1「文教対策実施系統図」による。
(3) 学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」によるものである

## 第2項 児童生徒等の安全対策

### 1 安全対策の視点

町は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、次の視点に立った取組を推進する。

- (1) 様々な災害を想定した学校安全計画の充実
- (2) 大規模災害を想定した避難訓練の実施
- (3) 安全に関する職員研修の充実
- (4) 通学路の安全点検
- (5) 家庭・地域社会との連携強化
- (6) ボランティア活動の推進
- (7) 自他の生命を尊重する態度の育成
- (8) 安全な生活態度や習慣の確立

### 2 応急対策

町は、学校等における、災害時の児童生徒等の安全確保並びに教育活動の確保について、必要な措置を実施し、また、指導助言及び援助を行う。

#### (1) 事前対応

##### ア 学校等における災害応急対策計画の策定指導

町は、校長又は園長（以下「校長等」という。）に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画を策定するとともに、その計画について、児童生徒等、教職員、保護者等に周知するよう指導する。

- (ア) 防災組織・情報伝達（組織の役割分担）
- (イ) 参集体制（災害種別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）
- (ウ) 情報収集（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達）
- (エ) 休校（園）等の決定（休校（園）（自宅待機）の決定、報告）
- (オ) 連絡体制（県・町教育委員会、警察署、消防機関及び保護者等への連絡体制）
- (カ) 避難指示及び避難誘導（避難場所（二次避難場所）、避難ルート、避難方法、在校時・

登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導)

- (キ) 実験・実習中の対策
- (ク) 火元の遮断と初期消火活動
- (ケ) 救護活動（児童生徒等、避難者）
- (コ) 避難所の開設・運営（町との連絡体制・初動対応）
- (ク) 児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法

#### イ 防災訓練の実施

校長等は、児童生徒等が災害時に迅速かつ的確な対応がとれるよう、町、県及び防災関係機関等が実施する防災訓練等に参加し、又は自ら防災訓練を実施する。

学校における防災訓練の場としては、次の三つが考えられる。

- (ア) 総合防災訓練（県によるもの）
- (イ) 地域防災訓練（町、防災関係機関等によるもの）
- (ウ) 学校等で行う訓練（町立学校は毎学期1回以上の実施）

#### ウ 学校施設・設備及び通学路の安全点検

校長等は、災害発生時の被害を最小限にとどめるため、日常から学校施設・設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておくようにする。

##### (ア) 防災上必要な設備等の点検整備

区 分	内 容
消火設備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、防火扉
避難・救助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ
医薬品等	救急医薬品、担架

##### (イ) 破損、火災等による被害防止

区 分	該当施設	点検確認事項等
窓ガラス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
理科実験類・ 医薬品類	理科実験室・ 実習室・保健室	混合発火の可能性の有無、劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況
ガ ス	理科実験室・ 調理室・給食室	元栓の開閉機能、ガス管の老朽化の有無
石油ストーブ・ ガスストーブ	教室・職員室・ 事務室・用務員室	周囲の引火物の有無

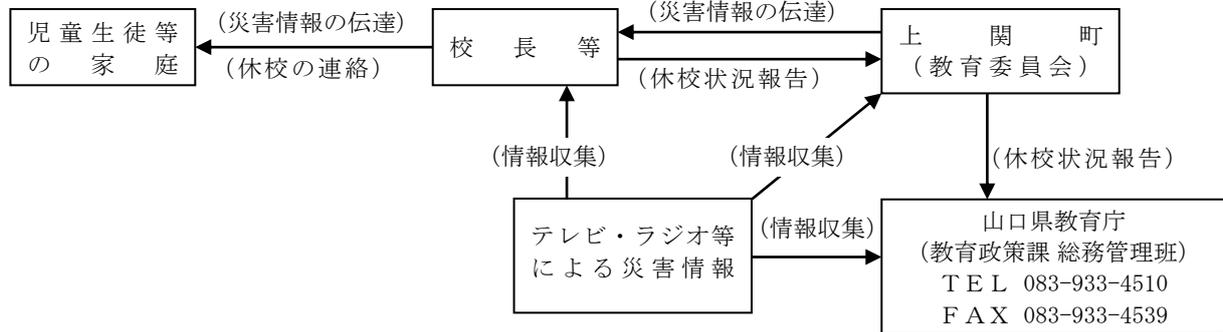
#### エ 気象情報の収集

学校等は、町教育委員会及びテレビ・ラジオ等から気象情報等の災害関連情報を収集し、必要に応じ連絡網により児童生徒等の家庭に伝達する等の措置を講じる。

また、台風等事前に襲来が予測される場合の休校（園）又は自宅待機については、児童生徒等の登校前、遅くとも午前6時頃までに決定し、連絡する。

なお、校長等は休校（園）を決定した場合は、速やかに町にその旨の報告を行い、町は、県教育庁教育政策課に休校（園）の状況を報告する。

□ 伝達系統



(2) 災害時の対応

ア 町

(7) 所管する学校において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導助言し、及び支援に努める。

(イ) 学校等教育施設の確保を図るため、下記(4)アに記述する学校施設の応急復旧に必要な措置を実施し又は指導助言を行う。

なお、災害が大規模又は広域にわたるため、下記(4)イに記述する「学校施設の被害に応じた施設確保の基準」による授業再開が必要な施設の確保について町での対応が困難な場合は、必要に応じて県教育委員会と協力して対策チーム（リーダー：県義務教育課）を設置し、異校種間の調整や市町域を超える対応等について速やかに検討し、対応を決定する。

(ウ) 公民館等の学校施設として代替可能な公共施設の状況（収容人数、教育設備・備品の状況や通学手段の有無等）については、あらかじめ把握しておくようにする。

イ 校長等

(7) 災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、前記により策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講じる。

a 学校等の管理する危険物の安全措置

学校等が管理する危険物（電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等）については、二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止又は安全な場所への移動等必要な措置を講じる。

b 保健衛生に関する指導、助言

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。

(a) 飲料水（井戸等利用の場合）汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置

(b) 汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施

(c) 被災地域における感染症予防上の措置

- (イ) 災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、第1項1「文教対策実施系統図」により、町教育委員会に報告する。

児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うが、被害の状況により必要があるときは、町又は地域住民等の協力を求める。

なお、災害速報は、被害等を把握した都度報告する。

- (ウ) 状況に応じ町（教育委員会）と連絡の上、臨時休校（園）等適切な措置をとる。

なお、休校（園）を決定した場合は、速やかに町（教育委員会）にその旨の報告を行い、町（教育委員会）は、県教育庁教育政策課に休校（園）の状況を報告することとする。

- (エ) 設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。

なお、確保については下記(4)イに記述する「学校施設の被害に応じた施設・設備の確保基準」により行う。

- (オ) 施設・設備の応急復旧状況を把握し、町（教育委員会）に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を、児童生徒等及び保護者に連絡する。

### (3) 災害復旧時の対応

#### ア 町

- (ア) 災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒についての教育事務の委託を隣接市町に対して行うことができる。

- (イ) 県（教育庁各課・学事文書課）と連携の下、授業再開に必要な対策について、所管する学校を指導助言し、支援する。

- a 学習場所の確保等
- b 教員の確保（臨時的任用、近隣学校からの応援、他府県への応援要請等の措置）
- c 教科書等の供給

- (ウ) 被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期する。

この場合において、人員等が不足するときは、他の部局に職員の応援を求めるなどして確保を図る。

- (エ) 県（教育庁各課・学事文書課）と連携の下、被災地の児童生徒等の転入学の弾力的な運用を他の都道府県及び市町教育委員会に依頼する。

#### イ 校長等

- (ア) 教職員、児童生徒等を掌握するとともに、町教育委員会及び県（教育庁各課・学事文書課）と連絡し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努めるなど、教育活動再開に向けての態勢を整備する。

- (イ) 被災児童生徒等のうち、当該学校以外の避難所に避難している児童生徒等については、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。

- (ウ) 避難場所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった

場合は、町教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保のあつせん依頼を行う。

(エ) 災害復旧の推移を把握し、町教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期について、保護者及び関係者に連絡する。

(オ) 授業再開に当たっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意する。

(4) 被災後の教育施設等の確保

ア 学校施設の応急復旧

(ア) 施設の安全点検と危険箇所の表示

(イ) 応急復旧計画の樹立等の措置

(ウ) 応急復旧のための設備及び資材の確保措置

(エ) 被害状況の詳細な記録（写真等）

(オ) 現地指導員の派遣

イ 学校施設の被害に応じた施設確保の基準

(ア) 応急的な修理で使用できる場合

当該施設の応急復旧により使用する。

(イ) 学校施設の一部が使用できない場合

特別教室、体育館等を利用する。

(ウ) 校舎の大部分が使用できない程度の場合

公民館等公共施設の利用又は被災を受けていない隣接学校の施設・設備等を利用する。

(エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

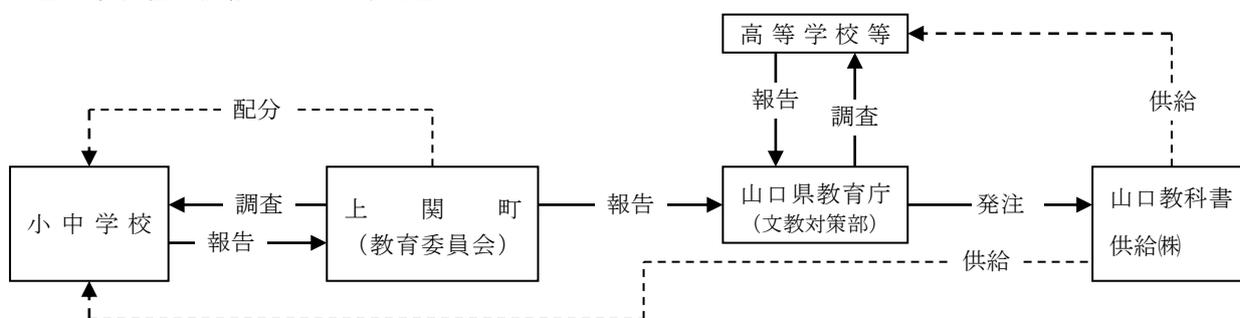
避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設・設備がない場合は、応急仮校舎の建設を要請する。

### 第3項 児童生徒等の援助

#### 1 教科書の供給

教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について」（昭和52年4月8日付文初管211号）による。

□ 教科書の供給あっせん系統図



#### 2 学用品の給与

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対し以下のような措置が講じられる。

##### (1) 給与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒

##### (2) 給与実施者

通常の場合、知事から委任を受けた町長が、教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行う。

##### (3) 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。

##### ア 教科書及び教材

(ア) 「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条に規定する教科書

(イ) 教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

##### イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

##### ウ 通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

エ 私立学校において使用する教材については、公立学校が使用している教材に準じる。

##### (4) 学用品給与の時期

##### ア 教科書・教材

災害発生の日から1か月以内

イ 文房具及び学用品

災害発生の日から15日以内

### 3 学校給食の確保

町及び学校等は、災害時における学校給食物資の確保及び給食の実施を図るため、次の措置を行う。

また、必要に応じ、学校給食関係団体等に対し、学校給食再開について協力要請する。

#### (1) 災害時における給食物資の確保措置

ア 学校給食用施設・設備の被害状況の把握と指導援助

学校等は、調理施設、洗浄用機器、水道設備、排水設備、食器等の学校給食用施設・設備について、被害状況（規模及び程度）を把握し、町（教育委員会）又は県（教育委員会）へ報告する。

町は、施設・設備の確保を図るため、必要な措置を実施し又は指導助言を行う。

イ 保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等

学校等は、冷凍用倉庫をはじめとする食材用保管庫について、電気系統を含めた機能の維持を確認する。

また、倉庫、学校給食用施設の天井、壁面、床面等からのガス・水漏れの有無について確認を行い、ガス・水漏れのある場合は、これを防止するための措置をとる。

ウ 被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

学校等は、平時から学校給食施設に保存してある給食物資（食材）について、給食での使用が可能か把握する。

また、学校給食会等の食材納入業者に、食材の調達に支障が生じていないか確認し、調達が困難な場合は他の食材納入業者等に協力を求めるなどの措置を講じる。

#### (2) 応急給食の実施

町及び学校等は、学校給食施設の安全点検を実施し、学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。

ア 給食施設・設備の安全点検及び衛生管理

学校等は、給食施設・設備の破損、部品の欠損及び作動について安全点検を行うとともに、学校給食衛生管理基準に基づく施設・設備の清掃及び洗浄消毒を行う。

イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理

学校等は、学校給食衛生管理基準に基づく十分な衛生管理及び加熱調理を行う。なお、給食用食器の不足が生じた場合は、使い捨ての紙コップ、紙皿を使用するなど、衛生管理に留意する。

ウ 調理従業者の確保及び健康診断

町は、調理業務委託業者との連携等により、応急給食の実施に必要な調理従事者を確保す

る。

また、調理従事者については、検便を実施するなど所要の健康診断を行い、食中毒の防止に十分留意する。

エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整

学校等は、学校給食衛生管理基準に基づき、施設・設備の清掃及び洗浄消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意する。特に、被害のあった炊き出しへの協力などのため調理従事者以外が使用した場合については、十分留意する。

(3) 大規模・広域災害への対応

ア 町は、災害が大規模又は広域にわたり、町のみでは対応できない場合、県教育委員会と協力して対策チーム（リーダー：学校安全・体育課）を設置し、当該チームにおいて応急給食に係る全県的な対策を速やかに検討し、対応を決定する。

イ 町は、県教育委員会と連携し、各学校の調理能力（提供可能最大食数等）及び配送可能近隣校、代替可能給食施設の有無等について、あらかじめ把握しておくようにする。

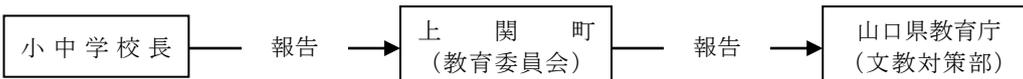
#### 4 児童生徒等に対する就学援助

(1) 被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助

町及び学校等は、要保護、準要保護家庭の小中学校児童生徒について、「学校教育法」に基づき、援助措置を講じる。

これに必要な取扱内容等は、以下による。

□ 援助を必要とする児童生徒数の把握方法



□ 援助措置の内容

学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒用品費、  
修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、  
卒業アルバム代等

#### 5 授業料等の減免及び学資貸与

町及び学校等は、必要に応じ、被災生徒等に対して、山口県ひとづくり財団、日本学生支援機構による奨学金の貸与措置について周知を図る。

## 第2節 災害応急活動

学校等は、平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に、大規模災害が発生した場合は、地域住民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。

このため、関係部局と協議調整の上、避難所として必要な設備等の整備の促進を図る。

### 第1項 避難所としての活動

学校等が避難所となる場合、避難所の運営は町が行う。

教職員は、児童生徒等の安全確保、校長等を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むとともに、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力する。

### 第2項 避難所としての施設・設備の整備

町防災計画において、避難所に指定された施設の設備整備については、関係部局と協議の上、必要な対策を計画的に講じる。

#### 1 情報連絡体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、携帯電話、パソコンネットワーク、防災Wi-Fi等多様な連絡手段による情報ネットワークの整備を図る。

#### 2 必要な設備の整備

学校等が避難所として、防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等必要に応じ、防災機能の整備を図る。

#### 3 必要な資材等の備蓄

避難所としての機能を果たすため、町本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な資材等の備蓄の促進を図る。

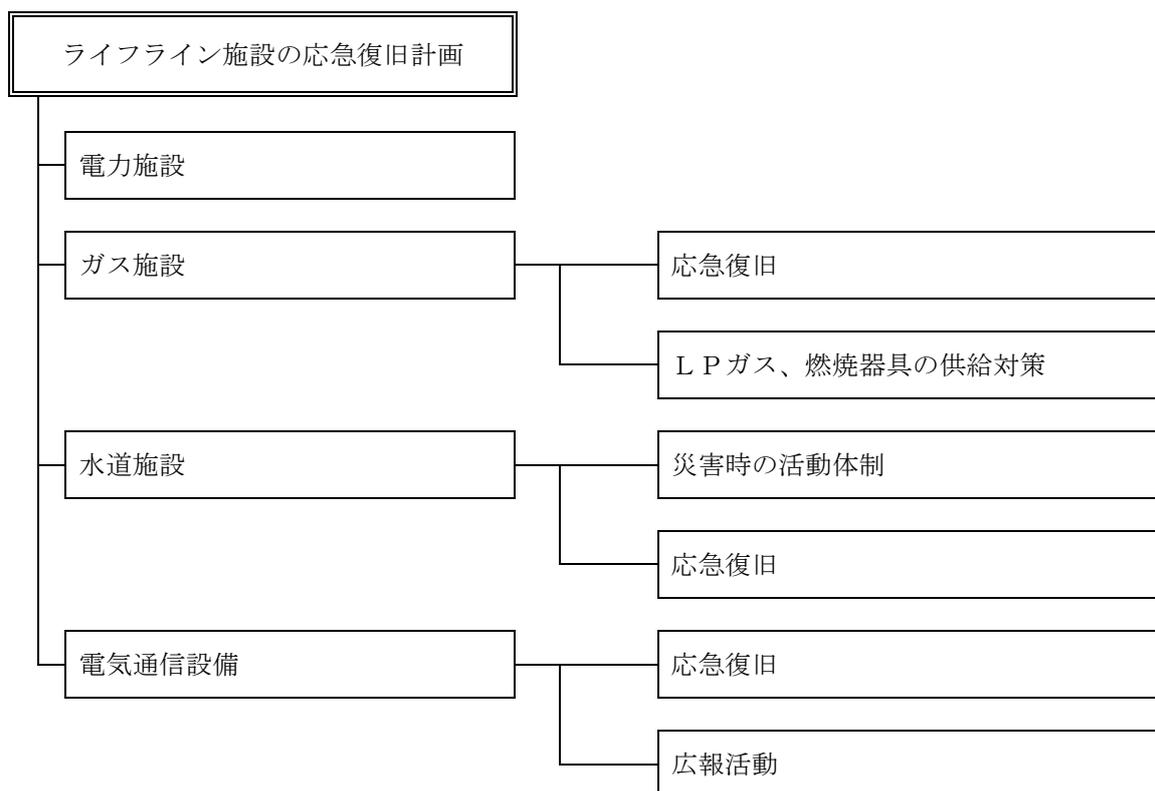
# 第17章 ライフライン施設の応急復旧計画

## 基本的な考え方

大規模災害が発生すると電気、ガス、上下水道、電話等の施設も被災し、住民生活に大きな支障が生じるおそれがある。

これらの施設は、どれも住民の日常生活に欠くことのできないものであり、被災後の速やかな応急復旧を必要とする。

町は、ライフライン事業者の迅速な応急復旧活動を支援するため、道路被害、規制等の情報を提供する。



## 第1節 電力施設

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生の防止及び被害の軽減、応急復旧に努める。

中国電力(株)は、所管する電気施設等に災害が発生した場合、災対法第39条の規定に基づき、策定した防災業務計画により、速やかに応急措置を実施する。

## 第2節 ガス施設

災害が発生し、ガス施設に被害が生じた場合、ガスに起因する二次災害の発生を防止するとともに、被災者の生活確保のための応急復旧を実施し、ライフライン施設としての機能の維持を図ることが求められる。

このため、災害発生時の活動体制、初動措置、応急・復旧対策について、必要な事項を定める。

### 第1項 応急復旧

液化石油ガス販売事業者は、あらかじめ定める動員計画に基づき、被災状況に応じて必要な人員を確保するとともに、状況により請負工事業者等への応援を依頼する。

応急復旧は、あらかじめ備蓄する資材を用いて実施するものとし、不足する場合、関連事業者に対し、融通を依頼する。

### 第2項 LPガス、燃焼器具の供給対策

大規模な災害等が発生した場合において、熱源の確保は、医療救護活動あるいは被災者が日常生活を営む上での重要な対策となる。

LPガスは、熱源の中でも災害に強いものであり、その機動性等から災害時の応急熱源として、特に大きな効果を期待できる。

#### 1 調達・供給確保

(1) 町において、LPガス等の確保が必要となった場合は、県本部（防災危機管理課）にあつせんを要請する。

(2) 町は、物資の引渡し場所について、県と調整の上、決定する。

また、当該事業者に連絡し、必要なLPガス等を調達する。

なお、引渡しに当たっては物資の引渡し場所に職員を派遣し、物資の確認を行う。

#### 2 広報活動

町は、施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を行い、必要に応じて、テレビ、ラジオ等による放送を依頼する。

## 第3節 水道施設

災害により、水道施設等への被害が発生し、応急給水が長期に及ぶと被災住民の生活安定に重大な影響を与える。

このため、町は、あらかじめ被災施設の応急対策・復旧活動について必要な事項を定め迅速な復旧を実施する。

### 第1項 災害時の活動体制

#### 1 要員の確保

- (1) 災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、各事業所別の職員の配備体制の確立、職員の指名、担当業務及び手順の明確化等を定めた計画を作成する。
- (2) 休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合は、職員は被害状況に応じ、所属事業所又は最寄りの事業所に参集し、応急対策に従事する。
- (3) 生活部職員で不足する場合の人員の確保は、庁内各部局、隣接、近接の地方公共団体、県本部（生活衛生班）へ応援を求める。

この場合の手順等については、あらかじめ防災担当部局と協議しておくようにする。

#### 2 関係機関及び関係業者への協力要請

- (1) 被災施設の応急処置及び復旧は、業者に委託して実施することから、指定給水装置工事事業者等へ協力要請を行う。

この場合、町内の業者も被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県本部（生活衛生班）に応援要請を行い、必要業者の確保を図る。

- (2) 隣接、近接の市町に対して応援を要請するが、それでも対応できないと判断されるときは、県本部（生活衛生班）に対して、他県等への要請を依頼する。

#### 3 情報連絡活動

情報収集の手段、連絡手段、受持地域、内容等を定め、災害発生時に混乱が起きないようにしておくとともに、県本部との連絡調整に必要な要員を指定する。

### 第2項 応急復旧

#### 1 応急対策

- (1) 災害復旧用資機材の整備

ア 復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握するとともに、整理をしておくようにする。

また、その他の復旧用資機材についても可能な限り備蓄する。

イ 不足する場合は、取扱店、関連事業者、他の市町等から調達することになるため、事業者、隣接・近接市町と協議するなどして迅速な確保が図られるよう調達体制の確立に努める。

## (2) 施設の点検

災害発生後は、速やかに水道施設を点検し、被害状況を把握する。

ア 貯水、取水、導水、浄水施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

イ 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。

ウ 次の管路等については、優先して点検を行う。

(ア) 主要送水管路

(イ) 医療救護施設、避難所及びこれに至る管路

(ウ) 都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所等に至る管路

(エ) 河川等の横断箇所

## (3) 応急措置

被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。

ア 取水、導水、浄水施設の給水所

取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

イ 送水・配水管

(ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。

この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。

(イ) 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。

## 2 復旧対策

復旧に当たっては、再度の被災防止を考慮に入れ、必要な改良復旧を行うとともに、計画的に復旧対策を進める。

### (1) 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。

### (2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。

### (3) 管路の復旧計画

災害発生時において円滑迅速な復旧が実施できるよう、復旧の順位等を定め、以下により実施する。

ア 復旧に当たっては、随時配水系統等の切替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等考慮して、復旧効果が最もあがる管路から順次行う。

イ 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、仮復旧を実施する。

ウ 配水・配水管路における復旧の優先順位

(ア) 第一次指定路線

配水管及び主要配水幹線として指定した給水場上重要な管路

(イ) 第二次指定管路

重要配水管線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

エ 給水場の復旧活動

(ア) 送水管の復旧及び通水と並行して実施する。

(イ) 需要家の給水装置の復旧は、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等を優先して行う。

(4) 広報活動

ア 災害時における住民の不安を沈静させる意味からも水道事業の果たす役割の大きいことに鑑み、被害状況、応急給水、復旧予定等について適時的確な広報を実施する。

イ 広報活動は、広報車、ラジオ及び新聞等の報道機関を併用して実施する。

ウ 活動体制を確立し（責任者を定めるなど）、万全を期する。

## 第4節 電気通信設備

災害時において、通信の途絶は、災害応急活動に重大な支障を及ぼすばかりか、被災地域の社会的混乱をも招くことになりかねない。

このため、地震等災害時において、通信の途絶を防止するため、各種通信設備の確保、復旧等について必要な事項を定める。

### 第1項 応急復旧

通信施設の応急復旧対策に当たっては、西日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモ（以下この節において「電気通信事業者」という。）が行い、町は、これに協力する。

#### 1 応急対策

電気通信事業者は、災害発生時、直ちに通信施設・設備の機能の確認等を行う。

また、防災関係機関の専用通信が被災し、途絶した場合、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

なお、保有する予備品等の在庫を常時把握するとともに備蓄に努め、必要な資機材の調達体制の確立を図る。

#### 2 復旧対策

被災した電気通信設備の復旧については、順位等を定め、計画的に実施する。

復旧に当たっては、被災地域、被災施設の状況等を勘案しながら、関係機関等と連携し、早期のサービス回復に努める。

### 第2項 広報活動

施設の復旧状況について、住民等に対し広報活動を行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を、報道機関に依頼する。

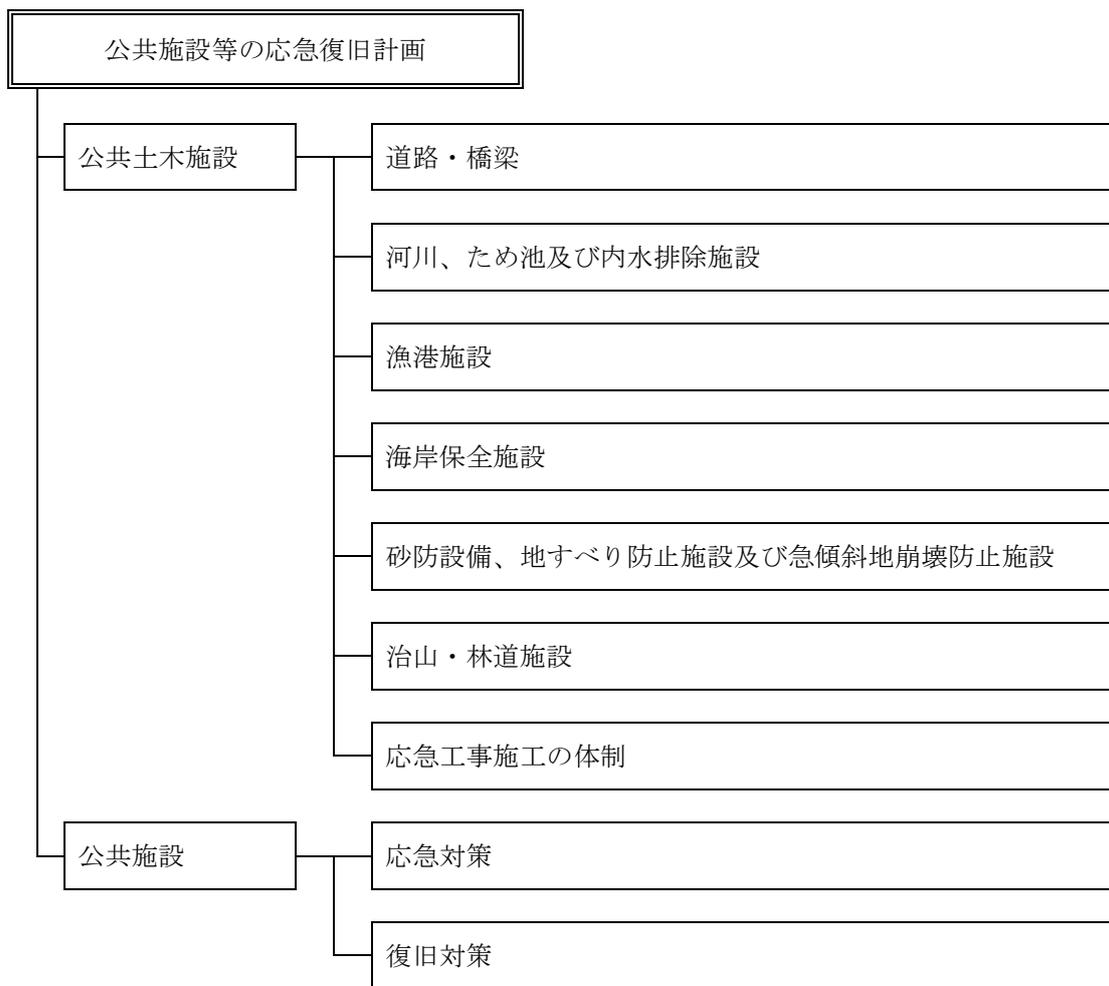
# 第18章 公共施設等の応急復旧計画

## 基本的な考え方

道路、河川、海岸、橋梁、港湾、漁港等の公共土木施設は、物資・人の輸送等を通して、社会経済、住民の日常生活に大きくかかわっている。

また、病院、社会福祉施設、学校、社会教育施設等の公共施設も住民の日常生活に大きくかかわっており、これらの施設が災害により被害を受けた場合は、住民生活に大きな支障を及ぼすばかりか、被災者の救助・救援活動に重大な支障をきたす。

このため、これら公共施設が被災した場合には、速やかな応急復旧対策を実施する。



## 第1節 公共土木施設

災害が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は、速やかに被害状況の把握に努め、施設の機能回復に必要な応急復旧措置を講じる。

### 第1項 道路・橋梁

災害が発生した場合、町は、所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置、あるいは、迂回路の選定など通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか、被災箇所については応急措置及び応急復旧工事を実施する。

#### 1 災害時の応急措置

被害状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送路を優先して実施するものとし、各機関のとるべき対応については、次のとおりとする。

- (1) 道路、橋梁の被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。
- (2) 緊急輸送路線の確保を第一に応急措置を講じる。
- (3) 次に二次災害の発生のおそれのある箇所の応急措置及び所管する他の道路の障害物を除去する。
- (4) 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。
- (5) 応急活動等を実施する上で比較的緊急度の高い中心部周辺の施設について、迅速な被害状況及び応急措置状況の把握に努める。
- (6) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

#### 2 応急復旧対策

- (1) 応急復旧作業は、建設業界に委託して実施し、緊急輸送路の道路啓開を最優先に行う。
- (2) その後、一般道路のうち、応急復旧活動、住民生活に必要な道路で、二次災害を誘引する被災箇所（陥没、決壊等）の応急復旧工事を実施する。
- (3) 応急工事は、被害の状況に応じて必要な仮工事を実施する。
- (4) 上下水道、電気、ガス、電話線等道路占用施設の被害が併せ発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じる。

緊急時で、時間的余裕がないときは、直ちに応急措置を講じるが、事後関係者に連絡する。

## 第2項 河川、ため池及び内水排除施設

町は、暴風、高潮等により、堤防、護岸及び海岸保全施設等が破壊、決壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

- 1 水防活動と並行して町が管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。
- 2 被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講じる。
- 3 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして内水による浸水被害の拡大を防止する。
- 4 下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。

## 第3項 漁港・港湾施設

漁港・港湾施設は、道路等の陸上輸送と併せ、物資の流通に大きな役割を担っている。特に、大規模災害が発生し陸上輸送路が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。

暴風、高潮により、漁港等のけい留施設、荷揚げ施設等が被災した場合、町は、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

### 1 被害状況の確認

漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。

### 2 応急工事

#### (1) 後背地に対する防護

高潮、高波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。

#### (2) 航路、泊地の防護

土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。

#### (3) けい留施設

岸壁、荷揚げ場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

## 第4項 海岸保全施設

町は、暴風、高潮等により海岸施設が被害を受けるおそれがある場合、県等と連携の下、水害を警戒、防ぎよし、被害が生じた場合は、二次災害から住民を守るため必要な応急措置、復旧工事を実施する。

- 1 気象情報（暴風、高潮）等により、災害発生のおそれが事前に予想されるときは、水門、樋門の閉鎖等必要な措置を行う。
- 2 管理する施設が地震、津波等により被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。
  - (1) 堤防
  - (2) 護岸、胸壁、水門・排水機場の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの

## 第5項 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設が災害により被害を受けた場合は、住民の生活に特に大きな支障を及ぼすため、町は、被害状況を速やかに調査し、二次災害から住民を守るための必要な措置を講じ、それと共に県に地すべり防止工事、崩壊防止工事等の必要な応急復旧対策を実施するよう要請する。

## 第6項 治山・林道施設

治山・林道施設は、その所在する地理的条件から、様々な災害現象による被害を受けやすい。災害により被害を受けた場合、町は、被害状況を速やかに調査し、必要な応急復旧工事を実施する。

### 1 治山施設

えん堤、谷止、床固、防潮堤、護岸又は山腹工事、地すべり防止工事等について、その被害状況を調査するとともに、必要な応急対策を実施する。

### 2 林道施設

- (1) 林道は、地域によっては生活道路となっていることから、被害状況の早期把握に努める。
- (2) 応急復旧は、次のような状況にあるときに実施する。

ア 林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断される場合

イ 復旧資材、農産物（生鮮食料の搬出）及び林産物の搬出に著しい影響がある場合

## 第7項 応急工事施工の体制

### 1 要員・資材の確保

町は、災害発生時における応急措置、応急復旧工事を迅速に実施するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定める。

- (1) 建設業者の現況把握及び動員

町内の建設業者の施工能力を常に把握し、災害時においては、緊急動員できるよう適切な措置を講じる。

(2) 建設機械、応急復旧用資材の確保

応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、大型建設機械及び土のう用袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき、緊急確保の措置を講じる。

また、輸送体制についても、輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起こさないようにしておくようにする。

2 関係機関に対する応援要請

大規模災害が発生した場合において、町単独で対応できない場合には、隣接市町や県等に必要な資機材の提供及び職員の派遣を要請し、応急復旧に努める。

3 建設機械等の緊急使用計画

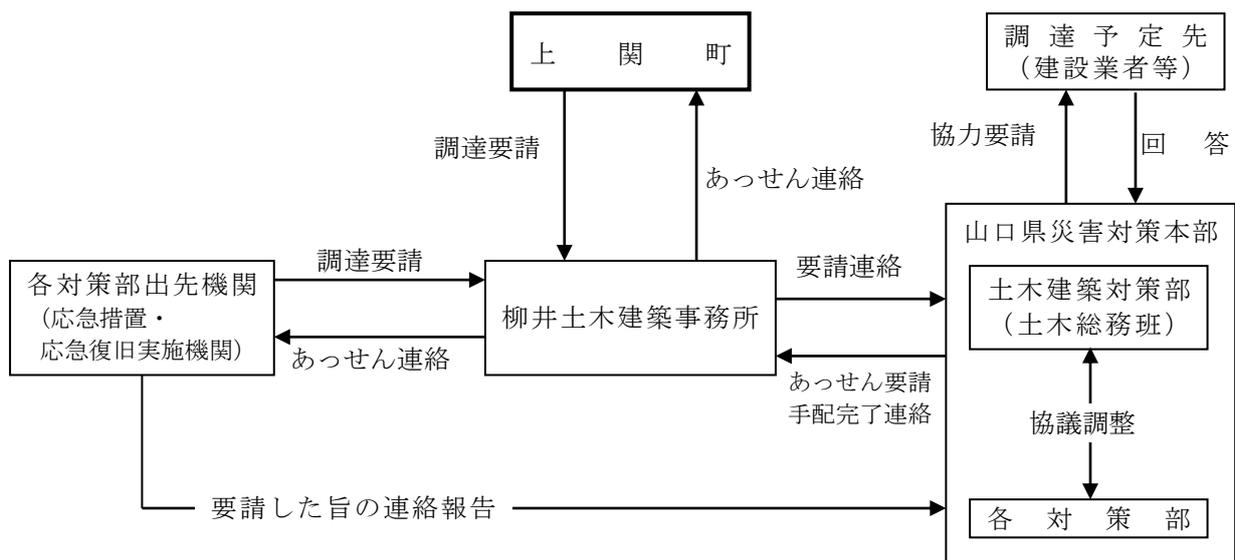
(1) 現況把握

公共土木施設復旧に係る建設機械の現況把握については、県（土木建築部）が地域別（土木建築事務所管地域）に主要建設業者等の現況を調査して、機械等種類別に所有者、数量、能力等を明らかにした台帳を作成する。

(2) 緊急使用のための調達

地震、津波等による激甚な災害又は広域に及ぶ災害のため、各対策部では建設機械等の調達が不可能であるとき、若しくは建設機械が不足するときは、県に対し建設機械等の調達を要請する。

ア 処理系統図



イ 調達要請事項

建設機械の確保、調達の要請は、次の事項を明らかにして行う。

- (ア) 使用場所及び使用期間
- (イ) 使用目的（作業内容）
- (ウ) 機械の種類及び必要台数

- (エ) その他必要な事項

## 第2節 公共施設

町が所管する病院、学校、社会福祉施設等の公共施設は、災害発生時の応急救護所、避難所等として重要な役割を担うことになる。

このため、これらの施設が被災した場合における迅速な応急復旧措置は、被災住民の民心安定を図る上で重要なものとなることから、速やかな対応措置を講じる。

### 第1項 応急対策

町は、所管する各施設管理者に対し、災害時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、被災後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

#### 1 応急対策計画の策定

各施設管理者は、災害時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定める。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は次のとおりである。

- (1) 災害情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等利用者の安全確保措置
- (3) 応急対策を実施する組織体制の確立
- (4) 火災予防等の事前措置
- (5) 応急救護措置
- (6) 施設・設備の点検

#### 2 災害時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

- (1) 緊急避難の指示  
災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。
- (2) 被災状況の把握  
災害の規模、利用者・入所者、職員、施設・設備等の被災状況の把握に努める。
- (3) 応急対策の実施
  - ア 被災当日及びその後における施設の運営
  - イ 各施設管理に必要な職員を確保し、施設・設備の保全措置
  - ウ 利用者・入所者の家族への連絡措置
- (4) 報告・応援要請  
被災状況について各施設所管課（町・県）に報告するとともに、必要な応援要請を行う。

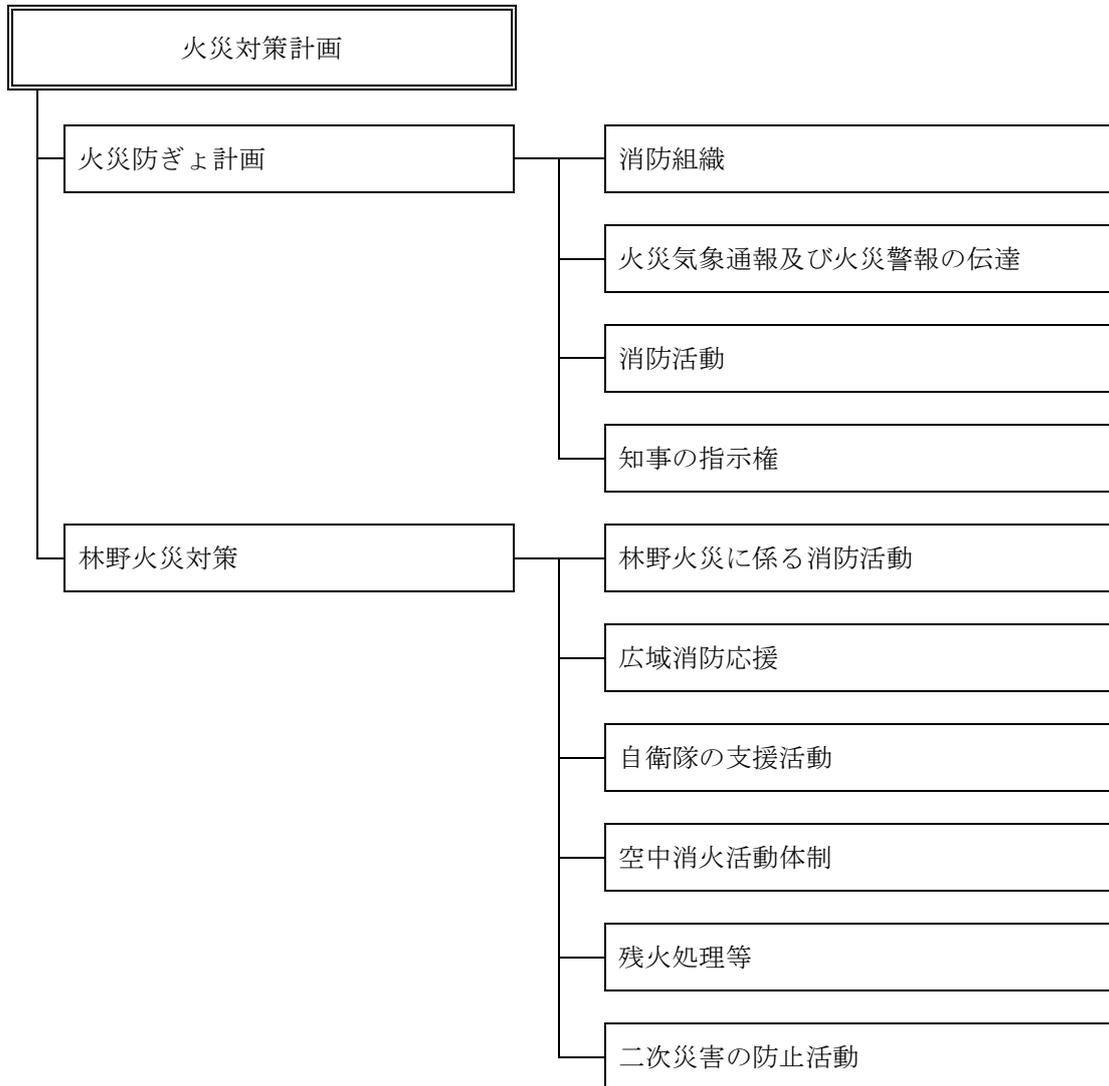
## 第2項 復旧対策

各施設管理者は、各施設所管課（町・県）と協議の上、災害施設・設備の応急復旧を実施する。

# 第19章 火災対策計画

## 基本的な考え方

火災による被害の軽減を図るため、消防活動及び消防応援等についての火災防ぎょ計画を定め、迅速かつ的確な火災対策を実施する。

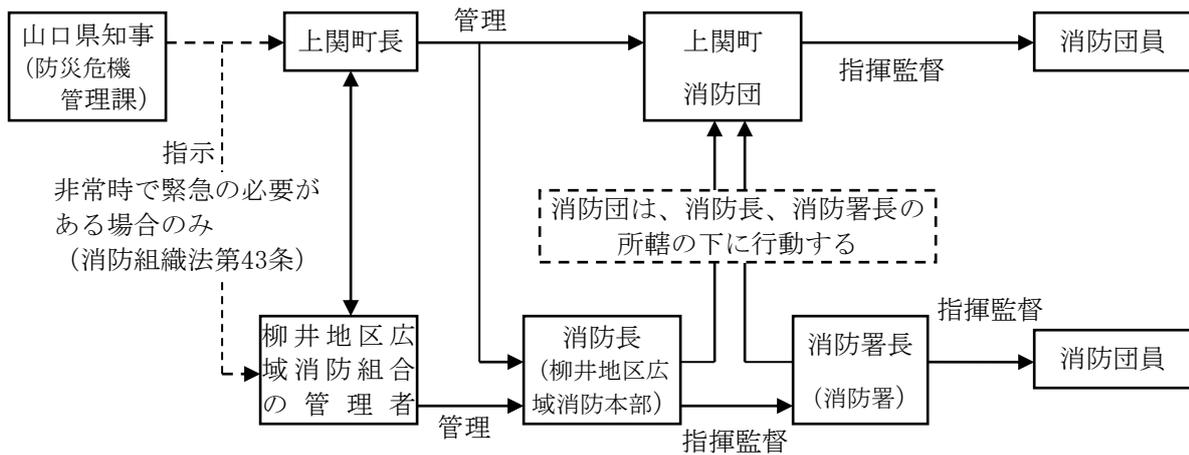


# 第1節 火災防ぎょ計画

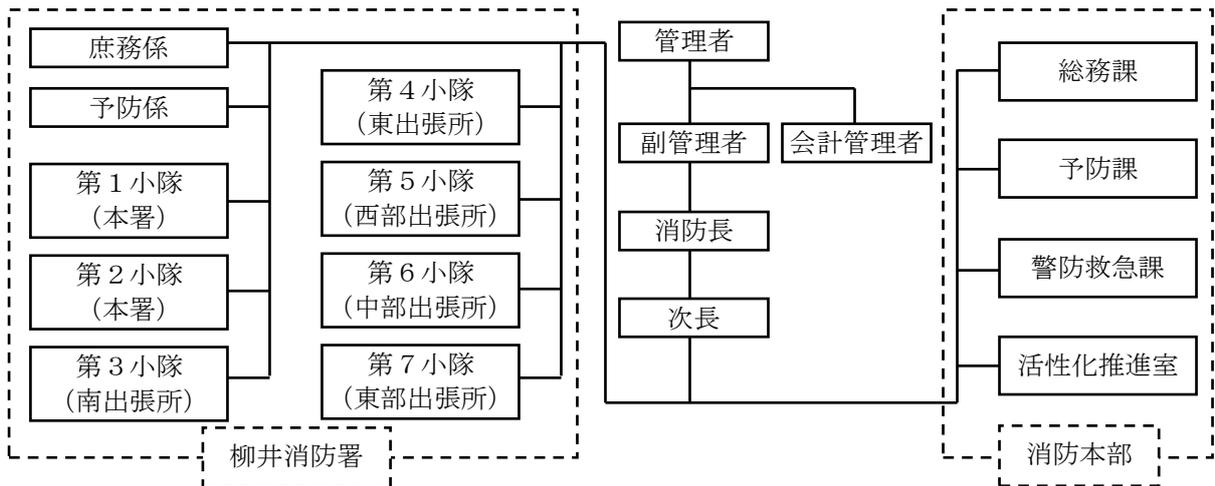
火災の警戒及び延焼の防止等、火災防ぎょに必要な対策について定める。

## 第1項 消防組織

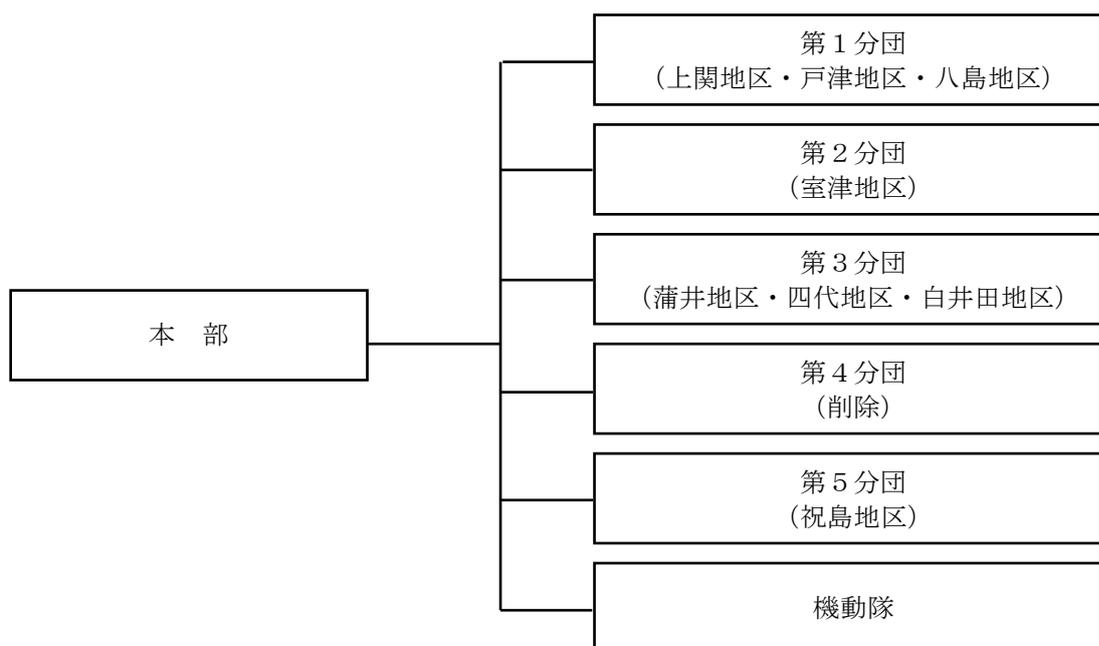
### 1 町及び消防本部の系統及び県との関係



### 2 柳井地区広域消防組合の組織



### 3 上関町消防団の組織（令和4年1月1日現在）



## 第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達

### 1 火災気象通報

下関地方気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災気象通報をもってその状況を知事に通報する。

発表は、全県域を対象として発表され、状況が変化した場合も解除通知はされない。

また、通報後降雨等があり、状況が変化した場合も解除通知はされない。

下関地方気象台が知事に対して火災予防上危険であるとして通報する場合の気象観測値は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実効湿度65%以下で最小湿度25%以下のとき。
- (2) 実効湿度50%以下で最小湿度35%以下のとき。
- (3) 実効湿度60%以下、最小湿度35%以下で最大風速10m/s以上を伴うとき。
- (4) 最大風速15m/s以上のとき。ただし、日降水量1mm以上の場合を除く。

### 2 火災警報

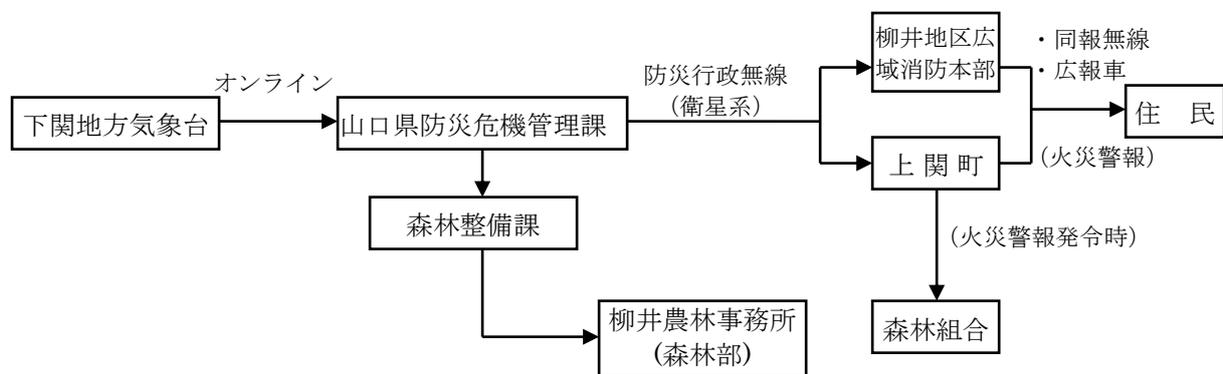
町長は、知事（防災危機管理課）から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、一般に対して警戒を喚起するため「火災警報」を発令する。

火災警報の発令基準については、町において地域の実態を加味し定める。

なお、気象台からの火災気象通報以外にも火災予防上必要な注意報として以下のものがあり、町長はこれを有効に活用し必要な措置を講じる。

強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予測される場合。具体的には、平均風速が10m/s以上と予想される場合
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には、最少湿度が40%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される場合

### 3 火災気象通報・火災警報の連絡系統



### 4 火災気象通報・火災警報の通知

#### (1) 火災発生防止のための住民への呼びかけ

ア 県（防災危機管理課）は、下関地方気象台から火災気象通報を受けた場合、森林整備課に連絡するとともに、町及び消防本部に県防災行政無線（一斉FAX）により伝達し注意を促す。

イ 県から通報を受けた町は、町防災行政無線、有線放送、広報車等を活用して住民に対して火の元の確認、たき火の中止等について呼びかけ、火災発生の未然防止を図る。

#### (2) 周知の手段

町は、火災警報を発令したときは、以下の方法により（単独又は組み合わせるなどして）一般に周知を図る。

- ア 主要公共建物の掲示板に必要事項を掲示
- イ 町防災行政無線（同報系）、有線放送等を使用しての放送
- ウ 主要地域における吹流しの掲揚
- エ 警報信号（消防法施行規則別表1の3）
- オ 広報車による巡回広報

### 5 防火パトロールの実施

火災の多発期には、火災予防と火災の早期発見のため、町職員、消防職員、消防団員等による防火パトロールを強化するとともに、乾燥・強風時（警報・注意報発表中）には、特に警戒体制を強め、広報車等でパトロールを強化する。

## 第3項 消防活動

### 1 情報収集活動

火災発生時における応急対策活動を効率よく実施するためには、正確かつ的確な情報を迅速に入手し、判断することが重要となる。

このため、町及び消防機関は、情報収集体制を早期に確立するとともに、使用可能なあらゆる手段を有効に活用し、必要な情報を収集する。

初期情報	中期情報
<ul style="list-style-type: none"><li>・火災の発生場所、程度、延焼方向</li><li>・大規模救助・救急事象の発生場所及び程度</li><li>・付近の消防水利の状況</li><li>・進入路確保の有無</li><li>・その他必要事項</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・延焼拡大発生場所、程度、現場活動着手の有無及び延焼危険とその方向</li><li>・消火活動の見直し</li><li>・交通混雑による通行不能箇所及び状況</li><li>・住民の避難状況及び避難者の動向</li><li>・危険物、高圧ガス等の漏えい・流出及び火災危険の状況</li><li>・その他必要事項</li></ul>

### 2 資機材の確保

的確な消火活動を展開するには、消防部隊等に適切な資機材、物資の供給が必要となることから、平時から次により、必要資機材の把握に努める。

- (1) 資機材の配置状況
- (2) 必要資機材等の種別
- (3) 資機材等の使用状況及び予備資機材の状況
- (4) 資機材等の調達先（協力先）の状況
- (5) 資機材等の試用期間

### 3 情報伝達

#### (1) 関係機関への伝達

ア 町は、火災が発生し、拡大し、又は拡大が予想されるときは、推移状況、被害状況、拡大予測等について関係機関（県、警察署、隣接市町・消防本部）に対し速やかに伝達する。

また、詳細な情報が不明の段階であっても概要を速報するものとし、具体的、詳細な情報は判明次第逐次伝達する。

イ 消防本部から県への「火災即報」については、原則として、国が定めた「火災・災害等即報要領」による事項とするが、次のいずれかに該当する火災については火災発生後直ちに電話・FAXにより報告する。

- (ア) 死者が3人以上生じた火災又は死者及び負傷者の合計が10人以上生じた火災
- (イ) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (ウ) 定期点検報告制度の特例認定を受けた防火対象物等の火災

- (エ) 空中消火を要請した林野火災
  - (オ) 車両火災等で社会的に影響の大きいもの
  - (カ) 危険物の漏えい、流出、爆発等の事故
  - (キ) 可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故で、社会的影響の大きいもの
- (2) 応援要請必要時の情報連絡

広域消防応援要請に必要な手続き等については、第3編第6章第1節第2項「広域消防応援」及び第4節「緊急消防援助隊受援計画」を参照のこと。

#### 4 住民に対する安全対策

大規模火災、危険物の流出・爆発等の発生時には、付近住民が危険にさらされるおそれがあり、住民の安全確保対策が必要となる。

また、消火活動を円滑に実施するため付近住民等への規制措置も必要となることから、町、消防本部、警察等防災関係機関は、以下の対策を講じる。

(1) 火災警戒区域・消防警戒区域の設定

ア 火災警戒区域の設定

消防長、消防署長又は警察署長（消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき）は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ火災が発生したならば付近住民の人名、財産等に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、区域内での火気の使用禁止、一定の者以外の者への退去命令・出入りの禁止等の措置を行う。

イ 消防警戒区域の設定

消防吏員、消防団員又は警察官（消防吏員又は消防団員が現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員から要求があった場合）は、火災現場において、住民の生命又は身体の危険を防止するため及び消火活動、火災調査等のため、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者の退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。

ウ 設定・表示要領等

- (ア) 警戒区域の設定に当たっては、災害の種別、規模、被害等の要員を総合的に判断し、設定の時期範囲、任務分担等を速やかに決定するとともに適切な表示や付近住民に対する広報等を実施する。
  - (イ) 警戒区域を定めた場合は、掲示板、ロープ、赤色灯等を利用して区域を明示する。
  - (ウ) 警戒区域には、関係者以外の者の立ち入り等の警戒と事故防止のため、所要の警戒員を配置し、携帯マイク、メガホン、ロープ、照明、赤色灯等を携行させて警戒、広報等を実施する。
- (2) 避難指示等

火災の延焼拡大、危険物等の漏えい、流出、爆発等の危険が予想される場合において、住民

の身体安全の保護のため、必要に応じ避難指示等、誘導を実施する。

#### ア 一般的な避難判断基準

##### (ア) 火災

- a 延焼拡大の危険があり、人的被害が生じると予想されるとき。
- b 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きいとき。

##### (イ) 危険物の流出

危険物が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は発生が予想され人的被害が生じるおそれがあるとき。

##### (ウ) ガス等の漏えい

燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の人的被害が予想されるとき。

#### イ 避難場所・避難誘導

避難対策については、第5章「避難計画」を参照のこと。

なお火災に関して留意する事項は以下のとおりである。

##### (ア) 避難場所の決定

町防災計画に定める避難場所のうち、火災現場より風上、風横にある公共施設及び広場を選定する。

##### (イ) 避難順位

火災現場の風下に位置する住民のうち病弱者、高齢者、障害者、子供、女性を優先する。

##### (ウ) 避難方法等

火災現場付近は、極度に混乱することが予想されることから、車両等を使用しないで徒歩を原則とする。

##### (エ) 避難経路

比較的時間的な余裕もあることから、安全にしかも消防活動を阻害しないで避難できる経路を選定する。

##### (オ) 避難誘導

消防団員、町職員によるほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て実施する。

##### (カ) 避難場所・退去跡地の警戒

警察官、町職員及び消防団員を中心に行い、避難者の実態把握と避難場所・避難跡地の防犯活動を実施する。

## 5 災害広報

地域住民の不安や混乱の防止及び消防活動への協力を得るため、迅速かつ適切な広報活動を実施する。この場合、情報の混乱をきたさないよう、町と消防本部で情報の一元化、役割分担等について協議する。

なお、広報活動は、住民に対する広報と報道機関に対する報道広報に大別して行う。

### (1) 住民広報

住民に対する注意と警戒を喚起するとともに避難指示等における不安の解消と迅速適切な避難を行うために実施する。

ア 災害情報

- (ア) 気象情報
- (イ) 被害状況
- (ウ) 危険区域の状況、警戒区域設定状況
- (エ) 安否情報
- (オ) 道路交通情報
- (カ) その他必要事項

イ 避難広報

- (ア) 避難指示等の出された地域の範囲等
- (イ) 避難先（一時避難所又は避難所の所在地、名称）
- (ウ) 避難経路
- (エ) 避難の理由（危険切迫の理由）
- (オ) 避難上の留意事項（戸締まり、火気の点検、服装、携行品、集団避難等）
- (カ) 避難順位
- (キ) その他必要事項

(2) 報道広報

町、警察及び消防本部は緊密に調整の上、次の事項について発表する。

なお、町本部が設置された場合は、消防単独の発表は行わない。

ア 被害状況等

- (ア) 消防活動の概況及び関係機関の対応状況等
- (イ) 災害危険区域等
- (ウ) 避難、警戒区域設定状況
- (エ) 避難状況、災害に対する留意事項

(3) 伝達・広報手段

ア 広報は、町防災行政無線（同報系）、有線放送、広報車、口頭伝達、テレビ、ラジオ等公共放送機関を活用して行う。

イ 住民等への伝達内容が緊急を要し、他の方法による伝達が困難な場合は、放送要請の手続きをとる。

## 6 消防団の活動

消防団は地域に密着した防災機関として、出火防止をはじめとする住民指導及び保有装備を活用して、消火活動その他の災害防ぎょ活動に当たる。

- (1) 出火警戒活動
- (2) 消火活動

- (3) 救出・救助活動
- (4) 応急手当活動
- (5) 災害情報の収集・伝達活動
- (6) 避難誘導及び指示

## 第4項 知事の指示権

知事は、台風、水火災等で、数市町にまたがる広域災害、一市町の全域にわたって被害が発生する等の非常事態の場合で、特に必要があると認めるときは、災対法第72条及び消防組織法第43条の規定による知事の指示権により、町長、消防長に対して災害防ぎょ措置に関し指示し、又は他の市町長に応援出動の措置を指示して人的被害の防止に努める。

応急対策措置については、町長が第一次的に相互応援又は応援要求により処理すべきであり、知事の指示権は、町の機能では防ぎょ措置を講じることができない場合に発動される。

### 1 指示の範囲

- (1) 対策要員の応援派遣
- (2) 災害防ぎょ、鎮圧の措置
- (3) その他防ぎょ措置に関し必要と認める事項

### 2 指示権の発動の区分

指示権の発動区分及び派遣人員の基準は原則として下記によることとするが、指示先の市町と協議の上、出動人員は適宜増減する。

第一次指示権の発動	災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災地の隣接市町に対してその所属する消防職員、消防団員の実員の1/3の人員を派遣することを指示する。
第二次指示権の発動	災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災地周辺の市町に対してその所属する消防職員、消防団員の実員の1/2の人員を派遣することを指示する。
第三次指示権の発動	災害が2地区以上に及び、その被害が甚大の場合発動するものであって、被災地以外の市町に対して、その所属する消防職員、消防団員の1/2の人員を派遣することを指示する。

## 第2節 林野火災対策

林野火災の警戒及び延焼の防止等、林野火災に係る必要な応急対策計画について定める。

### 第1項 林野火災に係る消防活動

#### 1 林野火災対応の概要

林野火災の消防活動については、地理的・地形的・気象的要因等により多くの困難を伴い、又活動そのものも特殊な対応を求められる。迅速かつ的確な消火活動を実施するには林野火災対応の概要をあらかじめ把握しておく必要があることから、以下にその概略を示す。

事象の経過	町及び消防機関の対応	関係機関の対応
異常気象	警戒体制措置 1 火災警報の発令 2 広報の実施 3 森林パトロールの強化 4 出動準備体制 (1) 消防車両、資機材等の点検整備 (2) 指揮命令系統の確認 (3) 非番職員（団員）の召集準備 (4) 車両の移動配置準備	下関気象台の対応 「火災気象通報」の発表  県の対応 1 防災危機管理課 町・消防本部、森林整備課へ「火災気象通報」の伝達 2 森林整備課（柳井農林事務所（森林部）） 森林保全巡視指導員によるパトロールの強化
出火	覚知（通報受信） 1 覚知情報の伝達 2 出動 (1) 火災初期における防ぎよ体制 ア 非番職員、団員の非常招集 イ 現場指揮本部の開設 ウ 車両部署、水利部署位置の選定 エ 消火隊員の進入位置、注水位置の選定 オ 現場全体の状況把握と飛火警戒 3 消防防災ヘリコプター出動要請	県の対応 1 消防防災ヘリコプターによる状況把握 2 自衛隊への通報・協議 3 県警察ヘリによる状況把握要請 4 町からの情報収集 5 関係先連絡 6 下関地方気象台からの情報収集  森林組合等 覚知情報の入手  隣接市町、消防機関 1 警戒体制 2 応援出動準備 (1) 応援隊員の確保 (2) 資機材の確保と点検 (3) 応援隊輸送準備

--	--	--

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">火災拡大</div>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域応援要請（隣接市町・他県消防）</li> <li>2 自衛隊派遣要請</li> <li>3 空中消火準備 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ヘリポート位置の決定、設営</li> <li>(2) 水利の選定</li> <li>(3) 空中消火基地要員の準備</li> <li>(4) 隣接市町等から空中消火資機材の確保 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 水のう</li> <li>イ 消防ポンプ車</li> <li>ウ 無線通信設備</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>4 付近住民に対する広報と協力要請</li> <li>5 危険地域の住民に対する避難指示</li> <li>6 広域応援、自衛隊応援に係る必要な体制の確立 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 指揮・連絡調整体制の確立</li> <li>(2) 補給体制の確立</li> <li>(3) 通信体制の確立</li> <li>(4) 宿泊施設の確保</li> <li>(5) 必要資機材の確保</li> </ol> </li> </ol>	<p>県の対応</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防防災ヘリコプターによる空中消火</li> <li>2 隣接県への広域応援要請 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防庁への要請</li> <li>(2) 隣接県防災危機管理課への連絡</li> </ol> </li> <li>3 自衛隊災害派遣要請 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ヘリコプター・要員の派遣</li> <li>(2) 消火資機材の搬送</li> <li>(3) 地上部隊員の派遣</li> </ol> </li> <li>4 消火活動基地に防災危機管理課職員を連絡調整要員として派遣</li> </ol>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">鎮 圧</div>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 残火処理 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 再発防止対策 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 残火処理部隊の編成</li> <li>イ 警戒要員の配置</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>2 関係機関への連絡</li> </ol>	<p>県の対応</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関への報告等 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防庁</li> <li>(2) 部隊派遣関係県</li> <li>(3) 自衛隊部隊派遣先</li> </ol> </li> <li>2 派遣部隊撤収要請</li> </ol>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">鎮 火</div>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関への連絡</li> <li>2 出動部隊の撤収 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 部隊人員、負傷者の確認</li> <li>(2) 利用資機材の点検</li> </ol> </li> <li>3 火災調査 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 火災原因関係</li> <li>(2) 火災防ぎょ鎮圧活動関係</li> </ol> </li> </ol>	<p>県の対応</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関への報告等 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防庁</li> <li>(2) 部隊派遣関係県</li> <li>(3) 自衛隊部隊派遣先</li> </ol> </li> </ol> <p>警察の対応 火災原因の究明等</p>

## 2 消防資機材の貸付

### (1) 県（防災危機管理課・森林整備課）が保有する林野火災対応資機材

林野火災対策用資機材として、空中消火時に使用する水のう、樹木伐採用のチェーンソー等の整備を進め、県により関係先に寄託している。

### (2) 貸付手続き

#### ア 借受側（町）の手続き

町は、必要に応じて「災害対策用資機材貸付け申請書」を、空中消火用資機材にあつては防災危機管理課長へ、農林事務所（森林部）所有資機材にあつては柳井農林事務所森林部長に提出する。ただし、事態が急迫している場合は、口頭又は電話により行い事後速やかに申請書を提出する。

#### イ 連絡先

- ・ 県防災危機管理課（TEL 083-933-2367又は2360）
- ・ 柳井農林事務所森林部（TEL 0827-29-1565）

#### ウ 借用証の提出

町は、借受けに掛かる資機材を受領するときは、「資機材借用証」を、県防災危機管理課長又は柳井農林事務所森林部長（以下「貸付者」という。）宛てに提出する。

#### エ 貸付条件

- (ア) 貸付資機材については、借受者の責任において管理する。
- (イ) 災害派遣要請に基づいて出動した自衛隊、他市町、他県等からの応援者が使用する場合は、派遣を要請した市町長に貸し付けた。この場合の借受手続きは、(2)アの手続きによる。
- (ウ) 借受者は、借受資機材の輸送、使用に係るオイル、ガソリン等の補給に要する経費を負担する。
- (エ) 借受資機材を滅失又は破損したときは、貸付者に報告し、その指示に従い、借受者において補てん又は修繕を行う。ただし、借受者の責任でないことが明らかであると貸付者が認めた場合はこの限りでない。
- (オ) 借受者は、借受資機材を目的外に使用してはならない。
- (カ) その他貸付者が必要と認めた事項。

## 第2項 広域消防応援

町の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難なときには、近隣市町、他県の消防隊の応援（航空消防応援）を得て対応する。

広域消防応援要請に必要な手続き等については、第3編第6章第1節第2項「広域消防応援」及び第4節「緊急消防援助隊受援計画」を参照のこと。

## 第3項 自衛隊の支援活動

大規模な林野火災になると広域消防応援に加え自衛隊の消防活動が必要になり、特にヘリコプターによる空中からの消火活動支援は、火災の早期鎮圧を図る上で必要であることから、派遣要請等に係る事項にて定める。

### 1 自衛隊の災害派遣要請

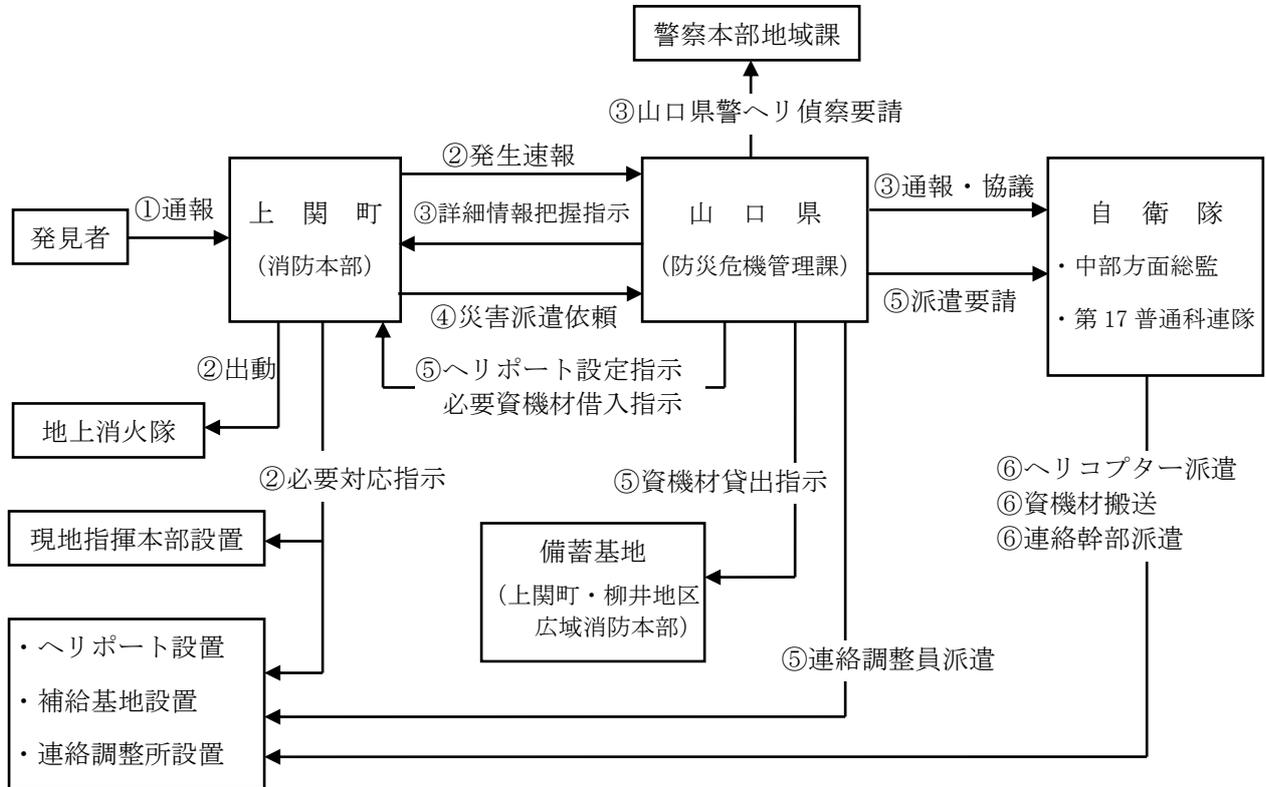
災害応急対策活動に係る自衛隊の災害派遣要請に係る一般的事項については、第6章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」を参照のこと。

### 2 ヘリコプターの派遣要請に当たっての留意事項

町は、ヘリコプターの派遣要請に当たって、次のことを十分考慮する。

- (1) 空中消火を実施する時間帯は日の出から日没までであること。
- (2) 要請したヘリコプターが現地に到着するのに要する時間
- (3) 空中消火基地（給水・薬剤補給活動拠点）設営の準備に要する時間
- (4) 空中消火用資機材（水のう・薬剤等）の集積に要する時間

### 3 林野火災発見から自衛隊ヘリコプター出動までの手順



## 第4項 空中消火活動体制

### 1 現地指揮本部

- (1) 現地指揮本部は、空中消火を効果的に実施するため、地上消火隊と空中消火隊の連携を図り、統一的な指揮をとる。

なお、自衛隊が派遣された場合、現地に自衛隊連絡調整所を設置することになるが、指揮本部の機能を充実して対応することもできる。

- (2) 現地指揮本部の空中消火に関する任務

#### ア 情報統括

上空偵察用航空機、空中消火用ヘリコプター、地上消火隊及びその他の関係機関からの情報収集及び情報の統括を行う。

#### イ 空中・地上消火隊との活動統制

防ぎよ戦術の実施に際して、各消防隊が有機的に活動できるよう関係機関との間の連絡調整を図る。この場合自衛隊の災害派遣部隊指揮者との連絡調整の円滑化に特に配慮する。

## 2 補給基地ヘリポート

### (1) 補給基地ヘリポートの選定

補給基地ヘリポートの設置場所は、火災現場及び現地指揮本部に近く、資機材及び人員輸送等のための車両の進入が容易で、おおむね次の条件を満たす平坦な場所を選ぶ。

ア ヘリコプターの不時着あるいは吊下物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路等がない場所であること。

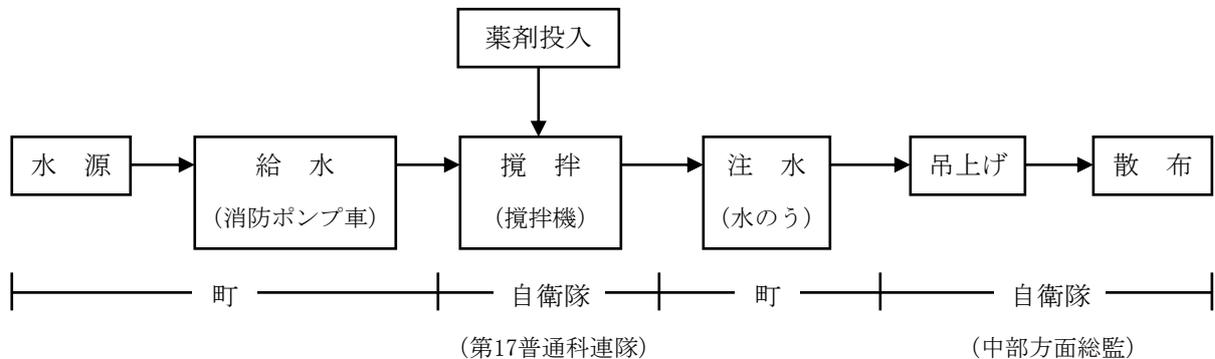
イ 消火剤吊り下げ時は、風向に正対して離陸することが多いので、着陸方向以外にも障害物がない場所であること。

ウ 気流の安定した場所であること。

### (2) ヘリポートの設営

林野火災に係るヘリポートの設営については、「林野火災用空中消火資機材運用基準」による。

## 3 補給作業



### (1) 補給作業体系

### (2) 補給作業の内容

ア 給水作業

イ 薬剤準備・投入作業

ウ 攪拌作業

エ 消火剤注水作業

### (3) 作業1個班の人数

町等が受け持つ作業内容を上記とした場合の一般的人数は下記のとおりである。

要員の確保に当たってはこれを目安に要員の確保を図る。

班 長	給水係	薬剤注入係	連絡警戒員	計	備 考
1	4	4	6	15	消防無線・消防ポンプ車（1台）・防塵眼鏡・防塵マスク・ハンドマイク・手旗等用意

## 第5項 残火処理等

林野火災は焼失面積も広大で、区域全般について詳細に残火を点検し処理することは困難であり、特に堆積可燃物下の深部、老古木の空洞、根株、朽木類の残火は長時間にわたって燃焼する。

また、残火処理の段階になると消火隊員の疲労もピークに達しており、注意力も散漫になりやすいため、町及び消防本部は、これらの特性を踏まえ、特に次の事項について留意する。

### 1 残火処理留意事項

- (1) 残火処理隊を特に編成して組織的に残火処理に当たること。
- (2) 残火処理については、防ぎよした焼失線の端から逐次発火点に向かって処理すること。
- (3) 堆積可燃物の処理に当たっては、注水可能な場合は十分に浸潤させ、残火の掘り返しを併用して入念に消火すること。

また、注水が十分行えないときは、覆土によって窒息消火を行うこと。

- (4) 朽木、空洞木等で、樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水又は切り倒して確実に処理すること。
- (5) 残火処理が終了した後も、必要な監視警戒を行うための要員を残留させ、巡視及び応急処置を行わせること。

### 2 事後措置

#### (1) 確認事項

残火処理が終了し、部隊の撤収に際して現地本部責任者（指揮者）は、次の項目について確認する。

- ア 部隊人員、負傷者の有無、負傷者に対する措置等
- イ 利用資機材の点検
- ウ その他

#### (2) 火災調査

鎮火（鎮圧）に成功したときは、直ちに火災調査班を編成して、出火原因、火災の推移及び損害額等について調査する。

#### (3) 調査事項は、おおむね次のとおりとする。

##### ア 火災原因関係

- (ア) 火災発生日時、場所
- (イ) 発生原因
- (ウ) 失火地域の地況、林況及び発火前後の気象条件
- (エ) 被害状況

##### イ 火災防ぎよ鎮圧活動関係

- (ア) 消防機関の覚知時刻及び経過
- (イ) 出動人員及び出動時刻

- (ウ) 現場到着時刻、経路及び到着時の火勢の状況
- (エ) 防ぎよ活動状況（応急防火状況、応用戦術、防火線設定種類・延長等）
- (オ) 広域応援部隊の活動状況
- (カ) 残火処理活動
- (キ) 防ぎよ指揮及び防ぎよ作業の経過概要
- (ク) 救護、資機材給与概要
- (ケ) その他

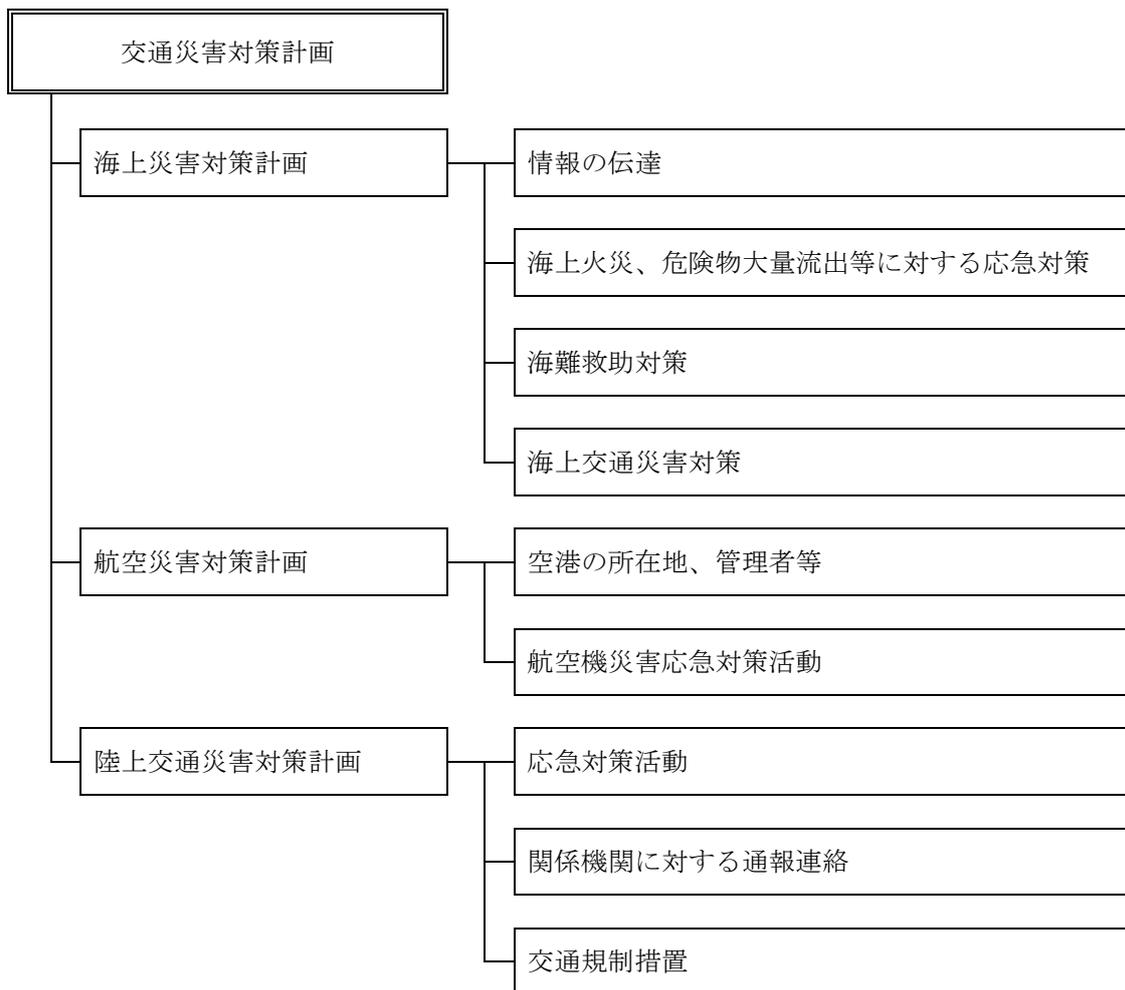
## 第6項 二次災害の防止活動

町は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

## 第20章 交通災害対策計画

### 基本的な考え方

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害及び陸上交通災害など大規模な事故による災害についても防災対策の一層の充実強化が求められており、町、国、県をはじめ各防災関係機関は連携の下、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努める。



## 第1節 海上災害対策計画

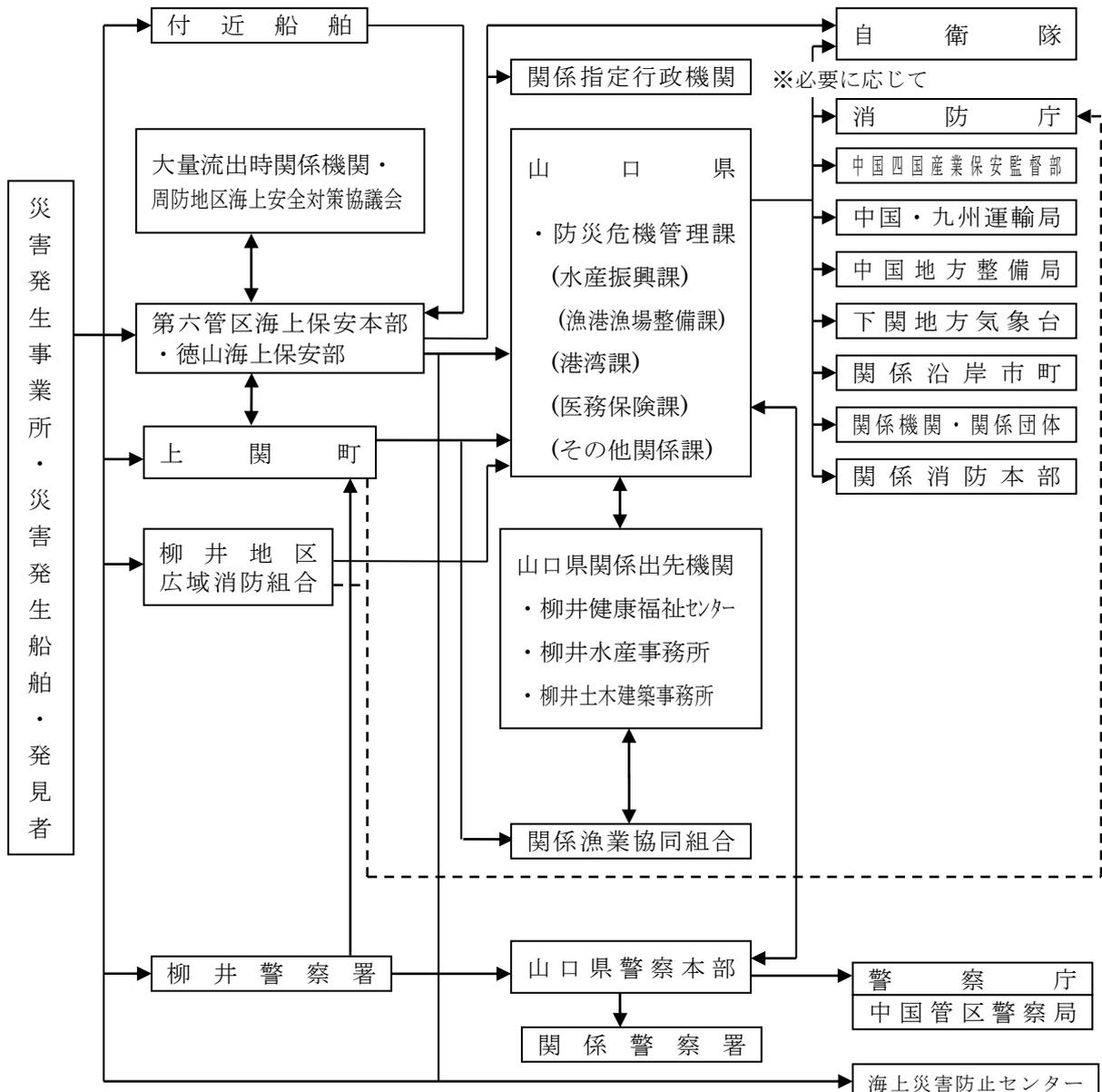
海上における事故の発生又は事故発生が予想される場合、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

### 第1項 情報の伝達

海上災害が発生した場合における一般的な通報連絡体制は次のとおりである。

なお、町が属する周南地域における大油流出事故等の連絡系統は、周南地区海上安全対策協議会で定める連絡系統による。

#### □ 情報の伝達系統



## 第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

海上災害は、事故発生原因者がその責任において対処し、海上保安部、中国地方整備局、県、町（消防本部）、警察等関係機関が、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて、関係団体（港湾管理者、漁業協同組合、関係企業等）、地域住民に対して協力を求める。

### 1 応急対策活動

海上災害発生時において関係機関等がとるべき措置は、おおむね以下のとおりである。

機 関	とるべき措置
災害発生事業所（船舶所有者等（管理者、占有者、使用者）・施設の設置者を含む。）の措置	(1) 所轄海上保安部、消防本部、町等関係機関に対して、直ちに災害発生のお知らせを行うとともに、現状付近の者又は船舶に対して注意の喚起を行う。 なお、付近住民に危険が及ぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。 (2) 自衛消防隊、その他の要員により消火活動、流出油等防除活動を実施するとともに、必要に応じて他の関係企業、防災機関等の応援を得て災害の拡大防止に努める。 なお、消火活動等を実施する場合にあっては、陸上への拡大防止について十分留意して実施する。
海上保安部の措置	(1) 巡視船艇及び航空機を活用した被害状況の把握並びに関係機関に対する情報の伝達 (2) 遭難船舶、事故船舶の乗客・乗組員の救助 (3) 流出油等応急対策実施に必要な資機材の確保及び輸送 (4) 付近航行船舶の安全確保のための巡視船艇及び航空機による現状付近海域の警戒 (5) 船舶交通の安全確保のため、周辺海域において航行の制限又は禁止、現場海域での火気使用制限、退去命令、侵入禁止命令等の措置を講じ、船舶通信により船舶への周知徹底を図る。 (6) 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令を行う。 (7) 油、有害液体物質、危険物等の漏えい及び排出があった場合は、必要に応じて海上保安庁の機動防除隊の派遣を受け、防除措置の指導に当たらせる。 (8) 船体並びに流出油の非常処分の実施 (9) 巡視船艇及び航空機を出動させ、必要な資機材を迅速に調達し、関係市町、消防機関、警察と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火活動及び流出油・危険物等の拡散防止措置及び除去活動を実施する。 (10) 必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに防災関係機関に対して応援を要請する。 (11) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。

<p>県の措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 海上保安部、関係市町（他県等）、漁協等から必要な情報を収集し、また自衛隊に対して航空機による情報収集を要請するなどして早期の状況把握に努め、関係者に伝達する。</li> <li>(2) 応急活動に必要な体制を確立し、海上保安部、地方整備局又は町（消防機関）が実施する防除活動に協力するとともに、所有船舶を出動させ警戒活動、防除活動を行う。</li> <li>(3) 港湾、漁港等の管理者として、港湾・漁港等への入港制限及び施設の利用制限等の制限措置を講じるとともに災害発生に伴う防除措置を実施する。</li> <li>(4) 備蓄資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の搬送、その他必要資機材の調達確保を行う。</li> <li>(5) 漁具の移動、オイルフェンスの展張等関係者に対し自衛措置を指導する。</li> <li>(6) 水質環境に係る調査、保全措置を行う。</li> <li>(7) その他、陸上での水火災等発生時の場合に準じて必要な支援、指導又は自ら必要な措置を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 関係沿岸住民に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示及び支援</li> <li>イ 化学消火薬剤等の調達確保</li> <li>ウ 他市町、他県、国等への応援要請</li> <li>エ 必要に応じて自衛隊の災害派遣要請</li> <li>オ 町が実施する医療・救護活動等への支援</li> </ul> </li> <li>(8) 発災後速やかに情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行い、被災者、被災者の家族等に対して、適切な情報提供を行う。</li> <li>(9) 大量油流出事故等発生時における県の応急対策活動実施体制</li> </ul>
<p>第1警戒体制 （連絡調整会議）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県近海で大量油等流出事故が発生し、県沿岸への漂着の可能性等その状況を監視する必要があるとき。</li> <li>○ 沿岸海域で少量の油等流出事故等が発生したとき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応急対策関係課の担当で連絡調整会議を設置する。</li> </ul> </li> <li>2 実施する活動の概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 早期情報収集体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 海上保安部、警察、自衛隊、その他関係機関等からの情報収集</li> <li>イ 県所有船舶による情報収集</li> <li>ウ 県関係出先機関への早期情報収集体制確立の指示</li> <li>エ 町（消防機関）への早期情報収集体制確立の指示</li> <li>オ 漁協への早期情報収集体制確立の要請</li> </ul> </li> <li>(2) 油等防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の所在地、数量の確認及び点検 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 県、市町保有分</li> <li>イ 民間企業等（特防協、油災協、漁協等）保有分</li> </ul> </li> <li>(3) 漂着油回収資機材（蓋付き空ドラム缶等）の調達先、数量の確認</li> <li>(4) 他県からの応援要請への対応</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

<p>第2警戒体制 (警戒本部)</p>	<p>○ 県近海で大量の油等流出事故が発生し、県沿岸に到達する可能性が高いと見込まれるとき。</p> <p>○ 県の沿岸海域で油等流出事故等が発生し、相当量の流出が認められるが漂着量が少量であると見込まれ、県の総力をあげて対応するまでに至らないとき。</p> <p>1 体制 総務部長を警戒本部長とし、関係課の課長で警戒本部を設置する。</p> <p>2 実施する活動の概要</p> <p>(1) 海上保安部、自衛隊その他の関係機関からの情報収集</p> <p>(2) 県所有船舶による警戒・防除活動</p> <p>(3) 油等防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等）</p> <p>(4) 漂着油回収資機材の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等）</p> <p>(5) 不足資機材の確保</p> <p>(6) 他県への応援要請事項等の整理及び窓口、手順等の確認（中国、九州・山口、中国・四国、全国知事会相互応援協定）</p> <p>(7) 防除活動要員（ボランティアも含む）の確保</p> <p>(8) 状況により自衛隊の派遣要請</p>
<p>災害対策本部体制</p>	<p>○ 流出油等が大量に本県に漂着すると認められるとき。</p> <p>1 構成 知事を本部長とし、全課・全出先機関により災害対策本部を設置する。 この場合において、現地での円滑な応急対策が必要と認められたときは、現地に「現地災害対策本部」を設置する。</p> <p>2 実施する活動の概要</p> <p>(1) 全庁をあげての防除活動及び応急対策の実施（海上保安部、町等関係機関との連携による油の回収・処理、環境保全措置、被災者支援対策等）</p> <p>(2) 自衛隊の派遣要請</p> <p>(3) 他県、他機関への応援要請</p> <p>(4) 復旧・復興対策</p>
<p>警察の措置</p>	<p>(1) 警備艇、ヘリコプターによる油等の流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り及び防除活動</p> <p>(2) その他陸上災害に準じて応急対策活動</p> <p>ア 警戒区域の設定、避難誘導</p> <p>イ 町、海上保安部、消防機関と連携した人命救助活動</p> <p>ウ 危険防止又は民心安定のための防犯活動、広報活動等</p>
<p>九州地方整備局の措置</p>	<p>油等流出事故が発生した場合、要請等を受けて油等回収船を出動させ、防除活動を行う。</p>
<p>その他の企業、関係機関・団体、住民等の措置</p>	<p>消火資機材、油等防除資機材、有効に活動できる機動力、技能等を有するものは、海上保安部をはじめ防災関係機関から協力を求められた場合は、その指示に従い、必要な応急措置の実施に協力する。</p>

<p>町 (消防機関、港湾・漁港 管理者)の措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 大量油流出事故等発生時には、県の活動体制に準じた活動体制を確立する。町の活動体制については、第3編第1章第1節「活動体制の確立」を参照のこと。</li> <li>(2) 関係者・関係機関から情報の収集を行うとともに、海上保安部、県等関係機関に通報伝達する。</li> <li>(3) 災害の危険が及ぶおそれのある沿岸住民及びふ頭又は岸壁に係留された船舶に対して災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置命令又は一般住民の立入制限、退去等の措置命令を行うとともに、周知のための広報活動を実施する。</li> <li>(4) 沿岸漂着油等の防除措置を講じるとともに管内沿岸海面の浮流油等の巡視・警戒を行う。また必要に応じて、避難の勧告又は指示を行う。</li> <li>(5) 事故貯油施設の所有者等に対して海上への油等流出防止措置について指導する。</li> <li>(6) 消防計画等に基づき、消防隊を出動させ、関係海上保安部と連携するとともに港湾関係団体等の協力を得て、消火及び油・危険物等の流出拡散防止活動を実施する。</li> <li>(7) 火災、救助規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて他の市町又は県、その他関係機関に対して応援の要請を行う。</li> <li>(8) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。</li> <li>(9) 遭難者、負傷者等の救護・医療活動を行う。</li> <li>(10) 港湾、漁港施設への被害の未然防止、利用者への被害防止に必要な措置を行う。</li> </ol>
--------------------------------------	---

## 2 応援協力関係

管区海上保安本部・海上保安部署、県、民間企業等は、海上災害発生時における応急対策を迅速、円滑に実施するための応援協定等を締結し、相互に支援・協力する体制を整えている。

## 3 流出油処理剤の使用基準

流出油の応急対策に使用する処理剤については、その有効活用及び処理剤による二次災害の防止等を図る観点から国（国土交通省）において使用基準が定められており、応急対策実施機関等はこれを十分留意して使用する。

なお、町は、海上への油等流出災害に備えて、必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の備蓄を行う。

## 4 海上災害防止センター

### (1) 海上災害防止センターの業務

ア 海上保安庁長官の指示を受けて排出油の防除のための措置を実施すること。

イ 船舶所有者等の委託を受けて海上防災のための措置を実施すること。（昭和62年4月から、排出された有害液体物質等の防除措置についても実施）

ウ 油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者の利用に供すること。

エ 海上防災訓練に関すること。

オ 海上防災に関する調査研究を行うこと。

## (2) 海上災害防止センターの保有資機材等

海上災害防止センターは、全国45箇所に排出油等防除資材の備蓄基地を設置し、流出油防除作業が迅速に行えるよう必要な態勢を整えている。

山口県内には岩国、徳山下松、宇部、関門の4基地があり、それぞれの基地において基地業務の代行、資材の保管及び運搬の業務実施について現地業者と契約を締結している。

## 第3項 海難救助対策

### 1 海難救助活動に関する協力体制

海上における遭難者の捜索、救助活動等については、国際条約（SAR条約「1979年の海上における捜索及び救助に関する条約」）により、必要な対策が講じられている。

捜索救助業務は、各機関の総合的な調整を行うための「連絡調整本部」が海上保安庁に、また「救助調整本部（RCC）」が各管区海上保安部に設けられるとともに、それぞれ活動方針が定められている。

また、関係省庁（警察庁、防衛省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、水産庁、国土交通省、海上保安庁、気象庁、消防庁）の間で「海上における捜索救助に関する協定」が締結され、必要な対策が講じられることになっている。

なお、遭難船舶の救護事務は最初に事件を認知した市町長が実施する（水難救護法）ことになっており、町長は、遭難船舶の救護事務は最初に事件を認知した場合、警察署、海上保安部と協力して必要な応急対策活動を実施するとともに県、関係機関へ協力要請を行う。

### 2 応急対策活動

海難捜索救助に関して町が、海上保安部、県及び防災関係機関と連携して実施する応急対策活動は別に定める北九州救助調整本部活動方針、広島救助調整本部活動方針及び県・町防災計画に基づき、必要な対策を実施する。

## 第4項 海上交通災害対策

海上交通の安全確保については、「海上衝突予防法」、「海上交通安全法」及び「港則法」のいわゆる海上交通3法により、各防災関係機関においてその確保が図られる。

### 1 被災区域の交通規制等

災害により船舶交通の障害となる事態が発生し、船舶の安全を確保する必要がある場合は、航路又は区域を指定するなどして船舶の航行を禁止又は制限し、次の措置を講じる。

(1) 実施する規制措置に係る公示を行うとともに応急標識等の設置に努める。

(2) 規制措置について付近航行船舶、関係者に対して周知を図る。

## 2 被災区域内の交通整理

所属巡視船艇等をもって被災区域の船舶交通の整理を行う。

## 3 漂流物、沈没物等航路障害物の処理

漂流物、沈没物等により航路の障害となる事態が発生した場合は次の措置を講じる。

(1) 港内及び境界線付近にある障害物については当該物件の所有者又は占有者に対して除去を命じ応急措置を必要とするものについては関係機関と協力し除去する。

(2) 除去した障害物の処理は状況により次の措置をとる。

ア 水難救護法の規程によりその海域を管轄する市町長に当該物件を引き渡す。

イ 災対法の規程により海上保安部に保管し、また公売、所有者への引き渡し等を行うことができる。

## 4 在港船舶対策

(1) 台風、津波、高潮、河川の氾濫等の気象災害及び火災、爆発等により船舶に災害が発生するおそれがある事態、あるいは船舶に災害が及ぶおそれがある事態が生じたときは、必要に応じて、港内にある船舶に対して、移動命令、停泊の制限を行う等必要な防災上の措置を講じる。

## 5 災害事象別防災措置の一般的基準（例示）

災害事象	実施措置	措置の概要
台風	避難指示	(1) 台風の進路方向により、びょう地を選定して移動するよう勧告する。 (2) 風速15m/s以上の場合、危険物荷役を中止させる。
火災	曳船移動による消火	(1) 他船への延焼を防止するため、曳航により移動し消火に当たる。 (2) 曳航不能の場合は、付近在泊船に対して移動を命じ又は勧告する。
流木	船舶交通の制限・注意喚起・障害の除去	必要に応じて、港則法等により、船舶の航行を制限するほか、所有者に対し障害となる流木を速やかに回収・除去するよう命じ又は勧告する。

## 6 その他の防災上の措置

海上交通災害防止に関連しておおむね以下の措置を講じる。

- (1) 気象情報の収集及び関係者への伝達
- (2) 在泊船舶の状況把握
- (3) 港内整理及び避泊地の推薦
- (4) 必要に応じて、けい留施設の使用制限又は禁止
- (5) 必要に応じて、移動命令又は航路制限の適用
- (6) 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導、並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導
- (7) 台風対策委員会との相互連絡及び防災措置の推進
- (8) 港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導

- (9) 危険物荷役の事故防止指導
- (10) 海上における流出油の処理
- (11) 自衛隊等への災害派遣の要請

## 第2節 航空災害対策計画

航空機の墜落炎上事故の発生又は事故発生が予想される場合、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、町等が実施する応急対策活動について定める。

### 第1項 空港の所在地、管理者等

所在地	空港の名称	管理者	備考
宇部市	山口宇部空港	知事	特定地方管理空港
下関市	海上自衛隊小月航空基地	海上自衛隊小月教育航空群司令	
防府市	航空自衛隊防府北基地	航空自衛隊第12飛行教育団司令	
岩国市	岩国飛行場（民航地区）	国土交通大臣	国管理空港
	海上自衛隊岩国航空基地	海上自衛隊第31航空群司令	
	米国海兵隊岩国航空基地	米国海兵隊岩国航空基地司令	

### 第2項 航空機災害応急対策活動

#### 1 応急対策活動

町域内で航空機災害が発生した場合、町（消防機関）は、警察、海上保安部及び医療機関等と協力して被災者の救出・救助、被害の拡大防止・軽減に努める。

- (1) 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
- (2) 空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し一般住民等の立入り制限・退去等を命じる。
- (3) 空港事務所、地元関係機関の協力を得て被災者の救助及び消防活動を実施する。この際、町の消防力では対応が困難な場合は、近隣市町、消防機関及び他県の消防機関に対して応援を要請するなどして被害の軽減に努める。
- (4) 負傷者が発生した場合、救護所、負傷者の収容所及び遺体の一時収容所の設置又は手配を行うとともに地元医療機関等の応援を受け、医療班を編成して現地に派遣し、応急措置を施した後適切な医療機関に搬送する。
- (5) 必要に応じて、被災者及び家族等の関係者に対して食料及び飲料水等を提供する。  
また、家族等への宿泊施設のあっせん等も航空会社と協力して行う。
- (6) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を関係機関に要請する。
- (7) 救助活動等に関して自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、県（防災危機管理課）に対して自衛隊の派遣要請の要求をするとともに、化学消火薬剤等、必要資機材の確保について応援を

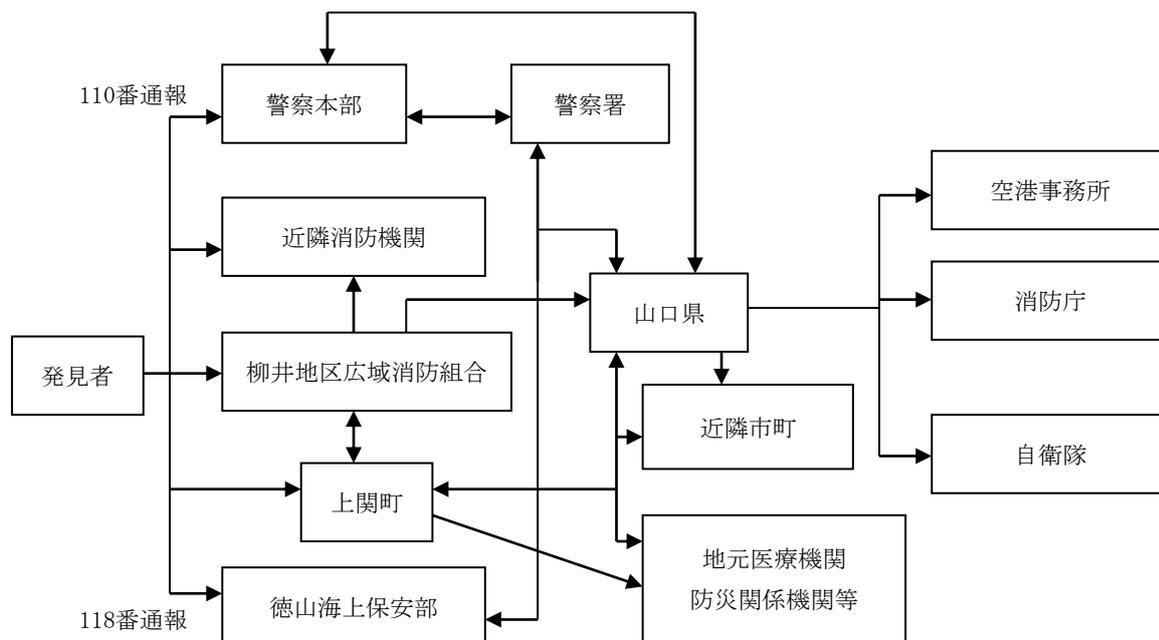
要請する。

- (8) 事故が大規模で、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に職員の派遣を要請するとともに、県に対しては指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣についてあっせんを求める。

## 2 関係機関に対する通報連絡

災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、関係機関の協力を要するときは、速やかに次の連絡系統により通報連絡する。

### □ 町内で発生した場合



## 3 災害情報の収集・伝達

- (1) 発見者、関係機関等から通報を受けた場合は、直ちに県（防災危機管理課）、近隣市町（近隣消防本部）、地元医療機関等の防災関係機関に通報する。
- (2) 情報収集・伝達体制は、職員、消防団等の協力を得て必要な体制を確立する。
- (3) 県への通報は国が定めている「火災・災害等即報要領」の様式により行うことになる。以下に取扱いを順に示す。
  - ア 事故発生等の通報、情報を得た場合は、直ちに電話、無線等で発生場所、覚知時間、町の対応等を報告する。
  - イ 事故発生当初の段階で十分な被害状況の把握ができていない場合は、「災害概況即報」により把握した情報を順次報告する。
  - ウ 被害状況がある程度把握され、また応急活動の概況も把握されだした段階からは、「火災即報」又は「救急・救助事故即報」により報告する。

### 第3節 陸上交通災害対策計画

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故時における応急対策及び災害時における交通規制並びに主要交通路線の確保等について、防災関係各機関は、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努める。

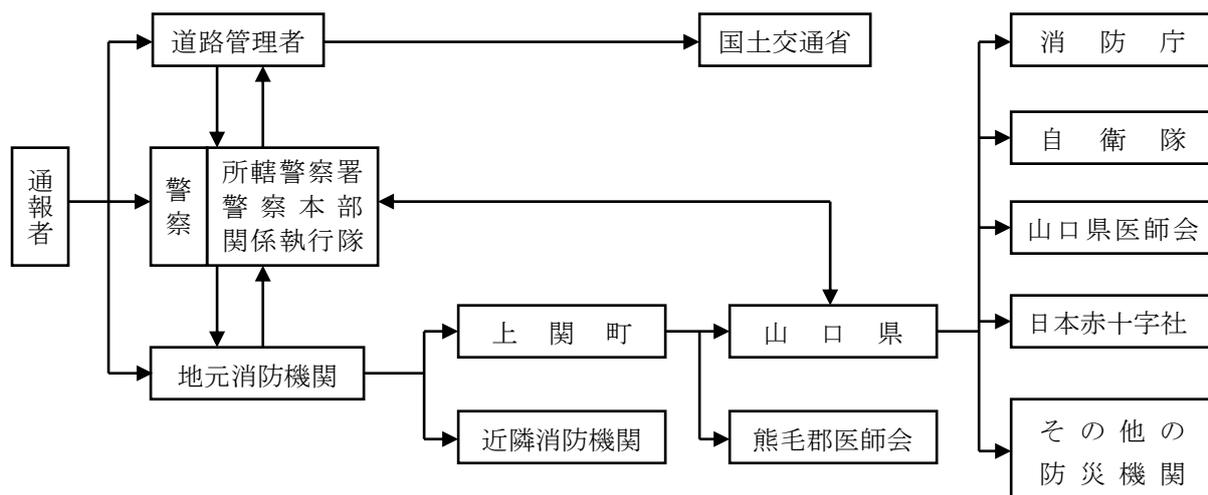
#### 第1項 応急対策活動

- 1 町は、大規模な陸上交通災害の発生を知った場合又は発見者からの通報を受けた場合は、関係機関に通報するとともに、必要な体制を確立する。
- 2 町道については、道路管理者として必要な応急対策を実施する。

#### 第2項 関係機関に対する通報連絡

町は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、関係機関の協力を要するときは、速やかに次の連絡系統により通報連絡する。

□ 連絡系統



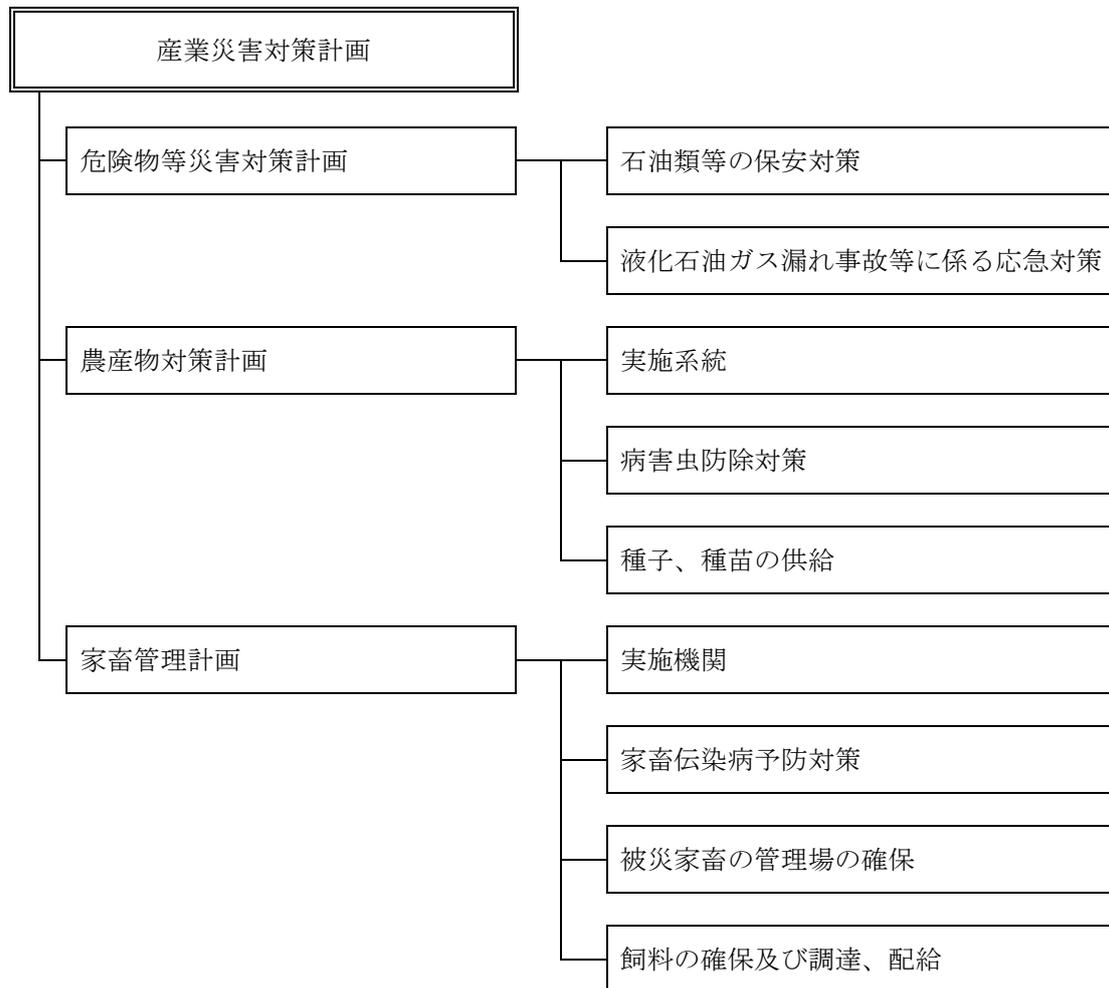
#### 第3項 交通規制措置

第3編第7章第3節「交通規制」を参照のこと。

# 第21章 産業災害対策計画

## 基本的な考え方

危険物施設等における火災、爆発、ガス漏えい等への対策又は農産物対策、家畜対策等、各種産業災害に対し、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努める。



## 第1節 危険物等災害対策計画

危険物等の事故により災害が発生した場合、被災者の生活確保のための応急復旧を実施するとともに、危険物等に起因する二次災害の発生を防止することが求められる。

このため、石油類等の保安対策、液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策について、必要な事項を定める。

## 第1項 石油類等の保安対策

### 1 施設の所有者及び管理者又は占有者の応急措置（指導方針）

- (1) 被害状況を地方公共団体へ連絡する。
- (2) 発災後、速やかに職員の参集、情報連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
- (3) 消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努める。
- (4) 的確な応急点検及び応急措置等を講じる。
- (5) 施設内の使用火気は完全消火し、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断する。
- (6) 施設内における貯蔵施設の補強及び付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を講じる。

### 2 町の応急措置

- (1) 災害発生について、県へ直ちに通報する。
- (2) 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (3) 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限させる（消防法第12条の3）。
- (4) 被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの勧告・指示をする。
- (5) 火災の防ぎよは、町の消防機関が実施するが、火災の状況、規模、並びに危険物の種類により、化学消火剤の収集、化学消防車の派遣要請等の措置をとる。
- (6) 転倒、流出及び浮上したタンク等は、使用の停止を命じ、危険物排除作業を実施させる。
- (7) 消防力をさらに必要とする場合には、県に対して自衛隊の派遣要請の要求を行うとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は指定公共機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。
- (8) 専門技術をもつ人材等を活用して、施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。

## 第2項 液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策

### 1 定義

「ガス漏れ事故等」とは、次の各事項に掲げるものとする。

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス漏れの疑いの通報のあったもの

- (3) ガス爆発事故
- (4) ガス火災
- (5) 故意によるガス放出事故
- (6) その他対応を必要とするガス事故

## 2 応急対策

### (1) ガス消費者の措置

ア ガス漏れ事故等を発見したとき又はガス漏れ事故等の事実を知らされたときは、ガスの消費を中止するなどの応急措置を講じるとともに、ガス供給業者、保安機関又は消防機関に通報する。

イ ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス供給業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。

### (2) ガス供給業者の措置

ア ガス消費者等から通報があったとき又は自ら発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめ町（消防機関）と協議された事項に基づき、町（消防機関）に必要に応じ協力し、又は指示を求めて速やかに初動措置を講じ、事故の拡大防止に努めなければならない。

ウ ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

### (3) 保安機関の措置

ガス消費者等から通報があったとき又は自らが発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

### (4) 町（消防機関）の措置

ア ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめガス供給業者と協議された事項に基づき、速やかに初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等の状況により災害が拡大、波及するおそれがある場合は、関係機関と連絡をとり、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気使用制限等の措置を講じる。

## 4 事前対策

町（消防機関）は、ガス漏れ事故等が発生した場合に備えて、次の事項についてガス供給業者と協議を行い相互に文書でその内容を確認し、防災体制を確立しておくようにする。

- (1) 連絡通報体制
- (2) 出動体制
- (3) 現場における連携体制
- (4) 任務分担
- (5) 事後の措置

- (6) 共同訓練等の実施
- (7) その他必要な事項

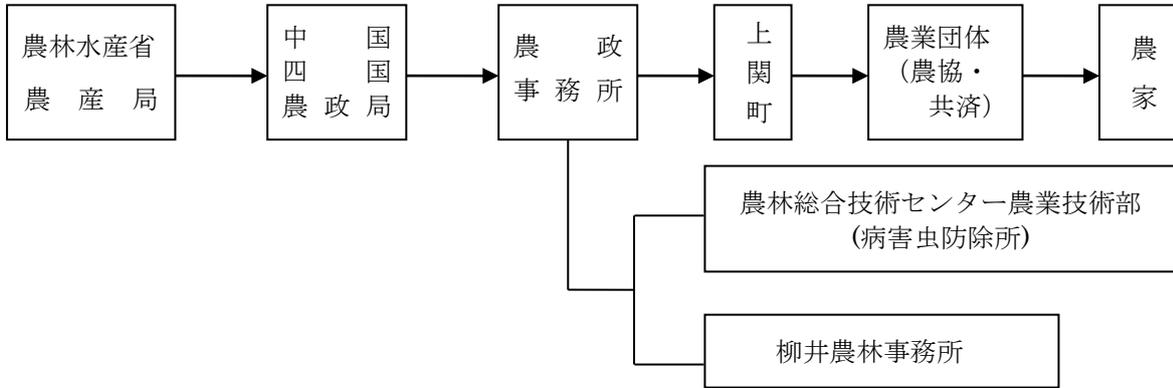
## 第2節 農産物対策計画

災害の発生に伴う農産物被害の軽減を図るため、必要な事項を定める。

### 第1項 実施系統

農産物対策全般の基本的な実施系統は、次のとおりである。

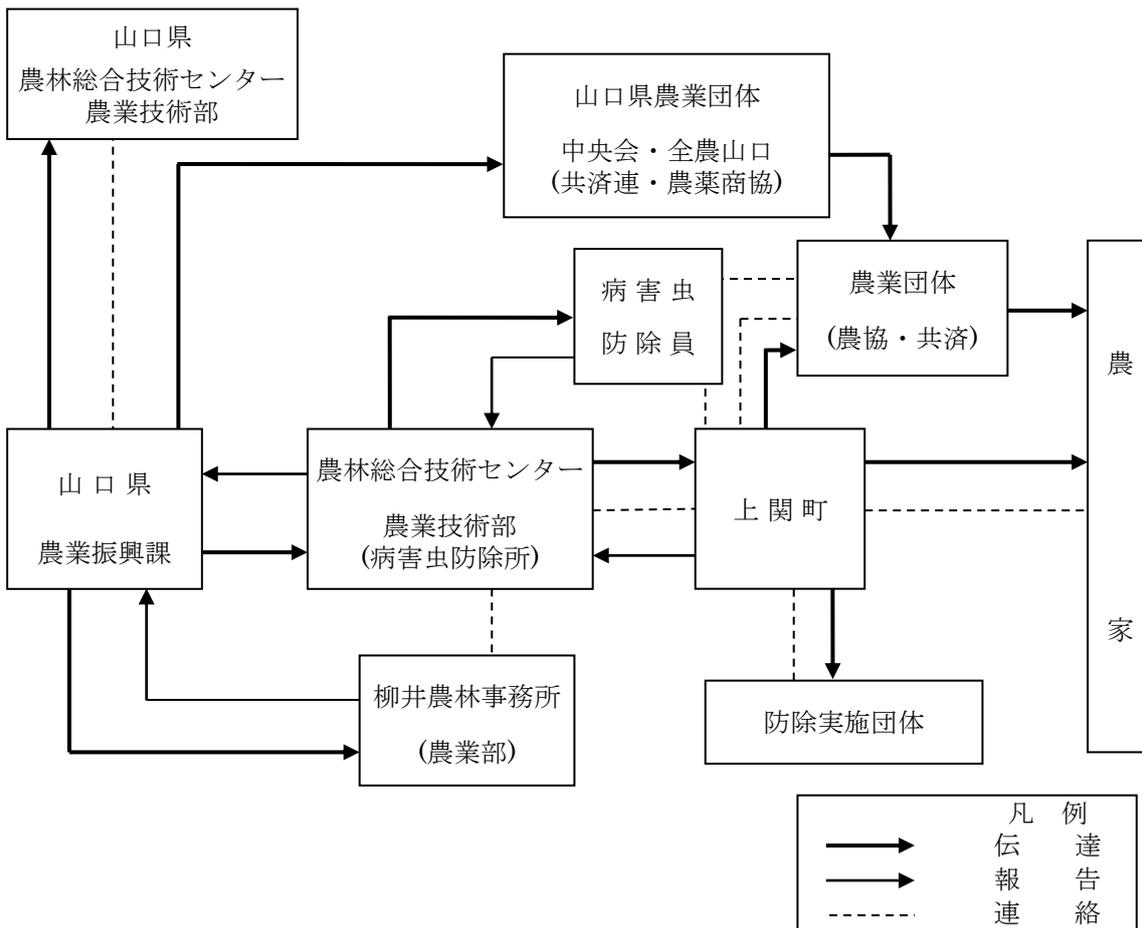
□ 農産物対策全般の基本的な実施系統



### 第2項 病虫害防除対策（植物防疫法）

#### 1 病虫害防除予察

病虫害防除の予察実施大系は、次のとおりである。



## 2 防除体制

### (1) 病虫害防除計画の立案

町は、県農林水産部が作成する県防除方針に基づき、防除実施計画を立案する。

### (2) 防除活動

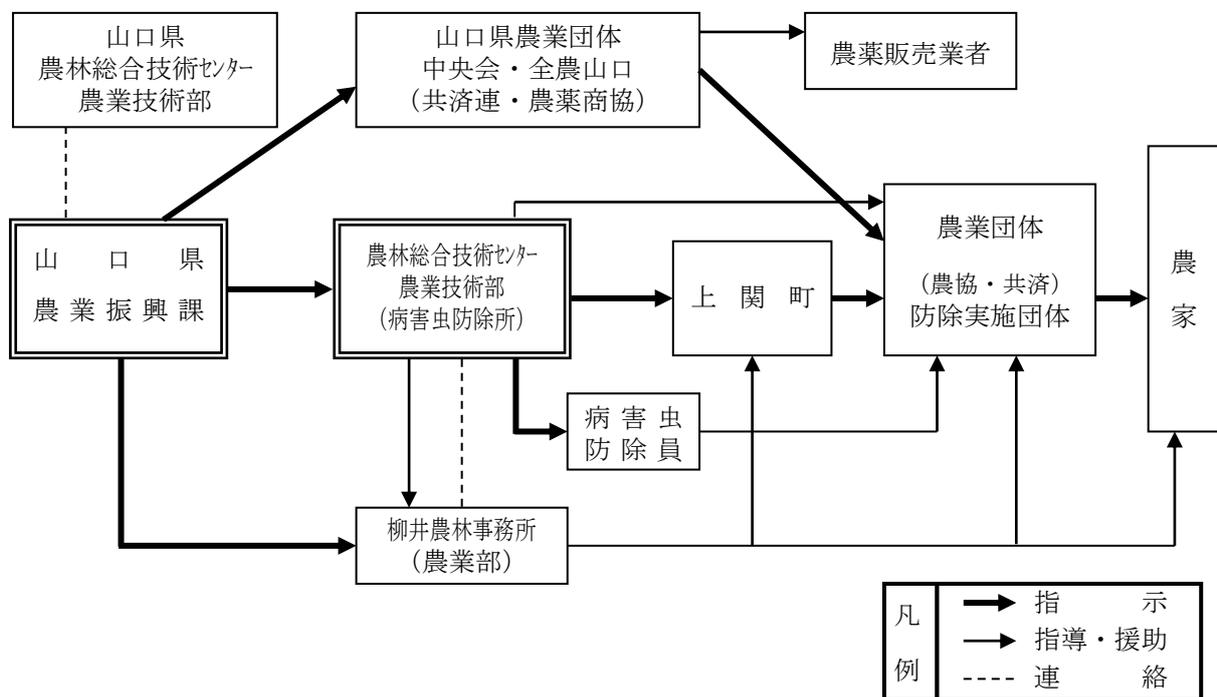
町は、県防除方針に基づき、県が設置する県病虫害防除対策協議会の指導の下、次の措置を講じる。

ア 現地へ派遣された県指導班の指導の下、農林総合技術センター農業技術部（病虫害防除所）及び柳井農林事務所（農業部）に協力して防除技術指導体制を確立し、管内の病虫害発生状況を常時正確に把握するとともに、県農林部へ速報する。

イ 県農林水産部の発生予察情報に基づき、関係機関、団体に情報を伝達（提供）する。

ウ 被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があるときは、県を通じ農林水産大臣に対し緊急防除の申請を行う。

### (3) 病虫害防除対策実施体系図



### (4) 農薬等の確保措置

農薬等防除資材の需給調整について山口県植物防疫農作業安全協会の協力を求める。

## 第3項 種子、種苗の供給（主要農産物種子法）

### 1 確保の措置

#### (1) 水稻関係

災害応急用水稻粳の確保措置

(2) 野菜関係

野菜指定産地及び野菜認定産地における確保措置

(3) 飼料作物関係

災害応急用種子の確保措置

## 2 供給の方法

(1) 種粃については、県に要請し、山口県米麦改良協会を通じて供給のあっせんを受ける。

(2) 野菜・飼料作物関係については、県に要請し、全国農業協同組合連合会山口県本部を通じ、供給のあっせんを受ける。

## 第3節 家畜管理計画

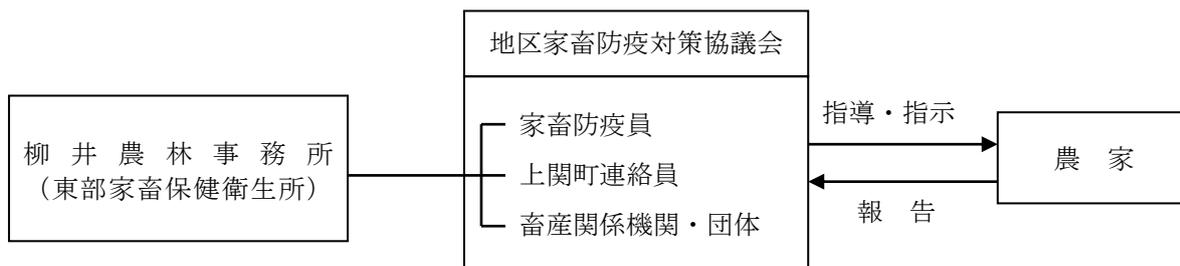
災害の発生に伴う家畜伝染病等の発生を予防するため、必要な事項を定める。

### 第1項 実施機関

#### 1 実施機関及び関係機関

- (1) 被災地における家畜伝染病予防対策は、柳井農林事務所（東部家畜保健衛生所）を中心に実施する。
- (2) その他家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策は町が実施する。

#### 2 連絡体系



### 第2項 家畜伝染病予防対策（家畜伝染病予防法）

#### 1 組織

- (1) 農林事務所（家畜保健衛生所（東部、中部、西部、北部））
- (2) 地区家畜防疫対策協議会の構成

柳井農林事務所（東部家畜保健衛生所）、柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）、県畜産振興協会、町、山口県農業協同組合、県獣医師会支部、農業協同組合、農業共済組合、酪農関係団体、養豚関係団体、養鶏関係団体、県家畜商業協同組合支部

#### 2 活動内容

地区家畜防疫対策協議会が編成する防疫組織は、次の業務を行う。

- (1) 総務班
  - ア 家畜伝染病に関する啓発指導
  - イ 情報収集及び連絡、報告
  - ウ 防疫用資材の調達、あっせん、配分
- (2) 病性調査班
  - ア 疑似患畜及び患畜の病性鑑定並びに疫学的調査
  - イ 発生源及び感染経路の探求調査
- (3) 検診班
  - ア 防疫地図の作成

- イ 家畜伝染病予防法による検査、注射の実施及び協力
- ウ 疑似患畜の検診、治療
- (4) 消毒処置班
  - ア 発生畜舎、予防指定地域に対する消毒指導
  - イ 死亡獣畜、出荷できない生産物等の埋却、焼却等
  - ウ 疑似患畜及び患畜又は死亡獣畜等の輸送措置及び指導
  - エ と畜場及び死亡獣畜処理場との連絡
- (5) 殺処分・評価班
  - ア 患畜及び疑似患畜の殺処分
  - イ 殺処分家畜及び埋消却等を行う生産物等の評価
- (6) 飼養管理指導班
  - ア 飼養管理の失宜による疾病発生防止指導
  - イ 家畜管理資材の確保及び調達指導

### 第3項 被災家畜の管理場の確保

家畜飼養頭数の多い地域で、特に水害多発地域においては、被災家畜の管理対策を準備しておく。

#### 1 管理場の設置基準

- (1) おおむね3.3m<sup>2</sup>当たり、大家畜1頭、大中豚3頭、小豚10頭、山羊3頭、鶏15羽を収容基準とし、排水良好な地点（場所、施設）とする。
- (2) 大家畜、めん山羊は繫養を原則とし、その他の家畜は追込式とする。

#### 2 確保のための措置

町は、水系及び発生する災害の程度を考慮して、場所、施設の選定及び資材の所在、輸送等について関係機関、団体及び周辺関係者と協議する。

#### 3 管理者の確保基準

大家畜10頭、中家畜20頭、小家畜100羽につき管理者1名の割合で、町の関係地区ごとにあらかじめ予定しておく。

### 第4項 飼料の確保及び調達、配給

#### 1 粗飼料

町は、県を通じ、山口県農業協同組合に対して粗飼料の確保及び輸送を依頼する。

#### 2 濃厚飼料

町は、県を通じ、山口県農業協同組合に対して濃厚飼料の確保及び輸送を依頼する。



---

## 第4編 復旧・復興計画

---

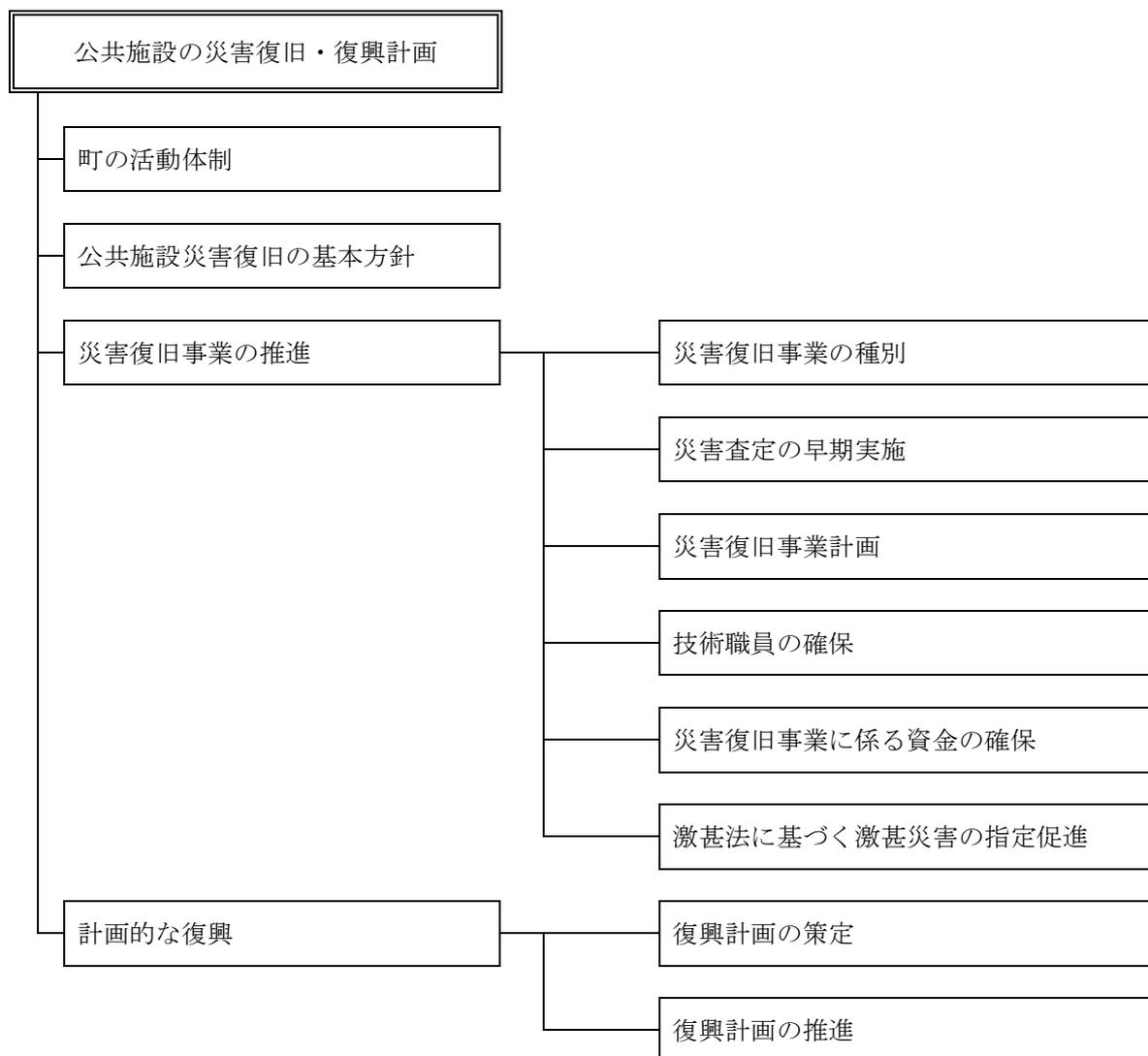


# 第1章 公共施設の災害復旧・復興計画

## 基本的な考え方

道路、河川、農業用施設、学校・社会福祉施設等の公共施設は、住民の日常生活、また、公共の福祉施設の確保や農林水産業の維持等に欠くことのできない施設であり、災害により大きな被害を被った場合には、これら施設の迅速な復旧・復興が必要となる。

このため、災害復旧・復興本部を設置し、活動体制を確立するとともに、迅速に被害調査を実施の上、復旧・復興計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。



## 第1節 町の活動体制

町は、災害応急対策終了後、災害復旧・復興本部を設置し、復旧・復興体制を確立するとともに、防災関係機関の協力を得て復旧・復興対策を実施する。

災害復旧・復興本部においては、町の災害復旧・復興対策を推進するため、必要の都度本部会議を開催し、次の事項の決定を行う。

- 1 災害復旧・復興本部体制の配備及び廃止に関すること。
- 2 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う復旧・復興対策の基本方針に関すること。
- 3 県に対する復旧・復興対策の応援要請に関すること。
- 4 前各号に掲げるもののほか重要な復旧・復興対策に関すること。

## 第2節 公共施設災害復旧の基本方針

災害により、被害を被った公共施設の復旧は、第3編による応急対策を講じた後実施することになる。

被災した施設の管理者は、原形復旧を基本としつつも、再度災害の防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から必要な改良復旧、耐震、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立して、早期に復旧事業が完了するように努める。

## 第3節 災害復旧事業の推進

町は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが管理する公共施設の災害復旧計画を速やかに作成する。

### 第1項 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧事業は、おおむね次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業
  - (1) 河川
  - (2) 海岸
  - (3) 砂防設備
  - (4) 林地荒廃防止施設
  - (5) 地すべり防止施設
  - (6) 急傾斜地崩壊防止施設

- (7) 道路
  - (8) 港湾
  - (9) 漁港
  - (10) 下水道
  - (11) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
  - 3 都市災害復旧事業
  - 4 水道施設災害復旧事業
  - 5 社会福祉施設災害復旧事業
  - 6 公立学校災害復旧事業
  - 7 公営住宅災害復旧事業
  - 8 公立医療施設災害復旧事業
  - 9 その他の災害復旧事業

## 第2項 災害査定の早期実施

町は、県と連携の下、災害発生後できるかぎり速やかに公共施設の被害実態の把握及び必要な資料調製を行い、査定前着工、早期の災害査定又は緊急査定の実施に努める。

なお、査定に当たっては、事前協議制度を活用するなど、迅速な査定が行われるよう努める。

## 第3項 災害復旧事業計画

- 1 災害復旧に当たっては、原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
- 2 復旧事業の計画に際しては、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図る。

なお、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

- 3 災害復旧に当たっては、事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業推進に努めるとともに、環境汚染の未然防止等住民の健康管理についても配慮する。

## 第4項 技術職員の確保

被災施設の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足を生じたときは、被災を免れた他の市町若しくは県職員又は関係機関に応援派遣を求めて、技術職員の確保を図る。

この場合、市町相互間において協議が整わないときは、県に対しあつせん又は調整を要求する。

## 第5項 災害復旧事業に係る資金の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

### 1 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について  
(昭和37年8月14日建設省都市局長通達)
- (11) 生活保護法
- (12) 児童福祉法
- (13) 身体障害者福祉法
- (14) 知的障害者福祉法
- (15) 売春防止法
- (16) 老人福祉法
- (17) 水道法
- (18) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について(平成16年5月25日厚生労働事務次官通知)
- (19) 下水道法
- (20) 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (21) 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (22) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (23) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担(補助)の協議について(昭和59年9月7日厚生省社会局長・児童家庭局長通知)

## 2 地方債

災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 直轄災害復旧事業債
- (3) 単独災害復旧事業債
- (4) 地方公営企業等災害復旧事業債
- (5) 災害復旧事業債
- (6) 小災害債
- (7) 歳入欠かん債等

## 3 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- (2) 普通交付税の繰上交付措置
- (3) 特別交付税による措置

## 第6項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定対象となる激甚災害が発生した場合、町は、県と連携の下、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の円滑、迅速な復旧を行う。

### 1 激甚災害に関する調査

町は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告するとともに、県が実施する調査等について協力する。

### 2 激甚災害に対する特別な財政措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
  - ア 公共土木施設災害復旧事業
  - イ 公共土木施設災害関連事業
  - ウ 公立学校施設災害復旧事業
  - エ 公営住宅等災害復旧事業
  - オ 生活保護施設災害復旧事業
  - カ 児童福祉施設災害復旧事業
  - キ 老人福祉施設災害復旧事業
  - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
  - ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
  - コ 婦人保護施設災害復旧事業

- サ 感染症指定医療機関等災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
  - (ア) 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業
  - (イ) 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業
- セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
  - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
  - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
  - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置の特例（天災融資法が発動された場合適用）
- (3) 中小企業に関する特別の助成
  - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
  - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
  - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
  - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - ウ 市町が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
  - エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
  - オ 水防資材費の補助の特例
  - カ 被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
  - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
  - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

## 第4節 計画的な復興

大規模な災害により地域が壊滅状態となった場合、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する大規模事業となることから、町は、県と連携を図り、復興計画を作成するとともに、推進体制の整備をし、計画的な復興を進める。

### 第1項 復興計画の策定

#### 1 計画策定組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画策定検討組織を設置する。

#### 2 計画策定の目標

再度災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

#### 3 復興計画の策定

- (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、市街地再開発事業等の活用を図る。
- (2) 計画策定に当たっては、建築物や公共施設の耐震・不燃化等を基本的な目標とする。
- (3) ライフラインの共同収容施設については、各事業者と調整を図りながら、進める。
- (4) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により解消に努める。

#### 4 住民への情報提供

復興計画の策定に当たっては、住民への情報提供を行い、コンセンサスづくりに努める。

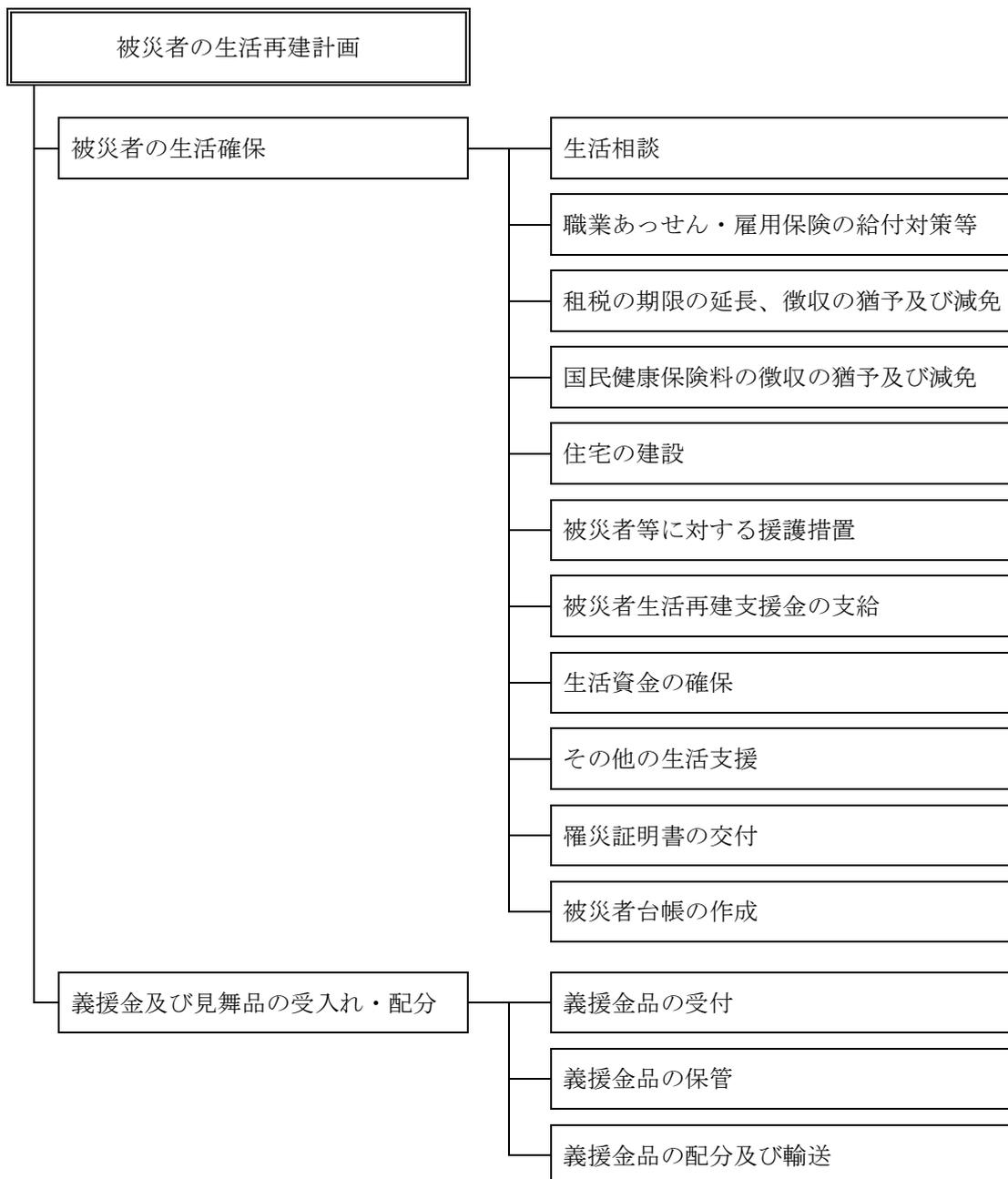
### 第2項 復興計画の推進

事業実施に当たっては、関係機関による横断的な推進組織を設置し、事業の計画的推進を図る。

## 第2章 被災者の生活再建計画

### 基本的な考え方

町は、災害により被害を受けた住民の速やかな再起が図られるよう、被災者に対する生活相談、職業のあっせん、租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免、住宅・援護資金の貸付等について必要な措置を講じる。



## 第1節 被災者の生活確保

### 第1項 生活相談

災害発生後から被災者、その他住民、マスコミ、国、地方公共団体等各方面から、様々な問い合わせ、要望が数多く寄せられ、それらに迅速かつ的確に応えるためには、総合的な情報提供及び相談窓口の開設が必要となることから、町は、次の措置を講じる。

- 1 被災者のための相談所を庁舎、出張所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。
- 2 解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じる。
- 3 県、関係防災機関と連携を密にし、相談内容の対応への充実に努める。

### 第2項 職業あっせん・雇用保険の給付対策等

災害により、失職した者の雇用確保のため、町は、労働局、公共職業安定所及び県（商工労働対策部）の行う職業相談、求人開拓、職業のあっせん、雇用保険の失業等給付及びこれに必要な措置を推進する。

#### 1 職業あっせん計画

##### (1) 県が行う措置

###### ア 公共職業安定所との連携

災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、町の被災状況等を勘案の上、公共職業安定所と緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ、速やかにそのあっせんを図る。

また、他県等への就職希望者については、他県等と連絡調整を行い、雇用の安定を図る。

###### イ 早期就職の促進

早期再就職を促進するため、被災地を管轄する公共職業安定所を通じ、また、自ら次の措置を講じる。

##### (ア) 職業相談

公共職業安定所職員を前項に記述する相談所若しくは現地に派遣し、被災者に対して職業相談を実施する。

##### (イ) 求人開拓

被災者の希望する就職条件に基づき、公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、他県に対しても求人開拓を依頼する。

##### (ウ) 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、現地において災害復旧工事に従事することを希望

した者に対しては、当該事業を紹介し、県の他の地域又は他県等を希望する者に対しては、それぞれ希望に応じた職業を紹介するように努める。

(エ) 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用

他の職種等への転換希望者等に対しては、職業訓練の受講、転換給付金等を活用して被災者の雇用の確保に努める。

(2) 公共職業安定所の措置

災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人、求職の動向を速やかに把握するとともに、上記の措置を行い、離職者の早期再就職を図る。

## 2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

(1) 県の措置

雇用保険の取扱いに関して公共職業安定所が実施する措置について、県の指導及び助言を得て実施する。

(2) 公共職業安定所の措置

ア 証明書による失業の認定

被災地域を所管する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後認定を行い、失業給付を行う。

イ 激甚災害に係る休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして、基本手当を支給する。

## 3 被災事業主に関する措置

(1) 労働保険料の徴収の猶予等

災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予等の措置を講じる。

(2) 制度の周知徹底

制度の周知に当たっては、自らの広報に加え、市町及び労働保険事務組合等関係団体に対して当該適用事業主に対する制度の周知を要請する。

### 第3項 租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免

各機関の租税の期限の延長・徴収の猶予及び減免の措置は、次のとおりである。

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
町 (住民課)	町は、町が賦課する税目に関して、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）及び町条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免についてそれぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。
税務署	国税に関する法律に基づくすべての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予
県 (税務課) (市町課) (県税事務所)	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び県税賦課徴収条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じるほか、町においても適切な対応がなされるよう助言する。

※地方税の減免基準については、総務省から各都道府県知事宛てに「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」が出されており、この通達の中で、主な税目ごとの減免基準が示されている。

本町では、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例（昭和35年5月16日条例第91号）において、下記のように町民税及び固定資産税の減免について定めている。

#### 1 町民税の減免

##### (1) 人的被害の場合の軽減率

ア 死亡した場合 10割

イ 生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合 10割

ウ 障害者となった場合 9割

##### (2) 財産の被害の場合の軽減率

		財産の損害程度	
		3割以上5割未満	5割以上
前年中における 合計所得金額	200万円以下	2分の1	全部
	200万円超300万円以下	4分の1	2分の1
	300万円超400万円未満	8分の1	4分の1

(3) 農作物の被害の場合の軽減率

減収が平年の3割以上である場合（ただし農業以外の所得が160万円以下）

前年中における合計所得金額	軽減率
120万円以下	全部
120万円超160万円以下	10分の8
160万円超220万円以下	10分の6
220万円超300万円以下	10分の4
300万円超400万円未満	10分の2

## 2 固定資産税の減免

(1) 土地に対する減免

- ア 被害面積が当該土地の面積の8割以上である場合 10割
- イ 被害面積が当該土地の面積の6割以上8割未満である場合 8割
- ウ 被害面積が当該土地の面積の4割以上6割未満である場合 6割
- エ 被害面積が当該土地の面積の2割以上4割未満である場合 4割

(2) 家屋に対する減免

- ア 家屋の原形をとどめない場合 10割
- イ 当該家屋の価額の6割以上の価値を減じたと認められる場合 8割
- ウ 当該家屋の価値の4割以上6割未満の価値を減じたと認められる場合 6割
- エ 当該家屋の価額の2割以上4割未満の価値を減じたと認められる場合 4割

## 第4項 国民健康保険料の徴収の猶予及び減免

町は、被災した納付義務者に対して、国民健康保険法等に基づき、国民健康保険料の徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

## 第5項 住宅の建設

災害により、居住していた住宅を喪失した者については、住居の確保が必要になる。

このため、町は、喪失世帯のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対し、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図るとともに、自力で住宅建設を行う者に対しては、公的資金のあっせん等を行うなどして住宅の再建を図る。

### 1 応急仮設住宅の建設

第3編第11章「応急住宅計画」による。

### 2 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な低所得者に対しては、公営住宅法に基づき、災害公営住宅を建設する。

また、被害が甚大で、町において建設が困難な場合は、公営住宅法に基づき、県に対し災害公営

住宅の建設を要請する。

### 3 既設公営住宅等の修理

災害により被災した既設の公営住宅、既設の改良住宅の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

### 4 住宅資金の確保

#### (1) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資のあつせん

##### ア 災害復興住宅融資

地震、暴風雨等の災害により住宅が滅失又は損傷した場合には、必要な資金の融資を受けることができる。

町は、融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、罹災証明書の発行を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

##### イ 災害予防関連融資

#### (ア) 地すべり等関連住宅融資

地すべり等防止法第24条第1項の規定による関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条第1項の規定による知事の勧告に基づき、地すべり等による被害を被るおそれのある者が、家屋の建設若しくは移転又は土地若しくは借地権を取得しようとするときに貸し付けられる。

#### (イ) 宅地防災工事資金融資

宅地造成等規制法第16条第2項、第17条第1項、第2項、第21条第2項、第22条第1項、第2項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項、第10条第1項、第2項又は建築基準法第10条第1項、第3項による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る擁壁、排水施設の設置、のり面保護等の防災工事を行うときに貸付けられる。

#### (2) その他の災害関連住宅資金の確保

低所得者世帯、障害者世帯及び母子・寡婦世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、生活福祉資金の福祉資金（福祉費）貸付け、母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金貸付けを受けることができる。

##### ア 生活福祉資金の福祉資金（福祉費）

低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯が、住宅の増改築、補修及び公営住宅の譲り受けに必要とする経費については、生活福祉資金の福祉資金（福祉費）の貸付けを受けることができる。

なお、災害により特に必要な場合は、貸付限度額据置期間等について優遇措置が講じられる。

##### イ 母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金

資金貸付けの対象者が、災害による被害を受けたときは、福祉資金住宅資金の貸付けに際して、限度額、据置期間の延長、支払い猶予等の優遇措置が講じられる。

## 第6項 災害被災者に対する援護措置

### 1 災害援護資金の貸付け

救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立直しに必要な資金を貸し付けるもので、町が貸付けを行う。

貸付対象	<p>救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の所得が、次の額未満の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>
根拠法令等	<p>(1) 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）</p> <p>(2) 実施主体 町（条例）</p> <p>(3) 経費負担 国 2／3 県 1／3</p> <p>(4) 対象となる災害 山口県において救助法による救助が行われた災害</p>
貸付金額	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>(1) 世帯主の1か月以上の負傷 150万円以内</p> <p>(2) 家財等の損害</p> <p>ア 家財の1／3以上の損害 150万円以内</p> <p>イ 住居の半壊 170万円以内</p> <p>ウ 住居の全壊 250万円以内</p> <p>エ 住居全体の滅失若しくは流出又はこれと同等と認められる特別の事情が認められる場合 350万円以内</p> <p>(3) 上記(1)と(2)が重複した場合</p> <p>ア (1)と(2)のアの重複 250万円以内</p> <p>イ (1)と(2)のイの重複 270万円以内</p> <p>ウ (1)と(2)のウの重複 350万円以内</p> <p>(4) 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合</p> <p>ア (1)に該当せず、(2)のイの場合 250万円以内</p> <p>イ (1)に該当せず、(2)のウの場合 350万円以内</p> <p>ウ (1)に該当し、(3)のイの場合 350万円以内</p>

貸付条件	(1) 貸付申請時期 被害を受けた後3か月以内 (2) 措置期間 3年(特別の事情がある場合5年) (3) 償還期間 10年(うち据置期間3年)(特例:据置期間5年、償還期間5年) (4) 償還方法 年賦又は半年賦 (5) 貸付利率 年3% (6) 保証人 原則として、同一市町内に居住する者1名
------	---

## 2 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を町において支給する。

種別	災害弔慰金	災害障害見舞金
対象となる災害	1 一つの市町域内において、住居滅失世帯数が5以上である場合 2 山口県内において住居滅失世帯数が5以上の市町が3以上ある場合 3 山口県内において、救助法が適用された市町が、1以上ある場合 4 救助法による救助が行われた市町をその区域に含む都道府県が2以上ある場合	
根拠法令等	1 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号) 2 実施主体 町(条例) 3 経費負担 国 2/4 県 1/4 町 1/4	
支給対象者	死亡者の配偶者 // 子 // 父母 // 孫 // 祖父母 ※上記のいずれも存しない場合死亡者の兄弟姉妹(死亡したものの死亡当時そのものと同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)	対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったときに、次に掲げる程度の障害を有する場合支給する。 (1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの (9) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

種 別	災 害 弔 慰 金	災 害 障 害 見 舞 金
支給限度額	1 死亡者が遺族の生計を主として維持していた場合 500万円 2 それ以外の場合 250万円	1 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250万円 2 それ以外の場合 125万円
支給制限・方法等	1 支給の制限 (1) 死亡（障害）が本人の故意又は重大な過失による場合（町長の判断による） (2) 次に掲げる規則等に基づいて支給される賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金を支給される場合 ア 警察表彰規則 イ 消防表彰規定 ウ 賞じゅつ金に関する訓令 (3) その他町長が支給を不相当と認める場合 2 支給の方法等 町が被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する	

また、救助法の適用を受けるに至らない自然災害による被災者若しくは遺族に対し、町は、上関町災害被災者に対する見舞金等支給条例（平成5年12月20日条例第23号）に基づき、下記の見舞金及び災害弔慰金の支給を行う。

災害弔慰金	死亡1人につき	1,000,000円	
災害障害見舞金	障害者1人につき	100,000円	
災害住家見舞金	住 家	全壊（焼） 流失	20,000円
		半壊（焼）	10,000円
		一部破損（焼） 床上浸水	5,000円

### 3 県の災害見舞金の支給要綱

県内において発生した災害に係る被災者に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき、県から見舞金が支給される。

対象となる事項	金 額	
住家の全壊、全焼又は流出	1世帯につき	100,000円
住家の半壊又は半焼	1世帯につき	100,000円
死 亡	死亡者1人につき	100,000円
重傷者	重傷者1人につき	50,000円

## 第7項 被災者生活再建支援金の支給

災害により、被災者生活再建支援法の適用となる規模の被害が発生したとき、被災者からの申請に対して円滑に事務を実施できるよう、この法に基づく運用取扱いについて必要な事項を定める。

### 1 被災者生活再建支援法の概要

#### (1) 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法（以下、本項において「法」という。）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して

被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

## (2) 被災者生活再建支援法の適用

県の地域において、法の対象となる自然災害が発生した場合、その旨を公示し、被災世帯から申請があったときは、対象となる被災世帯への支援金の支給手続きを実施する。

### ア 法の対象となる自然災害

#### (ア) 法の対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる被害

#### (イ) 法の対象となる自然災害の程度

a 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町域に係る自然災害

b 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町域に係る自然災害

c 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

d a又はbの市町を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害

e a～cの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町域に係る自然災害

f a若しくはbの市町を含む都道府県又はcの都道府県が2以上ある場合で、5世帯（人口5万人未満の市町にあっては、2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害

## 2 被災者生活再建支援制度

### (1) 支援金の支給対象となる被災世帯

#### ア 支援金の支給対象となる被災世帯

前述の1(2)(イ)a～fの自然災害により

(ア) 住宅が「全壊」した世帯

(イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

(エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(オ) 半壊世帯のうち大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

#### イ 支援金の支給額

該当する世帯に支給される支給額は次表の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の支給額の金額は3/4額となる。

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ((1)ア(ア)に該当)	解体 ((1)ア(イ)に該当)	長期避難 ((1)ア(ウ)に該当)	大規模半壊 ((1)ア(エ)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

※「中規模半壊世帯」は支給なし

(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※「中規模半壊世帯」は上記の1/2の額

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円（「中規模半壊世帯」は上記の1/2の額）

### 3 支援金の支給申請等

(1) 申請期間

基礎支援金については、災害発生日から起算して13月以内、加算支援金については災害発生日から起算して37月以内とする。

(2) 申請時の添付書類

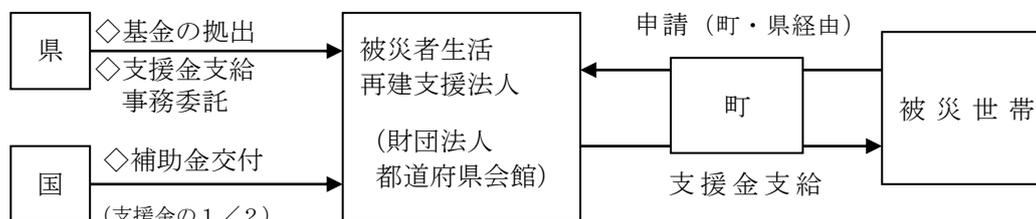
ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票 等

イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等） 等

(3) 支援金支給に係る手続き

被災者からの支援金支給申請に係る県、町、被災者生活再建支援法人、国(内閣府)の事務等の概要は次に示すとおりである。

□ 被災者生活再建支援金の支給フロー



## 第8項 生活資金の確保

災害により、住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、各種融資制度が設けられている。

町は、これら資金の融資が円滑に行われるよう被災者に対する広報活動を実施するとともに、希望者に対しては、積極的に相談・指導等を行う。

## 1 生活福祉資金の貸付け

低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を目的として設けられ、災害を受けたことにより臨時の経費を必要とする該当世帯に対して貸し付けられるものとして、福祉資金（福祉費、緊急小口資金）がある。

なお、貸付業務は、県社会福祉協議会が、民生児童委員及び町社会福祉協議会の協力を得て、必要な資金の融資を行う。

### (1) 資金の種類

資金の種類は、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

### (2) 相談申込先

町社会福祉協議会

## 2 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け

母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金とも災害を受けたことを条件とした融資ではないが、災害の場合、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金について、据置期間の特例が設けられている。

### (1) 母子福祉資金

配偶者のいない女子で、現に20才未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を増進するために貸し付けられるもので、県が貸付けを行う。

#### ア 資金の種類

資金の種類は、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療・介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金がある。

#### イ 申込先

(ア) 町役場

(イ) 柳井健康福祉センター

(ウ) 町社会福祉事務所

### (2) 父子福祉資金

配偶者のいない男子で、現に20才未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を増進するために貸し付けられるもので、県が貸付けを行う。資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様。

※ 相談については、母子・父子自立支援員が当たる。

### (3) 寡婦福祉資金

寡婦（配偶者と死別、離婚した女子であって現に婚姻していない者、配偶者の生死が明らかでない女子等）に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため貸し付けられるも

ので、県が貸付けを行う。資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様。

### 3 縣市町中小企業勤労者小口資金

県内に居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸し付けられるもので、県・市町・労働金庫が協調して貸付けを行う。

- (1) 貸付限度額 災害資金100万円以内
- (2) 償還期間 10年以内
- (3) 利率 年1.59%（保証料別途）
- (4) 申込先 中国労働金庫

## 第9項 その他の生活支援

### 1 物価安定対策

災害発生時には、交通、通信機能の麻痺等により流通機構の混乱等が生じ、食料品、日用品等生活必需物資の供給が円滑にできず、これに伴い物価等に影響がでることが考えられる。

このため、町は、消費者保護の観点から、物価安定の緊急対策を図るため、必要に応じ、県に対し物価の安定と物資の安定供給等必要な措置を講じるよう要請する。

### 2 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

- (1) 郵便業務関係
  - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地宛て救助用郵便物の料金免除
- (2) 簡易保険業務関係
  - ア 保険料払込猶予期間の延伸
  - イ 保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払
  - ウ 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
  - エ 解約還付金の非常即時払
  - オ 保険貸付金の非常即時払

### 3 放送受信料の免除

災害救助法による救助が行われた区域内で半壊又は床上浸水以上の程度の被害を受けた場合、日本放送協会により2か月間放送受信料が免除されるほか、非常災害があった場合、総務大臣が承認した放送受信契約の範囲及び期間につき、放送受信料が免除される。

### 4 電話料金等の減免

災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、西日本電信電話株式会社により、臨時に料金又は

工事に関する費用が減免されることがある。

## 5 非常金融措置

日本銀行下関支店は、被災地における人心の安定及び災害の復旧に資するため、通貨の円滑な供給、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営等の金融対策が措置を講じる。

## 第10項 罹災証明書の交付

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、発災後早期に住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、町長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、この調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努める。

## 第11項 被災者台帳の作成

### 1 作成

町は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする被災者台帳を作成することができる。

なお、被災者台帳に記載する被災者に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 町長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

## 2 利用及び提供

町は、次の場合にあつては、被災者台帳に記載し、又は記録された情報を自ら利用し、又は提供することができる。

- (1) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

## 第2節 義援金及び見舞品の受入れ・配分

大規模な災害が発生した場合、県内はもとより、全国、外国から多数の義援金品が寄せられ、寄託された義援金品は、被災者にとって大きな支えとなる。

この寄託された義援金品を、迅速・確実に被災者に配分するため、受付、保管、輸送等について、必要な事項を定める。

### 第1項 義援金品の受付

義援金品の寄託は、発災当日から行われることが予想されるため、町は、状況に応じ発災後おおむね12時間以内に受付窓口を開設し、義援金品の受付を行う。

#### 1 義援品として受け取るもの

義援品は、原則として、補修又は修繕を要するもの及び中古衣料、中古雑誌等で使用に耐えないもの、また、腐りやすい食料品等は受け付けない。

また、有効活用の観点から、被災者ニーズの把握に努める。

#### 2 受付の周知

義援金品寄託者への配慮及び円滑な受付業務を行うため、募集窓口の連絡方法、口座番号、必要義援物資の種類、物資搬送場所、募集期間等について、報道機関の協力を得て広報し、寄託者等への周知を図る。

#### 3 義援金品の受付

(1) 町が直接受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。

(2) 義援品の受入れについては、緊急輸送拠点を定め、管理責任者を配置する。

なお、義援金品の受付は、短期間のうちに正確かつ迅速に行う必要があることから、他の部からの応援を得て実施する。

### 第2項 義援金品の保管

町は、被災地に寄せられた義援金品を被災者に配布するまでの間、管理・保管する。

#### 1 義援金

義援金については、被災者に配分するまでの間、町長名義の普通預金口座を設け、払出しまでの間預金保管する。

#### 2 義援品

義援品は、町が直接受領したもの及び県が受入れ、配送されるものも併せて、あらかじめ定めている場所に保管する。ただし、災害の状況によっては、臨時に集積場所を定めて保管する。

### 第3項 義援金品の配分及び輸送

町は、義援金品の配分を公平適切に行うため、配分委員会等の組織を設置し、同委員会で定める配分計画に基づき、配布する。

#### 1 義援金

- (1) 町に直接寄託された義援金及び県、日赤山口県支部等から送金を受けた義援金について、罹災証明書をもとに、被災者に直接又は指定の口座に送金する。
- (2) 罹災証明書は、義援金配布時の証明書として、また、他の生活再建に必要な融資等を受ける際にも必要となるものであることから、これの発行が迅速に行われるよう、必要な体制の確立及び手続きの簡素化等の措置を講じる。

#### 2 義援品

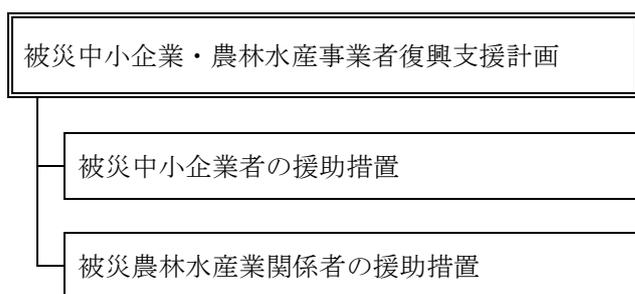
- (1) 義援品の配布については、避難所、在宅における被災者等の実態をよく把握し、公平に物資が行きわたるよう配慮の上、配布する。
- (2) 配布に当たっては、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得るようにする。

# 第3章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画

## 基本的な考え方

災害発生時には、地域の中小企業、農林水産業等における生産施設・設備についても大きな被害を被ることが考えられる。

地域の生産活動や雇用を支えるこれら事業者の活動の回復・維持と経営の安定は、被災後の社会生活の安定を図る上で重要なものとなることから、町は、県及び関係機関と協力して必要な措置を講じる。



## 第1節 被災中小企業者の援助措置

町は、中小企業関係の被害状況、激甚法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業者に対する復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

### 1 制度の周知

被災中小企業者に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融制度の周知を図る。

### 2 中小企業特別対策資金の貸付等

県中小企業特別対策資金（経営安定化貸付・災害復旧資金）の貸付を行うとともに、政府系金融機関（㈱日本政策金融公庫、㈱商工組合中央金庫）、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。

### 3 債務保証促進の要請

信用力、担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、県信用保証協会に対し、債務保証の促進を要請する。

### 4 その他の要請

被害の状況に応じて、金融機関に対し、貸付手続きの簡便迅速化、貸出条件の緩和等について、特別の取扱いが図られるよう要請する。

## 第2節 被災農林水産業関係者の援助措置

町は、風水害により被害を受けた農林水産業者又は農林水産業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、経営の安定を図る。

また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林水産業者の経営の安定を図る。

- 1 天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
- 2 株式会社日本政策金融公庫